

# 目 次

( 令 和 7 年 )

## ○第1回臨時会

### 第1日目（1月23日）

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第1号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第2号 中城村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第3号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第4号 中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	12
議案第5号 令和6年度中城村一般会計補正予算（第9号）	16
議案第6号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	20
議案第7号 令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	22
議案第8号 令和6年度中城村下水道事業会計補正予算（第1号）	23

## ○第2回定例会

### 第1日目（3月3日）

会議録署名議員の指名	30
会期の決定	30
諸般の報告	30
行政報告	30
令和7年度 施政方針	31
議案第9号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	40
議案第10号 中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	48
議案第11号 中城村課設置条例の一部を改正する条例	51
議案第12号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	53
議案第13号 中城村役場庁舎建設基金条例を廃止する条例	56
議案第14号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する	

	る条例	57
議案第15号	令和6年度中城村一般会計補正予算(第10号)	61
議案第16号	令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)	65
議案第17号	令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	67
議案第18号	令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)	68
議案第19号	令和6年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算(第3号)	69
議案第20号	令和6年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)	70
議案第21号	令和6年度中城村下水道事業会計補正予算(第2号)	71
議案第22号	令和7年度中城村一般会計予算	73
議案第23号	令和7年度中城村国民健康保険特別会計予算	78
議案第24号	令和7年度中城村後期高齢者医療特別会計予算	81
議案第25号	令和7年度中城村土地区画整理事業特別会計予算	83
議案第26号	令和7年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算	84
議案第27号	令和7年度中城村水道事業会計予算	86
議案第28号	令和7年度中城村下水道事業会計予算	89
議案第29号	物品等購入の契約について	92

## 第2日目(3月4日)

議案第9号	中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	97
議案第10号	中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	97
議案第11号	中城村課設置条例の一部を改正する条例	98
議案第12号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例	101
議案第13号	中城村役場庁舎建設基金条例を廃止する条例	102
議案第14号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上 並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成 基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関す る条例	102
議案第15号	令和6年度中城村一般会計補正予算(第10号)	103
議案第16号	令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)	110
議案第17号	令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	111
議案第18号	令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)	111
議案第19号	令和6年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算(第3号)	112
議案第20号	令和6年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)	113
議案第21号	令和6年度中城村下水道事業会計補正予算(第2号)	113
議案第29号	物品等購入の契約について	113
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	115
同意第1号	中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求め	

	ることについて	117
同意第2号	教育委員会委員の任命について	118
報告第1号	令和7年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について	119
報告第2号	専決処分の報告について（防災行政無線機器更新工事改定契約につ いて）	120
報告第3号	令和4年度決算に係る健全化判断比率の修正について	121
報告第4号	令和5年度決算に係る健全化判断比率の修正について	123

### 第3日目（3月5日）

議案第22号	令和7年度中城村一般会計予算	127
議案第23号	令和7年度中城村国民健康保険特別会計予算	168
議案第24号	令和7年度中城村後期高齢者医療特別会計予算	168
議案第25号	令和7年度中城村土地区画整理事業特別会計予算	168
議案第26号	令和7年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算	169
議案第27号	令和7年度中城村水道事業会計予算	169
議案第28号	令和7年度中城村下水道事業会計予算	169

第4日目（3月6日） 委員会（木） 委員会審議

第5日目（3月7日） 委員会（金） 委員会審議

第6日目（3月8日） 休 会（土）

第7日目（3月9日） 休 会（日）

第8日目（3月10日） 委員会（月） 委員会審議

第9日目（3月11日） 委員会（火） 委員会審議（委員会まとめ）

第10日目（3月12日） 委員会（水） 委員会審議（連合審査）

第11日目（3月13日） 委員会（木） 委員会審議（連合審査）

第12日目（3月14日） 休 会（金）

第13日目（3月15日） 休 会（土）

第14日目（3月16日） 休 会（日）

## 第15日目（3月17日）

### 一般質問

9番 大城 常良 議員	173
14番 新垣 善功 議員	184
5番 新垣 貞則 議員	191
6番 安里 清市 議員	201

## 第16日目（3月18日）

### 一般質問

1番 小橋川 恵美 議員	213
12番 金城 章 議員	221
7番 新垣 修 議員	231
4番 桃原 清 議員	240

## 第17日目（3月19日）

### 一般質問

15番 石原 昌雄 議員	253
13番 新垣 博正 議員	260
8番 屋良 照枝 議員	270
2番 玉那覇 登 議員	278

## 第18日目（3月20日） 休 会（木） 春分の日

## 第19日目（3月21日）

議案第30号 中城村立小学校整備事業契約の変更契約について	289
議案第31号 中城村立中学校整備事業契約について	291
意見書第1号 日米地位協定の見直しに関する意見書	296
意見書第2号 沖縄の離島振興に関する意見書	298
意見書第3号 高額療養費制度の自己負担額引上げの撤回を求める意見書	300
議案第22号 令和7年度中城村一般会計予算	303
議案第23号 令和7年度中城村国民健康保険特別会計予算	305
議案第24号 令和7年度中城村後期高齢者医療特別会計予算	306
議案第25号 令和7年度中城村土地区画整理事業特別会計予算	307
議案第26号 令和7年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算	308
議案第27号 令和7年度中城村水道事業会計予算	310
議案第28号 令和7年度中城村下水道事業会計予算	311
陳情第4号 国の財源による給食費の無償化制度設立を求める意見提出の陳情、	

ならびに国による制度設立まで県と貴自治体が協力して無償化実現 をめざす陳情 .....	312
発議第1号 閉会中の所管事務調査について .....	313
発議第2号 閉会中の議員派遣について .....	316

### ○第3回臨時会

#### 第1日目（3月26日）

会議録署名議員の指名 .....	321
会期の決定 .....	321
議案第32号 中城村立中学校整備事業契約について .....	321

# 第1回臨時会

# 令和7年第1回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 令和7年1月23日

会 期 1 日間

閉 会 令和7年1月23日

日 次	月 日	曜日	開議時刻	会 議 名	事 項
第 1 日	1月23日	木	午後1時30分	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 議案第1、2、3、4、5、6、7、8号における説明、質疑、討論、採決 閉会

# 令和7年第1回中城村議会臨時会（第1日目）

招 集 年 月 日	令和7年1月23日（木）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	令和7年1月23日（午後1時30分）		
	閉 会	令和7年1月23日（午後2時34分）		
応 招 議 員  （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	10 番	欠 員
	2 番	玉那覇 登	11 番	仲 松 正 敏
	3 番	欠 員	12 番	金 城 章
	4 番	桃 原 清	13 番	新 垣 博 正
	5 番	新 垣 貞 則	14 番	新 垣 善 功
	6 番	安 里 清 市	15 番	石 原 昌 雄
	7 番	新 垣 修	16 番	伊 佐 則 勝
8 番	屋 良 照 枝			
欠 席 議 員	9 番	大 城 常 良		
会 議 録 署 名 議 員	15 番	石 原 昌 雄	1 番	小橋川 恵 美
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比 嘉 保	会計年度任用職員	比屋根 由美子
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	比 嘉 麻 乃	こども課長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	新 垣 正	企 画 課 長	金 城 勉
	教 育 長	比 嘉 良 治	都市建設課長	呉 屋 克 行
	総 務 課 長	大 湾 朝 也	上下水道課長	下 地 良 和
	住 民 生 活 課 長	新 垣 忍	教育総務課長	我 謝 慎 太 郎
	会 計 管 理 者	照 屋 郁 子	生涯学習課長	渡 久 地 真
	税 務 課 長	比 嘉 聡	教育総務課主幹	森 本 雅 人
	福 祉 課 長	照 屋 淳		
	健 康 保 険 課 長	島 袋 かおり		

## 議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第 1 号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第 4	議案第 2 号 中城村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
第 5	議案第 3 号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第 6	議案第 4 号 中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
第 7	議案第 5 号 令和 6 年度中城村一般会計補正予算（第 9 号）
第 8	議案第 6 号 令和 6 年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
第 9	議案第 7 号 令和 6 年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 10	議案第 8 号 令和 6 年度中城村下水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長 伊佐則勝 こんにちは。ただいまより令和7年第1回中城村議会臨時会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(13時30分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、15番 石原昌雄議員及び1番 小橋川恵美議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1月23日のみにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1月23日

の1日のみに決定しました。

日程第3 議案第1号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは皆さん、改めましてこんにちは。そして、議員の皆様、今年1年もよろしく願いいたします。

その前に、ただいま修議員からありましたように、今後もさらに経費削減に努力してまいります。よろしく願いいたします。

議案第1号 中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第1号

#### 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年中城村条例第8号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年1月23日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

#### 提案理由

人事院及び沖縄県人事委員会に国家公務員等一般職の勤勉手当の引上げが勧告されている。

また、令和6年12月20日に「特別職の職員の給与に関する法律」が改正されており、本村の議会議員の期末手当について引上げる措置を行う必要がある。

#### 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年中城村条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後

改正前

<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の期末手当の額は議員の受ける報酬月額に報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の期末手当の額は議員の受ける報酬月額に報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に_____100分の170_____を乗じて得た額とする。</p>
--	--

第2条 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年中城村条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の期末手当の額は議員の受ける報酬月額に報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に_____100分の172.5_____を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の期末手当の額は議員の受ける報酬月額に報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

提案理由といたしまして、人事院及び沖縄県人事委員会に国家公務員等一般職の勤勉手当の引上げが勧告されている。また、令和6年12月20日に特別職の職員の給与に関する法律が改正されており、本村の議会議員の期末手当について引き上げる措置を行う必要があるためでございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（13時34分）

~~~~~

再 開（13時38分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。休憩します。

休 憩（13時38分）

~~~~~

再 開（13時40分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第1号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第1号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 中城村特別職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 では、議案第2号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第2号

#### 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第18号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年1月23日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

#### 提案理由

人事院及び沖縄県人事委員会に国家公務員等一般職の勤勉手当の引上げが勧告されている。  
また、令和6年12月20日に「特別職の職員の給与に関する法律」が改正されており、村長、副村長及び教育長の期末手当について引上げる措置を行う必要がある。

#### 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)

<p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、その特別職の職員の受ける給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、その特別職の職員の受ける給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に_____100分の170_____を乗じて得た額とする。</p>
---	---

第2条 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、その特別職の職員の受ける給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に_____100分の172.5_____を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、その特別職の職員の受ける給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

提案理由といたしまして、人事院及び沖縄県人事委員会に国家公務員等一般職の勤勉手当の引上げが勧告されている。また、令和6年12月20日に特別職の職員の給与に関する法律が改正されており、村長、副村長及び教育長の期末手当について引き上げる措置を行う必要があるためでございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号は会議規則第39条第3項の規定に

よって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第2号 中城村特別職の職員  
で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一  
部を改正する条例は原案のとおり可決されまし  
た。

日程第5 議案第3号 中城村職員の給与に

関する条例の一部を改正する条例を議題としま  
す。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第3号 中  
城村職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例について、御提案申し上げます。

### 議案第3号

#### 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を別紙のとおり改正したい  
ので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年1月23日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

#### 提案理由

人事院及び沖縄県人事委員会の給与勧告等を考慮し、村職員の給与に関し、所要の改定をする必  
要がある。

#### 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第21条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合は100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の12	(期末手当) 第21条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に_____100分の122.5_____を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と_____

7.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準にしたがって定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第2 (第6条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	

する。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準にしたがって定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に\_\_\_\_\_100分の102.5\_\_\_\_\_を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に\_\_\_\_\_100分の48.75\_\_\_\_\_を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第2 (第6条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	

14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100

81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		299,400	347,400				94		295,900	343,600			
95		299,700	347,800				95		296,200	344,100			
96		300,100	348,200				96		296,600	344,500			
97		300,300	348,400				97		296,800	344,700			
98		300,600	348,800				98		297,100	345,100			
99		301,000	349,200				99		297,500	345,500			
100		301,400	349,500				100		297,900	345,800			
101		301,600	349,800				101		298,100	346,100			
102		301,900	350,200				102		298,400	346,500			
103		302,200	350,600				103		298,800	346,900			
104		302,500	351,000				104		299,100	347,300			
105		302,700	351,500				105		299,300	347,800			
106		303,000	351,900				106		299,600	348,200			
107		303,300	352,300				107		300,000	348,600			
108		303,600	352,700				108		300,300	349,000			
109		303,800	353,200				109		300,500	349,500			
110		304,200	353,600				110		300,900	349,900			
111		304,600	353,900				111		301,300	350,200			
112		304,900	354,200				112		301,600	350,500			
113		305,100	354,700				113		301,800	351,000			
114		305,300					114		302,000				
115		305,600					115		302,300				
116		306,000					116		302,700				
117		306,200					117		302,900				
118		306,400					118		303,100				
119		306,700					119		303,400				
120		307,000					120		303,700				
121		307,400					121		304,100				
122		307,600					122		304,300				
123		307,900					123		304,600				
124		308,200					124		304,900				
125		308,500					125		305,200				
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200
備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第24条に規定する職員を除く。							備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第24条に規定する職員を除く。						

第2条 中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第21条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に_____	(期末手当) 第21条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に_____

100分の125

を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と \_\_\_\_\_ する。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準にしたがって定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に \_\_\_\_\_

100分の105

\_\_\_\_\_ を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に \_\_\_\_\_

100分の50

\_\_\_\_\_ を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合は100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準にしたがって定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

\_\_\_\_\_

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25を乗じて得た額の総額

\_\_\_\_\_

3～5 (略)

附 則  
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（中城村職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。））による改正後の給与条例の規定は令和6年4月1日から適用する。  
（給与の内払）
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由といたしまして、人事院及び沖縄県人事委員会の給与勧告等を考慮し、村職員の給与に関し所要の改定をする必要があるためでございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第3号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第3号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第3号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第4号 中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第4号

##### 中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年中城村条例第12号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年1月23日 提出

提案理由

人事院及び沖縄県人事委員会の給与勧告等を考慮し、村会計年度任用職員の給与等に関し、所要の改定をする必要がある。

中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年中城村条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第4条関係） 会計年度任用職員給料表			別表第1（第4条関係） 会計年度任用職員給料表		
職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
	円	円		円	円
1	183,500	230,000	1	162,100	208,000
2	184,600	231,500	2	163,200	209,700
3	185,800	233,000	3	164,400	211,400
4	186,900	234,500	4	165,500	212,900
5	188,000	236,000	5	166,600	214,400
6	189,700	237,500	6	167,700	216,200
7	191,300	239,000	7	168,800	217,900
8	192,900	240,500	8	169,900	219,600
9	194,500	242,000	9	170,900	221,100
10	196,200	243,400	10	172,300	222,600
11	197,800	244,800	11	173,600	224,100
12	199,400	246,200	12	174,900	225,600
13	201,000	247,400	13	176,100	226,800
14	202,700	248,600	14	177,600	228,200
15	204,400	249,800	15	179,100	229,600
16	206,100	251,000	16	180,700	231,000
17	207,400	252,100	17	181,800	232,400
18	209,000	253,200	18	183,200	234,000
19	210,600	254,300	19	184,600	235,500
20	212,100	255,400	20	186,000	236,900
21	213,600	256,400	21	187,300	238,100
22	215,200	257,400	22	189,600	239,700
23	216,800	258,400	23	191,800	241,200
24	218,400	259,400	24	194,000	242,600
25	220,000	260,400	25	196,200	243,600
26	221,700	261,300	26	197,900	245,100
27	223,000	262,200	27	199,400	246,400
28	224,300	263,100	28	200,900	247,600
29	225,600	263,900	29	202,400	248,700
30	226,700	264,700	30	203,800	249,700
31	227,800	265,500	31	205,200	250,600
32	228,900	266,300	32	206,600	251,500
33	230,000	267,000	33	208,000	252,400

34	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>
35	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>
36	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>
37	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>
38	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>
39	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>
40	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>
41	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>
42	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>
43	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>
44	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>
45	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>
46	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>
47	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>
48	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>
49	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>
50	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>
51	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>
52	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>
53	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>
54	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>
55	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>
56	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>
57	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>
58	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>
59	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>
60	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>
61	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>
62	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>
63	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>
64	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>
65	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>
66	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>
67	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>
68	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>
69	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>
70	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>
71	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>
72	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>
73	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>
74	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>
75	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>
76	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>
77	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>
78	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>
79	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>
80	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>
81	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>
82	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>
83	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>
84	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>
85	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>
86	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>
87	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>
88	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>

34	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>
35	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>
36	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>
37	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>
38	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>
39	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>
40	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>
41	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>
42	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>
43	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>
44	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>
45	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>
46	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>
47	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>
48	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>
49	<u>225,400</u>	<u>268,900</u>
50	<u>226,300</u>	<u>269,900</u>
51	<u>227,200</u>	<u>270,900</u>
52	<u>228,100</u>	<u>271,800</u>
53	<u>228,900</u>	<u>272,700</u>
54	<u>229,800</u>	<u>273,600</u>
55	<u>230,700</u>	<u>274,500</u>
56	<u>231,500</u>	<u>275,400</u>
57	<u>231,800</u>	<u>276,300</u>
58	<u>232,600</u>	<u>277,200</u>
59	<u>233,300</u>	<u>278,100</u>
60	<u>233,900</u>	<u>279,000</u>
61	<u>234,500</u>	<u>280,000</u>
62	<u>235,200</u>	<u>281,000</u>
63	<u>235,800</u>	<u>281,900</u>
64	<u>236,300</u>	<u>282,800</u>
65	<u>236,800</u>	<u>283,300</u>
66	<u>237,300</u>	<u>284,000</u>
67	<u>237,800</u>	<u>284,700</u>
68	<u>238,400</u>	<u>285,600</u>
69	<u>238,900</u>	<u>286,600</u>
70	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>
71	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>
72	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>
73	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>
74	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>
75	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>
76	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>
77	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>
78	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>
79	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>
80	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>
81	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>
82	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>
83	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>
84	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>
85	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>
86	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>
87	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>
88	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>

89	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	89	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>
90	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	90	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>
91	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	91	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>
92	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	92	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>
93	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	93	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>
94		<u>299,400</u>	94		<u>295,900</u>
95		<u>299,700</u>	95		<u>296,200</u>
96		<u>300,100</u>	96		<u>296,600</u>
97		<u>300,300</u>	97		<u>296,800</u>
98		<u>300,600</u>	98		<u>297,100</u>
99		<u>301,000</u>	99		<u>297,500</u>
100		<u>301,400</u>	100		<u>297,900</u>
101		<u>301,600</u>	101		<u>298,100</u>
102		<u>301,900</u>	102		<u>298,400</u>
103		<u>302,200</u>	103		<u>298,800</u>
104		<u>302,500</u>	104		<u>299,100</u>
105		<u>302,700</u>	105		<u>299,300</u>
106		<u>303,000</u>	106		<u>299,600</u>
107		<u>303,300</u>	107		<u>300,000</u>
108		<u>303,600</u>	108		<u>300,300</u>
109		<u>303,800</u>	109		<u>300,500</u>
110		<u>304,200</u>	110		<u>300,900</u>
111		<u>304,600</u>	111		<u>301,300</u>
112		<u>304,900</u>	112		<u>301,600</u>
113		<u>305,100</u>	113		<u>301,800</u>
114		<u>305,300</u>	114		<u>302,000</u>
115		<u>305,600</u>	115		<u>302,300</u>
116		<u>306,000</u>	116		<u>302,700</u>
117		<u>306,200</u>	117		<u>302,900</u>
118		<u>306,400</u>	118		<u>303,100</u>
119		<u>306,700</u>	119		<u>303,400</u>
120		<u>307,000</u>	120		<u>303,700</u>
121		<u>307,400</u>	121		<u>304,100</u>
122		<u>307,600</u>	122		<u>304,300</u>
123		<u>307,900</u>	123		<u>304,600</u>
124		<u>308,200</u>	124		<u>304,900</u>
125		<u>308,500</u>	125		<u>305,200</u>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由といたしまして、人事院及び沖縄県  
人事委員会の給与勧告等を考慮し、村会計年度

任用職員の給与等に関し、所要の改定をする必  
要があるためでございます。

○議長 伊佐則勝 これでは提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第4号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第4号 中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

休憩。

休 憩 (13時54分)

~~~~~

再 開 (13時54分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

日程第7 議案第5号 令和6年度中城村一般会計補正予算(第9号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第5号 令和6年度中城村一般会計補正予算(第9号)について御提案申し上げます。

### 議案第5号

#### 令和6年度中城村一般会計補正予算(第9号)

令和6年度中城村一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ290,284千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,394,410千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年1月23日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

### 第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

| 款        | 項       | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|----------|---------|------------|---------|------------|
| 15 国庫支出金 |         | 2,657,410  | 170,180 | 2,827,590  |
|          | 2 国庫補助金 | 1,001,400  | 170,180 | 1,171,580  |
| 16 県支出金  |         | 1,659,568  | 8,424   | 1,667,992  |
|          | 2 県補助金  | 880,311    | 8,424   | 888,735    |
| 19 繰入金   |         | 489,783    | 111,680 | 601,463    |
|          | 2 基金繰入金 | 489,021    | 111,680 | 600,701    |
| 歳 入 合 計  |         | 11,104,126 | 290,284 | 11,394,410 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款        | 項           | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------|-------------|-----------|---------|-----------|
| 1 議会費    |             | 105,192   | 941     | 106,133   |
|          | 1 議会費       | 105,192   | 941     | 106,133   |
| 2 総務費    |             | 1,603,965 | 18,389  | 1,622,354 |
|          | 1 総務管理費     | 1,353,876 | 9,459   | 1,363,335 |
|          | 2 徴税費       | 121,802   | 5,103   | 126,905   |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 83,843    | 3,167   | 87,010    |
|          | 4 選挙費       | 41,847    | 660     | 42,507    |
| 3 民生費    |             | 4,517,426 | 191,107 | 4,708,533 |
|          | 1 社会福祉費     | 2,181,609 | 162,871 | 2,344,480 |
|          | 2 児童福祉費     | 2,335,817 | 28,236  | 2,364,053 |
| 4 衛生費    |             | 1,223,246 | 9,546   | 1,232,792 |
|          | 1 保健衛生費     | 723,872   | 8,567   | 732,439   |
|          | 2 清掃費       | 489,947   | 979     | 490,926   |
| 6 農林水産業費 |             | 383,859   | 3,242   | 387,101   |
|          | 1 農業費       | 361,957   | 2,713   | 364,670   |
|          | 3 水産業費      | 18,737    | 529     | 19,266    |
| 7 商工費    |             | 253,011   | 244     | 253,255   |
|          | 1 商工費       | 253,011   | 244     | 253,255   |
| 8 土木費    |             | 594,296   | 18,067  | 612,363   |
|          | 1 土木管理費     | 57,603    | 1,987   | 59,590    |
|          | 2 道路橋梁費     | 338,842   | 16,080  | 354,922   |
| 10 教育費   |             | 1,602,215 | 48,748  | 1,650,963 |
|          | 1 教育総務費     | 230,735   | 16,087  | 246,822   |
|          | 2 小学校費      | 330,462   | 10,915  | 341,377   |
|          | 3 中学校費      | 76,481    | 2,865   | 79,346    |
|          | 5 社会教育費     | 249,477   | 9,181   | 258,658   |

| 款       | 項       | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|---------|---------|------------|---------|------------|
|         | 6 保健体育費 | 535,918    | 9,700   | 545,618    |
| 歳 出 合 計 |         | 11,104,126 | 290,284 | 11,394,410 |

本案補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,028万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億9,441万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 2点ほど確認を込めて質問いたします。

議案第5号 令和6年度中城村一般会計補正予算(第9号)の歳出の11ページと12ページになるんですけども、選挙費は、県議会議員選挙と衆議院選挙になっておりますが、県と国の選挙ですので、これが国庫支出金、県支出金にならずに、一般財源になっている理由は何なのかというのが1点です。

そして、次のページの6目臨時特別給付金事業費の非課税世帯給付金、この世帯数についてお答えいただけますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、新垣博正議員の補正予算に関する質問にお答えいたします。

11ページ、選挙費です。選挙管理委員会費の下に県議会議員、衆議院議員選挙のものがあるんですけど、そこにつきましては、今回の人勤による補正予算になります。この分については調整ができるかどうか、今後、歳入については確認をしていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

3款1項6目臨時特別給付金事業費の今回の非課税世帯給付金は、非課税世帯に対して3万円の給付と、あと18歳未満の子供がいる場合に、子供1人に対して2万円給付を予定しております。

今回の世帯の数なんですけど、まだ正式な実際の確定額は今調査している段階でありますので、5年度の7万円給付と6年度の非課税に行った給付を参考にして、プッシュ型の、もう口座分かっていきますので、プッシュ方式で今回は給付を予定しております。その世帯として多く見積もって3,000世帯で、今まで非課税だけど、申請がなかった方々の見込みとして400世帯、最大値ですね。あと、転入者の中から申請があるだろうと見込んでいる世帯として800世帯ほど、合計4,200世帯を対象として、今、計算のほうは出しております。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 選挙費については、今後組替えもする可能性もあるということで理解してよろしいですか。よろしいです。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、一般会計補正予算について質問します。

歳出の21ページ、2目14節、16節の久場前浜原線の件、就任してすぐ解決できたんですけども、どういう地主さんとの内容で合意したのか。それと、これは一般財源から出ますけれども、そのことについて村長どう思うかですね。

23ページの1目10節需用費、光熱費です。こ

れちょっと説明お願いできますか、690万の。

それと26ページ、支出の。学校給食費、4目の1節報酬、そこの説明、お願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 村道久場前浜原線についてお答えいたします。

この村道久場前浜原線については、平成25年から交渉が難航している中で、今回、8月に改めて交渉を開始してきた中で、やはりこの交渉が今回うまくいった中では、この地権者さんが申していたのは、ボタンの掛け違いがあったと。その地権者さんは工事に対して反対しているわけではなく、説明が不足していたということで、この10年間かかってしまったことに関しては、私どもも交渉が難航してきたことに関しては少し不手際があったものだと思っております。今回無事この交渉がうまくいった中には、やはり今回、8月から村長、副村長も交えて6回程度交渉した中では、この交渉を粘り強くやっていると、この地権者の同意を得ることができたというのは、交渉の仕方はいろいろあるんだなと私どもも感じております。

この事業に関しては電源立地交付金を活用しての事業だったのですが、やはりこの10年間、交渉がうまくいかなかったということで、その電源立地交付金がなくなってしまって、一般財源を使わないといけなくなったことに関しては、もうちょっとうまく交渉しながら事業を進めていけたら、こういうこともなかったと反省はしております。以上です。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、質問にお答えいたします。

まず、23ページの小学校費の学校管理費における需用費、光熱水費の690万の費用につきましては、こちらは小学校3校の水道・電気料が主なものとなっております。今回増になった部分につきましては、基本的には電気料に係る部

分であります。電気料につきましては、これまで国・県の補助措置によりある程度減免等で抑えられる分がありましたが、令和6年度においてはほぼ補助が該当しなくなっている点の伸び、新たに中城小学校におきましては建設工事を進めている中で、クーラーの使用、要するに工事期間中の、冬場においても騒音、ほこり等ありますので、ほぼ閉め切って状態でクーラーの使用が増えております。あと、この部分につきましては昨年度より減額になった傾向がありますけれども、今年につきましてはもうほぼ増額になっており、ちょっと教育委員会のほうでも積算の見積りが甘かったなというふうに感じております。今回、今後もこの部分の高騰もしている部分も含め、3校分の電気料として計上を行っております。

続きまして、26ページ目の学校給食における1節報酬につきましては、こちらにつきましては、先ほどの給与条例の改正によるものになりまして、地産地消コーディネーターを1人、会計年度任用職員の日々雇用が2人で、日々雇用の調理員の8名、計13名の報酬の改定に伴う増額と計上しております。以上です。

○議長 伊佐則勝 12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 久場前浜原線については、地権者と解決できたのは本当にうれしいものだと思っております。

しかし、就任してすぐできたということは、先ほど課長が言いましたとおり、これまでの要するに地権者との交渉がトップを交えてできなかったことは、そこが原因なのかなと私今、答弁で聞いて思ったんですけれども。今度解決された村長、副村長、このことについて、行政は継続だということを皆さんよく言いますので、どう思いますか。一般会計から予算もこれだけ、1,200万余りも出ることをです。そのことを課長じゃなくてどなたかちょっと答弁できますか。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 金城 章議員の質問にお答えします。

本来だったら、本当に電源立地開発交付金で1,000万出してやったほうがよかったんですけども、10年間の歳月等長くて、これはもうさっきトップが継続でいけばいいんじゃないかという話をするんですけども、そのときにも何回かお願いはしたんですけども、しかし、担当課のほうで粘り強くやったんですけども、なかなかできなかつた。ただ、今回は僕が就任して、そのときに電話して、会いたいということで話をしたら、なかなか会ってくれない。ただ、そのときにもお家まで行って、事務所まで行って、本人を探して面会したいということでやったんですけども、なかなか会えない。それで、自分の名刺を住宅に置いて、後ろに手紙みたいに書いて、連絡を下さいというときに初めて、11月になってから電話が来ました。そのときに、地権者と自治会長も一緒に協議したいということで、公民館のほうで村長も交えて3回ほどやって、それからスムーズにいて、副村長は次から来るなど、担当2人でいいですよということで、1月16日に今回は契約に至ったという経緯です。

金城 章さんが言うように、本来は役所は村長、副村長継続ですので、お願いして、本人に会えば一番よかったんだけど、それはかなえられなかつた。その辺は僕らも粘り強くやった交渉ではないかなと思っています。

いずれにしろ3月いっぱいにはこの道を開きたいと思っています。今回についてはよろしくをお願いします。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号 令和6年度中城村一般会計補正予算(第9号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号 令和6年度中城村一般会計補正予算(第9号)は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第6号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について御提案申し上げます。

議案第6号

令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,089千円を増額し、歳入歳出予算の総額を2,549,281千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年1月23日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款     | 項        | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|-------|----------|-----------|-------|-----------|
| 6 繰入金 |          | 321,766   | 2,089 | 323,855   |
|       | 1 他会計繰入金 | 321,765   | 2,089 | 323,854   |
| 歳入合計  |          | 2,547,192 | 2,089 | 2,549,281 |

（歳出）

（単位：千円）

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|---------|---------|-----------|-------|-----------|
| 1 総務費   |         | 58,651    | 207   | 58,858    |
|         | 1 総務管理費 | 45,382    | △505  | 44,877    |
|         | 2 徴税費   | 13,218    | 712   | 13,930    |
| 5 保健事業費 |         | 50,058    | 1,882 | 51,940    |
|         | 2 保健事業費 | 27,066    | 1,882 | 28,948    |
| 歳出合計    |         | 2,547,192 | 2,089 | 2,549,281 |

本案補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を25億4,928万1,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終

わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第6号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。  
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第6号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第6号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第7号 令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)について御提案申し上げます。

議案第7号

令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ497千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ206,457千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年1月23日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

| 款       | 項       | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|---------|---------|---------|-----|---------|
| 2 繰入金   |         | 196,366 | 497 | 196,863 |
|         | 1 基金繰入金 | 196,366 | 497 | 196,863 |
| 歳 入 合 計 |         | 205,960 | 497 | 206,457 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款           | 項              | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|-------------|----------------|---------|-----|---------|
| 1 土地区画整理事業費 |                | 205,959 | 497 | 206,456 |
|             | 1 南上原土地区画整理事業費 | 205,959 | 497 | 206,456 |
| 歳 出 合 計     |                | 205,960 | 497 | 206,457 |

本案補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億645万7,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第7号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号 令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第7号 令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 令和6年度中城村下水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第8号 令和6年度中城村下水道事業会計補正予算(第1号)について御提案申し上げます。

## 議案第8号

令和6年度中城村下水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 令和6年度中城村下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和6年度中城村下水道事業会計予算(以下、「予算」という。)第3条に定めた収益的

支出の予定額を次のとおり補正する。

|     |         | 収 入        |           |            |
|-----|---------|------------|-----------|------------|
|     | (科目)    | (既決予定額)    | (補正予定額)   | (計)        |
| 第1款 | 下水道事業収益 | 290,727 千円 | △500 千円   | 290,227 千円 |
| 第1項 | 営業収益    | 94,050 千円  | △500 千円   | 93,550 千円  |
|     |         | 支 出        |           |            |
|     | (科目)    | (既決予定額)    | (補正予定額)   | (計)        |
| 第1款 | 下水道事業費用 | 280,874 千円 | △1,000 千円 | 279,874 千円 |
| 第1項 | 営業費用    | 250,680 千円 | △1,000 千円 | 249,680 千円 |

(資本的収入及び支出)

第3条 令和6年度中城村下水道事業会計予算（以下、「予算」という。）第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

|     |       | 収 入        |            |            |
|-----|-------|------------|------------|------------|
|     | (科目)  | (既決予定額)    | (補正予定額)    | (計)        |
| 第1款 | 資本的収入 | 450,231 千円 | △18,994 千円 | 431,237 千円 |
| 第1項 | 企業債   | 170,500 千円 | △9,600 千円  | 160,900 千円 |
| 第2項 | 補助金   | 191,440 千円 | △9,394 千円  | 182,046 千円 |
|     |       | 支 出        |            |            |
|     | (科目)  | (既決予定額)    | (補正予定額)    | (計)        |
| 第1款 | 資本的支出 | 489,846 千円 | △18,746 千円 | 471,100 千円 |
| 第1項 | 建設改良費 | 372,141 千円 | △18,746 千円 | 353,395 千円 |

(企業債)

第4条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額           | 起債の方法              | 利率         | 償還の方法                                                                                                               |
|-------|---------------|--------------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 下水道事業 | 千円<br>160,900 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | %<br>年5%以内 | 特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。<br>ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは、繰り上げ償還または、低利に借換えすることができる。 |

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 21,058 千円

令和7年1月23日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

本案の補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、収益的収入及び支出。

令和6年度中城村下水道事業会計予算。

第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入のほうから、第1款下水道事業収益、第1項営業収益、既決予定額が9,405万円、補正予定額が50万円の減、合計が9,355万円。

続きまして、支出、第1款下水道事業費用、第1項営業費用、既決予定額が2億5,068万円、補正予定額が100万円の減、合計が2億4,968万円。

では、2ページをお開きください。

第3条、資本的収入及び支出。

令和6年度中城村下水道事業会計予算。

第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入のほうから、第1款資本的収入、第1項企業債が既決予定額1億7,050万円、補正予定額が960万円の減、合計が1億6,090万円、2項補助金が既決予定額が1億9,144万円、補正予定額が939万4,000円の減、合計が1億8,204万6,000円。

続きまして、支出でございます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、既決予定額が3億7,214万1,000円、補正予定額が1,874万6,000円の減、合計が3億5,339万5,000円。

続きまして、4条、企業債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的、下水道事業、限度額が1億6,090万円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率年5%以内。償還の方法が、特別の融資条件のあるものを除き、償還期間は据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費2,105万8,000円。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第8号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これ  
で討論を終わります。

これから議案第8号 令和6年度中城村下水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第8号 令和6年度中城村下水道事業会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会 (14時34分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 伊 佐 則 勝

中城村議会議員 石 原 昌 雄

中城村議会議員 小橋川 恵 美

# 第2回 定例会

## 令和7年第2回中城村議会定例会会期日程表

開 会    令和7年3月3日

会 期 19 日間

閉 会    令和7年3月21日

| 日 次   | 月 日   | 曜日 | 開議時刻  | 会 議 名 | 事 項                                                                                                                                            |
|-------|-------|----|-------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 日 | 3月3日  | 月  | 午前10時 | 本 会 議 | 会議録署名議員の指名、会期の決定<br>諸般の報告、行政報告、施政方針<br>議案第9、10、11、12、13、14、15、16、17、<br>18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、<br>28、29号に対する説明                         |
| 第 2 日 | 3月4日  | 火  | 午前10時 | 本 会 議 | 議案第9、10、11、12、13、14、15、16、17、<br>18、19、20、21、29号に対する質疑、討論、採<br>決<br>諮問第1号に対する説明、質疑、討論、採決<br>同意第1、2号に対する説明、質疑、討論、採<br>決<br>報告第1、2、3、4号に対する説明、質疑 |
| 第 3 日 | 3月5日  | 水  | 午前10時 | 本 会 議 | 議案第22、23、24、25、26、27、28号に対する<br>質疑                                                                                                             |
| 第 4 日 | 3月6日  | 木  | 午前10時 | 委 員 会 | 委員会審議                                                                                                                                          |
| 第 5 日 | 3月7日  | 金  | 午前10時 | 委 員 会 | 委員会審議                                                                                                                                          |
| 第 6 日 | 3月8日  | 土  | \     | 休 会   |                                                                                                                                                |
| 第 7 日 | 3月9日  | 日  | \     | 休 会   |                                                                                                                                                |
| 第 8 日 | 3月10日 | 月  | 午前10時 | 委 員 会 | 委員会審議                                                                                                                                          |
| 第 9 日 | 3月11日 | 火  | 午前10時 | 委 員 会 | 委員会審議（委員会まとめ）                                                                                                                                  |
| 第10日  | 3月12日 | 水  | 午前10時 | 委 員 会 | 委員会審議（連合審査）                                                                                                                                    |
| 第11日  | 3月13日 | 木  | 午前10時 | 委 員 会 | 委員会審議（連合審査）                                                                                                                                    |
| 第12日  | 3月14日 | 金  | \     | 休 会   |                                                                                                                                                |
| 第13日  | 3月15日 | 土  | \     | 休 会   |                                                                                                                                                |
| 第14日  | 3月16日 | 日  | \     | 休 会   |                                                                                                                                                |
| 第15日  | 3月17日 | 月  | 午前10時 | 本 会 議 | 一般質問                                                                                                                                           |
| 第16日  | 3月18日 | 火  | 午前10時 | 本 会 議 | 一般質問                                                                                                                                           |
| 第17日  | 3月19日 | 水  | 午前10時 | 本 会 議 | 一般質問                                                                                                                                           |
| 第18日  | 3月20日 | 木  | \     | 休 会   | 春分の日                                                                                                                                           |



## 令和7年第2回中城村議会定例会（第1日目）

|                                |                 |                    |                                    |           |
|--------------------------------|-----------------|--------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和7年3月3日（月）     |                    |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                    |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 会             | 令和7年3月3日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                | 散 会             | 令和7年3月3日（午後0時19分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                | 1 番             | 小橋川 恵 美            | 9 番                                | 大 城 常 良   |
|                                | 2 番             | 玉那覇 登              | 10 番                               | 欠 員       |
|                                | 3 番             | 欠 員                | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                | 4 番             | 桃 原 清              | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                | 5 番             | 新 垣 貞 則            | 13 番                               | 新 垣 博 正   |
|                                | 6 番             | 安 里 清 市            | 14 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                | 7 番             | 新 垣 修              | 15 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                | 8 番             | 屋 良 照 枝            | 16 番                               | 伊 佐 則 勝   |
| 欠 席 議 員                        |                 |                    |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 2 番             | 玉那覇 登              | 4 番                                | 桃 原 清     |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 比 嘉 保              | 議 事 係 長                            | 辰 さおり     |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 比 嘉 麻 乃            | こども課長                              | 比 嘉 昌 子   |
|                                | 副 村 長           | 新 垣 正              | 企 画 課 長                            | 金 城 勉     |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治            | 都 市 建 設 課 長                        | 呉 屋 克 行   |
|                                | 総 務 課 長         | 大 湾 朝 也            | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 仲 村 武 宏   |
|                                | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 忍              | 上 下 水 道 課 長                        | 下 地 良 和   |
|                                | 会 計 管 理 者       | 照 屋 郁 子            | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                | 税 務 課 長         | 比 嘉 聡              | 生 涯 学 習 課 長                        | 渡 久 地 真   |
|                                | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳              | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 森 本 雅 人   |
|                                | 健 康 保 険 課 長     | 島 袋 かおり            |                                    |           |

## 議 事 日 程 第 1 号

| 日 程  | 件 名                                                                                                  |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1  | 会議録署名議員の指名                                                                                           |
| 第 2  | 会期の決定                                                                                                |
| 第 3  | 諸般の報告                                                                                                |
| 第 4  | 行政報告                                                                                                 |
| 第 5  | 令和 7 年度 施政方針                                                                                         |
| 第 6  | 議案第 9 号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                                                                     |
| 第 7  | 議案第10号 中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例                                                                |
| 第 8  | 議案第11号 中城村課設置条例の一部を改正する条例                                                                            |
| 第 9  | 議案第12号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例                                                              |
| 第 10 | 議案第13号 中城村役場庁舎建設基金条例を廃止する条例                                                                          |
| 第 11 | 議案第14号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 第 12 | 議案第15号 令和 6 年度中城村一般会計補正予算（第10号）                                                                      |
| 第 13 | 議案第16号 令和 6 年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）                                                               |
| 第 14 | 議案第17号 令和 6 年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）                                                              |
| 第 15 | 議案第18号 令和 6 年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）                                                             |
| 第 16 | 議案第19号 令和 6 年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算（第 3 号）                                                           |
| 第 17 | 議案第20号 令和 6 年度中城村水道事業会計補正予算（第 1 号）                                                                   |
| 第 18 | 議案第21号 令和 6 年度中城村下水道事業会計補正予算（第 2 号）                                                                  |
| 第 19 | 議案第22号 令和 7 年度中城村一般会計予算                                                                              |
| 第 20 | 議案第23号 令和 7 年度中城村国民健康保険特別会計予算                                                                        |
| 第 21 | 議案第24号 令和 7 年度中城村後期高齢者医療特別会計予算                                                                       |
| 第 22 | 議案第25号 令和 7 年度中城村土地区画整理事業特別会計予算                                                                      |

- |      |        |                          |
|------|--------|--------------------------|
| 第 23 | 議案第26号 | 令和7年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算 |
| 第 24 | 議案第27号 | 令和7年度中城村水道事業会計予算         |
| 第 25 | 議案第28号 | 令和7年度中城村下水道事業会計予算        |
| 第 26 | 議案第29号 | 物品等購入の契約について             |

○議長 伊佐則勝 おはようございます。

ただいまより令和7年第2回中城村議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番 玉那覇 登議員及び4番 桃原 清議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日3月3日から3月21日の19日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は本日3月3日から3月21日までの19日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

令和6年12月6日より令和7年3月2日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、令和6年12月及び令和7年1月、2月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますので御参照ください。

2 一部事務組合議会及び南部広域行政組合議会・介護保険広域連合議会、また後期高齢者医療広域連合議会の報告について

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますので御参照ください。

3 陳情、要請、意見書等の処理について

期間中に受理した陳情・要請・意見書等については4件受理し、2月28日の議会運営委

員会で協議した結果、陳情第4号『国の財源による給食費の無償化制度設立を求める意見提出の陳情、ならびに国による制度設立まで県と貴自治体が協力して無償化実現をめざす陳情』については文教社会常任委員会へ付託いたします。陳情第1号、第2号及び第3号については資料配付といたします。

4 沖縄県町村議会議長会並びに中部地区町村議会議長会関係について

○2月6日(木)中部地区町村議会定例会が読谷村にて開催され、議長並びに事務局長が参加し、令和7年度の事業計画の概要を協議しております。

○2月19日(水)第54回沖縄県町村議長会定例総会が自治会館で開催され、議長並びに事務局長が参加し、会務報告、令和7年度の議長会事業計画及び一般会計予算について採択しております。また、全国町村議会議長会の自治功労者の伝達式及び第39回町村議会広報全国コンクールの伝達式が執り行われております。

5 その他

その他の日程等については別紙を御参照ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、皆さん、改めましておはようございます。

それでは、行政報告を行います。

令和6年11月から令和7年1月までの村長及び教育長主要事項日程等につきましては、資料を御覧ください。

今議会におきましては、3点の行政報告を行います。

まず1点目に、学校給食費の改定並びに中学校給食費の無償化等支援事業についてでございます。中城村では、平成21年度から令和5年度

まで15年間据え置かれていた学校給食費を令和6年度改定しましたが、さらなる物価上昇及び原油価格等の高騰に伴う食材費の値上げが長期化することから、令和7年度においても児童生徒に必要な栄養バランスに配慮した給食の提供を行う必要があるため、小中学校の学校給食費の改定を行います。

小学校につきましては4,500円から4,900円へ値上げを実施しますが、経過措置として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、値上げ分を村が補助を行います。

中学校につきましては5,000円から5,600円へ値上げを実施しますが、令和7年度においては県からの半額補助及び交付金を活用し、中城中学校は無償化を実施します。令和7年度においては、実質的な値上げを行いません。

さらに、私立中学校等に通う村内在住の生徒がいる世帯に対しては、県においても私立中学校へ公立並みに補助を行うため、学校との調整を行っていることから、本村においても給食費の一部を補助するため、実施方法を考案中でございます。

2点目に、中城村加齢性難聴者補聴器購入費助成についてでございます。65歳以上の中城村民で聴力の低下により補聴器の使用が必要と認められる方に補聴器の購入費の一部、または全部を助成します。助成の対象となる方は、中城村に住所を有し、住民税非課税世帯で申請時に満65歳以上の方、耳鼻咽喉科の医師から助成事業の基準を満たすと認められ、補聴器の使用が必要との医師の意見書を徴することができる方、身体障害者手帳の聴覚障害に該当し、補装具制度に補聴器の支給が求められる方は対象外となります。助成額につきましては、補聴器本体1台分の購入費、1人当たり2万5,000円を上限とします。

留意事項として、助成の対象となるか、事前に福祉課への相談が必要となり、申請書の受付

は、上限の20名に達するまで行い、予算の範囲内での助成といたします。

3点目に、中城村無電柱化推進計画の策定についてでございます。無電柱化法第8条において、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、都道府県及び市町村は無電柱化の推進に関する施策についての計画、無電柱化推進計画を策定するよう努めなければならないとされております。沖縄県においても、平成31年3月に沖縄県無電柱化推進計画が策定されたことから、中城村における無電柱化を推進するため、中城村無電柱化推進計画を策定しました。

電線共同溝を整備し、電線類を地中に埋設する等の方法により、道路上から電柱をなくす目的の整備計画となっておりますので、村としても推進する必要があります。

策定日は令和7年2月となっております。

以上、行政報告といたします。

次のページに令和6年度主要施策の執行状況調書第4、四半期分につきましては御参照ください。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 以上で行政報告を終わります。

日程第5 令和7年度施政方針を行います。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、令和7年度施政方針。

## 令和7年度 施政方針

### はじめに

はいたい、ぐすーよー。ちゅーうがなびら。

1908年、明治41年の村政施行以来、14名29代に及ぶ先達の方々が担ってきた重責を受け継ぎ、令和6年7月4日付で中城村初の女性村長として歴史ある中城村の行政を担わせていただくこととなりました。2万2,000人余りの村民の皆様のために、みんなが幸せで明るく元気な中城

を目指して、尽力してまいります。

中城村に魅力を感じ、中城村で幸せに暮らしたいとの思いから、中城村に移り住み、子育て期間中も地域に支えてもらいながら、いつも笑顔で過ごすことができました。中城村には、地域の宝である多くの子供たちがいます。知恵を授けてくれる元気なお年寄りの方々があります。笑顔で接してくれる地域の方々があります。疲れを癒してくれる美しい自然があります。歴史を感じさせてくれる中城城跡があります。子供たちがすくすくと育ち、お年寄りが元気に過ごせ、地域の方々が笑顔で協力し合うことができる環境を創出すること、そして、中城村の誇りである雄大な自然と中城城跡を守り受け継いでいくことこそ私の使命であると感じております。

村議会議員を務めさせていただきました3期8年間は、大好きな中城村のために、今度は私が地域に恩返しをすると決意し、中城村のために汗を流してまいりました。その思いは今も変わることなく、まさに中城村第5次総合計画の将来像である「中城が好き～誇りと愛着が生み出す とよむ中城～」を実現するために、より強い決意を持って村長という重責を全うしてまいっている所存でございます。

それでは、令和7年度の村政を運営するに当たり、一般会計予算をはじめとする関係諸議案に係る基本的な施政方針を申し上げ、議員各位並びに村民の皆様のご理解と御協力を賜りたいと存じます。

## 1 新たなまちづくり

中城村は村土の約92%が市街化を抑制する市街化調整区域に指定されており、村が主体的にまちづくりを進めていくことが困難な状況でありました。地域に根差した主体的なまちづくりを進めていくためにも、引き続き中部広域都市計画区域への移行を目指してまいります。

本村の人口は2050年まで増加すると推計結果

が出ており、その増加人口はおよそ4,000人と推計されております。新たな移住者の受皿の確保を図るため、中部広域都市計画区域移行を目指し、令和5年度に策定した北中城村との共同のまちづくり計画を基に、両村の土地利用計画及び立地適正化計画の策定に取り組んでおります。引き続き北中城村と共に中部広域都市計画区域移行に向けて、関係機関と協議してまいります。

他方、市街化調整区域における土地利用の規制等を緩和する方策の一環として、村のタウンセンター地区に位置している役場周辺地域において、地区計画の策定に向けて取り組んでおります。令和7年度での運用開始を目指し、官民連携による商業施設を核とした新たな拠点の形成及びその周辺の住環境整備を促進し、村内に広がる営農環境と調和した、より居心地のよいエリア・空間づくりに取り組んでまいります。

また、久場・泊地区における特定保留区域の解除に向けて、権利者や地域住民の皆様と十分な意見交換を行い、市街化区域への指定及び地区計画の策定に向けて協議してまいります。

## 2 子育て支援、妊娠期から子育て期まで

子育て支援の施策といたしましては、従来の子育て世代包括支援センターの設立の意義や機能を維持した上で、組織を見直し、全ての妊産婦や子育て世代、子供に対し、母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、令和6年度にこども家庭センターを設置しました。統括支援員を設け、サポートプランを作成することにより、母子保健と児童福祉による連携を強化してきました。本村においては転入世帯も多く、産後にサポートできる近親者が近くにいないため、周囲から孤立しがちですが、産後ケア事業では、令和6年度より対象者を拡充することで、「ゆっくり休めて、また育児を頑張ろうと思えた」、「話を聞いてもらえ

て気持ちが楽になった」という声も聞かれました。

また本村では、妊婦訪問支援事業を実施することで、妊娠期から保健師や助産師等の顔の見える関係を築くことで、産後も相談しやすい環境づくりを行っています。

今後とも気軽に相談できる子育て世代の相談機関として、事業の継続に努めてまいります。

長期化する物価高騰及び原油価格等の高騰により食材が高騰し続けており、児童生徒に必要な栄養バランスに配慮した給食の提供が困難となっております。学校給食費を15年ぶりに改定し、令和6年度から令和7年度にかけて段階的に引上げを行ってまいります。小学校の学校給食費は経過措置として村が補助を行い、令和7年度においては実質的な値上げを行わず、保護者の経済的負担を軽減し、家庭の生活環境の向上と子育てを支援してまいります。

中学校の学校給食費につきましては、教育費の負担が大きい中学生がいる世帯に対して、学校給食費を補助することにより、子育て世代の経営的負担を軽減するため、村におきましても令和7年度においては物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、中城中学校は無償化、さらに私立中学校等に通う村内在住の生徒のいる世帯に対しては、給食費相当額の一部を補助してまいります。

しかしながら、給食費無償化を継続していくためには、恒久的な財源を確保することが重要であり、市町村によって格差が生じないように、国や県に対しても引き続き要請等を行ってまいります。

子供の貧困対策及び居場所づくりにつきましては、子供たちが生まれ育った環境に左右されることなく、自信を持って生きていく力を育めるよう支援する場として、南上原地区に令和5年11月から子ども第三の居場所B&Gわらびいくらぶを開所しております。子供たちにとって

安心して育つことができる居場所づくりを目指し、中城村子どもの未来支援会議を通して地域の声を集めながら事業を展開してまいります。

待機児童対策につきましては、保育士不足が主な原因であることから、保育施設の見学バスツアーの実施や補助事業を活用し、保育士確保に向けて積極的に取り組んでまいります。また、保育の質の向上や労働環境改善を図るため、保育の研修会を定期的実施し、保育士の離職抑制対策や継続就労につなげてまいります。

### 3 教育環境の充実と学力向上

令和6年度より中城小学校及び津覇小学校の建設工事に着手し、中城小学校は令和7年9月、津覇小学校は令和8年4月の開校を目指し、令和7年度におきましても遅延することなく校舎を完成させるため、事業を進めてまいります。教育環境を充実させ、豊かな学校生活を送れるよう、民間事業者の知恵と経験を活用し、創意工夫に飛んだ施設整備を実現させてまいります。

中学校の建設事業におきましては、昨年度に事業者選定審査委員会で決定した優先交渉権者と本契約を締結し、令和7年度より設計業務を進めてまいります。中城中学校は唯一の村立中学校であり、子供たちが中城から飛躍する学校です。子供たちにとって出発点となる中城中学校を思い出深い、より魅力な学校へ進化させることができるよう、移転計画を進めてまいります。

村内の小学校と幼児教育施設、行政において教育委員会とこども課が一体となり、幼児教育連携体制推進協議会を構成し5年目となります。幼児教育の特性である幼児が主体的に環境に関わり、学びを通して学ぶ環境を通して行う教育を理解し、幼児教育の質の向上を目指すと同時に、幼児期の学びを小学校以降の学びにつないでいくため、合同研修会や公開保育、公開授業等の場を設け、相互理解を深めてまいります。

学力向上に向けては、ICTの活用等を通して、個別最適な学び、協働的な学びを推進し、主体的、対話的な学びの充実を図り、多様な児童生徒一人一人の可能性を引き出す学びの実現に向けて取り組みます。

小中学校に支援員と相談員を配置し、支援が必要な児童生徒に対し学習環境を整えることにより、安心して学習に取り組める教育環境の充実に努めてまいります。

ICT教育が進められ、児童生徒の教育環境が向上しておりますが、今後もこれまで以上に発展させたICT教育を構築するため、児童生徒が自宅等においてもICTを活用できる取組を進めてまいります。

GIGAスクール構想の実現による情報端末等の環境整備を行うため、令和元年に導入した情報端末の更新を実施する必要があることから、沖縄県域で大規模調達を行い、令和7年から3年間で計画的に端末の更新を行うことで、財政負担の平準化を図り、情報端末導入の充実を図ってまいります。

また、小中学校に整備されたICT機器を活用し、情報教育補助員を配置して授業支援もを行い、ドリルや授業支援ソフトの活用により、児童の習熟度を分析し、改善に向けて取組を実施します。

#### 4 安全・安心な暮らし

令和6年は、年初の能登半島地震の発生、運用開始以来初の南海トラフ地震臨時情報の発表、また、県内においては北部地区豪雨災害など、多くの災害に見舞われた1年となり、災害対策における様々な課題が顕在化されたのではないかと痛感いたしました。被災された全ての皆様にお見舞い申し上げますとともに、本村の防災対策についてもより一層の取組を行ってまいります。その一環として、一括交付金を活用した防災体制整備事業において、防災無線の機能強

化や防災放送アプリの導入、運用開始を予定しており、防災無線の難聴地域解消等に向けた取組強化を行ってまいります。

また、災害時要援護者への支援につきましては、福祉避難所の整備、防災意識向上のための支援などについて関係各課の連携により取り組んでまいります。

#### 5 まちの基盤整備

道路事業につきましては、村道奥間南上原線の交差点拡幅工事に伴う物件補償及び用地交渉を継続して進め、用地買収が完了している箇所への歩道工事を行い、当該道路の慢性的な渋滞解消に向け事業を進めてまいります。また、村道南伸線や村道新垣中央線、村道三田線につきましては、舗装厚不足による沈下箇所の解消を図るための詳細設計及び工事を進めてまいります。橋梁事業では、泊浜原1号ボックス、津覇前浜原、こちらの「浜」の文字を削除をお願いいたします。津覇前原2号ボックスの架け替え工事を実施してまいります。災害防除の事業といたしましては、村道新川線ののり面対策工事を進めてまいります。

整備が完了している道路につきましても、随時パトロールを行うとともに、損傷の程度を考慮しながら補修などの維持管理に努め、適切な道路管理を行ってまいります。

平成5年度から事業を開始している南上原土地地区画整理事業につきましては、住宅地や商業地、公園、学校等のインフラ整備が完了し、快適で住みよい住環境が構築され、健全な市街地形成が図られております。令和7年度は、仮換地処分に向け、事業計画変更や法務局との調整、公共施設管理者との協議、権利異動調査等を進めてまいります。

水道事業につきましては、老朽管の更新や耐震化工事を行うとともに、有収率向上に向けて漏水調査を継続し、安心安全な水道水の安定供

給に取り組んでまいります。また、村内人口の増加や燃料費高騰など、社会情勢の変化に対応するため、経営戦略を更新し、計画的かつ合理的な事業運営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、これまで取り組んできた南上原地区の下水道整備が令和7年度の完了を予定しております。また、令和5年度より伊舎堂地区、添石地区の整備にも着手しており、より一層の整備推進に取り組んでまいります。また、気象変動により頻発する災害に対応するため、想定最大規模の降雨に対し、住民皆様の円滑な避難確保と被害軽減に資することを目的として、雨水出水浸水想定区域図の作成に向けて取り組んでまいります。

吉の浦公園の整備につきましては、令和6年度に陸上競技場管理棟の解体を完了しており、令和7年度に管理棟及び照明施設の建設工事に着手し、令和8年度からの供用開始を目指して整備を進めてまいります。

## 6 産業振興への取組み

農業を取り巻く情勢は、農業者の高齢化や近年の物価高騰による農業資材の高騰、異常気象など様々な課題を抱えており、経営環境は大変厳しい状況にあります。そのような中、令和6年度において住民の皆様と地域農業の将来像や今後の取組について話し合いを行い、農業の地域計画を策定しました。令和7年度は、地域計画の実施に向けた取組を展開し、今後も継続的に話し合いを行いながら、地域で取り組む農業の仕組みづくりや農業者支援に向けた各種施策を実施してまいります。また、農業と福祉が連携し、障害者等の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに障害者等の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する農福連携の取組を検討してまいります。

商工業振興につきましては、昨年、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所の推計によ

りますと、本村の生産年齢人口が2050年まで増加するとの発表がありました。生産年齢人口とは、15歳以上65歳未満の生産活動を中心となって支える人口のことであり、県内でも中城村が唯一の増加推計となっております。このような中、令和6年12月には、中城村と中城村商工会が連携し、産業競争力強化法に基づき作成しました中城村創業支援等事業計画が国に認定されました。同計画は、中城村において新たに創業を目指す方を支援するものであり、村内における商工業の機運醸成を高める上で、地域活性化に連動した商工会活動の充実を支援していく所存でございます。

観光分野につきましては、世界遺産中城城跡及びその周辺の観光地としての活用促進や新たな観光プログラムの開発、観光客の受入れ態勢の強化、情報発信の充実及び関係機関との連携をさらに強化し、地域資源に付加価値をつける事業を模索してまいります。

## 7 商業施設誘致と買物支援

中城中学校敷地及び旧役場跡地の利活用につきましては、官民連携による商業施設の誘致を検討しております。単に商業施設を誘致するにとどまらず、本村の抱える課題の解消や本村の魅力を十分に生かし、戦略的に商業施設を誘致するため、令和6年度には住民ニーズを反映した誘致戦略を策定しております。誘致戦略に基づき、令和7年度におきましては、中城中学校の移転後に速やかに施設整備を進められるよう、公募に向けた取組を進めてまいります。

商業施設を誘致し整備されるまでの間、国道329号周辺地域の買物弱者支援を目的として、旧役場跡地への設置を目指している（仮称）ごさまるしえにつきましては、日用品等の取扱いだけでなく、農産物等の直売による農家の支援や地域コミュニティの場の創出も兼ねるような施設を目指し、早期の開業に向けて取り組ん

でまいります。

## 8 平和行政の取組

令和7年は多くの命が奪われた沖縄戦の終戦から80年目を迎えます。地上戦となった沖縄戦では、約20万人の方が犠牲になられたと言われており、その激しさを物語っております。長い時がたち、体験者の生の声を聞く機会が失われつつある中、次世代を担う子供たちに沖縄戦の実相を継承していくことで、平和の大切さと命の貴さを考えるきっかけを創出することが重要であると考えております。中城村では、中城中学校の生徒を対象とした県内の戦績を巡る平和体験学習事業や被爆地である長崎への平和交流団派遣事業等の取組を通じて、戦争の惨禍や平和の尊さを積極的に継承していく人材の育成を図ってまいります。

また、これらの事業を今後も継続し、未来永劫にわたって平和が続いていくことを祈念し、平和を愛する沖縄の心を紡いでまいります。また、本村久場崎は、県外国外に疎開していた方々が終戦によりふるさとに帰ってきて上陸した地であり、復興と平和を願い、引揚者が第一歩を踏んだ大切な場所であります。沖縄の戦後復興への歩みはこの地から始まっており、平和への架け橋として発信することを祈念し、中城村平和の日として制定に向けて取り組んでまいります。

## 9 多様な福祉施策

高齢者支援の取組としまして、補聴器の利用を通じて社会活動の範囲が広がることで、高齢者の外出及び地域交流の支援を行うなど、社会参加の促進を図ることを目的に、聴力低下により日常生活を営むのに支障がある一定の基準を満たす在宅高齢者に対し、予算の範囲内において補聴器の購入に要した費用の全額、または一部を助成する加齢性年長者補聴器購入費助成事

業を実施してまいります。また、本村の老人クラブ連合会は、各種の介護予防事業への取組や様々な社会参加を通じて地域貢献に取り組んでおり、令和6年度には内閣府が主催するエイジレス・ライフ実践事業及び社会参加活動事例の実践者として、社会参加賞などを受賞しております。村としましても、今後も地域で高齢者が活躍できる環境づくりに共に取り組んでまいります。

障害者支援の取組としましては、従来の障害児・者相談支援事業の実施体制を強化し、福祉課内に障害者基幹相談支援センターを設置します。基幹相談支援センターは、障害者虐待防止センターの機能も有しており、社会福祉士や保健師、主任計画相談支援専門員等の専門資格を有する職員を配置し、障害児・者の相談支援、日常生活基盤の整備、村内障害福祉サービス事業所への支援と指導体制の強化を図ります。

また、日常生活用具給付事業の見直しを行い、ストマ装具の利用者の利便性向上のために対象品目の拡大及び給付基準額を増額し、呼吸器機能の障害を有し在宅での医療的ケアを受けている方々への支援として、発電機やポータブル蓄電池の給付を追加いたします。

## 10 国保事業の健全化と健康増進

国民健康保険事業におきましては、令和6年12月2日から健康保険証が新規発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しており、被保険者が安心して医療を受けられるよう、引き続き周知・広報に努めてまいります。また、同制度により滞納被保険者との接触機会が減少することから、保険税収納に影響がないよう、夜間窓口開設など、納税相談環境を整え、社会保険の適用拡大などによる二重加入者の資格喪失の勧奨を行い、適正課税に努め、赤字解消に取り組んでまいります。

人生100年時代と言われる昨今、健康寿命の

延伸に向けた取組が重要であり、医療費給付の適正化や特定健診の向上、特定保健指導の充実により、生活習慣病の重症化予防を図り、医療費の抑制に継続して取り組んでいく必要があります。主要な死亡原因であるがんや循環器疾患への対策に加え、重大な合併症を引き起こすおそれのある糖尿病等への対策は、健康寿命の延伸や医療費及び介護費の伸びを抑制する上で重要な課題となっており、引き続き疾病の早期発見、早期治療につながるよう、各種健診受診率の向上及び重症化予防や健康相談、健康教育等の実施による若い世代への健康意識の向上につながる取組を実施してまいります。

## 11 ごみ減量化の推進と不法投棄対策

本村の人口は、南上原地区を中心に高い人口増加率を継続しており、今後も人口の増加傾向は続くものと考えられます。それに伴い、ごみ排出量の増加が見込まれることから、ごみ減量化は地域全体で取り組まなければならない喫緊の課題であります。ごみの発生抑制や再利用、再資源化、適正なごみの出し方等に対する意識の高揚に努め、生ごみ堆肥化コンポスト作りの実施、生ごみ処理機等の購入に対する補助金の周知、草木等の植物ごみの資源化に向けた仕組みづくりに取り組み、循環型社会の形成に努めてまいります。

また、浦添市、中城村、北中城村で取り組んでいる新たなごみ処理施設整備につきましては、令和7年度において実施設計業務、施設工作物撤去工事を予定しており、施設整備が本格的にスタートします。令和11年度の新ごみ処理施設供用開始に向け、構成市村の連携により、効率的なごみの広域処理体制の構築を図ってまいります。

不法投棄への対策につきましては、村内不法投棄の撲滅に向けて、村内パトロールによる不法投棄の早期発見や防犯カメラの効果的な設置

と移動、注意喚起の看板設置及び警察との連携により不法投棄の未然防止に取り組んでまいります。

## 12 行政サービスの利便性向上

国における各自治体DXの一環で、令和5年度よりスタートしました基幹業務システムの統一・標準化につきましては、令和7年度における本稼働及び円滑な運用開始に向け、システム連携構築や環境構築、職員の研修等を推進してまいります。また、一部業務において運用中の行政手続のオンライン化に向けましても、各課における新たな業務利用範囲の拡充に合わせて、業務の効率化及び住民サービスの向上へとつながるよう努めてまいります。

システム構築等の実施に際しましては、中城村セキュリティポリシーに基づき、住民の皆様のご個人情報や法人等の内部管理情報及び行政運営における重要な情報、それを取り扱う情報システムを様々な危機から保護するよう、安全対策を実施するとともに、基幹業務システムの統一・標準化の運用開始に伴い、セキュリティポリシーの見直しを行ってまいります。

## 13 歴史文化の継承

中城城跡の整備につきましては、令和6年度に引き続き、一の郭北側城壁の積み直しを行うとともに、中城城跡整備基本計画の改定も併せて取り組んでまいります。また、中城ハンタ道の整備につきましては、令和4年度から実施している県営中城公園内の大型廃墟撤去跡地における区間において、地滑り防止工事や石畳舗装工事を進めてまいります。

さらに、村内にある多くの文化財につきましても、新たな村指定文化財への指定に向け取り組んでまいります。令和4年度に琉米歴史研究会より寄贈いただきました戦前・戦中・戦後の沖縄の貴重な写真や映像等の資料につきまして

は、公開・活用に向けた作業を進めてまいります。膨大な資料の整理やデジタル化を終え、調査業務にも着手しており、デジタルアーカイブの公開に向け、引き続き作業を進めてまいります。

#### 14 人材育成と人材交流

人材育成につきましては、中城村の将来を担う人材の育成として、語学力や国際感覚、自己表現力を培い、国際社会に対応できる人材の育成を目的に、中学生及び高校生をアメリカワシントン州立大学へ派遣する夏休み海外短期留学派遣事業と、小中学生を対象とした1週間の合宿による英語学習プログラムESLキャンプを継続して実施いたします。さらに、小中学生を対象として、海外の大学と連携したオンラインによる英会話学習支援事業を継続して実施し、小学生から高校生まで、ステージを通じた語学学習の拡充を図ってまいります。

また、スポーツや文化面で優秀な成績を収めた児童生徒の県外派遣に対する一部費用の助成も引き続き実施してまいります。

交流事業につきましては、本村にルーツを持つ中城人（なかぐすくんちゅ）を研修生として受け入れている海外移住者指定研修生受入れ事業を継続してまいります。同事業は平成8年度の開始以来、延べ72名の研修生を受け入れており、沖縄の歴史文化に触れ、ウチナンチュとしてのアイデンティティーを形成し、帰国後には各国の村人会等の組織で活動してもらっています。南米やハワイ等の各国地域の村人会と中城村との友好交流の懸け橋となる人材育成のため、引き続き実施してまいります。

行政におきましては、今後も人口増加に伴う住民からの多様なニーズや現代社会における様々な行政課題に対応するため、職員の資質向上や意識改革を目的とした外部講師による庁内研修会の開催や自治体職員としてのスキルアッ

プを目的とした階層別の研修会や県外での専門分野研修会への派遣など、積極的に職員の人材育成に取り組んでまいります。また、令和5年度から実施している兄弟都市福智町との人事交流も引き続き行い、派遣した職員が経験したことを行政運営の中で還元し、組織の活性化につなげてまいります。

#### 15 地域や各団体の活動支援

感染症が猛威を振るい、地域行事等を自粛していた時期を経験し、地域コミュニティの重要性を改めて感じることとなりましたが、令和6年度におきましては、村内各地域で夏祭りや秋祭り、ゲートボールに敬老会と、非常に多くの行事が行われました。地域が活力を取り戻す一面を見せる一方、自治会の加入率は年々減少しております。かつてのコミュニティにおける地域のつながりを取り戻し、地域社会の結びつきを強化するため、村独自の自治会運営補助金や自治会活動活性化補助金事業に加え、一般財団法人自治総合センターが補助するコミュニティ助成事業等を活用し、活発な地域活動を支援してまいります。

各種団体の活動支援につきましては、引き続き様々な面から支援を行うほか、文化団体では、新たに県指定無形民俗文化財である伊集の打花鼓（ターファークー）と、村指定無形民俗文化財である津覇の獅子舞の継承活動を担っている2団体に対し、伝統芸能の保存継承を目的とした補助金交付などの支援を実施してまいります。

また、中城村南上原組踊保存会が令和3年度に兄弟都市である福智町で、創作組踊糸蒲の縁の上演を行い、多くの方々から高く評価されました。令和7年度では、姉妹都市の旭市で上演を行うための補助金を交付し、琉球芸能の発信並びに人材育成の支援を行ってまいります。

スポーツ推進委員や中城村体育協会などのスポーツ団体に対しましても、引き続き様々な支

援を行うとともに、相互連携して幅広い年齢層の方々が交流しながらスポーツ活動や健康増進を行う場を提供できるように取り組んでまいります。

より豊かな人生を送るためには、年齢を問わず、新しい知識や体験に挑戦することは大切なことです。生涯学習活動の支援を目的に、歌や展示、体験型ワークショップ、講演会など、子供から大人まで誰もが楽しく体験し、学ぶ機会を得る場として、令和7年度におきましても生涯学習フェスティバルを開催いたします。

## 16 行財政運営

新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行されたことに伴い、本県においては観光需要の回復や個人消費の拡大が見られたことに加え、公共投資も増加傾向であることから、県内の景気は拡大基調にあります。しかし、長引く物価高騰が生活費へ与える影響は大きく、さらには人手不足も深刻な状況であることから、今後も厳しい状況が継続される見込みでもあります。そのような状況の中、本村の令和5年度決算では、歳入歳出決算額は前年度と比較してともに増加している一方で、実質収支額は大幅に減少し、厳しさを増している状況です。

令和5年度に作成した中城村中長期財政計画におきましても、財政状況は厳しさを増すことが予測されており、予算執行につきましては、全庁的に徹底的な経費の見直しを図り、限られた財源を最大限に有効活用できるよう尽力し、健全で持続的な財政運営に努めてまいります。

まず、全国的に地方財政が厳しい状況にある中、本村の各税における課税額、徴収額は増加している状況でございます。しかしながら、エネルギー価格の上昇や物価高騰等の影響に加え、村における多数の大型ハード事業の実施により、今後想定される厳しい環境下で持続可能なまちづくりを進めていくため、自主財源の柱である

村税の適正な課税、徴収に努めてまいります。令和6年8月に制定いたしました滞納整理実施計画に基づき、新規滞納の抑制、滞納繰越分の圧縮、納税環境の整備、課税客体的確な把握の4つの基本方針を基にした各取組を実施し、その中においても滞納整理への早期着手、財産調査及び滞納処分決定について重点的に取り組むことにより、徴収率向上に努めてまいります。

また、歳入額増加の可能性のあるふるさと納税制度の活用につきましては、引き続き新たな魅力ある返礼品の開発に注力することで、個人版寄附額の減少傾向の改善に努めるとともに、企業版寄附額につきましてはトップセールスの実施を含め、中城村の魅力をしっかりとアピールし、実績増へ向けて全力で取り組んでまいります。

以上、令和7年度の基本的な施政方針を述べさせていただきます。厳しい財政状況の中、各事業を展開するための予算案といたしましては、1、一般会計予算（案）151億2,555万3,000円、2、国民健康保険特別会計予算（案）23億4,959万4,000円、3、後期高齢者医療特別会計予算（案）2億4,231万9,000円、4、土地区画整理事業特別会計予算（案）2億707万9,000円、5、下水道事業会計予算（案）7億6,616万5,000円、6、汚水処理施設管理事業特別会計予算（案）430万7,000円、7、水道事業会計予算（案）8億4,535万6,000円の規模となっております。

「住みたい村」「住み続けたい村」を目指し、村民の皆様が心豊かに暮らせるよう、明るく元気に笑顔で職員と一緒に頑張って施策実現に尽力してまいります。

令和7年3月3日

中城村長 比 嘉 麻 乃

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 以上で施政方針を終わります。

す。

○議長 伊佐則勝 休憩します。再開は11時10分の再開としますので、よろしくお願いします。

休 憩（10時58分）

~~~~~

再 開（11時10分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

日程第6 議案第9号 中城村職員の給与に

関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第9号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第9号

中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

提案理由

人事院及び沖縄県人事委員会の給与勧告等を考慮し、村職員の給与に関し、所要の改定をする必要がある。

中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第10条の3 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員に、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、<u>午後10時から翌日の</u>午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であ</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第10条の3 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員に、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、<u>週休日等以外の日の午前0時から</u>午前5時までの間 _____ であ</p>

って正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員に、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) (略)

4 (略)

(扶養手当)

第11条 (略)

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項及び第1号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円とする。

って正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員に、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において規則で定める額（同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額）

(2) (略)

4 (略)

(扶養手当)

第11条 (略)

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項及び第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 (略)

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2・3 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第23条の2 第7条第2項から第9項まで、第11条から第12条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第2 (第6条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500

4 (略)

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2・3 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第23条の2 第7条第2項から第9項まで、第11条から第13条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第2 (第6条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400

28	224,300	263,100	<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>397,500</u>	28	224,300	263,100	<u>291,100</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>380,200</u>
29	225,600	263,900	<u>296,600</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>398,600</u>	29	225,600	263,900	<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>381,700</u>
30	226,700	264,700	<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>399,800</u>	30	226,700	264,700	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>
31	227,800	265,500	<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>400,900</u>	31	227,800	265,500	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>
32	228,900	266,300	<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>402,000</u>	32	228,900	266,300	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>
33	230,000	267,000	<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>402,700</u>	33	230,000	267,000	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>
34	231,100	267,800	<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>403,400</u>	34	231,100	267,800	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>
35	232,200	268,600	<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>404,100</u>	35	232,200	268,600	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>
36	233,300	269,300	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>	36	233,300	269,300	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>
37	234,400	270,000	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>	37	234,400	270,000	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>
38	235,400	270,800	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>	38	235,400	270,800	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>
39	236,400	271,600	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>	39	236,400	271,600	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>
40	237,300	272,300	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>406,900</u>	40	237,300	272,300	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>
41	238,200	273,000	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>407,300</u>	41	238,200	273,000	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>
42	239,100	273,800	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>407,500</u>	42	239,100	273,800	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>
43	239,900	274,600	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>	43	239,900	274,600	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>
44	240,700	275,300	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>	44	240,700	275,300	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>
45	241,400	276,000	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>408,400</u>	45	241,400	276,000	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>
46	242,000	276,700	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>408,700</u>	46	242,000	276,700	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>
47	242,600	277,400	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>409,000</u>	47	242,600	277,400	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>
48	243,200	278,100	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>409,300</u>	48	243,200	278,100	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>
49	243,800	278,800	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>	49	243,800	278,800	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>
50	244,400	279,500	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>	50	244,400	279,500	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>
51	245,000	280,200	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>	51	245,000	280,200	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>
52	245,500	280,900	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>	52	245,500	280,900	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>
53	246,000	281,500	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>	53	246,000	281,500	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>
54	246,400	282,200	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>	54	246,400	282,200	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>
55	246,700	282,800	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>	55	246,700	282,800	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>
56	247,000	283,500	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>	56	247,000	283,500	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>
57	247,300	284,100	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>	57	247,300	284,100	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>
58	247,600	284,800	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>	58	247,600	284,800	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>
59	247,900	285,400	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>	59	247,900	285,400	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>
60	248,200	286,100	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>	60	248,200	286,100	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>
61	248,500	286,700	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>	61	248,500	286,700	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>
62	248,800	287,400	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>	62	248,800	287,400	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>
63	249,100	288,000	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>	63	249,100	288,000	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>
64	249,400	288,500	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>	64	249,400	288,500	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>
65	249,700	289,000	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>	65	249,700	289,000	<u>333,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>
66	250,000	289,600	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>	66	250,000	289,600	<u>334,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>410,900</u>
67	250,300	290,100	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>	67	250,300	290,100	<u>334,600</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>411,200</u>
68	250,600	290,700	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>	68	250,600	290,700	<u>335,300</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>411,500</u>
69	250,900	291,200	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>	69	250,900	291,200	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>411,700</u>
70	251,200	291,700	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>	70	251,200	291,700	<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>
71	251,500	292,300	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>	71	251,500	292,300	<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>
72	251,800	292,900	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>	72	251,800	292,900	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>
73	252,100	293,400	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>	73	252,100	293,400	<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>
74	252,400	293,900	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>		74	252,400	293,900	<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>
75	252,700	294,300	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>		75	252,700	294,300	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>
76	253,000	294,600	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>		76	253,000	294,600	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>
77	253,300	294,800	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>		77	253,300	294,800	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>
78	253,600	295,100	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>		78	253,600	295,100	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>
79	253,900	295,300	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>		79	253,900	295,300	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>
80	254,200	295,600	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>		80	254,200	295,600	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>
81	254,500	295,800	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>		81	254,500	295,800	<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>
82	254,800	296,000	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>		82	254,800	296,000	<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>
83	255,100	296,300	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>		83	255,100	296,300	<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>
84	255,400	296,500	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>		84	255,400	296,500	<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>
85	255,700	296,800	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>		85	255,700	296,800	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>
86	256,000	297,100	<u>346,000</u>				86	256,000	297,100	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>	
87	256,300	297,400	<u>346,400</u>				87	256,300	297,400	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>	
88	256,600	297,700	<u>346,800</u>				88	256,600	297,700	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>	
89	256,900	298,000	<u>347,000</u>				89	256,900	298,000	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>	
90	257,200	298,300	<u>347,400</u>				90	257,200	298,300	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>	
91	257,500	298,600	<u>347,800</u>				91	257,500	298,600	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>	
92	257,800	299,000	<u>348,200</u>				92	257,800	299,000	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>	
93	258,100	299,200	<u>348,400</u>				93	258,100	299,200	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>	

95	299,700	349,200				
96	300,100	349,500				
97	300,300	349,800				
98	300,600	350,200				
99	301,000	350,600				
100	301,400	351,000				
101	301,600	351,500				
102	301,900	351,900				
103	302,200	352,300				
104	302,500	352,700				
105	302,700	353,200				
106	303,000	353,600				
107	303,300	353,900				
108	303,600	354,200				
109	303,800	354,700				
110	304,200					
111	304,600					
112	304,900					
113	305,100					
114	305,300					
115	305,600					
116	306,000					
117	306,200					
118	306,400					
119	306,700					
120	307,000					
121	307,400					
122	307,600					
123	307,900					
124	308,200					
125	308,500					
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第24条に規定する職員を除く。

95	299,700	347,800				
96	300,100	348,200				
97	300,300	348,400				
98	300,600	348,800				
99	301,000	349,200				
100	301,400	349,500				
101	301,600	349,800				
102	301,900	350,200				
103	302,200	350,600				
104	302,500	351,000				
105	302,700	351,500				
106	303,000	351,900				
107	303,300	352,300				
108	303,600	352,700				
109	303,800	353,200				
110	304,200	353,600				
111	304,600	353,900				
112	304,900	354,200				
113	305,100	354,700				
114	305,300					
115	305,600					
116	306,000					
117	306,200					
118	306,400					
119	306,700					
120	307,000					
121	307,400					
122	307,600					
123	307,900					
124	308,200					
125	308,500					
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第24条に規定する職員を除く。

## 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において中城村職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び村長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、村長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後給与条例」という。)第11条及び第12条の規定の適用については、改正後給与条例第11条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

附則別表 号給の切替表(附則第2項関係)

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15

28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52

65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			

102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

提案理由といたしまして、人事委員及び沖縄県人事委員会の給与勧告等を考慮し、村職員の給与に関し、所要の改定をする必要があるためでございます。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第10号 中城村職員の勤務時

間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 議案第10号 中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第10号

中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年中城村条例第7号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族看護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、村職員の勤務条件及び休暇等に関し、所要の改定をする必要がある。

中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年中城村条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の3 （略）</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2項に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の3 （略）</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2項に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に</p>

及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるもとして規則で定める場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 （略）

（介護休暇）

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第18条の2第1項において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 （略）

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該

満たない子のある職員が、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるもとして規則で定める場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 （略）

（介護休暇）

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者\_\_\_\_\_で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 （略）

職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由といたしまして、育児休業、介護休業等育児又は家族看護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、村職員の勤務条件及び休暇等に関し、所要の改定をする必要があるためでございます。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（11時15分）

~~~~~

再 開（11時20分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

日程第8 議案第11号 中城村課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第11号 中城村課設置条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第11号

中城村課設置条例の一部を改正する条例

中城村課設置条例を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

提案理由

行政組織内の事務分掌について、所掌する担当課の変更を行うため当該条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

中城村課設置条例の一部を改正する条例

中城村課設置条例（平成17年中城村条例第5号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（課の分掌事務）</p> <p>第2条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 産業振興課</p> <p>ア 農林<u>水産業</u>の振興に関する事。こと。</p> <p>イ 商工業に関する事。こと。</p> <p>ウ 企業誘致に関する事。こと。</p> <p>エ 発電所立地に伴う地域振興に関する事。こと。</p> <p>オ 観光振興に関する事。こと。</p> <p>カ 中城城跡の管理活用に関する事。こと。</p> <p>(9) 都市建設課</p> <p>ア 都市計画に関する事。こと。</p> <p>イ 都市公園に関する事。こと。</p> <p>ウ 区画整理に関する事。こと。</p> <p>エ 土木・建築に関する事。こと。</p> <p>オ 道路、河川及び護岸に関する事。こと。</p> | <p>（課の分掌事務）</p> <p>第2条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 産業振興課</p> <p>ア 農林<u>業</u>の振興に関する事。こと。</p> <p>イ 商工業に関する事。こと。</p> <p>ウ 企業誘致に関する事。こと。</p> <p>エ 発電所立地に伴う地域振興に関する事。こと。</p> <p>オ 観光振興に関する事。こと。</p> <p>カ 中城城跡の管理活用に関する事。こと。</p> <p>(9) 都市建設課</p> <p>ア 都市計画に関する事。こと。</p> <p>イ 都市公園に関する事。こと。</p> <p>ウ 区画整理に関する事。こと。</p> <p>エ 土木・建築に関する事。こと。</p> <p>オ 道路、河川及び護岸に関する事。こと。</p> |

カ 住宅行政に関すること。

キ まちづくりに関すること。

(10) (略)

カ 住宅行政に関すること。

キ 農水産業土木に関すること。

ク まちづくりに関すること。

(10) (略)

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由といたしまして、行政組織内の事務分掌について、所掌する担当課の変更を行うため当該条例を改正する必要があります。これが、この条例案を提出する理由でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第9 議案第12号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する

条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第12号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第12号

##### 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

#### 提案理由

懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設する刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が令和7年6月1日から施行されることに伴い、関係条例について所要の改正を行うため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

##### 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（中城村表彰条例の一部改正）

第1条 中城村表彰条例（昭和62年中城村条例第6号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                     | 改正前                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(表彰の制限)</p> <p>第9条 村長は、第3条、第5条及び第6条並びに第7条に規定する適格者であっても、次の各号のいずれかに該当する者は表彰しないことがある。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> | <p>(表彰の制限)</p> <p>第9条 村長は、第3条、第5条及び第6条並びに第7条に規定する適格者であっても、次の各号のいずれかに該当する者は表彰しないことがある。</p> <p>(1) <u>禁固</u>以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> |

(中城村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 中城村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和47年中城村条例第23号)の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                | 改正前                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた職員のうち、その刑の執行を猶予された者について、情状によりその職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた職員のうち、その刑の執行を猶予された者について、情状によりその職を失わないものとするすることができる。</p> <p>2 (略)</p> |

(中城村職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 中城村職員の給与に関する条例(昭和59年中城村条例第13号)の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                 | 改正前                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(期末手当)</p> <p>第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1カ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1カ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に</p> |

拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

4～6 (略)

禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

4～6 (略)

附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行の日から施行する。  
（人の資格に関する経過措置）
- 2 拘禁刑または拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第13条に規定する禁錮をいう。以下同じ。）に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留（旧刑法第16条に規定する拘留をいう。）に処せられた者とみなす。  
（中城村職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。  
（経過措置の規則への委任）
- 4 この条例に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

提案理由、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設する刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日から施行されることに伴い、関係条例について所要の改正を行うため、この条例を制定する必要があります。これが、この条例案を提出する理由でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終

わります。

日程第10 議案第13号 中城村役場庁舎建設基金条例を廃止する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第13号 中城村役場庁舎建設基金条例を廃止する条例。

議案第13号

中城村役場庁舎建設基金条例を廃止する条例

中城村役場庁舎建設基金条例（平成11年中城村条例第2号）を別紙のとおり廃止したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

提案理由

所期の目的が達成されたため、中城村役場庁舎建設基金条例を廃止する必要がある。

## 中城村役場庁舎建設基金条例を廃止する条例

中城村役場庁舎建設基金条例（平成11年中城村条例第2号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、令和7年3月31日から施行する。

提案理由といたしまして、所期の目的が達成されたため、中城村役場庁舎建設基金条例を廃止する必要があるためでございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第14号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第14号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御提案申し上げます。

### 議案第14号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

### 提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行により、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年

法律第27号)の一部が改正されることに伴い、関係条例について所要の改正を行うため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年中城村条例第18号)の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                      | 改正前                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> |

(中城村税条例の一部改正)

第2条 中城村税条例(昭和47年中城村条例第37号)の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                  | 改正前                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(村民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 村長は、村民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、</p> | <p>(村民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 村長は、村民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、</p> |

主たる事務所又は事業所の所在、当該村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下村民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) (略)

2 (略)

(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを村長に提出しなければならない。

(1) (略)

主たる事務所又は事業所の所在、当該村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下村民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) (略)

2 (略)

(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを村長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)～(8) (略)

3 (略)

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。ただし、村長が、当該者が所有又は取得する土地が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) (略)

3 (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)～(8) (略)

3 (略)

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。ただし、村長が、当該者が所有又は取得する土地が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) (略)

3 (略)

## 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由といたしまして、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るた

めのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

律の一部が改正されることに伴い、関係条例について所要の改正を行うため、この条例を制定する必要があるためでございます。これが、この条例案を提出する理由でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第12 議案第15号 令和6年度中城村一

般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第15号 令和6年度中城村一般会計補正予算（第10号）について御提案申し上げます。

議案第15号

令和6年度中城村一般会計補正予算（第10号）

令和6年度中城村の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ84,905千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,309,505千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年3月3日 提出

中城村長 比嘉麻乃

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款        | 項        | 補正前の額 | 補正額   | 計     |
|----------|----------|-------|-------|-------|
| 3 利子割交付金 |          | 460   | 226   | 686   |
|          | 1 利子割交付金 | 460   | 226   | 686   |
| 4 配当割交付金 |          | 5,848 | 1,028 | 6,876 |
|          | 1 配当割交付金 | 5,848 | 1,028 | 6,876 |

| 款             | 項             | 補正前の額      | 補正額      | 計          |
|---------------|---------------|------------|----------|------------|
| 5 株式等譲渡所得割交付金 |               | 6,516      | 8,808    | 15,324     |
|               | 1 株式等譲渡所得割交付金 | 6,516      | 8,808    | 15,324     |
| 6 法人事業税交付金    |               | 31,683     | 4,255    | 35,938     |
|               | 1 法人事業税交付金    | 31,683     | 4,255    | 35,938     |
| 7 地方消費税交付金    |               | 468,833    | 62,298   | 531,131    |
|               | 1 地方消費税交付金    | 468,833    | 62,298   | 531,131    |
| 8 ゴルフ場利用税交付金  |               | 29,012     | 2,977    | 31,989     |
|               | 1 ゴルフ場利用税交付金  | 29,012     | 2,977    | 31,989     |
| 9 環境性能割交付金    |               | 6,365      | △371     | 5,994      |
|               | 1 環境性能割交付金    | 6,365      | △371     | 5,994      |
| 11 地方交付税      |               | 1,758,525  | 123,781  | 1,882,306  |
|               | 1 地方交付税       | 1,758,525  | 123,781  | 1,882,306  |
| 14 使用料及び手数料   |               | 113,904    | △3,000   | 110,904    |
|               | 1 使用料         | 76,844     | △3,000   | 73,844     |
| 15 国庫支出金      |               | 2,827,590  | △20,801  | 2,806,789  |
|               | 1 国庫負担金       | 1,646,873  | 87,071   | 1,733,944  |
|               | 2 国庫補助金       | 1,171,580  | △107,872 | 1,063,708  |
| 16 県支出金       |               | 1,667,992  | △23,515  | 1,644,477  |
|               | 1 県負担金        | 723,232    | 52,669   | 775,901    |
|               | 2 県補助金        | 888,735    | △75,384  | 813,351    |
|               | 3 委託金         | 56,025     | △800     | 55,225     |
| 18 寄附金        |               | 100,003    | 5,499    | 105,502    |
|               | 1 寄附金         | 100,003    | 5,499    | 105,502    |
| 19 繰入金        |               | 601,463    | △189,680 | 411,783    |
|               | 2 基金繰入金       | 600,701    | △189,680 | 411,021    |
| 21 諸収入        |               | 179,802    | △6,110   | 173,692    |
|               | 4 雑入          | 176,676    | △6,110   | 170,566    |
| 22 村債         |               | 293,474    | △50,300  | 243,174    |
|               | 1 村債          | 293,474    | △50,300  | 243,174    |
| 歳 入 合 計       |               | 11,394,410 | △84,905  | 11,309,505 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款     | 項     | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|-------|-------|-----------|--------|-----------|
| 1 議会費 |       | 106,133   | △772   | 105,361   |
|       | 1 議会費 | 106,133   | △772   | 105,361   |
| 2 総務費 |       | 1,622,354 | 85,101 | 1,707,455 |

| 款        | 項           | 補正前の額      | 補正額      | 計          |
|----------|-------------|------------|----------|------------|
|          | 1 総務管理費     | 1,363,335  | 105,013  | 1,468,348  |
|          | 2 徴税費       | 126,905    | △2,886   | 124,019    |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 87,010     | △1,471   | 85,539     |
|          | 4 選挙費       | 42,507     | △15,434  | 27,073     |
|          | 5 統計調査費     | 1,121      | △121     | 1,000      |
| 3 民生費    |             | 4,708,533  | 63,846   | 4,772,379  |
|          | 1 社会福祉費     | 2,344,480  | △46,487  | 2,297,993  |
|          | 2 児童福祉費     | 2,364,053  | 110,333  | 2,474,386  |
| 4 衛生費    |             | 1,232,792  | △16,113  | 1,216,679  |
|          | 1 保健衛生費     | 732,439    | △6,281   | 726,158    |
|          | 2 清掃費       | 490,926    | △405     | 490,521    |
|          | 3 上水道費      | 9,427      | △9,427   | 0          |
| 6 農林水産業費 |             | 387,101    | △48,201  | 338,900    |
|          | 1 農業費       | 364,670    | △46,309  | 318,361    |
|          | 3 水産業費      | 19,266     | △1,892   | 17,374     |
| 7 商工費    |             | 253,255    | △2,688   | 250,567    |
|          | 1 商工費       | 253,255    | △2,688   | 250,567    |
| 8 土木費    |             | 612,363    | △43,256  | 569,107    |
|          | 1 土木管理費     | 59,590     | △907     | 58,683     |
|          | 2 道路橋梁費     | 354,922    | △15,368  | 339,554    |
|          | 4 都市計画費     | 22,308     | 19       | 22,327     |
|          | 5 下水道費      | 166,291    | △27,000  | 139,291    |
| 9 消防費    |             | 324,796    | 643      | 325,439    |
|          | 1 消防費       | 324,796    | 643      | 325,439    |
| 10 教育費   |             | 1,650,963  | △129,453 | 1,521,510  |
|          | 1 教育総務費     | 246,822    | △2,934   | 243,888    |
|          | 2 小学校費      | 341,377    | △65,707  | 275,670    |
|          | 3 中学校費      | 79,346     | 4,548    | 83,894     |
|          | 4 幼稚園費      | 179,142    | 1,230    | 180,372    |
|          | 5 社会教育費     | 258,658    | △10,657  | 248,001    |
|          | 6 保健体育費     | 545,618    | △55,933  | 489,685    |
| 12 公債費   |             | 472,216    | 5,988    | 478,204    |
|          | 1 公債費       | 472,216    | 5,988    | 478,204    |
| 歳 出 合 計  |             | 11,394,410 | △84,905  | 11,309,505 |

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

| 款      | 項       | 事業名                        | 金額      |
|--------|---------|----------------------------|---------|
| 2 総務費  | 1 総務管理費 | 防犯カメラ緊急整備事業                | 15,850  |
| 3 民生費  | 1 社会福祉費 | R 6 非課税世帯3万円給付金事業          | 153,508 |
| 8 土木費  | 2 道路橋梁費 | タウンセンター地区排水対策事業            | 3,135   |
|        |         | 村道久場前浜原線整備事業               | 8,833   |
|        |         | 橋梁修繕事業                     | 7,376   |
|        |         | 奥間南上原線整備事業                 | 6,754   |
|        |         | 舗装構成改良事業                   | 127,502 |
|        |         | 交通安全対策事業                   | 8,100   |
|        |         | 新川線災害防除事業                  | 35,927  |
|        | 4 都市計画費 | 久場・泊地区市街化区域編入等都市計画決定図書作成事業 | 5,346   |
| 10 教育費 | 6 保健体育費 | 吉の浦公園施設機能強化整備事業            | 28,260  |
|        |         | ごさまる・スポーツ観光交流拠点形成推進事業      | 218,095 |

第3表 債務負担行為補正

(変更)

(単位：千円)

| 事項                    | 補正前     |         | 補正後     |         |
|-----------------------|---------|---------|---------|---------|
|                       | 期間      | 限度額     | 期間      | 限度額     |
| ごさまる・スポーツ観光交流拠点形成推進事業 | 令和7年度まで | 296,263 | 令和7年度まで | 422,756 |

第4表 地方債補正

(変更)

| 起債の目的   | 補正前           |                    |                                               |                                            | 補正後          |       |    |       |
|---------|---------------|--------------------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------|-------|----|-------|
|         | 限度額           | 起債の方法              | 利率                                            | 償還の方法                                      | 限度額          | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 防災施設整備債 | 千円<br>120,800 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年5%以内<br>(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金等について、利率の見直しを行った | 特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元 | 千円<br>77,300 | 同じ    | 同じ | 同じ    |
| 農道整備事業債 | 17,800        |                    |                                               |                                            | 17,400       |       |    |       |

|                 |        |                           |                                                                                                                |        |  |  |  |
|-----------------|--------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--|--|--|
| 道路整備事業債         | 47,400 | 後において<br>は、当該見直<br>し後の利率) | 金均等又は元<br>利均等によ<br>る。<br>ただし、財<br>政の都合によ<br>り据置期間及<br>び償還期間を<br>短縮し、もし<br>くは繰上げ償<br>還又は低利に<br>借換えするこ<br>とができる。 | 46,300 |  |  |  |
| 社会教育施設整備<br>事業債 | 66,400 |                           | 61,100                                                                                                         |        |  |  |  |

本案補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,490万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億950万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費。

地方自治法題213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第3条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行

為補正」による。

第4条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第13 議案第16号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第16号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について御提案申し上げます。

## 議案第16号

### 令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,585千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,524,696千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月3日 提出

中城村長 比嘉麻乃

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款         | 項         | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 1 国民健康保険税 |           | 408,763   | △1,578  | 407,185   |
|           | 1 国民健康保険税 | 408,763   | △1,578  | 407,185   |
| 4 県支出金    |           | 1,802,424 | △14,326 | 1,788,098 |
|           | 1 県補助金    | 1,802,423 | △14,326 | 1,788,097 |
| 6 繰入金     |           | 323,855   | △8,681  | 315,174   |
|           | 1 他会計繰入金  | 323,854   | △8,681  | 315,173   |
| 歳入合計      |           | 2,549,281 | △24,585 | 2,524,696 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款              | 項            | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------------|--------------|-----------|---------|-----------|
| 1 総務費          |              | 58,858    | △3,870  | 54,988    |
|                | 1 総務管理費      | 44,877    | △3,260  | 41,617    |
|                | 2 徴税费        | 13,930    | △610    | 13,320    |
| 2 保険給付費        |              | 1,697,576 | 400     | 1,697,976 |
|                | 1 療養諸費       | 1,433,851 | 400     | 1,434,251 |
| 3 国民健康保険事業費納付金 |              | 722,268   | △19,097 | 703,171   |
|                | 1 医療給付費分     | 500,911   | △10,220 | 490,691   |
|                | 2 後期高齢者支援金等分 | 165,774   | △8,654  | 157,120   |
|                | 3 介護納付金分     | 55,583    | △223    | 55,360    |
| 5 保健事業費        |              | 51,940    | △873    | 51,067    |
|                | 1 特定健康診査等事業費 | 22,992    | △400    | 22,592    |
|                | 2 保健事業費      | 28,948    | △473    | 28,475    |
| 8 諸支出金         |              | 8,586     | △1,145  | 7,441     |
|                | 1 償還金及び還付加算金 | 8,585     | △1,145  | 7,440     |
| 歳出合計           |              | 2,549,281 | △24,585 | 2,524,696 |

本案補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,458万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を25億2,469万6,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第14 議案第17号 令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第17号 令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算について御提案申し上げます。

議案第17号

令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,307千円を増額し、歳入歳出予算の総額を233,197千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月3日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳 入）

（単位：千円）

| 款            | 項            | 補正前の額   | 補正額    | 計       |
|--------------|--------------|---------|--------|---------|
| 1 後期高齢者医療保険料 |              | 164,153 | 13,608 | 177,761 |
|              | 1 後期高齢者医療保険料 | 164,153 | 13,608 | 177,761 |
| 3 繰入金        |              | 45,979  | 6,699  | 52,678  |
|              | 1 一般会計繰入金    | 45,979  | 6,699  | 52,678  |
| 歳 入 合 計      |              | 212,890 | 20,307 | 233,197 |

（歳 出）

（単位：千円）

| 款                    | 項                    | 補正前の額   | 補正額    | 計       |
|----------------------|----------------------|---------|--------|---------|
| 2 後期高齢者医療広域連合<br>納付金 |                      | 206,892 | 20,307 | 227,199 |
|                      | 1 後期高齢者医療広域連合<br>納付金 | 206,892 | 20,307 | 227,199 |
| 歳 出 合 計              |                      | 212,890 | 20,307 | 233,197 |

本案補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,030万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億3,319万7,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第15 議案第18号 令和6年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第18号 令和6年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）について御提案申し上げます。

#### 議案第18号

##### 令和6年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）

令和6年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ182,014千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24,443千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和7年3月3日 提出

中城村長 比嘉麻乃

#### 第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款     | 項       | 補正前の額   | 補正額      | 計      |
|-------|---------|---------|----------|--------|
| 2 繰入金 |         | 196,863 | △182,014 | 14,849 |
|       | 1 基金繰入金 | 196,863 | △182,014 | 14,849 |
| 歳入合計  |         | 206,457 | △182,014 | 24,443 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款           | 項              | 補正前の額   | 補正額      | 計      |
|-------------|----------------|---------|----------|--------|
| 1 土地区画整理事業費 |                | 206,456 | △182,014 | 24,442 |
|             | 1 南上原土地区画整理事業費 | 206,456 | △182,014 | 24,442 |
| 歳出合計        |                | 206,457 | △182,014 | 24,443 |

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

| 款           | 項              | 事業名         | 金額  |
|-------------|----------------|-------------|-----|
| 1 土地区画整理事業費 | 1 南上原土地区画整理事業費 | 南上原土地区画整理事業 | 719 |

本案補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,201万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,444万3,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第16 議案第19号 令和6年度中城村汚水処理施設管理特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第19号 令和6年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第3号）について御提案申し上げます。

議案第19号

令和6年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ494千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,091千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月3日 提出

中城村長 比嘉麻乃

### 第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款     | 項       | 補正前の額 | 補正額  | 計     |
|-------|---------|-------|------|-------|
| 3 繰入金 |         | 1,800 | △494 | 1,306 |
|       | 1 基金繰入金 | 1,800 | △494 | 1,306 |
| 歳入合計  |         | 5,585 | △494 | 5,091 |

（歳出）

（単位：千円）

| 款           | 項           | 補正前の額 | 補正額  | 計     |
|-------------|-------------|-------|------|-------|
| 1 污水处理施設管理費 |             | 5,385 | △494 | 4,891 |
|             | 1 污水处理施設管理費 | 5,385 | △494 | 4,891 |
| 歳出合計        |             | 5,585 | △494 | 5,091 |

本案補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ509万1,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第17 議案第20号 令和6年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第20号 令和6年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

議案第20号

令和6年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度中城村水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度中城村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

|     |        | 歳 入       |          |           |
|-----|--------|-----------|----------|-----------|
|     | （科目）   | （既決予定額）   | （補正予定額）  | （計）       |
| 第1款 | 水道事業収入 | 553,930千円 | -7,541千円 | 546,389千円 |
| 第2項 | 営業外収益  | 46,986千円  | -7,541千円 | 39,445千円  |

  

|     |        | 歳 出       |          |           |
|-----|--------|-----------|----------|-----------|
|     | （科目）   | （既決予定額）   | （補正予定額）  | （計）       |
| 第1款 | 水道事業費用 | 565,911千円 | -9,427千円 | 556,484千円 |
| 第1項 | 営業費用   | 556,540千円 | -9,427千円 | 547,113千円 |

令和7年3月3日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

第1条、総則。

本案補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

令和6年度中城村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず収入の部から、第1款水道事業収入、既決予定額5億5,393万円、補正予定額754万1,000円の減、合計が5億4,638万9,000円。

2項、営業外収益4,698万6,000円、補正予定額754万1,000円の減、合計で3944万5,000円。

続きまして、歳出でございます。

第1款水道事業費用、既決予定額5億6,591万1,000円、補正予定額942万7,000円の減、合計で5億5,648万4,000円。

第1項営業費用5億5,654万円、補正予定額942万7,000円の減、合計で5億4,711万3,000円。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第18 議案第21号 令和6年度中城村下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

城村下水道事業会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

○村長 比嘉麻乃 議案第21号 令和6年度中

議案第21号

令和6年度中城村下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和6年度中城村下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度中城村下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

|     |         | 収 入       |            |           |
|-----|---------|-----------|------------|-----------|
|     | （科目）    | （既決予定額）   | （補正予定額）    | （計）       |
| 第1款 | 下水道事業収益 | 290,227千円 | △ 13,000千円 | 277,227千円 |
| 第2項 | 営業外収益   | 196,676千円 | △ 13,000千円 | 183,676千円 |

（資本的収入及び支出）

第3条 令和6年度中城村下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

|     |       | 収 入       |            |           |
|-----|-------|-----------|------------|-----------|
|     | （科目）  | （既決予定額）   | （補正予定額）    | （計）       |
| 第1款 | 資本的収入 | 431,237千円 | △ 14,000千円 | 417,237千円 |
| 第6項 | 出資金   | 77,000千円  | △ 14,000千円 | 63,000千円  |

令和7年3月3日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

本案補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

令和6年度中城村下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

まず収入のほうから、第1款下水道事業収益、既決予定額2億9,022万7,000円、補正予定額

1,300万円の減、合計で2億7,722万7,000円。

2項、営業外収益が既決予定額が1億9,667万6,000円、補正予定額が1,300万円の減、合計で1億8,367万6,000円。

第3条、資本的収入及び支出。

令和6年度中城村下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正

する。

まず収入、第1款資本的収入、既決予定額が4億3,123万7,000円、補正予定額1,400万円の減、合計で4億1,723万7,000円。

第6項、出資金。

既決予定額が7,700万円、補正予定額1,400万円の減、合計で6,300万円。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休憩（11時45分）

~~~~~

再開（11時46分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

日程第19 議案第22号 令和7年度中城村一般会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第22号 令和7年度中城村一般会計予算について御提案申し上げます。

### 議案第22号

#### 令和7年度中城村一般会計予算

令和7年度中城村一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,125,553千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,800,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年3月3日 提出

中城村長 比嘉麻乃

### 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 村税		2,849,381
	1 村民税	1,175,246
	2 固定資産税	1,488,310
	3 軽自動車税	97,879
	4 村たばこ税	87,946
2 地方譲与税		57,991
	1 地方揮発油譲与税	11,934
	2 自動車重量譲与税	38,817
	3 特別とん譲与税	4,449
	4 地方道路譲与税	1
	5 森林環境譲与税	2,790
3 利子割交付金		880
	1 利子割交付金	880
4 配当割交付金		6,109
	1 配当割交付金	6,109
5 株式等譲渡所得割交付金		11,757
	1 株式等譲渡所得割交付金	11,757
6 法人事業税交付金		36,866
	1 法人事業税交付金	36,866
7 地方消費税交付金		543,587
	1 地方消費税交付金	543,587
8 ゴルフ場利用税交付金		32,288
	1 ゴルフ場利用税交付金	32,288
9 環境性能割交付金		5,844
	1 環境性能割交付金	5,844
10 地方特例交付金		20,836
	1 地方特例交付金	20,836
11 地方交付税		1,758,525
	1 地方交付税	1,758,525
12 交通安全対策特別交付金		1,486
	1 交通安全対策特別交付金	1,486
13 分担金及び負担金		1,746
	2 負担金	1,746
14 使用料及び手数料		125,188
	1 使用料	83,509

款	項	金額
	2 手数料	41,679
15 国庫支出金		5,708,582
	1 国庫負担金	1,910,593
	2 国庫補助金	3,788,576
	3 委託金	9,413
16 県支出金		1,523,475
	1 県負担金	751,963
	2 県補助金	720,398
	3 委託金	51,114
17 財産収入		11,852
	1 財産運用収入	11,851
	2 財産売払収入	1
18 寄附金		52,002
	1 寄附金	52,002
19 繰入金		568,900
	2 基金繰入金	568,900
20 繰越金		30,000
	1 繰越金	30,000
21 諸収入		209,258
	1 延滞金、加算金及び過料	3,535
	2 村預金利子	1
	3 貸付金元利収入	1
	4 雑入	205,721
22 村債		1,569,000
	1 村債	1,569,000
歳 入 合 計		15,125,553

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		101,470
	1 議会費	101,470
2 総務費		1,254,379
	1 総務管理費	987,354
	2 徴税費	144,218
	3 戸籍住民基本台帳費	92,211
	4 選挙費	17,326

款	項	金額
	5 統計調査費	11,794
	6 監査委員費	1,476
3 民生費		4,535,847
	1 社会福祉費	1,915,961
	2 児童福祉費	2,619,886
4 衛生費		1,401,890
	1 保健衛生費	741,964
	2 清掃費	659,926
5 労働費		4,062
	1 労働諸費	4,062
6 農林水産業費		158,192
	1 農業費	141,997
	2 林業費	634
	3 水産業費	15,561
7 商工費		114,235
	1 商工費	114,235
8 土木費		671,014
	1 土木管理費	60,713
	2 道路橋梁費	386,746
	3 河川費	3,155
	4 都市計画費	65,915
	5 下水道費	154,485
9 消防費		346,084
	1 消防費	346,084
10 教育費		6,048,717
	1 教育総務費	362,494
	2 小学校費	4,489,188
	3 中学校費	76,809
	4 幼稚園費	181,432
	5 社会教育費	294,999
	6 保健体育費	643,795
11 災害復旧費		4
	2 土木施設災害復旧費	4
12 公債費		469,658
	1 公債費	469,658
13 諸支出金		1

款	項	金額
	1 普通財産取得費	1
14 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		15,125,553

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災施設整備債	千円 73,000	証書借入 又は 証券発行	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができ
一般廃棄物処理事業債	55,200			
道路整備事業債	60,600			
社会教育施設整備事業債	84,500			
公立学校施設整備事業債	1,295,700			
計	1,569,000			

令和7年度中城村一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ151億2,555万3,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第3条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、18億円と定め

る。

第4条、歳出予算の流用

地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、皆さんに配られていると思いますが、別紙として、歳入予算の説明資料のほうから主要箇所を読み上げて御提案申し上げますが、皆さん、お持ちですか。じゃこれのほうから主なものを説明いたします。

まず、歳入のほうから、1款村税28億4,938万1,000円で、増減額が2,680万1,000円で増減率0.9%の増でございます。

続きましてが7款のほうまでいきます。7款地方消費税交付金が5億4,358万7,000円、増減額が7,475万4,000円で15.9%の増でございます。

続きまして、11款地方交付税17億5,852万5,000円、増減額が6,505万円で3.8%の増となっております。

続きまして、15款国庫支出金57億858万2,000円、増減額が35億4,806万4,000円で164.2%の増でございます。

続きましてが16款県支出金15億2,347万5,000円、増減額が1億287万7,000円で7.2%の増でございます。

続きまして、18款の寄附金が5,200万2,000円、増減額が4,800万1,000円の減で48%の減でございます。

19款繰入金5億6,890万円、増減額が3億5,089万3,000円、161%の増でございます。

続きまして、22款村債15億6,900万円で、増減額が12億8,508万3,000円、452.6%の増でございます。

歳入合計が151億2,555万3,000円、増減額が54億7,235万1,000円で56.7%の増となっております。

続きまして、歳出のほうも同じように主なものだけ読み上げて御提案申し上げます。

1款議会費が1億147万円、増減額が845万5,000円の減で7.7%の減となっております。

3款民生費45億3,584万7,000円、増減額が5

億4,182万円で13.6%の増となっております。

4款衛生費14億189万円、増減額が2億2,940万4,000円で19.6%の増となっております。

続きまして、6款農林水産業費1億5,819万2,000円、増減額が1億4,035万4,000円の減、47%の減となっております。

続きまして、8款土木費6億7,101万4,000円、増減額が1億577万9,000円で18.7%の増となっております。

10款教育費60億4,871万7,000円、増減額が46億6,770万7,000円で338%の増となっております。

それでは、歳出の合計で151億2,555万3,000円、増減額が54億7,235万1,000円で56.7%の増となっております。

歳入歳出の裏面に詳細がございますので、御参照ください。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第20 議案第23号 令和7年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第23号 令和7年度中城村国民健康保険特別会計予算について御提案申し上げます。

## 議案第23号

### 令和7年度中城村国民健康保険特別会計予算

令和7年度中城村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,349,594千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳入歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月3日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		382,534
	1 国民健康保険税	382,534
2 使用料及び手数料		336
	1 手数料	336
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		1,675,388
	1 県補助金	1,675,387
	2 財政安定化基金支出金	1
5 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
6 繰入金		285,945
	1 他会計繰入金	285,944
	2 基金繰入金	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		5,387
	1 延滞金・加算金及び過料	2,241
	2 雑入	3,146

款	項	金額
9 村債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
歳入合計		2,349,594

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		54,831
	1 総務管理費	40,497
	2 徴税費	14,283
	3 運営協議会費	51
2 保険給付費		1,570,054
	1 療養諸費	1,321,437
	2 高額療養費	232,956
	3 移送費	1
	4 出産育児諸費	14,939
	5 葬祭諸費	720
	6 傷病手当金	1
3 国民健康保険事業費納付金		658,252
	1 医療給付費分	450,799
	2 後期高齢者支援金等分	156,528
	3 介護納付金分	50,925
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		54,369
	1 特定健康診査等事業費	24,359
	2 保健事業費	30,010
6 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
7 公債費		51
	1 公債費	51
8 諸支出金		2,035
	1 償還金及び還付加算金	2,034
	2 延滞金	1
9 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		2,349,594

本案特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億4,959万4,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

第3条、歳入歳出予算の流用。

地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第21 議案第24号 令和7年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第24号 令和7年度中城村後期高齢者医療特別会計予算について御提案申し上げます。

#### 議案第24号

#### 令和7年度中城村後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ242,319千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳入歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した後期高齢者医療に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月3日 提出

中城村長 比嘉麻乃

#### 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		188,830
	1 後期高齢者医療保険料	188,830
2 使用料及び手数料		42
	1 手数料	42
3 繰入金		52,541
	1 一般会計繰入金	52,541
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		905
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	901
	3 預金利子	1
	4 雑入	1
歳入合計		242,319

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		4,243
	1 総務管理費	1,456
	2 徴収費	2,787
2 後期高齢者医療広域連合納付金		236,875
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	236,875
3 諸支出金		901
	1 償還金及び還付加算金	901
4 予備費		300
	1 予備費	300
歳出合計		242,319

本案特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,231万9,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によ

る。

第2条、歳入歳出予算の流用。

地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した後期高齢者医療に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内

でのこれらの経費の各項の間の流用。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第22 議案第25号 令和7年度中城村土地  
地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第25号 令  
和7年度中城村土地地区画整理事業特別会計予算  
について御提案申し上げます。

議案第25号

令和7年度中城村土地地区画整理事業特別会計予算

令和7年度中城村土地地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ207,080千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した土地地区画整理事業費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年3月3日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

第1表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1,671
	2 使用料	1,671
2 繰入金		205,407
	1 基金繰入金	205,407
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 保留地処分金		1
	1 南上原区画整理事業保留地処分金	1

款	項	金額
歳入合計		207,080

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 土地区画整理事業費		207,079
	1 南上原土地区画整理事業費	207,079
3 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		207,080

本案特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億708万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条、歳出予算の流用。

地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した土地区画整理事業費に

係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第23 議案第26号 令和7年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第26号 令和7年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算について御提案申し上げます。

#### 議案第26号

#### 令和7年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算

令和7年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,307千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した汚水処理施設管理事業に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款

内でのこれらの各項の間の流用

令和7年3月3日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		3,184
	1 使用料	3,183
	2 手数料	1
2 寄附金		1
	1 寄附金	1
3 繰入金		1,000
	1 基金繰入金	1,000
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		121
	1 預金利子	1
	2 雑収入	120
歳入合計		4,307

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 汚水処理施設管理費		4,107
	1 汚水処理施設管理費	4,107
2 予備費		200
	1 予備費	200
歳出合計		4,307

本案特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ430万7,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条、歳出予算の流用。

地方自治法第220条第2項ただし書の規定に

より歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した汚水処理施設管理事業に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間の流用。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第24 議案第27号 令和7年度中城村水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第27号 令和7年度中城村水道事業会計予算について御提案申し上げます。

## 議案第27号

### 令和7年度中城村水道事業会計予算

#### (総則)

第1条 令和7年度中城村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水栓数	6,759	栓
(2) 年間配水量	2,456,003	m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	6,728	m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業		
村内配水管布設工事	82,600	千円
旧南上原配水池解体工事	44,000	千円

#### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	水道事業収益	558,505	千円	
第1項	営業収益	520,886	千円	
第2項	営業外収益	37,617	千円	
第3項	特別利益	2	千円	
		支	出	
第1款	水道事業費用	580,364	千円	
第1項	営業費用	572,830	千円	

第2項 営業外費用	6,333 千円
第3項 特別損失	201 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額222,206千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,236千円、建設改良積立金の取崩100,000千円、減債積立金の取崩9,474千円及び損益勘定留保資金94,496千円で補填するものとする。

収 入

第1款 資本的収入	42,786 千円
第1項 補助金	41,300 千円
第2項 出資金	1,485 千円
第3項 固定資産売却代金	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	264,992 千円
第1項 建設改良費	250,518 千円
第2項 企業債償還金	9,474 千円
第3項 その他資本的支出	2,000 千円
第4項 予備費	3,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失との間
- (2) 建設改良費、企業債償還金及びその他資本的支出との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 54,066 千円

(棚卸資産購入限度額)

第8条 棚卸資産の購入限度額は、1,200千円と定める。

令和7年3月3日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

第1条、総則。

令和7年度中城村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量は、次のとおりとする。

1号、給水栓数6,759栓。

2号、年間排水量245万6,003立米。

3号、一日平均配水量が6,728立米。

4号、主要な建設改良事業、村内配水管布設工事が8,260万円、旧南上原配水池解体工事が4,400万円。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

まず収入。

第1款水道事業収益5億5,850万5,000円、第1項営業収益5億2,088万6,000円、第2項営業外収益3,761万7,000円、第3項特別利益が費目存置で2,000円。

支出でございます。

第1款水道事業費用5億8,036万4,000円、第1項営業費用5億7,283万円、第2項営業外費用が633万3,000円、第3項特別損失が20万1,000円、第4項予備費が100万円。

次のページです、2ページお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億2,220万6,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,823万6,000円、建設改良積立金の取崩し1億円、減債積立金の取崩し

が947万4,000円及び損益勘定留保資金が9,449万6,000円で補填するものとする。

収入。

第1款資本的収入4,278万6,000円、第1項補助金が4,130万円、第2項出資金が148万5,000円、第3項固定資産売却代金が費目存置で1,000円。

支出でございます。

第1款資本的支出が2億6,499万2,000円、第1項建設改良費2億5,051万8,000円、第2項企業債償還金が947万4,000円、第3項その他資本的支出が200万円、第4項予備費が300万円。

第5条、一時借入金。

一時借入金の限度額は、2,000万円と定める。

第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、営業費用、営業外費用及び特別損失との間。

2号、建設改良費、企業債償還金及びその他資本的支出との間。

続きまして、3ページです。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1号、職員給与費5,406万6,000円。

第8条、棚卸資産の購入限度額。

棚卸資産の購入限度額は、120万円と定める。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これでは提案理由の説明を終わります。

日程第25 議案第28号 令和7年度中城村下水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第28号 令和7年度中城村下水道事業会計予算について御提案申し上げます。

## 議案第28号

### 令和7年度中城村下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度中城村下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理戸数	4,750	戸
(2) 年間総排水量	992,000	m <sup>3</sup>
(3) 一日平均排水量	2,718	m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	350,157	千円
イ 管路整備工事	350,157	千円
ロ 流域下水道建設費負担金	0	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 下水道事業収益	305,367	千円
第1項 営業収益	109,428	千円
第2項 営業外収益	195,938	千円
第3項 特別利益	1	千円
支 出		
第1款 下水道事業費用	295,488	千円
第1項 営業費用	264,811	千円
第2項 営業外費用	30,177	千円
第3項 特別損失	0	千円
第4項 予備費	500	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額50,312千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,851千円及び、減債積立金10,366千円及び過年度及び当年度損益勘定留保資金26,095千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	420,365 千円
第1項 企業債	160,300 千円
第2項 補助金	178,580 千円
第3項 他会計補助金	11,485 千円
第4項 出資金	70,000 千円

支 出

第1款 資本的支出	470,677 千円
第1項 建設改良費	350,157 千円
第2項 企業債償還金	120,020 千円
第3項 予備費	500 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 160,300	証書借入 又は 証券発行	% 年5%以内	特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは、繰り上げ償還または、低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失との間

(2) 建設改良費、企業債償還金及びその他資本的支出との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 17,731 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は84,485千円である。

令和7年3月3日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

第1条、総則。

令和7年度中城村下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量は、次のとおりとする。

1号、処理戸数が4,750戸。

2号、年間総排水量が99万2,000立米。

3号、一日平均排水量が2,718立米。

4号、主要な建設改良事業が3億5,015万7,000円、イ、管路整備工事3億5,015万7,000円、ロ、流域下水道建設費負担金がゼロ。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

まず収入のほうから、第1款下水道事業収益3億536万7,000円、第1項営業収益1億942万8,000円、第2項営業外収益1億9,593万8,000円、第3項特別利益が費目存置1,000円でございます。

支出。

第1款下水道事業費用2億9,548万8,000円、第1項営業費用2億6,481万1,000円、第2項営業外費用3,017万7,000円、第3項特別損失がゼ

ロ、第4項予備費が50万円。

続きまして、2ページです。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,031万2,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,385万1,000円及び減債積立金1,036万6,000円及び過年度及び当年度損益勘定留保資金2,609万5,000円で補填するものとする。

収入。

第1款資本的収入が4億2,036万5,000円、第1項企業債1億6,030万円、第2項補助金1億7,858万円、第3項他会計補助金1,148万5,000円、第4項出資金が7,000万円。

支出。

第1款資本的支出4億7,067万7,000円、第1項建設改良費3億5,015万7,000円、第2項企業債償還金が1億2,002万円、第3項予備費が50万円。

第5条、企業債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び

償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、下水道事業、限度額が1億6,030万円、起債の方法、証書借入又は証券発行、利率が年5%以内。

償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは、繰上償還または、低利に借換えすることができる。

第6条、一時借入金。

一時借入金の限度額は、3億円と定める。

続きまして、第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、営業費用、営業外費用及び特別損失との間。

2号、建設改良費、企業債償還金及びその他資本的支出との間。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1号、職員給与費1,773万1,000円。

第9条、他会計からの補助金。

一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は8,448万5,000円である。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第26 議案第29号 物品等購入の契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第29号 物品等購入の契約について御提案申し上げます。

## 議案第29号

### 物品等購入の契約について

中城村立小中学校 I C T機器購入業務について、次のように物品購入契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- |                         |                          |
|-------------------------|--------------------------|
| 1. 契約の目的                | 中城村立小中学校 I C T機器購入業務     |
| 2. 契約の方法                | 随意契約                     |
| 3. 契約金額                 | 金 9,088,200円             |
| うち取引に係る消費税<br>及び地方消費税の額 | 金 826,200円               |
| 4. 契約の相手方               | 那覇市字安謝638番地<br>株式会社 興洋電子 |

代表取締役 多良間 洋二

令和7年3月3日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

提案理由

中城村立小中学校 I C T機器購入業務の契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とする。

提案理由といたしまして、中城村立小中学校 I C T機器購入業務の契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会（12時19分）

## 令和7年第2回中城村議会定例会（第2日目）

招 集 年 月 日	令和7年3月3日（月）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和7年3月4日（午前10時00分）		
	散 会	令和7年3月4日（午後12時38分）		
応 招 議 員  （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	9 番	大 城 常 良
	2 番	玉那覇 登	10 番	欠 員
	3 番	欠 員	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	桃 原 清	12 番	金 城 章
	5 番	新 垣 貞 則	13 番	新 垣 博 正
	6 番	安 里 清 市	14 番	新 垣 善 功
	7 番	新 垣 修	15 番	石 原 昌 雄
8 番	屋 良 照 枝	16 番	伊 佐 則 勝	
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	2 番	玉那覇 登	4 番	桃 原 清
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比 嘉 保	議 事 係 長	辰 さおり
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	比 嘉 麻 乃	こども課長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	新 垣 正	企 画 課 長	金 城 勉
	教 育 長	比 嘉 良 治	都 市 建 設 課 長	呉 屋 克 行
	総 務 課 長	大 湾 朝 也	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 村 武 宏
	住 民 生 活 課 長	新 垣 忍	上 下 水 道 課 長	下 地 良 和
	会 計 管 理 者	照 屋 郁 子	教 育 総 務 課 長	我 謝 慎 太 郎
	税 務 課 長	比 嘉 聡	生 涯 学 習 課 長	渡 久 地 真
	福 祉 課 長	照 屋 淳	教 育 総 務 課 主 幹	森 本 雅 人
	健 康 保 険 課 長	島 袋 かおり		

## 議 事 日 程 第 2 号

日 程	件 名
第 1	議案第9号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第 2	議案第10号 中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
第 3	議案第11号 中城村課設置条例の一部を改正する条例
第 4	議案第12号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
第 5	議案第13号 中城村役場庁舎建設基金条例を廃止する条例
第 6	議案第14号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
第 7	議案第15号 令和6年度中城村一般会計補正予算（第10号）
第 8	議案第16号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
第 9	議案第17号 令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
第 10	議案第18号 令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）
第 11	議案第19号 令和6年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算（第3号）
第 12	議案第20号 令和6年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）
第 13	議案第21号 令和6年度中城村下水道事業会計補正予算（第2号）
第 14	議案第29号 物品等購入の契約について
第 15	諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第 16	同意第1号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
第 17	同意第2号 教育委員会委員の任命について
第 18	報告第1号 令和7年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について
第 19	報告第2号 専決処分の報告について（防災行政無線機器更新工事改定契約について）
第 20	報告第3号 令和4年度決算に係る健全化判断比率の修正について
第 21	報告第4号 令和5年度決算に係る健全化判断比率の修正について

○議長 伊佐則勝 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第9号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第9号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第9号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第9号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第10号 中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 おはようございます。

改正の18条の2の中で、40歳に達した日という、第2項ですね、日の属するところとすけれども、40歳の前にはそういう知らせをしないというふうな解釈でよろしいのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、安里清市議員の質疑にお答えをいたします。

当該職員が40歳に達した日の年度ということでございますので、通知をするものではないです。その内容について適用されるということでございます。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第10号に対して質疑をいたします。

これ前にもらった議案説明書の中からになるんですけども、これ今、3歳までが対象になっているという、私の判断ではあるんですけども、これが小学校入学前までに拡大することなんです。これは、見てみたら、所定の労働時間を超えて勤務させてはならないというのがあるんですけども、そのあたりをもう少し詳しく説明を求めたいと思います。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、大城議員の質疑にお答えをいたします。

時間の制限というか、深夜勤務、例えば時間外勤務については、制限というか調整をして、その範囲内で、その課、業務で取決めを行っていくということでございます。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第10号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これ  
で討論を終わります。

これから、議案第10号 中城村職員の勤務時  
間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第10号 中城村職員の勤務時  
間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第11号 中城村課設置条例の  
一部を改正する条例を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、  
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、議案第11号  
中城村課設置条例の一部を改正する条例につ  
いて質問いたします。

改正前、改正後の課の分掌事務のほうを読ま  
せていただきまして、農水産業の土木が3年前  
の所管の産業振興課のほうに一部移行するとい  
うふうに理解をしております。

そこで質問しますが、まず、これまで  
は都市建設課のほうに一部この条例で統合した  
ときに、河川管理におきまして、土地改良区の  
農排水路も都市建設課のほうで全て網羅して維  
持管理をしていたんですけれども、今後、都市  
建設課のほうでは道路、河川に関する、護岸に  
関することを分掌事務とすると。それであれば、  
今度は産業振興課において、土地改良区におけ

る農業排水路の維持管理というのはそのほう  
にそのまま移行していくのかというのを1点。

じゃその河川管理と農業排水路のちゃんとし  
た区別、もちろん土地区画整理事業内の中に、  
畑の中を走っている農排水路であれば分かりや  
すいんですけれども、その場合の浚渫であれば  
産業振興課が伴うのかなと思うんですけれども。  
例えば、ちょっと和宇慶地区の事例で申し上げ  
ますと、これは仲村課長から以前聞いたときに、  
和宇慶の今、クシガーラ、僕らはワウケガーラ  
と言っていたんですけれども、正式名称はクシ  
ガーラと言うんですが、先日、去年の11月ぐら  
いから都市建設課が浚渫をして、今終わってい  
ますけれども、そこは農業台帳からいきますと  
12号農道となっていて、実際は和宇慶北浜  
線というふうになっております。村道認定を受  
けていない状況で、実際はその河川というの  
は都市建設課が管理しているんですけれども。  
今度は、水兼道路とそこにある農業排水路で  
あれば産業振興課と、それはもちろん区別がし  
やすいんですけれども、その辺の区別がちゃん  
とこの両課で何ていうかな、整合性が伴ってい  
る内容になっているか、その分掌事務ですね、  
というのを確認したいと思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 新垣 修議員の質疑にお  
答えします。

管理については、今年から和宇慶地区、当間  
地区についてはもちろん産業振興課のほうでや  
っていきます。今、新垣議員が言ったように和  
宇慶のドゥグンジャガーラ、あれ河川大きいで  
すので、今ずっと都市建設課のほうでやってい  
ます。それと浜の河川も、これも都市建設課の  
ほうで管理しています。両課で、1級河川とい  
うのはなかなかないものですから、大きい河川  
については全部、都市建設課のほうで管理やっ  
ています。

あと、和宇慶地区、当間地区ともうはっきり

分かりますので、その辺はまた両課で、どこがやるかというのは、両方のほうに維持管理は入っていますので、その辺はすぐに行くんじゃないかなと思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 今、副村長のほうから、両課でやっていくという言葉ですのでね。また、なぜそれを僕質問したかといいますと、やはりこれは上層部のほうでも、その管理においては把握しておいてほしいと。やはり課同士でたらい回しにされて、もちろんたらい回しにはされたいと思いますけれども、今言うように、まずは1点だけ気になるのが、やっぱり3年前に前課長に聞いたときに、今この副村長が言っていたクシガーラですか、流末、大きい河川の場合は都市建設課が管理するんですけども、その流末のほうでちょうどこの護岸側で砂がたまったときに、ちょうど、あくまでもワウケガーラの例えで話しますけれども、要は水がはけない状態で、常に水がたまって、そこに緑の水ゴケが生えて魚が死んで、腐食して、それで臭いが上がってきます。それを、僕は以前に、河川管理はどこがやっているのかと、そのときの産業振興課長に聞いたときに、はっきりしていないと。ただ、護岸側になるから、これは県のほうで浚渫しないといけないというような形になっていて、ただ、大雨が降った場合は、大雨でその砂を、要は海の砂を吐き出すから普通に戻るといような安易な回答を得られたもんですから、そこで、今こういったふうに、ちゃんと責務の範疇は、やはり上層部のほうでも把握しておいて、今度は産業振興課と都市建設課がお互い協議しながら、お互いで協力して、河川管理、それから農排水管理をやっていただきたいということで質問しております。

今後、この土地改良区におきまして、浚渫に関しては、今、副村長が言われるように産業振興課のほうで、もし何かある場合はやっていく

ものと。大きい河川に関しましては都計課のほうでやっていけるものというふうに理解してよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

今、新垣議員からおっしゃられた河川の管理ですが、今、和宇慶のワウケガーラと言うんですか、あそこに関しては農道ではあるんですけども、道路側から浚渫できますので、こちらに関しては都市建設課で、また護岸のほうも、詰まって排水ができないという場合は都市建設課で行っています。畑と畑の間にある水路とかそういうものに関しては農家さんの承諾を得るとか、そういうものがある場合は産業振興課のほうで行っていくということでございます。

○議長 伊佐則勝 7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 土地改良区、今言うように和宇慶地区と当間地区ありますけれども、やっぱり農業をやっている住民から、特に最近、和宇慶地区におかれましては、大雨降ったときに冠水が出てきて心配ですということです。去年からこの話がずっと一般質問でも上がっていますのでね。今後この浚渫に関しまして、もし地元の農作人とか、あるいは地元の自治会長から御要望があったときは、双方でうまい具合に対応していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。以上です。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時15分）

~~~~~

再 開（10時16分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 11号について質疑をいたします。

まず、この課設置条例については、前回も我々議会の中でいろいろな意見が出まして、決

定したものだというふうに承知しているんですけども、今回またいろいろと課設置条例についても、これは副村長のほうから、今のままでちょっと厳しい旨の話がありまして、それを今回出してきていると私は思っているんですけども、その中で、課を設置する場合に、今、都市建設課に所掌というのかな、ある課を産業振興課に移すということで。その中でも職員配置計画というのはしっかりなされているのか、その一点ちょっと伺います。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 大城議員の質疑にお答えいたします。

2月28日に人事の内示を出していますので、その辺をちゃんと産業振興課のほうに担当係長を配置して3名、今、内示を出して準備等は終わっています。以上です。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 課をまたいでやっていくということですので、しっかり職員にもその旨の話をして、納得してもらって、課と課との間の対策も十分持って、みんなが働きやすい環境をしっかりとつくって進めていただきたいと、こういうふうに思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 議案第11号について質疑を行います。

この議案は、元に戻すというようなことですよ。本来は農水産業土木は産業振興課、そして産業振興に係るものは都市建設課というような、もともとの正常な状態に私は戻るというふうに理解していますので、それはそれでよかったですなと思っています。

あとは、複数年をしっかりと計画に位置づけて、維持管理も含めてやっていけるような体制を取れるかどうかポイントになるかなと思っています。持ち場を変えただけで形が変わらなければ何の意味もなくて、文字だけ変えたとい

うぐらいになるのはいかなものかと思いますし、また、これは時の、この単年度、単年度の政権によってもいじられるようなことがないようにしっかりと長期計画を立てて維持管理をしていってほしいというのと、特に農業の基盤整備をやったところが維持管理がしっかりなされていないというのが実態が見受けられます、特に排水路なんかはですね。正常に一生懸命農業をやっているところに河川から浸水してきたり、排水路から水が入ってきて、農業を駄目にしていくというようなものも見受けられておりますので、この辺もしっかりとやっていかないと、住民から苦情も来るだろうから。その辺を私は、正常な状態ということの評価していきたいと思えます。

あとは、長期計画でどれだけこの維持管理も含めて行えるか。その見通しについて答弁をお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 新垣博正議員の質問にお答えいたします。

人事体制と、そういうのもありますが、長期計画、長期計画までには至らないんですが、今、皆さん御存じのとおり地域計画というのを住民から意見交換をしながら行っております。今度、スタートで各地区のリーダーを選出しながら、各地区の施設がどうなっているか、どこを優先的に行わんといけないかというのをまた今後話し合っていきます。その中で、また5年間、最適化跡地利用事業というのを導入していきます。そこでまた5年間の中期の計画を立てながら、その施設の改善を図っていききたいと思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 そのようにしっかりと行ってほしいというのがありますが、実態は、長期的に休耕地、耕作放棄地になったりすると、

その周辺の村道であったり、河川、あるいはまた排水路も詰まったりしている実態が見受けられます。私有地と公共が管理しなければならぬところがはっきりと境目も分からなくなってしまっている。それがたまたま何ていいますかね、この維持管理をやったがゆえに、こちらはやらないのかというような意見がたくさん出てきます。やはり図面で示して、計画がこの地区、地区にはっきりと分かるような仕組みにしていけないと、この条例を改正しても、維持管理がしっかりとできていない状態が続くと意味のなさないような、ただ文書だけ書いたという形になりますので、そうならないように取り組んでいくということを約束できますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

先ほども答弁したとおり、地域の皆さんと一緒に取り組むという計画ですので、ぜひ農家の皆さん、そして住民の皆さんと一緒に、その辺は地図化しながら、みんなと話し合っ、その作業を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。  
お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第11号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これ

で討論を終わります。

これから議案第11号 中城村課設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第11号 中城村課設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第12号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第12号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第12号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第12号 刑法等の一部を改正

する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第13号 中城村役場庁舎建設基金条例を廃止する条例を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第13号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第13号 中城村役場庁舎建設基金条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第13号 中城村役場庁舎建設基金条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第14号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案14号について質疑をいたします。

これも議案説明書の中からはなるんですけども、改正の目的で、これは下のほうに本人確認を簡易に行う仕組みであるマイナンバーカードの利便性向上を図ることを目的とした法律の改正に伴うものであるというふうにあるんですけども、これは現在、本村に当てはめた場合に、マイナンバーカードの取得率、あるいは年配の方々がそれを持っていない場合に対しての何か不利益、あるいは利益等は一切かからないのかどうか。そのあたりの見解をお聞かせください。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩 (10時30分)

~~~~~

再 開 (10時30分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、大城議員の質疑にお答えをいたします。

今回の一部改正につきましては、上位法の項の追加による本村の条例の改正、2本の条例があります。その改正になっておりまして、マイナンバーカードを持っていない方が不利益になるものでございません。マイナンバーカードを使う方についてのカード代替の電磁的記録の送信に関するものが追加されておりますので、持っていない方ではなく、持っている方の送信に関するものが特別に追加されているということでございます。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩 (10時31分)

~~~~~

再 開 (10時32分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 デジタル技術というのがなかなか村の高齢者の方には届きにくいというところも多々あるものですから、そのあたりはしっかり行政のほうでも、これは村民に対していいことなのか、あるいは上位法だから変えないといけないということは分かっているんですけども、しっかりそういうところは村民に知らせて、後からいろいろ問題が出ないような形で、これは保険証もそうなんですけれども、資格確認書とかいうの、複雑な状態になっているという話もちよっと聞いているものなんです。そのあたりも含めて、やりやすいところに行くのはいいんですけども、やっぱり取り残された方々がいるということもしっかり頭に置いて、そのあたりはしっかりやっていってください。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。  
お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第14号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第14号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第14号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第15号 令和6年度中城村一般会計補正予算(第10号)を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第15号 令和6年度一般会計補正予算(第10号)について質疑をいたします。

まず、48ページの漁港建設費の中に需用費ということで10節建物修繕費30万円というのがあります。これのちよっと内訳をお聞かせください。

その下の49ページの観光費、これ2目なんですけれども、商工費の観光費、18節の負担金、補助及び交付金の中に城跡管理協負担金が274万3,000円が減になっているんですけども、その中に特定財源のほうにその他300万円というのがあるんですけども、そのちよっと説明を求めたいと思います。

3点目が56ページ、これは10款教育費なんですけれども、17節の備品購入費で100万円、これはどういうものを購入するのかどうか、そのあたりちよっとお聞かせください。

最後に58ページ、これは学校管理費の中学校費なんですけれども、これも需用費の中に修繕費、建物で500万円計上されているんですけども、これの内容の説明を求めたいと思います。以上4点、お願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、大城議員の質問にお答えいたします。

6款2目の10節の需用費の修繕費ですが、こちらは浜漁港の製氷機の修繕になります。修繕で計上しております。以上です。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 大城議員の質問にお答えいたします。

7款1項2目18節観光費、負担金、補助及び交付金なのですが、マイナス274万3,000円。これは令和5年度の繰越しによるものです。剰余金として上がってきたものですから、6年度はこれはもうこの繰越しの剰余金で賄うということで減額をさせていただいております。

（「では、特定財源の300万というのが入ってくるということ」と言う声あり）

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 すみません、これ確認していないものですから、また後で説明させていただきます。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 御質問にお答えいたします。

まず最初に10款の1項2目の備品購入費の100万円につきましては、現在、中学校のほうにおいて新1年生が6クラス、一クラス増になることがほぼ確定となっております。現在その教室の確保と備品を行うために、今回この備品購入費につきましては電子黒板を1台導入いたします。その費用として計上しております。

続きまして、10款3項1目の建物修繕費の500万円につきましては、先ほどのものと同様でして、新1年生のクラスを増設するために建物修繕を計上しております。場所は3階の多目的室のほうを区切って新たに教室を設置するために、その費用として500万を計上しております。以上です。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 1点目に戻って、これは製氷機の例えば取替え、新規に替える作業なのか、あるいはまた修理してそのまま現状のものを使う予定の30万なのか。それをちょっともう一回お聞きします。

管理協のものは、それちょっと後で調べて連絡下さい。

100万円のほうは新1年生が1クラス増になるというところで、電子黒板だけで100万円という話で理解してよろしいですね。

500万円のほうは、クラスが多くなるにつけて、これは机とか椅子とか、そういうものの利用になるのか、あるいはやっぱり教室を造るためにいろいろ囲いも造らんといけないしと、そういう割合なのか。これ現行、例えば教室が余っているというようなところは全然ないのか。あと、新しく使えるところは一クラス分ぐらいはないのか。そのあたりをちゃんと精査してこういう形になったのか。それをもう一回伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

この浜漁港の製氷機の動力設備と電灯設備の取替えになります。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、お答えいたします。

建物修繕に係る500万につきましては、今回、教室を増にするために区切りを、壁を仕切ったり、あと電気設備等を設置するための修繕費としております。

先ほど質問にありました生徒の椅子とか机につきましては、今回の補正予算で備品購入で計上しています、管理備品151万のほうに含まれております。

基本的に中学校につきましては、教室棟は5クラス分の3学年分、15教室しかつくれません。実際今、2年6組のほうにつきましても、この

3階の建物に一面、教室として設置しています。現在その空き部屋がないものですから、この多目的室のほうを区切って教室増にしていきます。

あと、今後、今現在まだ確定ではないんですが、支援学級のほうも増える可能性がありますので、その部分の確保の部分も含めて修繕を行っていきたくと、準備しております。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 子供たち、児童生徒が増えるということはいいいことではあるんですけども、やっぱり受け入れる側としてはしっかり対策して、入ってきてから、もう座るところがないよというようなことがないよう、そのあたりは対応のほうはしっかりやってください。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、議案第15号、一般会計補正予算について質問します。

まずは、ちょっと説明をお願いしますか。5ページの土木費の繰越しの説明。これ契約とか事業をそのままして納期が終わらないのかどうか、それとも契約がまだなのか。

それから、29ページ、2款1項1目の12節委託料の説明。減の説明ね。

それから30ページ、2款1項5目11節と12節の説明を、ふるさと納税の関連と商業誘致促進事業の説明。以上、よろしくをお願いします。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時47分）

~~~~~

再 開（10時47分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 金城 章議員の質問にお答えいたします。

繰越明許費の土木費の繰越しの説明ですが、タウンセンター地区排水対策事業に関

しましては、委託の交付決定分の残額を工事費としてそのまま7年度に繰越しを申請しております。村道久場前浜原線整備事業につきましても1月の補正で久場前浜原線の残り分の工事費を計上して、この工事の繰越しとして今上げております。

橋梁修繕事業に関しましても、設計分の残りを工事費として組替えして7年度に繰越しを申請しております。

奥間南上原線整備事業につきましても、物件移転補償費のほうは交付決定分の執行できなかった分を7年度に工事費として組み替えて計上しております。

舗装構成改良事業に関しましても、今、工事を行っているものの繰越しと、それと交付決定分の追加なども含めまして、翌年度に交付決定分を繰り越しております。

交通安全対策事業につきましても、交付決定で追加が出た分を翌年度に工事費として繰り越しております。

新川線災害防除事業につきましても、工事費として追加決定が多く出ましたので、本年度は設計だけだったんですが、追加決定で工事分も施工できないかということだったんですけども、発注に至らなかったもので、令和7年度に繰越しをして工事を行う予定でございます。

すみません、30ページの商業施設誘致促進事業……

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時51分）

~~~~~

再 開（10時53分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 申し訳ございません。5ページの4番の都市計画費の久場・泊地区市街化区域編入の図書作成事業に関しては、本年度、事業が執行できなかったための繰越し

となっております。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、金城 章議員の質疑にお答えいたします。

29ページ、1目一般管理費における12節の委託料です。まず、職員健康診断委託料の減になっておりますけれども、当初200名を予定しておりましたけれども、最終的に170名ということになりました。その減になった部分につきましては、人間ドックを受診しておりますので、人間ドックにつきましては別の予算になりますので、その分を補正減としてあります。

次に、採用試験問題作成委託料につきましては、当初は例年どおり令和5年の人数で予算を計上しておりますけれども、そこまで採用試験の人数がいなかったため、今回の作成委託料は減としております。

あと、ストレスチェック委託料につきましては、今回、ストレスチェックの対応する人数の減によるものでございます。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

30ページの2款1項5目企画費の役務費及び委託料のふるさと納税手数料、ふるさと納税業務委託料につきましては、当初、ふるさと納税個人版を1億で見込んでおりましたが、現在の見込みとして6,000万、4,000万の落ち込みによる事務手数料が当初1,479万を予定しておりましたが、マイナス694万8,000円で、委託料につきましても当初は4,456万を見込んでおりましたが、実績減でマイナス2,070万3,000円の減としております。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 30ページの2款1項5目12節委託料の商業施設誘致促進事業の75万9,000円の減は入札残でございます。

○議長 伊佐則勝 12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 では、5ページの繰

越明許費、ぜひ事業を予定していたのはその年度で終わらせるように取り組んでもらいたいと。それと、事業でもなかなか事業決定しないと、これ何でなのかなと一瞬思っ、今質問していただけますけれども、そこもぜひ考えてみてください。

それと、29ページのストレスチェック、課長、これ職員に対するストレスチェックは常時考えていかないと、もう今いろんなストレスを抱えている職員が、メディア等でも全国的にでもいるということですので、そこはぜひ職員等の手当て、よくやってください。

この人間ドックが減になったということですが、どういうあれなのかなと思って、もう一回だけ。

この商業施設促進事業の入札残というのはどういうあれなのかな。これも一度ちゃんとした説明できませんか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

ストレスチェック委託料についてでございますが、人数の減ということにつきましては、当初チェックを行った後、高ストレス該当者を確認をいたします。その人数が減っているということでございます。前年度に比べて、令和6年度については減っているということになります。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 商業施設誘致促進事業につきましては、住民ニーズ調査と誘致戦略策定業務を発注しております。その入札残でございます。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

2番 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 同じく5ページの繰越明許費、防犯カメラ緊急整備事業1,580万繰越しされるようですけど、30ページに補正で上げている14節の1,585万円、金額同じですが、これはちょっと補正でお金を上げて繰り越すと

というようなことになっているのかなど、ちょっと説明をお願いします。それと、場所、何基ぐらいで場所をどの辺に、場所が分かればお願いします。事業が同じ事業なのか、別の事業なのか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えします。

今回のこの防犯カメラの事業なんですけれども、平成29年に村内に設置した防犯カメラの更新のための事業になります。更新というのは、幾つか不具合、動作不良とかがある防犯カメラがありますので、そちらを取替えということで、更新するための事業になっております。村内29か所のうち9か所に少し動作不良が見られるものになっています。

これ今、国のほうと総合事務局のほうと調整をしまして、まだ交付決定が下りていない状況になっています。その内容について、ちょっと確認をしている段階です。

一応今、事業計画のほうは一旦投げていて、それから交付申請をして、年度内で一応交付決定まではもらうということで調整は進めております。ただ、交付決定の後の事業実施になりますので、どうしてもちょっと年度内での完了が難しいという内容になります。

台数については今22台設置されています。9基の更新を予定しております。

○議長 伊佐則勝 2番 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 補正で上げて繰り越すということで理解しています。そうでなければ、新年度に組んでもよかったのかなというふうに思って、それで説明を求めました。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

6番 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 それでは、2点ほどお願いします。

6ページのほうの第3表の債務負担行為補正

がごさまる・スポーツ観光交流拠点形成推進事業ですけれども、期間は同じであるんですが、限度額が2億9,626万3,000円から限度額として4億2,275万6,000円というふうになっていることについての御説明と、それから、7ページのほうで防災施設整備費が限度額1億2,080万円から7,730万円というふうになっておりますが、その2件について、内容の御説明を求めたいと思います。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩 (11時04分)

~~~~~

再 開 (11時05分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

6ページの第3表の債務負担行為の補正につきましては、当該事項の総工事費の変更に伴う補正として掲載しております。

内容につきましては、担当課の生涯学習課から御説明いたします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

これは吉の浦公園の陸上競技場管理棟と、あと、照明に関するものになっておりまして、12月の議会前にも説明させていただいたんですが、再度、設計内容を検討いたしまして、物価高騰などもありまして、当初考えていた金額よりは上がってしまいまして、そのものの金額となります。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩 (11時07分)

~~~~~

再 開 (11時25分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

7ページの防災施設整備債の補正の内容ですけれども、防災行政無線機能強化事業におきまして、事業費の変更はございませんが、当初、合わせて一括交付金事業の対象事業としていましたけれども、約1億2,000万余りの事業として見ていましたが、一括交付金の充当率が低くて、最初は300万程度でしか一括交付金は補えないというところで、残りは全て起債、1億2,000万の起債というところで事業計画を立てておりましたけれども、年度末にほかの事業の入札残、執行残などございましたので、合わせて4,350万の一括交付金の充当ができるということになりましたので、その分、一括交付金を充当した分、起債を減らしているということでの減でございます。

○議長 伊佐則勝 6番 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 ござまるのスポーツ観光交流拠点形成事業については、陸上競技場関係で費用がかさむというようなことでの債務負担行為補正というふうになっているというふうに聞きました。この件につきましては、当初の見積りが約1億5,000万ほど下回っていたのかというふうなことが懸念されるんですが、そのとおりでしょうか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

当初よりは600万ほど上がってはいますが、これは資材とか、あと人件費等の高騰に伴うものの増額になっております。当初よりはそれだけ、もう1年以上、設計の頃からはたちますので、それぐらいだということです。

○議長 伊佐則勝 6番 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 債務負担行為を起こす、変更するというふうなことにつきましては、将来にわたっての支出を、相手側に対しても約束をしていくというふうな側面があるわけですので、そこら辺についてしっかりとした根拠を持

っていないといけないと思います。今回のこの問題に対して、変更について、議案第15号の表紙のほうで債務負担行為の変更を第3表のとおりとするというふうなことの書き方で進んでいるわけですが、これについては、実際の支出については、また新年度において、その都度議決していくというふうなことになるのか。そこら辺についてお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 この増額分に関しましては、新年度予算の方で計上していくこととなります。

○議長 伊佐則勝 5番 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 それでは、62ページです。保健体育総務費の18節負担金、補助及び交付金で、総合型地域スポーツクラブ活動助成金が134万減額されています。その減額されている理由を説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

10款6項の1目18節の負担金に関してですが、総合地域スポーツクラブ活動助成金、今、南上原のスポーツクラブに対して、中城コミュニティスポーツクラブに対しての助成金になるんですが、こちらに関しましては、当初410万4,000円の助成金の申請を行っており、予算計上しておりました。それに対しての、こちらは日本スポーツ振興センターからの9割補助になるんですが、そちらのほうからの申請に対する交付決定通知というのがマイナス134万、マイナスできておりますので、それに合わせての減額になっております。

○議長 伊佐則勝 5番 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 t o t oの補助事業でこれ補助金申請出していると思います。教育委員会が窓口ですので。それで教育委員会として、このクラブに対してこういった指導助言をやっ

ているか。t o t oの補助事業の申請の仕方とかね。それで、今回134万の減額なっていますので、それにならないように、このクラブに対してどうやって指導助言をやっていきますか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

ちょっとはつきりは覚えていないんですが、10月ぐらいに1回、事務監査的なものを私どもも行いまして、実際の活動状況を確認したりして指導助言を行っております。この134万の減に関しましては、クラブの申請に対しての日本スポーツ振興センターの査定の結果の減額となっておりますので、ということになっています。指導に関しましては、今申しましたように適宜、相談ももちろん受けますし、来てもらっての事務監査的なものも行ったりしている状況です。

○議長 伊佐則勝 5番 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 私非常にいいことだなと思っていますので、総合スポーツクラブをつくって地域活性につながると思っていますので。それでこういうふうには減額されたら、次、総合スポーツ、t o t oの補助事業の申請が受けられない現状になります。そこを連携を取りながら、教育委員会がこれを育てるという意識を持ちながらやらないと、また返還されたら、次のクラブの人たちがもう信用を失います。そういうことがないように連携を取りながら、皆さんが指導助言、そういうことがないようにぜひやってください。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

1番 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 では、60ページ、お願いします。

60ページの1目社会教育費の12節委託料のオンライン英会話学習支援事業委託料と、あと18節の人材育成補助金についてお伺いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

60ページ、10款5項1目社会教育総務費の委託料にオンライン英会話学習支援事業委託料に関してですが、こちらの事業に関しましては、大体6月から3月後半あたりまで事業をしておりますが、こちらはアメリカの講師と授業を受ける子供たちのほうをネットでつなぎまして、英会話を学習していくという事業になりますが、こちらに関しましては支払いがアメリカの専門の先生に対する謝礼金なども含まれておりまして、レートがちょっと上がりまして、その分の増額です。ドルと円の分の増額がありまして、34万8,000円の増となっております。

それと人材育成に関しましては、実は12月補正でも増額はしたんですが、もうほぼ12月の段階で、年明け、いろんな大会がございます、過去の実績からあるのが分かっております、不足するだろうということで、改めてまたこちらのほうも増額させていただいたという経緯がございます。

○議長 伊佐則勝 1番 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。

この人材育成補助金なんですけれども、12月にも補正をしていて、今回の補正ということなんです。令和7年度は、見越して予算をつけているのでしょうか。いますか、補正で組むのではなくて。というのが、この補正が確定しないと保護者に還元、何ていうんですか、申請してもね、支払いするのが遅れていくと思うんですけれども。ちょっと私のところにも、補助金もっと早く下りないのという声とかもあるので、できたらスムーズに数を見越してというか、予算を組むことができないのかなというところです。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたしま

す。

新年度事業に関して見越して増額しているかという件に関しましては、その財源となる人材育成基金なども含めて、今、多々かなり目減りしてきておりました、そういうのも含めている財政側とも検討させていただいたんですが、ちょっと増額ではなくて、もう例年どおりで、その都度都度、補正なりしていくということになると思います。

○議長 伊佐則勝 1番 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 できましたら、もうスムーズに年度末まで人材育成のこの補助金がお支払いできるように体制をぜひ整えていただきたいと思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 先ほどの大城議員の質問でまだ回答していない部分がありましたので、回答していきたいと思います。

49ページの観光費、特定財源マイナス300万ですが、17ページの歳入減と関連するのですが、当初、中城城跡の来場者の収入で充当を見込んでいたものが、予定より収入が見込めないと判断し、特定財源のマイナス300万として減額しています。以上です。

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第15号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第15号 令和6年度中城村一般会計補正予算(第10号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第15号 令和6年度中城村一般会計補正予算(第10号)は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第16号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第16号について質疑をいたします。

6ページです。これは特定健康診査等事業費になるんですけども、人間ドック委託料が40万、これは減額になっているんですけども、委託料ですね。それは受ける人が単に少なかったのか、あるいはそれ以上のまた何か理由があるのか、それを伺います。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 大城議員の御質問にお答えいたします。

人間ドックにつきましては、今年度、昨年に比べて少し人数が減っており、減額にしております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第16号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第16号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第16号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第17号 令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第17号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第17号 令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第17号 令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第18号 令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第18号について質疑いたします。

4ページのほうです。4ページのほうの下の14節のほうに工事費が1,000万円減になっているんですけども、これをちょっと説明を求めたいと思います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、大城常良議員の質問にお答えいたします。

1款1項1目の14節の工事請負費についてですが、こちらについては、記念碑の作成を予定しておりました。この区画整理業務全てにおいてなんですが、今年度予定していた換地処分に関する区画整理の土地建物登記や換地処分前の個別説明会資料作成などの業務に移る前のこの業務が時間を要しており、業務の発注を行えなかったために全て減額となっております。

その理由として、特に県道29号と琉大の間に関して、事業開始前から既に市街化されている区域がございました。こちらに関しては減歩に関して、減歩することが困難だったため、持ち換地の状態となっており、清算金が高額になる

状況になっております。そのことも加味しながら、清算金の調整に時間を要しているところでございます。

また、事業も30年以上経過しているため、その間の権利異動等による感知計画の見直し及び相続調査にも時間を要しております。

そのほか、国との法定外公共物の調整、また、県道の消滅、帰属による調整、また旧県道の移管による調整など、少し換地処分の前業務に時間を要して遅れている状況でございます。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 区画整理事業そのものがもう30年前に遡らないと達成しづらくなっているということを今の答弁でうかがえたんですけども。そのあたりをまたしっかりやるためには恐らく換地処分のほうもそれなりに期間が延びてくるのではないかというふうに思っているんで、そのあたりしっかり担当課として、随時漏らさずに整えていってほしいなと思いますので、そのあたりしっかりやっていってください。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第18号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第18号 令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)を採

決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第18号 令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第19号 令和6年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第19号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第19号 令和6年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第19号 令和6年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第20号 令和6年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第20号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第20号 令和6年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第20号 令和6年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第21号 令和6年度中城村下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条第3項の規定

によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第21号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第21号 令和6年度中城村下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第21号 令和6年度中城村下水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第29号 物品等購入の契約についてを議題とします。

本案については3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 議案第29号について質疑を行います。

この物品購入について、単純にですが、契約の方法、随意契約で行われておりますが、なぜ入札を行わなかったのかを、その理由を説明してください。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、お答えいたします。

今回のこの物品購入の契約につきましては、去った1月の臨時議会の補正予算において、その予算を可決していただいております。この予算につきましては、小中学校で生徒数の増加が見込まれる分、そして急遽、タブレットを導入

する必要が生じたことから、補正予算を急遽認めていただき、今回の物品購入の契約に至っております。

随意契約に至った経緯につきましては、今回、これまで既存の端末、タブレット等について、端末整備において、今月中、3月で早急に実施していくというところと、実際に購入する端末の台数、150から160台程度の購入を想定していますので、これの移動等、保守義務等の管理を行うために既存端末と同じように設置していくことから、今回随意契約で進めるほうがスムーズにいくということで、こちらのほうで契約しております。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それにしてもよく理解できませんね。やはり公費を使う上においては、この物品購入、あるいはまた工事契約については、特殊性があるものについては、その限りではないというふうに理解されますが、単純なタブレット端末を購入するのに見積り合わせもしない、ましてや入札も行わないというやり方は望ましいやり方ではないというふうに指摘したいと思います。本当にこれ、この業者以外は絶対そろえられないという根拠が全く分からないんですよね。本当にそうなのかどうなのか、それについての説明をもう一度お願いいたします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、説明いたします。

今回このタブレット端末の設計につきましては、三者見積りを一応行っております。その三者の中でも一番低い金額でもあり、この契約額につきましては、現在、県のほうでタブレットの調達の方の更新をする上で、そこで設定されている調達の価格内でもあるというところから判断し、随意契約で行っております。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 見積り合わせがあったというのであれば、事前にそういった説明も議会に行くべきであり、また、その数字も全く提示されていないので、いまだ理解できません。以上です。答弁要りません。

○議長 伊佐則勝 引き続き会議、続行したいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第29号について質疑をいたします。

今、博正議員からありましたとおり、三者見積りを取っているのであれば、しっかり我々にも提示して、どのぐらいの格差があるのかも、我々全く知らないもんですから、そのあたりの事前説明というのはしっかりやっていただきたいというふうに思っております。

あと、162台のタブレット端末ということなんですけれども、先ほど生徒数の増ということであったんですけれども、162名も多くなるということは考えにくいんですけれども、その内訳というのはどういうふうに考えていらっしゃるのか伺います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、お答えいたします。

先ほどの三者の見積りについては、すみません、添付をすればよかったです。私のほうでその資料を提出しなかったことについては大変申し訳ございません。金額等については大分開きがありましたところと、先ほど申しましたように県の今の一括購入の契約の範囲内、かなり額は抑えていましたので、そのほうで進めさせていただきました。

購入する台数につきましては、令和7年度の児童生徒の増としては70から80程度を見込んでいます。実際、今現在使用しているタブレットも大分故障が増えてきており、故障機の対応部

分、後は新たに教室増になるにつままして先生の増とか、そういったものもありますので、その予備機も含めてこの台数で設定しております。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 台数については理解しましたので。

あと、課長が言うように、答弁でもあるように、県の一括購入でやった場合には大分安価でできるというようなものがあるのであれば、しっかりと我々に事前に知らせて、こういうふうに単価も安くなるし、購入する場合も一括のほうがいいですよ。三者見積りをしっかり出してもらって、それを事前に説明するというのはぜひ肝に銘じていただいて、これは教育総務課だけではなくて、全ての課で、こういうのがあるのであれば、特に随意契約というのは一者が受け持つということですので。我々はその会社に全てを託したのか、言うように三者見積りを取ったというのであれば、やっぱり我々にも知らせてほしいということですので。そのあたりしっかり了解していただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

6番 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 それでは、物品購入の契約について質問いたします。

中城村の議会の議決に付すべき契約及び財産の所得又は処分に関する条例と、それから、それに基づく規則の中で、規則の第19条には、随意契約について、以下の場合については随意契約ができるというふうな規定が定められてございますが、そういうふうな条例、規則に照らして、どうもちょっと規則の定めるところに沿っていないのではないかというふうに思いましたので、そこら辺について御答弁をお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 今回、随意契約

に至った理由につまましての条文等につまましては、実際いろいろこちらの機器調達についていろいろ検討させていただきました。今回この地方自治法施行令の167条の2の1項第6号に基づき、競争入札に付することが不利と認められるときというふうに判断し、今回随意契約としております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第29号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。  
13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 議案第29号 物品等購入の契約について、契約の方法が随意契約で行われており、中城村契約規則に基づいて、やはりこれは競争入札によって落札した業者と契約すべきであるというふうに解されます。よって、本案には反対いたします。

○議長 伊佐則勝 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 伊佐則勝 起立多数です。着席願います。したがって、議案第29号 物品等購入の契約については原案のとおり可決されました。

日程第15 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題としま

す。  
本件について、村長の説明を求めます。  
村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御提案申し上げます。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 中城村字南上原  
氏 名 玉那覇 豊 子  
生年月日 昭和28年生

令和7年3月3日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

提案理由

人権擁護委員知名朝祐氏が、令和7年1月31日をもって解嘱となるため、その後任として玉那覇豊子氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものである。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めます。

記。

住所、中城村字南上原。

氏名、玉那覇豊子。

生年月日、昭和28年生まれ。

提案理由といたしまして、人権擁護委員、知名朝祐氏が、令和7年1月31日をもって解嘱となるため、その後任として玉那覇豊子氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

履歴書なども御参照ください。以上でござい

ます。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（12時08分）

~~~~~

再 開（12時11分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第1号については、適任の意見をつけて答申したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては適任との意

見を付して答申することに決定しました。

日程第16 同意第1号 中城村固定資産評価  
審査委員会委員の選任につき議会の同意を求め  
ることについてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 では、同意第1号について  
御提案申し上げます。

中城村固定資産評価審査委員会委員の選任に  
つき議会の同意を求めることについて御提案申  
申し上げます。

#### 同意第1号

中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

下記の者を中城村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第  
226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

#### 記

住 所 中城村字久場  
氏 名 比 嘉 健 治  
生年月日 昭和42年生

令和7年3月3日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

#### 提案理由

本村の固定資産評価審査委員会委員の欠員により、その後任者を選任することについて、議会の  
同意を得たいので提案する。

下記の者を中城村固定資産評価審査委員会委  
員に選任したいので、地方税法第423条第3項  
の規定により、議会の同意を求めます。

記。

住所、中城村字久場。

氏名、比嘉健治。

生年月日、昭和42年生まれ。

提案理由といたしまして、本村の固定資産評  
価審査委員会委員の欠員により、その後任者  
を選任することについて、議会の同意を得たい  
ので提案いたします。

また履歴書などは御参照ください。以上でご  
ざいます。

○議長 伊佐則勝 これで提出者の説明を終わ  
ります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑  
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております  
同意第1号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、同意第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから同意第1号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、これに同意すること

に御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、同意第1号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては同意することに決定しました。

日程第17 同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 では、同意第2号 教育委員会委員の任命について御提案申し上げます。

## 同意第2号

### 教育委員会委員の任命について

下記の者を中城村教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

#### 記

住 所 中城村字南上原  
氏 名 仲 座 尚 美  
生年月日 昭和55年生

令和7年3月3日提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

#### 提案理由

中城村教育委員会委員宮城早綾佳氏の任期が、令和7年3月31日をもって満了するため、新たに委員を選任する必要がある。

下記の者を中城村教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

記。

住所、中城村字南上原。

氏名、仲座尚美。

生年月日、昭和55年生まれ。

提案理由といたしまして、中城村教育委員会委員、宮城早綾佳氏の任期が令和7年3月31日をもって満了するため、新たに委員を選任する必要があるためでございます。

こちらのほうも履歴書のほうは御参照ください。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提出者の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。休憩します。

休憩（12時17分）

~~~~~

再開（12時19分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

質疑ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、同意第2号について質疑をいたします。

履歴書を見てみたら、この仲座さんという方、非常に多岐にわたる仕事とかいろいろなものを、ボランティアとかもやられているんですけども、例えば毎月定例会が教育委員会、あるんですけども、それについての全く支障はないのかどうかです。日程を決めてやっていくとは思いますが、これに毎月毎月、年12回の参加が可能なのか。あるいはまた、卒業式とか入学式、そういうものも含めてしっかり参加できる人物なのか。その点も伺います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、お答えします。

今回この仲座さんと面談を行った中で、この教育委員会議のほうにも積極的に参加できるということは確認しております。本人の仕事についても午前中だと動きやすいということでありましたし、各種行事等にも、もう事前に来年度のスケジュールについてはお渡しし、その辺もお願いをしております。ですので、本人からは

頑張らせていただきたいというお声もありましたので、私たちとしてはこの方を推薦していきたいというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 人材的にも私は全く不足はないというふうに思っているんですけども、やっぱり日程的なものがちょっと疑問があったものですから質疑しているんですけども、そのあたりしっかり管理して、いろいろな学校関係の用事、あるいは行事にしっかり参加できるような体制を整えていただいて、決めていただきたいというふうに思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 これにて質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、同意第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから同意第2号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、同意第2号 教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

日程第18 報告第1号 令和7年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、報告第1号 令

和7年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について御報告申し上げます。

報告第1号

令和7年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和7年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を別冊のとおり報告する。

令和7年3月3日 提出

中城村長 比嘉麻乃

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和7年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を別冊のとおり報告いたします。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑

を終わります。

これで報告を終わります。

日程第19 報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、報告第2号 専決処分の報告について御報告申し上げます。

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年3月3日 提出

中城村長 比嘉麻乃

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の議決により指定された事案について専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する必要がある。

提案理由といたしまして、地方自治法第180条第1項の規定による議会の議決により指定された事案について専決処分したので、同条第2項に規定により議会に報告する必要があるためでございます。

○議長 伊佐則勝 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これで報告第2号を終わります。

休憩します。

休 憩 (12時26分)

~~~~~

再 開 (12時26分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

日程第20 報告第3号 令和4年度決算に係る健全化判断比率の修正についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、報告第3号 令和4年度決算に係る健全化判断比率の修正について御報告申し上げます。

報告第3号

令和4年度決算に係る健全化判断比率の修正について

中城村一般会計の令和4年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の健全化判断比率について、同項の規定により、次のとおり報告する。

(単位：%)

	令和3年度決算に係る健全化判断比率	令和4年度決算に係る健全化判断比率	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第7条の規定に基づき算定した早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	14.93
連結実質赤字比率	—	—	19.93
実質公債費比率	6.1	5.7	25.0
将来負担比率	7.9	—	350.0

備考 実質赤字比率又は連結赤字比率がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と記載する。

令和7年3月3日 提出

中城村長 比嘉麻乃

提案理由

将来負担比率の算定方法に誤りがあったため、訂正し議会に報告する必要がある。

提案理由といたしまして、将来負担比率の算定方法に誤りがあったため、訂正し議会に報告する必要があるためでございます。

誤りのあった箇所につきましては、担当課より説明いたします。

○議長 伊佐則勝 補足説明を行います。

企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 補足で修正箇所と理由について御説明させていただきます。

まず、真ん中の表の実質赤字比率の行の右側の早期健全化基準の列の14.93%とその下の連結実質赤字比率19.93に訂正しております。

すみません、めくっていただいて3ページ目を御確認ください。

当時の報告資料となります。4年の決算の報告では実質赤字比率が15%から先ほど説明した14.93%で、連結実質赤字比率が20%から19.93%へ訂正しております。

理由としまして、両項目とも国の示す基準で報告しておりましたが、本来は村の実情の各数値を用いて計算すべきであり、村の各数値で算定した値への訂正となります。

すみません、また1ページに戻っていただきまして、もう一点が表の一番下の項目、将来負担比率の行の令和4年度決算に係る健全化判断比率を横棒へと訂正しております。

お手数かけますが、3ページをお開き、確認ください。

当時は143.6%と報告しており、それを横棒への訂正としております。

理由としまして、PFI事業として実施しております小学校整備事業が令和4年度に業者との契約締結により事業が開始したことから、当該事業費を令和4年度の健全化判断比率の数値に算定しておりましたが、建設事業のスタート

時ではなく、完了後に算定すべきであったことが判明したため、訂正とさせていただきます。

○議長 伊佐則勝 以上で補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、報告第3号について質疑いたします。

まず3点の変更があって、それを修正したということになるんですけども、これ令和4年分が入っていて、次に令和5年分もあるんですけども、それについて判明した原因です、どういうふうに判明していったのか。これが例えば県にいつてしっかり調べてやられたのか、村の中で精査した結果、こういうふうに、あるいはまた……、それはいいとして。その原因を突き止めたのか伺います。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

PFI事業が本村におきまして初めての事業でございまして、当時、令和4年のこのPFI事業を開始するに当たり、担当も初めてのことで、県のほうには確認させていただいて、4年も5年も、前に間違った数値で報告をさせていただいて、今度また中学校が新たに事業をスタートしますので、その際また確認したところ、県から、これは完了したときから組み込むものであってというような、また改めて御指導いただいたということで、2年後なんですけれども、改めてPFI事業が発生したことから、誤りであることが判明した次第でございまして。一応、担当も初めてのことで、法律とか各主要綱を読んでいたつもりなんですけれども、ちょっと熟読していなかったというところで、もう反

省はしておりますが、県とのやり取りももちろんさせてもらいながらではあったんですが、誤っていたというところがございます。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 PFI事業が関連して、やったことのない事業なもんだから、いろいろこういう結果が出てしまったということなんですけれども、その数字について、我々令和4年度もしっかり決算の認定をしております。その中でこの数字が我々の頭にはあるものですから、それについて何かしらの我々に対して、あるいは村に対してですね、住民に対しての不利益というのは全くないのか。そのあたりはいかがですか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 形としては、議会に議案提案する前に、もちろん監査委員の監査を改めて受けておりますので、これが2ページ目につけております。監査委員からの意見としましても、組み込んでしまっていたがために将来負担比率が上がっているという状態から、それがなくなっているという状態なので、実質の損害はないというところで、しかしながら、法令を遵守し、資料作成に取り組むことという指導を受けた結果を今報告させていただいておりますので。

議会に対してもこの監査委員からの意見も付したものを議会に報告すべきということで、再度報告させていただいておりますので、実質の被害、影響というのはございません。しかしな

がら、今回のこの誤り、十分責任を感じながら、先ほど申し上げたように法令とか各種要綱など、きちんと読み込みながら理解して対応していきたいと思っております。誠に申し訳ございませんでした。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 2枚目にあるとおり、今、課長が言った監査改善を要する事項ということで、しっかり今後、法令等を遵守し、資料作成に取り組むことというのがあるものですから、過ちは人間誰しもあることなんですけれども、やっぱりそこは一遍で終了させて、二度とこういうことのないように、これは各課しっかり把握して、資料を読み込んで、新しいものが出てきたから失敗したというのはなかなか通用しないものですから、これからの時代は。そこはまた皆さんしっかり判断してやっていってください。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。  
これで報告第3号を終わります。

日程第21 報告第4号 令和5年度決算に係る健全化判断比率の修正についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、報告第4号 令和5年度決算に係る健全化判断比率の修正について御報告申し上げます。

## 報告第4号

### 令和5年度決算に係る健全化判断比率の修正について

中城村一般会計の令和5年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の健全化判断比率について、同項の規定により、次のとおり

報告する。

(単位：％)

	令和4年度決算に係る健全化判断比率	令和5年度決算に係る健全化判断比率	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第7条の規定に基づき算定した早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	14.93
連結実質赤字比率	—	—	19.93
実質公債費比率	5.7	5.4	25.0
将来負担比率	—	—	350.0

備考 実質赤字比率又は連結赤字比率がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と記載する。

令和7年3月3日 提出

中城村長 比嘉麻乃

提案理由

将来負担比率の算定方法に誤りがあったため、訂正し議会に報告する必要がある。

提案理由といたしまして、将来負担比率の算定方法に誤りがあったため、訂正し議会に報告する必要があるためでございます。

こちらのほうも誤りのあった箇所は担当課より説明をいたします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 あわせて、補足説明をさせていただきます。

表の一番下の項目である将来負担比率、これは令和4年度、令和5年度の決算に係る健全化判断比率を両方とも横棒とさせていただいております。

お手数ですが、3ページ目をめくっていただきますと、5年度の報告事項を掲載しておりますが、4年度が143.6、5年度が137.1が横棒と訂正とさせていただきます。

以上です。

○議長 伊佐則勝 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これで報告第4号を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 (12時38分)

## 令和7年第2回中城村議会定例会（第3日目）

招 集 年 月 日	令和7年3月3日（月）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和7年3月5日（午前10時00分）		
	散 会	令和7年3月5日（午後4時07分）		
応 招 議 員  （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	9 番	大 城 常 良
	2 番	玉那覇 登	10 番	欠 員
	3 番	欠 員	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	桃 原 清	12 番	金 城 章
	5 番	新 垣 貞 則	13 番	新 垣 博 正
	6 番	安 里 清 市	14 番	新 垣 善 功
	7 番	新 垣 修	15 番	石 原 昌 雄
8 番	屋 良 照 枝	16 番	伊 佐 則 勝	
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	2 番	玉那覇 登	4 番	桃 原 清
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比 嘉 保	議 事 係 長	辰 さおり
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	比 嘉 麻 乃	こども課長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	新 垣 正	企 画 課 長	金 城 勉
	教 育 長	比 嘉 良 治	都 市 建 設 課 長	呉 屋 克 行
	総 務 課 長	大 湾 朝 也	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 村 武 宏
	住 民 生 活 課 長	新 垣 忍	上 下 水 道 課 長	下 地 良 和
	会 計 管 理 者	照 屋 郁 子	教 育 総 務 課 長	我 謝 慎 太 郎
	税 務 課 長	比 嘉 聡	生 涯 学 習 課 長	渡 久 地 真
	福 祉 課 長	照 屋 淳	教 育 総 務 課 主 幹	森 本 雅 人
	健 康 保 険 課 長	島 袋 かおり		

## 議 事 日 程 第 3 号

日 程	件 名
第 1	議案第22号 令和7年度中城村一般会計予算
第 2	議案第23号 令和7年度中城村国民健康保険特別会計予算
第 3	議案第24号 令和7年度中城村後期高齢者医療特別会計予算
第 4	議案第25号 令和7年度中城村土地区画整理事業特別会計予算
第 5	議案第26号 令和7年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算
第 6	議案第27号 令和7年度中城村水道事業会計予算
第 7	議案第28号 令和7年度中城村下水道事業会計予算

○議長 伊佐則勝 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第22号 令和7年度中城村一般会計予算を議題とします。

本案について3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。

まず、歳入予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 歳入のほうで1点、31ページ、商工使用料の14款6目中城城跡拝観料3,151万4,000円、予算の組み方なんですけれども、今回この数字、入場拝観料、入場者数を、対象者をどの規模に絞っての予算なのか伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

コロナの時期までは数字が落ちていたんですが、毎年伸び率と前年度の入場、観覧者数を踏まえて実績に応じて伸ばしている形にはなっております。

対象者数として、9万6,692人を見込んでおります。

○議長 伊佐則勝 7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 これものすごく私のほうでは、コロナ以前は13万人というのね、一時期あって、ものすごく推移しているなというのがものすごく高く評価していたんですけども、コロナ後はやはり少し減ったと。ただ、言われるようにコロナ明けて3年たって、それから令和4年ぐらいから、今年でちょうど足かけ3年になるんですけども、この9万人台ですよ。何かやけに消極的な人数にしか思えないなど。前年度対比でいっても四十何万ですよ、今この観客数の要は想定金額が。前年度が3,187万に

対して32万7,000円、これを単純に平均で300円で割ったとしても、100人規模を考えているわけですよ。もうちょっと気合を入れて入場者数を伸ばすようないろんな取組をやってほしいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第22号について質疑をいたします。

歳入の件です、12ページお願いします。

12ページの1款1目の固定資産税について、今回これは村税の柱である固定資産税が2,387万5,000円の減になっているんですけども、これは減額の説明を求めたいと思います。

○議長 伊佐則勝 税務課長 比嘉 聡。

○税務課長 比嘉 聡 大城議員の質問にお答えいたします。

固定資産税、令和7年度が減額となっている内容として、固定資産税の中身で、土地、家屋、償却資産と3つの税目がありますが、土地については負担調整額等の理由により上昇の見込みであります。そのほかの家屋と償却資産で、一番大きいのが償却資産のほうにおいて、大手企業の償却資産物件が年数経過により大幅に減少していることが大きな要因となっております。そのほかに建物についても、これまで大きなマンションとかアパートの物件が多かったんですが、建物自体は増えるんですが、戸建て住宅が中心になってくるので、その結果、下がってくる部分に対しての伸びのほうはちょっと下回っているという形で、令和7年度の計上が減額となっております。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これも委員会資料もちょっと拝見したんですけども、やはりその中にも電力の償却資産の減と、これは毎年度の減じているんですけども、その上でやはり新築

の家屋とか、先ほども課長が言った地目変更とか、それを上回る償却資産が発生しているというところで我々は理解しているのかどうかですね。その金額的なものは大体、償却資産、毎年どれぐらいが今、減になっているのか。そのあたり数字分かればお知らせください。

○議長 伊佐則勝 税務課長 比嘉 聡。

○税務課長 比嘉 聡 お答えいたします。

大手企業の部分です、今、その年数経過による減少額なんです、令和7年度の減少額の見込みは2,859万と見込んでおります。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 この減価償却について、大体どの年度ぐらいまでずっといって減価償却が発生してくるんですか。あるいはこれが済んだら、この約3,000万ぐらいは全てなくなって、この固定資産税がプラスに転じていくのか。そのあたり、最後の質問です。

○議長 伊佐則勝 税務課長 比嘉 聡。

○税務課長 比嘉 聡 すみません、今この電力の償却資産の減少に関して、別添で資料を作成しているんですが、手元にありませんので、改めて説明させていただきます。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

8番 屋良議員。

○8番 屋良照枝議員 お願いします。

議案第22号について、81ページのふれあい事業補助金の件です。こちらのほう……

○議長 伊佐則勝 照枝議員、今、歳入のほうで質疑を受けておりますので、後ほどまた歳出のほう移ります。

歳入のほうでほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出予算について質疑を行います。質疑は款別に行います。

歳出1款に対する質疑はありませんか。

6番 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 おはようございます。

歳出のほうで質問をいたしますが、ページの55です、1款1項1目8節旅費の件でお伺いいたします。

旅費の中に、議会費ですけれども、去年から制度化というんですか、各常任委員会ごとに毎年度視察研修、所管事務調査を行うというふうなことで、令和6年度から制度が発足したというふうに考えております。令和6年度におきましては、総務常任委員会のほうで4件ほどの視察を行い、中城村で将来的に計画を進めたいとしている大型商業施設に関する現状を千葉県の方で研修をされたというようなことで、非常に有意義な研修がされていたというふうに思います。職員の皆さんが非常に忙しい中で、議員のそういった所管事務調査というふうなことで、各先進地を回るというふうなことは、行政の停滞というところまではいかないにしても発展的なアドバイスというか、提案をする上で非常に有効なものだと思っております。

今回、そういうふうなことがあったという報告は、議会報告会でも受けているわけですが、今回予算の中で105万1,000円の減額というふうなことになりました。それについて、全体的な予算の歳出の項目の中でも言えることかと思うんですが、村としての目指すべき方向性というふうなところとか、新しい村長をお迎えして、こういうふうなことでやっていくんだというふうなところが非常に少なくて、その中でも今回の所管事務調査費の削減ということは、大変残念なことだと思っております。補正でというふうなお話もあるんですが、やはりそういう物事の大切さというふうなことからすると、当初予算で入れるべきではなかったのかと思います。それについて、どうお考えなのかお尋ねいたします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

担当課が議会事務局になるので、予算面ということで、企画課長の私からの答弁とさせていただきますが、まず、今年度の予算、御覧になってお分かりだと思いますけれども、151億、これまでにない大規模な予算編成として、当初から予算編成方針を掲げながら予算編成に取り組んでまいりました。当初予算要求額が歳入歳出8億8,884万円の不足が生じました。各課からの歳入歳出を出してもらったところ、8億8,000万のオーバー、赤字になるという状況が当初からございました。もちろん皆さんがやりたい、取り組むべきだという事業として各課計上しておりますが、8億8,000万の赤字を出すわけにはいきません。ということで、編成方針にも掲げていますけれども、まず、言葉は悪いかもしれませんが、予算としてカットできる、省けるものとして、まず見るところが旅費だったり、あと需用費、役務費等の科目については大きく判断しなければならないということがございました。大幅に当初より各課ともカットしております。

御質問の旅費ですけれども、まず旅費についても、これまで要求に応じてほとんどつけておりましたけれども、この厳しい財政状況の中、まず旅費であるべき姿として、事業の採択に関わること、補助金の決定に関わること等の旅費としていくべきだという判断をしました。それにはもちろん村長の旅費も大幅にカットしております。村長自ら、その目的を持って予算編成するのであれば、まず私のほうからカットしてくださいということで、村長のほうも大分カットしております。これまで、過年度まで上げていた陳情とか随行とか、行ったほうが良いというような旅費については厳しくカットをさせていただきました。

先ほど申し上げたように、事業の採択とか補助金の交付決定というのが、職員の話をしてい

ますけれども、職員がそういうレベルで査定をしている中で、今、制度的にとおっしゃいましたけれども、議会の取決めで決めたことだとは思いますが、予算の編成する側としては、政務調査費もございますので、その辺を活用できないかということで、議会にはお話をして、その後、議会のほうからは再度の要請はなかったものですから、財政の今の方針でカットさせていただきました。以上となります。

○議長 伊佐則勝 6番 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 答弁ありがとうございます。

最初の質問の中で申し上げているんですが、これからの村づくりを考える上で、そういう議員の方々の研修ということは非常に大切なことだというふうに思っております。そういうふうなことから、令和6年度、そういうふうなことでこの事業が始まったというふうに思っているんですが、それについて、今後どうされるつもりなのか、予算の予備費の中には、約2,000万の計上があるんですが、ちらほらと予備費を使ってどうにかできるのではないかというふうなお話も聞いているんですが、そこら辺について御答弁お願いしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

当初予算につきましては、先ほど答弁した内容で、計上されておられません。今後の補正で担当課から上がってきた場合には検討は必要かと思いますが、分かっていたきたいのが、本当に厳しい財政状況というのを当局だけではなく、議会、住民も理解してほしいというのが財政課長としての思いです。151億円の事業で、後からも出てくるとは思いますが、財調の取崩しが3億4,800万の赤字です。先ほど言ったように、僕らは事業の採択とか補助金の決定に関わることは重要であります。先ほど言ったように行ったほうが良いというのは、当たり前

全てが研修、出張というのは行ったほうがいいと思います。しかし、本当に必要なかどうかというのは、この財政状況で、今後もそうですけれども、以前、過去については大丈夫だったかもしれないんですけども、今後非常に厳しくなるという財政担当課長としての今、思いを申し上げますけれども、その辺も理解した上で、もう一度、議会のほうから事務局のほうに改めて訴えてもらっても構いませんし、当初には入れ切れませんでした。今後については検討はしますけれども、この厳しい財政状況を本当に考えていかないと、あと四、五年するととんでもないことになるという予測を基に厳しいことを私申し上げますけれども、僕らも身を削りながらやっておりますので、その辺も理解して、また予算については計上してくるなり、検討してもらいたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 6番 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 予算が非常に厳しくなるということは、何ていうんですか、感覚的には非常に理解をしていたつもりであります。学校の建設、中学校、小学校も含めて、令和5年度の最後、令和6年3月に村は中長期の経済政策、財政計画というふうなものをつくりました。その中では、毎年0.3%の予算の縮減をしておけば大丈夫だというふうな見通しが、結果と考察、これからの課題という中で述べられています。この0.3%を大幅に上回る、そういう約9億円にも上るような状況にまだ建設段階でなってしまうというふうなことが非常に残念というか、見通しが甘かったのかなというふうなことも思います。

いずれにしてもそういうふうなことで事業が進み始めていますので、今後なお一層努力をしていかないといけないというふうなことは承知いたしました。またみんなで頑張ってもらいましょう。終わります。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 議会費の今の安里議員の旅費に関連して質問いたします。

所管事務調査の予算が丸々削られていると。昨年から、私の記憶では、古い過去は分かりませんが、所管事務調査、県外研修の予算が昨年度がついたということは高く評価されております。私も総務常任委員会の一員として関東4県の研修に参加をさせていただきました。

これ決定した時点では、総務常任委員長は比嘉麻乃村長でしたので、村長が議員時代にくじ引をして、総務常任委員会からまずは所管事務調査に臨むということで、委員会ごとの調査の手順も決定してきた経緯があります。そういったところをないがしろにしないで、当初からこの予算措置をすべきだと私も思っております。

そこで、村長にお伺いします。先ほど企画課長が述べましたように、職員も身を削っているというふうに答弁がありましたけれども、施政方針の中では、村長は職員の資質向上や意識改革を目的として、飛ばしまして、自治体職員としてのスキルアップを目的として県外研修等、専門分野研修への派遣など、積極的に職員の人材育成に取り組んでまいりますという、この施政方針でも示されております。そこでの整合性、一致しないんじゃないかなと、矛盾するんじゃないかなと思いますけれども、その辺について、村長の見解をお伺いいたします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 ただいまの質疑にお答えいたします。

確かに施政方針の中では、職員の資質向上、研修を多くさせたいというのは、これは気持ちはそのとおりです。私が最初に申し上げましたが、課長たちに申し上げましたが、随行だとか、あと、そういうのをカットしてください、研修も、もし私の随行の分を研修に回せるのであれば、職員に研修をさせてください。わざわざ

ざ私と一緒に、かばん持たせもないんですけども、一緒に同行だけで行くのは、それは私は1人で行くので同行は要りません。その代わり職員への研修を行かせてください。職員の研修は県外だけではなくて、この庁舎内で講師を呼んで研修するのも大切なことです。そして、県内の研修もあります。なので、議員の皆様、私も元は議員だったので分かるんですけども、月1万円、年間12万円の政務活動費の中で、たしか私は2回ほど行くことができました。その1回は所管事務以外のもので行ったりだとか、その中で所管事務のようなメンバーで行くこともできましたので、できればちょっと考えていただいて、政務活動の中で研修をしていただければという思いで、この予算のほうはさせていただきます。

今後、先ほど課長からもありましたように、どうしても所管事務のそれが必要というのであれば、もちろん補正でもいいので、それは認めましょうということを行いました。なので、この今回のカットというのは、職員の研修のカットというのはありません。そもそも随行だとかそういったもののカットでございますので、今後とも私は職員をいろんなところへ研修をしていただきたい。職員から、この研修をこのためにやりたいんだということがあれば、補正でもつけて行かせたいという気持ちはあります。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 随行であるから無駄だというふうには私は思っておりません。やはり必要なものには必要にかけていくという精神で臨むのが予算編成であると思います。

特に今回の場合は、両小学校の公有財産購入費ですか、いわゆる建設に関わる部分での固まった四十二、三億ぐらいのお金が一気に出ていくというところで予算が膨らんでいる。それに伴う裏負担分とか、そういったものが影響して

いるんだろうなというのが目に見えて分かるんですけども。それも承知で当局は計画を立てて、そのような事業を実行されているというふうに認識しますが、こういったところで考えますと、やはり執行部内での予算編成で関わる予算を削るとか増やすとかというのは、執行権がある執行部がしっかりとやるというのは僕は反対しませんが、今回は議会費の予算でありますので、やはり議会費の予算を削るとというのは、議会との整合性、意見調整をしっかりと図るべきであって、全員協議会でも事前にしか私たちに知らされていない。執行部は議長か事務局長かで話をされたかどうかは分かりませんが、内々でそのような予算編成をされるということにおいては、全議員が納得いくような状態ではないということで質問で取り上げさせていただきます。

そこで、補正でもできるというような話もされておりましたので、補正でやるぐらいだったら当初で上げてもらいたいと思いますし、予備費も2,000万円は組まれております。その中から約100万程度ですから、何らかの形でこれは再提出する方法が残されているんじゃないかなと思います。予算のつくり方の考え方として、1つ、長による予算案の修正、これは原案を自ら修正して再提出する方法が1点ですね。そしてもう一つは、この原案の中で訂正、または正誤表として提出して差し替える方法、この2点の方法があります。できれば執行部サイドからこの予算の差し替えをしていただくほうがベストじゃないかなと私は思っていますが、やる考えがないのか。それがなければ、今度は議会側のほうに投げられたボールですので、議会側が対応していくという考え方になると思うんですけども。できたら執行部サイドから、その考え方を修正する考えがあるのかないのかをお聞きします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 まず、御質問の幾つかに答弁させていただきたいと思いますが、確かに村長部局ではない議会部局の予算を削るのかというところですが、一般会計におきましては、教育長部局も一つの予算になっておりまして、先ほど申し上げたように、トータルで今削って3億5,000万の赤字というところまで詰めたんですけれども、そういった中で先ほどのような節ごとの予算編成の方針に基づいてやっていったものでございまして、先ほど例えで随行と村長はおっしゃいましたけれども、先ほど言ったように全ての出張に目的と成果はあると思います。もちろんなければ行くものではないので。それは重々承知しております。

しかし、その厳しい財政状況で、職員が行くのが採択と、もう決定の段階で行かなければならない、申請書を持っていったりとか、ヒアリングを受けてというところしか今行けていないんです。それは各課のいろんな出張がありましたけれども、それを全部カットしていますよというところで、議会もこれを削っても、政務調査費というのがございますし、今、村長が申し上げたような目的で活用もできるものじゃないかということ。

これは役場内の予算査定の手順なんですけれども、議会は聞いていなかったとおっしゃって、僕も初めて今その状況を聞いたんですが、これはもう査定をして、3回査定をしていて、その中で何回も各課に投げているんです。はい、1次査定しました、これで異議ありますかとか、再申請してくださいというようなことでやり取りをしている中でこの予算が決まっているので、議員の皆様が存じ上げていないというのも私に分からずに申し訳ございませんが、そういう過程を経ているので、何ら単独で決めた、1回で決めたわけではございませんし、そういう過程は踏んでいるというのも御理解いただきたいと思えます。

というところで、今回の予算として計上させていただきますと考えると考えます。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休憩（10時32分）

~~~~~

再開（10時33分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 博正議員の質問にお答えします。

恐らく修正案という話だと思うんですけど、今回について、僕、全協でもお話ししまして、補正でも、もし必要であれば予算計上しますということ言っていますので、今回の22号の今の歳出についてはそのまま原案どおりでいきたいと思えます。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今、議論のあった旅費について、もう一度確認します。

先ほど村長の答弁の中に政務調査費でもできるんじゃないかという話がありました。所管事務と政務調査の違い、御存じですか。以前、議員だったと思えますけど、どのような感じで受け取っていますか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 もちろん所管事務とは、常任委員会、総務常任委員会、文教、そして建設常任委員会で構成して会議で審議をするのが所管事務、調査はそのメンバーで行く所管事務調査でございます。政務調査は、視察だけではないです、視察だけではなくて、別の方法で皆さんの活動で使用できるものだと思っております。以上です。

○議長 伊佐則勝 12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 村長がおっしゃったように、僕ら所管事務は公務で行く、政務は実際もう公費は出ていますけれども、公務災害も

ない。また、今おっしゃったように各委員会での調査ができると。政務調査は、派閥ではないですけれども、お互いよく知っているメンバーだけで調査しに行くと。そこの違いが大分出ると思うんです。

それと、先ほど博正議員からも安里議員からもありましたとおり、村長は議員時代にそういう所管事務も、これは話し合っただけで要望したと思うんです。それをぜひもう一度考えてもらいたい。補正もすると答弁がありますけど、補正するぐらいなら最初から予算に入れていただきかった。こういうことを本当に議員、去年村長になりましたけれども、そのぐらいの意気込みで議会をもっと、自分が議員時代どうだったのかということを考えて予算を編成しないと駄目だと思ってしまうんですけれども。それを村長、まずこの今、派遣、旅費とか、各課長が、財政課長が削ったとおっしゃいますけれども、この所管事務が削られたことは村長、最初から御存じで、そのときどう感じたかだけでもう一度。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時37分）

~~~~~

再 開（10時37分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 ちょっと最後の2点目のものが聞き取れなかったんですけれども、1点目のほうが、村長は所管事務調査の削減をされているのは知っていたかということ、もちろん知っておりました。

それで、何度もお話をさせていただいたんですけれども、先ほど課長からありましたように、再度、議会のほうからのまだ要望もなかったもので、やはり議会の皆さんもそれで御協力、納得していただいたのかなというふうに理解はしておりました。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、今の村長の答弁で、僕ら、先ほど博正議員が言ったように、直前、議案を渡されて、少し前だけ、分かりました、僕もね。そういうことでは実際駄目なんでね。ここでまた議長の話してる執行部、局長も僕らとその予算の部分で関わってくるのを、議員全体が知っていなかったということ、それは議員当時の村長だったら、こういう関係もあったことはよく御存じだと思います。これから議会に係ることを本当に前もって、この議案を提出する前にぜひいろんな関りは直接トップから話を聞かせてもらいたい。そういうことができるのであれば、もう今回はね。

それともう一つだけ。この補正を行うという話ですけど、今回は、先ほど質問があった安里文教委員長をはじめ、今年は文教が行く予定でした、文教委員会が。それを決めている中で急に予算がなくなると。補正もやると先ほど答弁がありましたけど、最後に1つだけ。いつ補正をやるのか。何月でやるのか。予算は通して何月で補正ができるのか。そこだけ1点。修正案は先ほどできないような答弁ありましたが、修正案でやるのか、補正はいつやるのか、日付だけ答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 章議員の質問にお答えします。

今、章議員が言ったいつ補正するかという話なんですけれども、これ事務局から、文教が今回は行きますというのが日程表が来れば、査定の上もあると思うんですけど、今の段階でいつというのは答弁控えさせていただきたいと思います。

それと、先ほど課長が何回も1次査定、2次査定、3次査定までやって詰めて、事務局からもそういう話はなかったというのがありましたけど、私も就任して初めて、各委員会が所管事務調査をやっているということで議長か

ら聞かされまして、初めて知りました。それを最初から知っていれば、そのまま計上したかもしれませんが、私の勉強不足もあったかもしれませんが、その辺は御理解して、お願いしたいと思います。以上です。

もう一度答弁します。

今回、文教の予定と言っていますので、その辺の日程が決まれば、検討していきたいと思えます。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

歳出2款に対する質疑はありませんか。

7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、2款、まず62ページ、企画費の中のコミュニティバス運行委託料2,083万9,000円の、まずこの財源について1点聞きたいと思えますね。もう一つは、歳入のほうで今回900万を利用料として見込んでいますよね。見込まれていると思うんですけども、その歳入の900万のほうも、この委託料の中に含まれているのかというのが2点目です。

そしてあと1点目は、平和学習委託料325万1,000円です。これ前年度対比で175万ほどちょっと増額で、約半分、50%以上増額になっているんですけども、何か大きな学習要綱の実施があるのかをお伺いしたいと思います。

そして63ページ、同じように中城村地域公共交通協議会負担金1,004万、これも前年度対比で約2.8倍、3倍ですね、増えているんですけども、642万ほど上がっているのかな。その何か負担金のほうで何らかのこういった計画というか、運行計画の見直しとかそういったのがあるのかどうか。それとも、何か更新的なものがあるのかどうか。

2款のほうでその3点お伺いします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えします。

まず62ページの2款1項5目の12節委託料、まずコミュニティバス運行委託料ですけれども、この2,000万の委託料の中で一般財源プラスバス利用料で運営しております。ということで、先ほどの歳入の900万は、この裏負担として充当しますということです。

平和学習につきましては、ちょっと今、対比表が私が今手元にございません、すみません。細かくは変わっておりませんので、今100万の差があるとおっしゃっていましたよね……

(「175万、前年度が175万……」と言う声あり)

○企画課長 金城 勉 いや、多分変わらないですね。修さんの資料、何を見ておっしゃっていますか。この予算書ですか、これ。

○7番 新垣 修議員 325万という。

○企画課長 金城 勉 去年の実績は何を見ておっしゃっていますか。すみません、ちょっとその資料から補正しているかもしれませんが、ごめんなさい。実際は去年と同額です。当初の予算上は差があったかもしれませんが、ごめんなさい、補正して実績は全く同額です。ということで御理解ください。

もう一点、公共交通協議会の負担金なんですけれども、これは2年にまたがって地域公共交通計画を立てるということで、7年度が最終年度で、実業務が多くて、去年はアンケートというような、内容がちょっと違っていて、委託する事業が膨らんでいるというところからの増でございます。以上でございます。

○7番 新垣 修議員 この負担額だから、今年度もアンケートの調査があるという……

○企画課長 金城 勉 すみません、補足します。

6年度、7年度、2年をかけて地域計画を立てる予定でございまして、6年度の事業として住民アンケートとか、軽い内容の、前準備の委託として去年600万程度。今年は、実際作業が、集計したり、あとまたまとめたりということで、

業務内容が全く異なるので、その事業内容に基づいた増となっております。

○議長 伊佐則勝 7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 先ほど62ページのコミュニティバス運行委託料の件なんですけれども、歳入のほうで900万、利用料、それを充当すると。それで考えますと、約1,100万余りが一般財源からというふうに理解してよろしいですよ。これちょっと予算云々よりも、このコミュニティバス、護佐丸バスですよ。これは令和6年度もいろいろと故障とか修理とかあって、マイクロバスを臨時で運行させたりしていますよね。この歳入の900万も前年度700万を見込んでいたと思うんですよ。それが今回200万、割と増額の予算計上しているんですけども、果たして大丈夫なのかなというあれもあるんですけどもね。

もう一つは、護佐丸バスが修理とか車検とか、令和6年度、度々あったと思うんですよ。その間にマイクロバスを臨時運行させると、利用料が取れませんよね。私も何度か乗ったときにお金を払おうとしたら、キャッシュボックスがないから取れませんか、要するに200円ね、取りませんか。ということは1週間運行してしまうと、その分の利用料がマイナスになりますよね。その辺も加味されて、今後の整備点検といいますかね、このコミュニティバスの利用のそういった品質といいますかね、その辺もうまい具合に整備点検かけて、やっぱりその利用料、財源に充てる、充当する金額が減らないような形で整備点検を行って運行させてほしいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑。

12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、2款についてちょっと質問します。

歳出の57ページ、1節の報酬です。そこで前年度あった政策参与の予算がありません。村長

は施政方針で、中部広域も引き続き移行を目指すということをうたっています。政策参与なしでどのように進めていくのか。また、この中部広域というのはこれからの中城村の重要課題とっておりますけど、どう進めていくのか。参与の予算はカットして、今後ないのかどうか。

それと、次の2節、同じ57ページの2節職員給与ですね。特別職給と職員給、その減の説明をお願いできますか。去年と比べて大分減になっています。先ほどから財政課長がいろんな、余分なものを省くという話を聞きましたけれども、その原因。

3節の職員手当も、期末手当とかいっぱい減になっております。その説明。それと勤勉手当も減になっていますね、3節の勤勉手当、期末手当。大まかに減になっているところの説明だけお願いします。

それと59ページ、昨日の補正でも質問しましたが、職員のストレスチェックの委託も去年に比べて大分減になっております。今年も少しは補正で減になりましたけど、これの対応です。

それと、59ページ、12節委託料の中の職員研修委託料、これそんなに減になっていないんです。若手の職員の研修ということで、どういう研修なのか。これから、先ほどの財政が無駄な研修等は削るというので、どのような若手職員の研修、人材育成をするのかどうか。村長はじめでありましたけれども、庁舎内でオンラインとか、そこで研修も身になるとおっしゃっていましたがけれども、そういうことで現地を見て視察するのも研修はほとんど身になると僕は思っています。先ほどの意見の所管事務も同じでありますけど、やっぱり財政厳しくても職員研修をおろそかにしたら、次のまた政策等、運営等にもっと関わってくると思っておりますので、ちょっと説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 金城 章議員の質問にお

答えます。

参与の件ですけど、参与は2年間、中部広域のために頑張ってきました。それについて、今年度は私が土地利用のほうを見ているので、今回必要ないということで、参与をカットしました。今年度3回の中部広域の委員会を終えて、あとはまとめに入っていますので、あとは県と協議しながら、中部広域に移行するということにはなっていますけれども、今、県のほうがまだテーブルにもつかない状況ですので、これを早めにテーブルについて、あとはこれは国まで協議やりますので、その辺も今後検討していきたいと思っています。令和9年の中部広域の移行については厳しいと思われまます。以上です。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、金城 章議員の質疑にお答えをいたします。

まず給与、それと関連しますので、職員手当について御説明をいたします。

実際には、給与、手当につきましては、去年当初にまちづくり課が1つ、総務費の中に予算計上されておりましたので、今回まちづくり課の計上をしなくてもいいということで、現在、総務課、企画課、会計課の3つになっていますので、給与、その他手当のほうが減となっております。実際には給与、手当については増になっているかと思えます。

勤勉手当につきましても、まちづくり推進課の予算が計上されていないということで減ということになっております。

あと、59ページのストレスチェック委託料につきましても、これは実績値で予算を計上しております。令和5年度については、ストレスチェックを行って、高ストレス者が16名おりましたけれども、今年度、令和6年度につきましても12名に減っておりますので、その実績ということで、今回委託料も減としてあります。

次に、旅費につきましては、職員に関する研

修旅費となっております。県内、県外の研修につきましても、市町村アカデミーの研修等となっておりますので、個別で各業務に関する内容ということになっております。

また、北中城と中城、両村での合同の研修も2回ほど、令和5年度から始まっておりますので、その部分に関する旅費としても計上しております。以上です。

○議長 伊佐則勝 12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今、副村長答弁がありました。これ副村長でなくて、麻乃村長に質問します。

この政策参与、今なして、副村長が頑張るという答弁でしたけれども、これ中部広域移行、本当に可能なのか。今、副村長が、副村長レベルで県、国と交渉できるという答弁でした。中部広域は施政方針にもちょこっとしか載っていない状態でね、これから目指す、最初は中部広域を目指す、継続して目指す考えでしたね。そこがどうなのか。参与なしで本当に取り組めると、今、副村長はできるということを答弁していましたけれども、村長のもう一度、この中部広域移行に関する、この政策参与抜きでどのぐらい取り組む考えなのかだけ。

それとね、この若手研修です。先進地視察もぜひいろいろさせてください。そこだけです。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 先ほど副村長からもありましたように、参与は2年間、本当にいろんな様々な細かいことまで、私、副村長、そして担当課にも助言などがありました。そのようにこれまで助言どおりもやっております、勉強会ももう3回、有識者を含めて行いまして、いろんな資料はもうできてきております。今後はまた、これまで受けた助言などを踏まえて、副村長をはじめ、もちろん私もなんですけれども、副村長をはじめ都市建設課長も一緒に、もちろん令和9年の移行に向けては諦めておりません。

最後の最後までいろんなことをやりながら、要請等も行いながら、そして近隣首長ともいろんな共有もしながら、今後もやっていきます。参与は2年間頑張っていたいただきましたので、その助言をまた引き継いで、直接、副村長、また私、担当課が今度は県に行って声を聞いて、そして私たちの気持ちを訴えていきたいと思えます。

決して中部広域の移行は諦めているわけではございませんので、御理解ください。以上です。

あと、研修に関しましても、先ほど申し上げましたように、この研修はもちろん、職員に多く行ってもらうつもりでもあります。今でもいろんな研修をしておりますけれども、この場所を見るだけではなくて、やはり住民サービスもここでは必要なので、住民サービス向上の講演ですとか、そういったことを講義をしていただいて、その後しっかり職員からもその講座を受講した後の感想ですとか、今後こういうふうに頑張っていくという文書も頂いておりますので、もちろん今後とも研修は大切にさせていただきます。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、2款のほうについて質疑いたします。61ページのほうです。

これは財産管理費になるんですけれども、その中で13節の使用料及び賃借料のところに車両賃借料というところで1,594万円入っております。その内訳を見ますと、マイクロバスのリース料1台分ということでなっているんですけれども、これの使用目的、どういう状況で使っていくのか、そのほうを説明してください。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、大城議員の質疑にお答えいたします。

マイクロバスの賃借料ということで、リースを令和7年度の予算で計上しております。内容

につきましては、現在、議員のほうも御存じかと思いますが、2台のマイクロバスがありまして、とうに10年以上の年数を経過しておりますので、かなり故障が発生しております。借りた方が北部に行って、故障等も何回かありましたので、今回、1台をリースして、それに代わるものとして対応を考えております。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 ということは、2台の中で故障した場合にこれを差し替えて使うと、そういうものではなくて、3台あるんだから、3台を全部交互に使っていくということですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えします。

2台のうち1台がかなりの故障が出ておりますので、その1台は廃車を考えております。台数にして2台ということになります。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今の課長、廃車を考えているということなんですけれども、ということは、例えば毎年こうしてリースして使っていくよりも、例えば購入してやった場合の金額的な問題というのは、開きはあると思うんですけれども、10年を見た場合に、どういうふうなものがいいのか、そのあたりまでちょっと審議したのかどうか伺います。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

大城議員がおっしゃるようにリースと購入の両方で検討をしまして、リースということになっております。一番の考えた、検討した部分につきましては、リースの場合は予算の平準化になりますので、それを全体的な予算の中で見るとその方式ということで、財政のほうと調整して予算を計上しております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

14番 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 それでは、59ページ、2款の14節工事請負費、防災行政無線機更新工事と、8,221万4,000円計上されておりますが、これは今ある防災行政無線の機器の更新のみか、それとも新しく新規に無線設置するのか、その辺お答えください。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、新垣善功議員の質疑にお答えいたします。

防災行政無線の機器更新につきましては、現在の行政無線の機器の更新になります。令和7年度につきましては、11子局をスピーカー、それに附随する機器の更新になっております。場所というか、その防災無線についてが、2011年に設置したものが一番古いものがありまして、それを年度で機器更新をしていく計画を立てておりますので、今回、令和7年度につきましては11基の子局の更新ということになっております。

○議長 伊佐則勝 14番 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 課長、私が質問しているのはね、新規に設置するのはないのかどうかね。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えします。

新規の設置についてはございません。

○議長 伊佐則勝 14番 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 これをなぜ質問したかということ、難聴地域解消等に向けてということで施政方針の中で村長うたわれていますよね。特に私もね、個人的なんですけれども、国道沿いについては本当に防災無線聞こえないんですよ、車の騒音とか、よく夏は冷房で窓を閉め切っています。しかし、当間地区のあるいは下地区のあれは聞こえないです。逆にね、新垣とか北上原の防災無線は聞こえてくるわけです。だ

から、私はこの国道から上のほうに防災無線を設置してほしいと。本当に皆さん方、この難聴地域を調査してやっているのかどうか。もう今、設置してあるだけの調査なのか。本当に聞こえないですよ。しかし、上から来るものは聞こえるんですよ。そこら辺、私は、難聴地域を本当に皆さん方調べたかどうか非常に疑問を感じているんですよ。その辺、調査して新規に新しく設置する場所を加えてください。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

防災行政無線の新規設置については考えておりません。しかし、今回の令和6年度の親局の親卓の機器更新をしておりますので、それに対する今回は子局、各地域の子局の機能強化として段階的に考えております。

今おっしゃられた難聴地域につきましては、実際にスピーカーも高性能のスピーカーに変えまして、エリア、範囲を広くするスピーカーになりますので、その部分で対応できるかというふうに考えております。

あと、防災アプリが令和7年度から始まりますので、各皆様、住民がお持ちのスマートフォンによって、アプリから緊急対応の通信が、エリアメールが流れる、防災の音が流れるということになりますので、その部分で、難聴地域の方々の部分を解消していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

15番 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 質疑させてもらいます。

ページ60、2款1項1目の負担金、補助金ですけれども、自治会関係の運営補助金が毎年組まれております。今年度も自治会運営補助金が530万、あと活性化補助金が350万。この530万ですけれども、前年度は586万3,000円ですよ。

56万も、10%ぐらい減になっているけれども、査定の内容をお願いします。

あと1点、62ページ、11節の役務費の中にふるさと納税の事務手数料が785万6,000円、その下の委託料にふるさと納税委託料が2,344万円、昨日の補正でこちら辺も大分落としてありました。だけど、前年度は合計して1億のこの経費を見ながら、ふるさと納税の取組をやって行くということで、予算化されているんですけども、なぜ前年に比べてこれだけの部分になったのか。その査定についてお願いします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、石原昌雄議員の質疑にお答えをいたします。

60ページ、18節の負担金、補助金の中の自治会運営補助金530万につきましては、昨年と比べまして56万3,000円の減になっておりますけれども、この部分につきましては、自治会活動応援補助金、新垣自治会のほうが応援補助金を活用してございましたけれども、令和6年の実績に基づき、その部分については令和7年度は計上しておりません。内容についてもう一度見直す必要があるということで、今後また検討していきたいというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

まず、予算編成する場合に確定できない、予測でやる数値、項目等につきましては、前年度実績というところで採用させていただいておりましたが、令和6年当初1億円の予算計上をしておりますが、そちらは5年度実績に基づいて1億円ということで6年度予算を計上させていただいておまして、7年度につきましては、6年度予算の実績ということで計上しておりますので、その額に基づく割合でこの歳出を求めているところから、手数料だったり、後は委託料だったりというのは、その歳入額による率で計算しておりますので、その分の減額となってお

ります。

○議長 伊佐則勝 15番 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 新垣の自治会のほうにも一部、この中から計上されていた経過があるということで、これらを見直しということによろしいですかね。

あと、このふるさと納税の事務については、やっぱりこの令和5年、令和6年の取組についてどれぐらい評価しているのかなと思います。じゃこのふるさと納税については、この令和5年、令和6年の実績は、この範囲内でいくと、実績がぼんと落ちているのかどうか、そこら辺どうですか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 実績は落ちております。

○議長 伊佐則勝 15番 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 確かに補正減だから落ちているというのは十分予想できるんですけど、ただ、なぜ落ちたのか、今後この取組は力を入れないでもいいのか、ただ業者に任せてね。実績を弱かったですよ。業者自体も中城村だけを対象にしてやっているわけじゃなくて、ほかの市町村の部分も、業者は恐らく並行してやっていると思うんですよ。それらに対して、やりやすい市町村の部分はどんどんやって、やりがいの少ない市町村に力を入れていないということも推測されるわけですよ。例えばふるさと納税の返礼品の開発とかそういうのは、ほかの市町村のものはどんどん見つけるけど、中城村は見つけないで、返礼品も以前と同じようなもので実績が落ちたというふうなことも推測されるわけですけども、今後もやっぱりこのふるさと納税については、取り組みれば取り組むほど財源のアップになるわけです。

先ほど財政は、財源がないということで頭ごなしに言うんですけど、じゃ財源の入る取組については、やっぱりもっと職員を、業者任せじゃなくて、専属の職員をつけてでも、ふるさと

納税が上がるように取り組んでほしいと思うんですよ。そういうところを含めて、ぜひふるさと納税の取組が、この部分でスタートしますから、ボリュームがあれば補正してプラスになるわけですね。ぜひそうなるように頑張ってください。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑。

6番 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 お願いします。

60ページのほうの自治会運営補助金の件で、石原議員からも御質問ありました。これが前年度が586万3,000円で、今年度が530万というふうなことであります。項目には出ていないんですが、資料によると、自治会活動の応援補助金というふうになっております。これは何かというようなことなんです、歴史の道を通る散策者の方のための便益施設がないというふうなことで、新垣の公民館を使わせてくださいというふうなこと。途中でまた歴史の道のトイレというものも村のほうで造ってはありますが、そこで公民館のほうで休憩をする。公民館を開けたり閉めたり、トイレを貸してあげたりというふうなことと併せて、そこでちょっと休憩するについて、飲物の提供はできませんとか、いろんなことが浜田前村長との間でありました。

それで、その結果、休憩所としての役割を果たそうということで、屋外テーブルを造りました。当然、椅子も購入はしてございます。それと、休憩所というのぼりも立てました。これも10本ほど作ってあるんですが、まだ今回、打切りになるとあと7本が使わずに残ってしまうというふうなことになるのかなと思っています。併せて、飲物の提供というふうなことで、保健所といろいろ自治会は調整をしたみたいですが、手取り早くできるものは自販機の設置だというふうなことで、自動販売機を設置いたしました。

そういうふうないろんな取組をしながら、そ

して、何よりもそちらを利用する、歴史の道ですね、散策される方の接遇をされる方を配置しようというふうなことで、2か年半にわたり配置をしてございます。今回これが打切りになるというふうなことについて、歴史の道を通りながらそこを利用する方が非常に少ないというふうなことが上げられました。それは私も当初から、今でも感じているところではありますが、来た方について対応するというふうなことと、それから、観光でいらっしゃる、歴史の道を散歩される方に便利を図るというふうなこととは非常に力の差がというか、行動の差が求められるわけですので、字としてできたのはそういうことだろうと思っております。

今回そういうふうな突然の打切りというふうなことで、今、係をやっている方に、4月からはもういいですよというふうな状況が出てくるということになります。村の財政の都合というふうなことではあるんですが、そういったところまで考えられたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、安里清市議員の質疑にお答えをいたします。

自治会活動応援補助金につきましては、内容につきましては、ただいま安里議員がおっしゃった内容で間違いはないと思います。その分については、今回、令和6年度、令和5年度実績を自治会長から確認をしまして、中身について精査をしているところでございます。

補助金の目的とします本村の観光振興に資する活動ということで上げられておまして、地域の方々が歴史の道を散策する方々にお茶を出したり、便益施設を借用させたりしたいということでの始まりでありました。その分について、当初の目的を達成できているかできていないかという部分でこちらは判断をして、廃止、議員のお言葉の中からは打切りということがありま

したけれども、現在、自治会活動応援補助金要綱については廃止をしていることではありません。その部分については、今年度、令和7年度について見直しをして、新たな活動目的ができないかということで、前回調整をしたときにもお話を申し上げております。その部分でいろいろな地域の、歴史の道だけではなく、いろいろな散策の場所も新垣地域にはありますので、その部分の活用、ハイキングコースですか、そういうものも考えながら次に向けて応援補助金を活用できる体制を整えば本村としても考えていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 6番 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 観光もやっぱりそういう村の方針の一つには入っているはずですので、少し芽が出かけたのを、まだ1ミリか2ミリか分かりませんが、そういうものも今回踏み潰してしまうというふうなことになるのかなというようにも思います。散策者が少ないということで、配置をしています現在の職員の方は、空き時間を利用していろいろ公民館活動とか頑張ってくださいしております。そういうところも申し上げて、どうにか補正でも対応できるようなことがありましたら、またぜひご検討をお願いしたいと思います。

数字だけではないところがありますので、村長にもよろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

皆さんにお諮りします。時間がもうお昼過ぎで12時半ぐらいになりますけれども、そうか、11時半。ちょっと途中、休憩取りましようね。35分から再開しましようか。

休憩します。

休 憩 (11時25分)

~~~~~

再 開 (11時35分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

歳出3款に対する質疑はありませんか。

7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、3款、80ページと81ページにまたがっております。介護保険事業費の12節委託料の中で、地域ふれあい事業健康相談業務委託料、多分これ社協のほうに委託していると思うんですけども、その47万9,000円の財源の先ず内訳を確認いたします。

そして、負担金補助及び交付金、同じくふれあい事業補助金176万9,000円、これは前年度で12万ほど当初予算より減ってはいるんですけど、毎年これは実績に伴う金額を計上していると思うんですけども、この補助金、これも歳入のほうに国庫補助金と県補助金の地域何とかという補助金があるんですけども、その中からの補助金の内容なのか。この補助金が仮に令和6年度は減額になってはいますが、使い切れなかった場合、要するにこのお金は県のほうに、補助金ですか、戻すのかどうか。その3点ほど教えてください。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 新垣 修議員の質問にお答えします。

80ページ、3款1項5目12節委託料の地域ふれあい事業健康相談業務の委託料、こちら社協のほうに委託をしているもので、3款1項5目介護保険事業費に関しては、基本的に地域支援事業交付金、広域連合から頂くものです、雑入のほうで組んでいますけれども、雑入のほうにある地域支援事業交付金という名称だと思っておりますが、そちらのほうを財源としてやっております。国・県というよりかは、広域連合のほうに、介護広域のほうに構成市町村に分配する交付金になっております。基本的には保険料が財源、あと国、県、市町村の負担金を財源とした形で計算されているものになります。

そちらのほうでの財源内訳ということと、あとふれあい事業補助金のほうは、ちょっとコロナ禍においては、コロナのときです、令和2年度の補助金からは、令和2から5までの間に関しては据置きという形でずっとやっていました。令和6においては、伸びというか、伸び率というか、少し多めを取る形で、実績が負担金が出てきますので、令和6年度の実績分というのが、令和5年度の実績が出てこないと算定ができない部分がありますので、予算編成の段階ではちょっと未定な状況だったわけです。その分で多めに確保していたという状況です、令和6年度の補助金については。

令和7年度においては、実績値と伸び率を基に計算しているので、6年度多く取っていた分が伸び率を計算して、次年度は少し減ったという状況になっております。

ふれあい事業で補助金の活用を全てできなかった場合については、基本的に返還していただいて、広域連合の確定のまた手続をした上で、返還が生じれば返還をするという流れになっております。以上です。

○議長 伊佐則勝 7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 内容を確認したのは、このふれあい事業の健康相談委託料、これは今言うように社協のほうに委託していますよね。これに関しては、年々増えているんですよね。内容というのは、現地に来られてバイタルチェックとか、そういうふうな形の内容等になっています、ふれあい事業を行っている各地域を巡って。今度は、そのふれあい事業補助金、今回176万9,000円。これは、ふれあい事業を実施している各団体への実績ですので、基本が8万だったと思うんですけれども、それに対する今度は実績値で評価して査定しながら補助しているというふうに認識しているんですけども、これ先ほど言うようにコロナ禍は据置きしていたんですけども、ここ何年間、同じようなふれあ

い事業の負担金、実施対象地域へのこれなんですけど。これ多分、令和6年か5年にどこか1か所が増えて百八十何万で増えたというふうに記憶しているんですけど、あとはそこそこほとんど皆さん減額になっているんじゃないのかなと思っているんですけどね。内容も、この社協が増えていくのに、でも、実施している地域では減っているという。この査定方法をもうちょっと見直す、少し考慮すべき点多々あるんじゃないのかなと思っているんですよ。こういった予算の実績、基本的に福祉課のほうでは、社協の担当者と何か話をしているというふうに以前聞いたことがあるんですけど、各地域で執り行っている、そして対象者が減っている要因とか、そういった各地域のふれあい事業者というのかな、協議とか確認したことってありますか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

まず、ふれあい事業自体がもう当間が平成8年でしたかね、スタートして30年近くたちます。その中でいろんな補助金の形式、やり方が変わってきて、今の形になったという経緯もございます。その中で、コロナ禍において、ちょっと保険事業から福祉課に事業が移ってきたときに、そのときからちょっと社協を絡ませて、クッションを置いてというような形とか、また派遣の看護師さんを社協のほうにお願いしてという形に形態が変わっている中で、コロナも影響して、ちょっとそのコミュニケーションが途絶えていたという点はあるんですが、先日、3日、議会の終わった後、午後に社協のほうと福祉課、健康保険課と一緒にふれあい事業の交流会、ボランティアさんの交流会をしていろいろ意見交換しました。福祉課と社協と健康保険課で企画をして、社協をメインにした形でふれあい事業の組織ですね、17地区の組織のボランティアの皆さんとの意見交換を開催しております。

その中でもいろんな意見が出まして、この補

助金の在り方についても見直してほしいとか、また、参加者はやはり減っている、対象者自体が今、80歳以上という形でずっと最初からスタートしていたという点がある、これはいろいろ歴史があってその設定をしていたのが今もずっと続いているんですが、この80歳以上の参加者がもう随分減っていると。なおかつ65歳以上とか、79歳以下のボランティアさんたちが、新しい人たちが入ってこないというのもいろいろお聞きしております。

こういったのも踏まえて、この年齢区分というのも撤廃する必要があるんじゃないとか、また、ふれあい事業の在り方というのを、今後の在り方というのをまた見直していかないといけないという話も出ましたので、その辺も考慮しながら、またふれあい事業の皆さんの意見も今後聞きながら、補助金のこのやり方、算定の仕方という、今、基本の8万円プラス実績、人数掛けるの何人。この実績が80歳以上の高齢者に限定されているわけじゃなくて、ボランティアさんも含めての参加した人数で実績としてやっていますので、そこは年齢区分の影響ないんですけれども。その辺の部分のこの8万円というベースがやはり少ないとおっしゃる自治会もありましたので、その部分についても今後いろいろ検討しながら見直しをしていきたいなどは考えております。

社協のほうのこの委託の部分が増えてきたのは、単純に給与の自然増分、あと勤勉手当が令和7年度から社協のほうが始まりますので、任用職員の方々について。その分で社協関連の委託料というのは全て増額になっております。それが基本的な影響になっていて、ふれあいが減っているから社協の人数どうこうという、ここには相関性は全くございません。以上です。

○議長 伊佐則勝 7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 課長のほうからね、17地区の方と話し合ったということで安心はして

いますけどもね。

社協の委託料が上がったということに対して、別に疑義を感じているわけじゃないですよ。この情勢ですので、上がるのも適度かなという思いはあります。ただ、今度ふれあい事業に、先ほど課長も意見も聞いて、もうバランスがやっぱり崩れてきていると。中には、ある地区では送迎に行かないと、送迎まで行く、以前までは歩いて来られてきた方も、やはり年を召されてちょっと歩くのがしんどいから、じゃもうこちらで迎えにいきましょうと。要するに催す自治会では今言うように実績値と、その対象者の人数によるもんですから、1人でも増やして予算を獲得したいというのがこれまでであったんで、送迎もしなきゃいけないとかってなって、いろんな多様性に準じて、この内容変わってきているもんですからね。その辺も踏まえて今後、実施しているものに関して、やはりもっとゆとりというのかな、大きな視点で予算編成の在り方も考えてほしいと。

もう一つは、これまで、私もふれあい事業、よく参加するんだけど、以前までは、今、福祉課のほうで配食も何かやっていますよね。ふれあい事業の中で、とにかく集まってもらいたいから弁当出そうと。昼間、弁当を食べに来てくださいと。1つは配食も兼ねて行えば、家に引き籠っている高齢者も出てくるんじゃないかというふうな。これはもう自治会費を充てて払おうと。要するにもうこの対象者では足りないわけだからということだね。

そういうふうにとにかく80歳以上の高齢者を公民館に月に1回でもいい、2回でもいい、とにかく足を運ばせたいという思いの中で多分このふれあい事業というのは行っていますのでね。その辺も少し加味して、今言うように実施している地区の方とのバランスを取りながら予算編成、今後になると思うんですけれどもね。大きな視点で取り計らってもらいたいと。

仮に減額が生じたとしても、その辺も、これ1年後になるんですけれども、そういった送迎とかに関わる費用なんかも、これはその範囲内で賄えるのであれば、賄うような視点を見ていただいて、それをできるだけ減額しないような方向性、あるいは返還しないような、せつかくの補助金ですのですね。方策を取ってもらいたいなというふうに希望します。以上です。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、第3款について質疑をいたします。

まず77ページのこれは3款民生費の19節、これは施政方針にもあったんですけれども、扶助費の加齢性難聴者補聴器購入費助成金ということで50万出ているんですけれども、これは私としては大変いいことだというふうに思っているんですけれども、その中で、これは住民税非課税世帯の満65歳以上で1人当たり2万5,000円の上限にということで、先着20名様の予定になっているんですが、これは予算の範囲内ということで20名にしたんだろうと思うんですけど、この20名の根拠をちょっと伺いたいと思います。

これはなぜかといいますと、やはり医師の意見書とか診断書でいろいろ費用がかかります、受ける人はですね。そういうのも含めて、これは予算には計上されないということになっているもので、せつかく医師の診断書をいろいろ、意見書をもらってきたんだけど、もう20を過ぎてから終わりですよと言われた場合に、本人はどういう感じを受けるのか。そのあたりをちょっと伺いたいと思います。

次に2点目が84ページのこれは備品購入費になるんですけれども、17節です。子ども第三の居場所送迎車両購入費ということ、これはB&Gさんからの恐らく全額補助になっていると思うんですけれども、320万4,000円ですね。これは例えば購入してもらった場合に、これは村の所有になるのか。あとは、これが送迎専用にな

るのか。あるいはまた、自由に村でいろいろ使えるのかどうか。それを伺います。

あと、85ページ、これも負担金補助及び交付金の中で一番下のほうの保育士確保対策強化事業補助金ということで2,016万円入っておりますけれども、これの事業内容ですね。これ予算執行する場合には、また各保育園、こども園からの申請が必要なのか。これまた村の裁量でいろいろ予算が使えるのか。その3点、お伺いします。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 大城議員のご質問にお答えします。

77ページの老人福祉費の19節加齢性難聴者補聴器購入助成費ですけれども、施政方針でもお示ししましたが、その中ではちょっと手続の流れの案というのはお示ししていなかったもので、ちょっとまずそこを御説明したいと思います。

まず4月以降に一応ホームページとかLINE、広報紙を通じて、制度の内容、手続方法、申請期間等について周知を考えております。この先着で意見書を持ってすぐ来るわけではなくて、事前相談をまずしていただくという形になります。事前相談をしていただいて、中等度難聴に該当しそうだという方において、意見書のフォームと申請書のフォームをお渡しして、病院受診でドクターに相談していただくという形ですので、相談もなしに意見書を持ってくる方については受付をしない対応を考えているので、そこは明確に広報の際には強調したいと考えております。まず事前相談をして、まず補聴器制度の、身体障害者手帳で使える補装具の制度がございまして、重度の難聴の方はそちらのほうを活用するほうが購入、修理というのも対応できるものですから、そちらのほうをお勧めしている段階です、今現状においても。軽度、または中等度の方というのは40デシベルというものが日常会話で支障を来しているレベルとい

う形になりますので、その辺の状況を確認した上で、じゃ該当しそうなので、意見書、この病院に行って御相談してきてくださいと。その中で重度の対象者になるのであれば、補装具制度の御相談につなげますというお話をしていきたいと考えております。

そういう部分で要件を最初の部分で確認しておいて、おっしゃっていたように意見書を取ってきて該当しないとされないようにしたいなというふうに考えておりますので、そこは先行自治体のほうでも同じようなやり方、那覇市とか南城市さんとかでもこういうやり方をしてくまくいっているというのを聞いていますので、その流れを模倣して今後の広報では強調してやっていきたいと思っております。

この20名につきましても、多くの自治体において、まず初年度始まっているのが大体20から30ぐらいの範囲内というものでやられていると。また、今回初めてやりますので、実際にどの程度の数のニーズがあるのかというのはまだ分からない状況がありましたので、その辺は先行自治体のちょっと予算状況とかも確認した中で、大体20名というのが多かったの、そこを採用させていただいたというのが現状でございます。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 お答えいたします。

84ページの17節備品購入費、子ども第三の居場所送迎車両購入費320万4,000円につきましては、全額B&G財団のほうからの補助を受けて送迎専用車両を購入する予定となっております。この車両は村の所有にはなりますが、実際は竹口原公園で現在実施しております第三の居場所のお子さんたちの送迎に使う専用ですので、あちらの駐車場のほうにずっと止めて、送迎の専用で使用する予定となっておりますので、それ以外で私たちが使うということは想定しておりません。

続きまして、85ページの18節の保育士確保対策強化事業補助金2,016万は、今年度新規で計上させていただいております。こちらは認可保育施設で配置された年休代替でありますとか、休暇代替、産休代替の保育士の人件費について、その費用の一部を助成する事業でございます、県からの10分の9の補助があるものでございます。これからこの事業を、この補助金を活用する保育施設を募りまして、こういう事業もありますよという、補助金もございますよということを周知しまして、活用していただきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 1点目のほうから、20名定員の枠ということで課長がおっしゃったんですけれども、やはり他の市町村を見てそれぐらいだろうという話なんですけど、それを超えた場合には、例えば課長の判断になると思うんですけれども、5名、10名増えたなということがあれば、これをまた補正に上げるつもりがあるのかどうか。例えば村が査定して検査させていただいて、これ非課税世帯が65歳以上の方から30名、そういう方が該当してしまったなという場合には補正でも対応していくのかどうか、そのあたり意見を伺います。

あと2点目です。これはB&Gさんの送迎専用ということなんですけど、これは今、送迎というと朝と夕方の送迎になるのか。あるいはまたそれ以外にも送迎している場合があるのか。送迎している人員が今何名程度なのか。そのバスの今、稼働人員ですね、稼働時間、そういうものも計算されているのか。これ私から言いますと送迎だけではもったいないなということがあるものですから、ゆくゆくは村の、送迎ではいいんですけれども、至るところの送迎が可能になるか、あるいは限定でB&Gさんのこの第三の居場所だけの送迎に当てはめないといけないのか。それをもう一回お聞きします。

あと、3点目です。保育士の雇用対策。これは今、課長が言われたとおり、いろいろ代替の保育士の予算だとかいろいろあるんですけど、例えば新規の保育士を採用する場合に、これは全く使えないという予算なのか。それをもう一回伺います。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

先ほど20名超えた場合の対応につきましては、その状況を見ながらまた財政、村長と相談していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 お答えします。

送迎車両につきましては、学校が終わった放課後に送迎をしているということですので、朝は稼働しておりません。放課後になります。2時以降になっております。

それから、ほかに、村外のほうにピクニックであるとか、活動に行く場合にも送迎車両は活用しています。

今回のこの新規の補助金は、先ほど申しました代替職員の保育士を確保した場合の人件費に活用されるものでございまして、もし新規の保育士を雇用された場合は、その一番上の保育士正規雇用か促進事業補助金であるとか、そういう別の補助金がございまして、そちらを活用していただくこととなります。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（12時01分）

~~~~~

再 開（12時01分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 村のほうから各認可保育施設のほうに、こういう補助金が創設されましたということを周知しまして、活用したい施設を募っていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは1点目です。超えた場合の人数についてはやはり相談しながら、できるだけ漏れのないような、必要な人には必要分のものをあげていくというところをしっかりとやっていってください。

2点目、3点目についてはこれでよろしいです。以上です。

○議長 伊佐則勝 5番 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 それじゃ78ページです、12の委託料の手話奉仕員養成研修事業が111万7,000円組まれています。その事業内容と、社協に委託しても、こういった広報とか取り組んでいるか、その考えをお聞かせください。説明をお願いします。78ページ、手話奉仕員養成講座ですね、その事業内容とどういった広報を、社協に委託していますけど、事業内容の説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

手話奉仕員養成講座につきましては、たしか3年前でしたか、復活という形で再開した事業でございます。こちらの方は、基礎編と入門編というものを繰り返して、2年間通じて講座終了した方に手話奉仕員としての登録をさせていただいて、またボランティアだったり、奉仕員としての派遣だったり、そういうものをしていただくという事業になります。

広報につきましては、一応、社協のほうから、社協の広報紙、またホームページ等において募集をかけている段階でございます。以上となります。

○議長 伊佐則勝 5番 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 今、手話のほう、非常に見直されていますので、言語ということなんです。言葉が出ない人たちにそうした言語ということでやられて、非常に大切な事業だと思っています。

それで、今もちょっとというふうに入門編、令

和6年の入門をやっています。それで令和7年、基礎編をやっていますけども、そういう中で、今後、手話をどういった形で普及させる考えか、もし福祉課として、この手話を普及させる方法とか、どういう取組を考えていますか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 今現在、手話の普及に関しての計画等はありません。今後、いろんな部分での当事者団体の方々からのお話も聞きながら検討はしていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 5番 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 どうしても教室終わったら、年に30回やっていますよね、入門。終わったら、教室終わったら、例えば社会体育だったらスポーツ教室やってサークル移行します。

教室終わったらこのメンバーをサークルに移行して、サークルを結成するんです。そういう結成することで手話が普及すると思いますんで、そういった、今、毎月第1土曜日ですかね、10時から吉の浦会館で手話のサークルをやっていると思うんです。今度、この終わった人たちを、年30回終わった人たちを、教室終わった人たちをサークルする、移行する考えはないでしょうか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 もちろん社協のほうから、以前からサークル活動されている方々も、手話のこの講座で受講された方々がサークル化したという経緯がございますので、そちらのほうについては社協の方からサークルの御案内というのはしていると理解しております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
15番 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 80ページの委託料のほうです。その中で紙オムツ等支給事業委託料96万2,000円、あと、その下のほうに高齢者等保健飲料給付事業があります。この積算と、予算はどこから来るのかというのを。

あと81ページの19節扶助費の食の自立支援事業についても積算と、予算はどこから来るか教えてください。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 石原議員の御質問にお答えします。

先ほども新垣 修議員の質問にもお答えしたものと重複しますが、介護保険事業費におきましては、基本的に広域連合から頂く地域支援事業交付金、雑入のほうで組んである予算になりますが、そちらのほうを充当する形になっておりますので、予算の根拠はそちらのほうになります。

積算のほうですけれども、基本的に前年度の利用者の状況を踏まえて積算をしているところでございます。特に配食、この食の自立支援事業につきましては、今、業者が2か所ありますが、昨今の物価高騰による配食単価の増というのもございますので、そういったものも考慮しながら積算をしているところでございます。

○議長 伊佐則勝 15番 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 ありがとうございます。

この委託事業の中身についてですけれども、これは村独自で決めているのか、あるいは広域からこういうのですよという基準があって、それにのっとってやっているのかというのを教えてほしいというのと、あとこの高齢者の保健飲料については、80歳以上というふうな表現になっていますけれども、こういうものを見直しとかは可能なのかどうかお願いします。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

まず、地域支援事業におけるメニューにつきましては、基本的に国のほうで実施要項がございます。その中に該当するという趣旨、目的、それと事業形態等を考慮して各市町村がそのメニューに充てているという形になります。なの

で、うちの村のほうでも基本的にそのメニューに沿った形の事業を今展開しているというのが現状でございます。

あとは、保健飲料のほうの見直しにつきましても、こちら80歳以上の高齢者というものに関しては、基本的に何もサービスを受けていない単身高齢者を対象とした見守りの事業の一環でスタートしたものになっております。今後これはずっとやっていくものなのかどうかにつきましても、基本的に、過去にも議会において、ヤクルトじゃないほかのものが検討できないとか、対象者の部分とか、また、カットではなくて逆にもっと展開できるような事業に持っていけないとかいろいろな御提言いただいておりますので、今後の見直しの中において、事業の交付金を該当させる部分での事業の趣旨、目的等も検討しながら見直しは図っていきたいとは考えております。

○議長 伊佐則勝 15番 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 事業自体は経年で昔からずっとあると思うんですけども、実際にこの制度を利用する側がなかなかこういう制度があるのを知らないというイメージがあると思うんですよ。特に紙オムツにしても非課税世帯とか条件があったりとか、あるいはこの飲料にしても80歳以上の単身とかなると、80歳以上の方が自ら申請するというのは非常に難しい話なんですよ、ある意味ではね。ですから、それらを掘り起こしとか、そういうのも、やっぱりもっと例えば民生委員さんとか自治会長さんとか含めて、そういう制度をもうちょっとペーパーとかでお知らせをして、拾い集めてほしいとか、そういうことも今後の中ではぜひお願いしたい。飲料については、予算上は9名ですよ。ですから、80歳以上で9名のためにといったけれども、いや、もっと本当は75ぐらいから必要じゃないのかなと、こういう見守りの人は。高齢者は65からだから。そういうところももうち

よっと検討してほしいし。

あと、食の自立支援についても、1食につき300円ですよ、個人負担。200円ぐらいにできないかどうかも検討して、制度的に無理ならば仕方ありません。答弁は別にいいです。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。休憩します。

休 憩 (12時12分)

~~~~~

再 開 (13時30分)

○議長 伊佐則勝 再開いたします。

引き続きまして、歳出4款に対する質疑はありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、4款について質疑をいたします。

93ページ、お願いいたします。

これは清掃総務費と一般廃棄物処理施設建設基金についてちょっと伺いたいと思います。

まず93ページの上のほうです、これは18節の負担金補助及び交付金になるんですけども、これが新一般廃棄物処理施設整備事業負担金ということで1億326万6,000円入っているんですけども、ちょっと資料を見てみましたら、委託費、工事費で8,134万5,000円、委託工事費以外ということで888万6,000円入っているんですね。その下の土地使用料ということで1,303万5,000円入っているんですけども、これの説明をちょっと求めたいと思います。

2点目が1億8,447万円の積立金が令和7年度あるんですけども、この積立金が前年から7,522万ほど増額になっているんですけども、これの説明を求めたいと思います。以上2点、お願いします。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 それでは、93ペー

ジの18節の負担金のほうの説明から行います。

まず最初に、負担金の内訳になりますけれども、令和7年度から本格的に建設事業が始まります。7年度で正式に委託業者が決まりまして、現地の測量であったりとか、現在、建設中で工作物などがありますので、その辺の造成も含めた、そういった工作物の撤去工事とかも出てきますので、その辺が工事の建築費になります。

建築費の方には、委託料として施工管理であるとか、そういったものも含んできます。

その他の建設費以外の事業ということで880万有余ありますけれども、こちらは事務局となっている浦添市側の職員手当であったりとか、給与であったりとか、そういったものの経費になっています。

土地使用代になりますけれども、実際、7年度からもう建築工事が始まっていくところで、浦添市の市有地になりますので、浦添市の条例に基づいて使用料をお支払いしていく形、負担していく形になります。

以上が負担金の内訳の説明になります。

続きまして、積立基金になりますけれども、昨年度、物価高騰の影響等がありまして、増額させていただいたところだったんですけれども、今回また負担割合の見直しがありまして、これまでは推計値、事業計画、実施計画の推計値で負担割合を決めていましたけれども、7年度からは実績値のほうで負担金を決めていくというところで、これまで11%だったものがごみの搬入実績によって14%に上がったというのが今回増額の大きな要因となっております。以上です。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 1点目のほうです。この委託費以外というのが、今、課長がおっしゃった事務局代と、事務局の費用ということですね。あと、建設工事の始まっているところの土地使用代ということになろうかと思うんですけれども、これは建設が終わってから払うものでは

なくて、この土地使用代というのはですよ。建築始まったらすぐ出すと。稼働が始まってから、通常だったら出すような仕組みだと私は思うんですけれども。これはもう建築が始まってからすぐというのは前々から決まっていたのかどうか。

その次、2点目です。11%から14%、3%、中城村だけ上がっているんですね。ほかの北中は1%の減、浦添が2%減ということで、その上がった分が全て中城にきています。これ実績値がそうなっているのかなと思うんですけれども、それにしても1億8,400万というのはちょっと大きいかなと思うんですけれども、それについてもいろいろまた、木とかそういうものの処理を中城もいろいろやりたいというふうに書かれてはいるんですけれども、それを早期にやらないといけないというふうに思っているんですけれども、令和7年からすぐできるようなものなのかどうか、あるいは計画を立ててやろうとしているのか、そのあたりをもう一回伺いたいと思います。

それともう一点、追加お願いします。

今、積立てしているんですけれども、我々が清掃組合の議会議員だった場合には、トータルで4億円ぐらいの積立てを予定していたと思うんですけれども、これの最終的な積立金額というのは、これは令和9年まで続くはずですので、そのうちの今どれぐらいを見積もっているのか。あるはさらに増額に向かっていくのかも含めて答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 それでは、お答えいたします。

まず土地代の使用料についてなんですけれども、こちらについては基本合意書を1市2村で交わしていますけれども、その中に地代もということでありまして、時期的には1市2村の協議ということで書かれていまして、それが正式

に7年度から、建設工事が始まることから負担しますということで合意しております。

2点目のほうの草木の取組なんですけれども、実際今、12月の補正で草木の堆肥化に向けて、北上原にある事業所のほうに搬入できる、家庭ごみはまだそこまで至っていないんですけれども、公共施設の維持管理で出てくるごみであったりとか、地域清掃も含めたごみは向こうに搬入して堆肥化を進めていくということで、一部搬入がもう始まっております。7年度についても今、予算を計上させてもらって、やっていく、こちらを取っかかりは今年度と同じように公共のごみ、PTA作業、学校から出るごみですね、あとは地域からのごみ、そういったものをまずは一旦受け入れて、家庭ごみについては今後また、7年度で検討していきたいというふうに考えております。

積立ての最終的な額になりますけれども、こちらで今9億7,666万2,000円を令和9年度までに積み立てるということで計画をしております。上がるか下がるかということになりますけれども、現状の物価高騰とか燃料費も含め、人件費、そういったものの状況を考えると、なかなか減るとは言いにくいところがあるのかなというふうに考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 1点目については、もう合意があるのであれば、申合せがあるのであれば、もうこれは仕方がないことではあると思うんですけれども。

2点目です。9億7,666万2,000円が積立最終額ということで、これは令和9年までに、この今の1億8,400万ぐらいを積み立てれば全てクリアできるということで理解してよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 それでは、お答えします。

ちょっと重複する部分もありますけれども、なかなか言いづらいところもあって、そうできるように我々もというか、ちょっとまだ予測ができない部分はございますけれども、今の計算では、今この9億7,000という数字が出ていますので、それに向けて積立てをしていくという形になります。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 お願いします。

89ページ、4款の衛生費、5目環境衛生費の報酬費のほうで生ごみコンポスト普及事業講師謝礼金とありますけど、回数とか行う場所、何か対象者とか、ちょっと具体的にお願いします。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 それでは、お答えいたします。

衛生費の環境衛生費の報償費の生ごみコンポスト普及事業の講師謝礼金になりますけれども、こちらは公民館を利用して実施しております。現在、6年度においても5地区、既に3か所終わりました、あと2か所、今月実施の予定です。まだ今年度やっていない各自治会で、全ての自治会で一応やりたいと思って、事務委託者さんのほうに希望を募っているところです。地域の人たちを対象に10名程度で開催予定なんですけれども、時間調整して大体2時間ぐらいの内容になっています。以上です。

○議長 伊佐則勝 8番 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 各地域にという、そのお考えがあることと、それからごみ減量化、中城の今後を見据えてと思いますので、ぜひ広く活用をお願いいたします。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 では、4款、92ページの11節の説明をちょっと。草木処理手数料51万5,000円、搬入費みたいに思うんですけど、

先ほどの答弁あったように、これからごみ減量化に取り組むと思うんですけど、その予算がどこに入っているか分からんもんだから。これからこの草木を資源化するというので、説明には書かれているんですけども、先ほどの18節の、今答弁あった将来的に取り組まんといけない、この先の資源化は、堆肥化、今年度取り組むと思うんですけど、その答弁できますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えします。

92ページの役務費のほうの草木処理手数料の堆肥化ということで51万5,000円、組ませているんですけども、こちらが減量化の一つとして、草木を村内の事業所、堆肥化するところがございまして、そこに搬入して、まずは公共施設の維持管理から出る草木類、あるいは地域から出る草木、学校のPTA作業とかから出るごみを搬入しながら、一般家庭から出る草木のごみについては、今後また7年度で、どういう方法があるのかとか検討していきたいというふうに考えています。

○議長 伊佐則勝 1番 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 では、89ページ、12節の産後ケア事業委託料の部分の、前年度より3倍ぐらい予算が増えているかと思うんですけども、そことあと、19節の出産・子育て応援給付金、妊婦支援給付金の内容と、あと、すみません、戻りますけど、13節の使用料及び賃借料の子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業システムリース料、こちらも前年度より、ごめんなさい、ここは少なくなっているんですね。少なくなっている内容をお伺いします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 御質問にお答えします。

89ページの12節委託料、産後ケア事業委託料560万1,000円なんですけど、こちらは産後ケア事業自体がどんどんニーズが高まっていることと、

いろんな医療機関からの紹介などもあって、利用する、希望する方がどんどん増えております。それで560万1,000円ということで、昨年度に比べてかなり増額となっております。

19節の妊婦支援給付金と出産・子育て応援給付金につきましては、これまでは出産・子育て応援給付金は、昨年度、令和4年度の年度末あたりから実施しています、妊娠時に5万円、そして出産のときに5万円の給付金という事業ですが、これがこの下の妊婦支援給付金のほうに移行いたします。出産・子育て応援給付金50万は組んでありますが、実際はこの申請を逃した方のための50万でありまして、実際メインなのは、妊婦支援給付金2,500万がメインになります。

これの大きな違いは、妊婦支援でありますので、途中で不幸にも流産だったり死産だったりということがあったとしても、給付金の対象になります。胎児の数の分が給付の対象になります。これが大きな違いでございます。

それから、その前に戻って13節のネットワーク機能強化事業システムリース料につきましては、児童相談であるとか、そういう児童福祉と母子保健の端末です、相談機能のシステムがリース料が若干下がっています。

○議長 伊佐則勝 1番 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。

産後ケアにつきましては、皆さんに周知が広がって利用者が増えているということは大変よいことだなと思いますので、また今後も周知活動を続けていただいて、妊婦さんが子育てしやすい環境というのをつくっていただきたいなと思います。

出産・子育て応援給付金の内訳については、内容分かりましたので、ありがとうございます。

あと、子どもを守る地域ネットワークの機能強化システムリース料というのが、前年度は対

象の年だったから高かったんですかね。今年度50万ぐらい安くなっているのは、もう初期だったからということ。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 追加しますが、令和6年度は126万7,000円で、その前の令和5年度は72万8,400円ということで、令和6年度だけ50万ほど多いのは、子ども家庭センターに移行しましたので、端末を増やしたことによる、令和6年度、一時的な増額になっておりまして、令和7年度につきましては、もともとの令和5年度の使用料に戻っております。

○議長 伊佐則勝 1番 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 分かりました。ありがとうございます。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。  
歳出5款に対する質疑はありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出6款に対する質疑はありませんか。

12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、6款について質問します。

まず、97ページ、10節です。これで資料によると、バックホーとかトラクターの修繕費がないんですけど、それと、次の98ページ、13節、14節です。13節は予算が増えています。それで、そこに入っているのかどうか。

この14節の工事請負費、この圃場整備工事請負費、これ前年度より300万ぐらい多くなっているんですけど、こういった事業で何件ぐらいのまた圃場に対してやるのか。以上です。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武

宏 金城 章議員の質問にお答えします。

13節の使用料のトラクターの件ですが、今年度から途中で故障してしまいまして、かなり耐用年数も過ぎている事業であったため、今度、廃棄ということで予算は組んではおりません。

あと14節の工事費なんですけど、今度から最適化土地利用総合対策事業ということで、荒廃農地の解消事業を行います。それで、登又地区と当間地区の総合的解消事業と農地保全のということで300万増になっております。

○議長 伊佐則勝 12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 地区は登又地区で何筆なのか。それと、先ほどのまた13節のそこも増えていると思うんですけども、このトラクターはもう廃棄になって必要ないのかどうか。そこだけもう一度。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

14節の工事費の場所なんですけど、そこは登又の1,500平米と、あと当間の3,651平米の解消と、トラクターに関しましては今度、何回も直しても使用できないので廃棄とさせていただきます。それとあと、そのトラクターに代わって、新しい事業で、農家が耕作、耕耘したいという方がいれば、地域計画の中で、この地区の機械士、オペレーターを入れまして、この方たちに委託して、2分の1の補助で実施していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ちょっともう一つだけ、説明をお願い、この荒廃農地改善ですか、これはどういった取組なのか、ちょっともう一度分かりやすく説明できますか。実際にはもう使っていない農地をまた使う土地に改善する。この補助金なのかどうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会

事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 先ほどから答弁しているんですが、荒廃農地を活用して、新しく開拓しようとする方かいますので、その人たちに農地の3条申請で貸出しを行いまして、その事業となるものです。100%の補助となります。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

1番 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 すみません、今年度の予算には入っていないんですけど、前年度、地域座談会を行ったと思うんですけど、そのとき、令和6年の予算には396万円ですかね、予算が入っていて、座談会はあれで終了というわけではなくて、今年度も何か行っていくかと思うんですが、どのように進めていくのかと、予算はどのようになるのか教えていただけますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

昨年度、地域計画作成の委託料で396万円組んでおりました。今回はゼロになっております。それは地域座談会始まる前のファシリテーターとして講師をお呼びしての委託でございました。もうこの策定業務が終了しましたので、今度は、この土地利用の構想の委員協議会の設置に移っていきますので。そこでまたアドバイザー業務として170万3,000円の予算を組ませていただいております。農業土地利用構想推進委員会アドバイザー委託料のほうに移っていきます。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、6款について質疑いたします。

99ページです。その後、これは全協でも副村長のほうから一応は説明があったんですけども、沖縄型耐候性園芸施設整備事業補助金とい

うことで3,826万6,000円が、これはマンゴーハウス3人ということで聞いてはいるんですけども、これの補助率と、それから立地場所及び平米数はどれぐらいなのか。これについて、年齢制限もあるのかどうか、そこを伺いたと思います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

すみません、年齢制限とかはないんですが、補助率80%で、面積がちょっと今手元に資料を持っていないので、委員会の中で御説明していきたいと思います。北浜と和宇慶と、ちょっとすみません、あと1個忘れてしまいました。申し訳ございません。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 新年度予算ですので、十分、担当課長として把握してもらって、質疑を言ったらしっかり答えられるように、準備のほどは重々よろしくお願ひしたいと思います。これは6款だけではなくて全ての課ですね。ひとつよろしくお願ひします。我々それに沿って質問も再質問もしますのでね。お願ひしますよ。

じゃこれはまた後で伺いますので。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑。

13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは、1点だけ、98ページのミバエ地上防除作業委託料38万円計上されておりますが、誘殺板の設置というのは、村内9か所ということで資料の中では触れられています。これはウリ類の生産制限があるかというふうに、ないか分からないんですけども、知り得ている情報の範囲内でどういう現状なのかということをお答えください。そして、どれぐらいの期間、防除の期間というのにかかるのか、その見通しについても情報で知り得ている範囲内で結構ですので、お答えいただけま

すか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 それでは、お答えします。

ミバエ事業に関しましては、年4回の防除を行っております。面積としては268ヘクタール。誘殺板の設置に関しましては、先ほど議員がおっしゃった村内7か所にあります。また、今年の3月に新しいセグロウリミバエというのが発生いたしまして、今、県、JAと、あとセンターのほうと合同で、この大規模農家とか、特にヘチマ、ゴーヤのウリ、カボチャとかに入ってくる虫なんですけど、それを去年の12月頃から「あたいぐわ〜」とか、農家のほうへはちゃんと管理するよということと、あとあたいぐわ〜の人たちには、できるだけ作物の植付けを行わないでほしいというお願いには行きました。

また、今月もこのまた一斉にセグロウリミバエの状況の把握と、撤去のほうを一緒にやっていきます。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 これ詳細についてちょっと説明を求めたいと思うんですけども、村内での発生状況等ですね、それと実際はDIYセンターなどではゴーヤの苗とか、そういったものは普通に売られているわけですから、お客さんは買って、自分の家庭で栽培というのは十分可能であって、それを自主的に規制するというレベルでは止められないかもしれないんじゃないかなと思うんですけどもね。その辺の周知の仕方と、あるいはまた栽培するにしても、防除の仕方というのを教えていかなければならないんじゃないかと思いますが、その辺の取組の計画についてはどのように考えていますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武

宏 議員のおっしゃるとおり、やっぱりホームセンターとかで売られております。昨年もあたいぐわ〜朝市の方々にチラシをお配りしまして、できるだけ、一番はもうこのゴーヤとかを腐らせない、赤くさせないというのが一番ですので、その辺の管理は徹底してほしいということと、そこは皆さんに伝えてはおります。

発生状況につきましては、昨年3月に奥間のほうで見つかったということで情報はありましたが、今年度になってはまだ調査した結果、いないというふうに報告は受けております。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 いずれにしても発生する可能性があるという想定でぜひしっかり取り組んでいただきたいということ。朝市に関わっている人というのも一握りの方々ですので、村の広報紙であるとか、周知徹底していくような方策をぜひ検討していただくように要望いたします。以上です。

○議長 伊佐則勝 11番 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 98ページの12節委託料、種子コーティング委託料、これ40万計上されております。この種子、私、前も一般質問でもやったけど、いつ頃配布されるのか、それを教えてください。

それから、下のほうの農業土地利用構想推進委員会のアドバイザー。このアドバイザー、こういったものをアドバイスするのか。委員というのは何名いるのか。

それから、99ページ、農産物出荷資材購入補助金、この資材とはどういうものか教えてください。

それから、先ほどの沖縄型耐候性園芸施設整備事業補助金、これ恐らく今回も、これまでマンゴーハウスの補助金を配っていることだと思うんだけど、その人が何回もこういう補助金を受けられるのか、その辺教えてください。

下のほうの島にんじんの生産支援フィルム。

これも前に、よく質問するんですけども、これまでどおりのフィルムの種類、大きさ等、これは変わりなく同じものなのか。それとももっとほかに種類をやるのか。

それから、新規畑人資金支援業補助金、これは新規が2人なのか、それとも前からやっている人も含めての2人なのか、その辺教えてください。以上です。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 仲松議員の質問にお答えします。

最初の種子コーティングの委託料なんですけど、毎年補正で組ませていただいていたんですが、今回、当初予算、前回の一般質問であって、種子のコーティング配布が遅れるということで、当予算で認めることになりました。

これまた種子が出てくる、野菜部会の島にんじん農家にもいろいろ話をしないといけないんですが、いつ頃がいいのか、その辺はまた一緒になって、この種子のいつ持ってきていつコーティングを行うよという工程は組んでいきたいと思えます。

あと、農業土地利用構想委員アドバイザー委託料なんですけど、まだ協議会の発足はしてはいないんですけど近々協議会を設立していきたいと思えます。委員としては、今22名を予定しております。

あと、農産物出荷資材購入補助金108万円になるんですけど、これはJAと花卉農協からの購入した方々に20%の補助を考えております。

あと、沖縄型耐候性の園芸整備事業についての補助なんですけど、農協のほうが事業主体にはなるのですが、この何回も受けられるかというのは、組合とか、個人もいますけど、生産組合とかいろいろな方々がございますので、この規模に合った、これをクリアしてくる方であれば何回でも受けられると思えます。

あと、島にんじん専用フィルムの件についてですが、やっぱり中城村ではGI登録もされて、ブランド化されていますので、そのA品を対象に袋を配布していきたいと今は進めています。

あと、新規畑人支援事業補助金なんですけど、今1人、継続した就農者がいます。新たに相談に来ている新規就農者が1人おりますので、新規と継続と、合計2人になります。以上です。

○議長 伊佐則勝 11番 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 この最初の種子コーティングに関してですけど、これやはり島にんじんを作っている農家さんにとっては、時期が遅れると、前にも話したんですけどね、あまり遅いと商品にならない、出荷するときですね、芯が立って商品にならないということで、できるだけ早めに、遅くてもこれまでのいろいろな農家さんの話からも聞いても、8月をめどに配布できるように。本来なら遅くとも9月いっぱいには種子の準備をして植付けする必要がありますので、その辺も考えて早めに配布できるように、去年みたいににならないようによろしくをお願いします。

それと、農産物資材、これは要するに農薬とか堆肥、それも含めての資材ということですか。この辺、もう一回お願いします。

フィルムに関して、これはもう大分前から私言っているんですけども、農家さんは、この1つの種類のフィルムでは、出荷するときに大変不便だと。ニンジンというのは大きさも丸さも違いますので、ある程度、2つぐらい、でなければ3つぐらいの種類の大きさをやったら、農家さんは大変助かると思えますので、もう少しその辺考えて、大きさの種類を増やすようにお願いします。

新規畑人、これ継続が1人、新規、前に1人、途中でもう諦めて、身体的なものもあると思うんですけど、今度の新規については、この人がせつかく農業をやるというんだから、いろいろ

な面からバックアップして、途中で辞めないよう、その辺も考えてやっていただきたいと。

このフィルムに関してもう一回、種類も増やしていくかどうか、検討できるかどうかをお願いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

先ほども答弁したんですけれども、今出されているA品と言われている大きさとかありますが、また、市場との取引のものもありまして、どの規格が一番いいのか。その辺もいろいろ調整しながら、消費者が好むのか好まないのかというところもありますので、その袋に関しましては、また内部で検討させていただきます。

○議長 伊佐則勝 11番 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 ぜひ農家、島にんじんを作っている農家の皆さんといろいろ話合っ、情報を取り入れながら増やせるよう頑張ってください。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。  
歳出7款に対する質疑はありませんか。

12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、歳出7款について質問します。

まず103ページの18節負担金及び交付金、とよむ中城産業まつり実行委員会の補助金です。これの800万ですけど、どういうことを行うのか、その主体はどこがやるのか、委託するかどうか。負担金補助金とあります。産業課だけ取り組むのかどうか。

その下の12節委託金、観光誘致促進事業委託金、これはサッカーキャンプだと思うんですけど、大分減額になっておりますけど、これまで結構300万ぐらい予算だったんですけど、どう

いった面を減らして、こういう予算で賄うことができたのかどうかね。

それと18節の負担金補助金及び交付金、中城城跡共同管理協負担金です。そこのちょっと説明をお願いします。

それと次の104ページ、同じ18節の、これは新規事業だと思うんですけど、中城観光協会補助事業、まち・ひと・しごと創生事業、3,570万、どういった事業なのか。これ3,500万使ってますけれども、新しい事業でどういったことなのか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 金城 章議員の御質問にお答えいたします。

産業まつり実行委員会の補助金といたしましてなんですが、4月に実行委員会を立ち上げて、また、まつりも同時と、農産物展示会、直売会も一緒に、JAと協働で行う、可能かどうかですね、また実行委員会の中で話をしながら決定していきたいと思います。

あと、イベント業務に関しましては、一部委託業務になります。

観光客誘致促進事業なんですが、これサッカーキャンプの委託になります。減額として、申し訳ないです、今、資料がないので、後ほどお答えさせていただきます。

今までトップセールスで、村長と観光協会の方が行っていたんですが、今回からその旅費をなくして、トップセールス分の減額となっております。

あと、中城城跡管理協議会負担金なんですが、そこもすみません、再度、資料を持って説明していきたいと思います。

あと、中城村観光協会補助金とまち・ひと・しごとの創生事業分ですが、今年度、企業版ふるさと納税のほうで中城城跡でナイトコンテンツを行っております。観光協会のほうへ委託を

しておりますが、これが3月までの事業でありました。しかし、またこの企業版ふるさと納税の寄附者が、4月までこのイベントを続けていきたいということでの経費の補助として、この3,570万の寄附がありました。そこでの継続事業となります。

○議長 伊佐則勝 12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 祭りですね、毎年変わった祭りが、護佐丸まつり、産業まつり、文化まつりとかあるんですけども、この祭りですね、一斉に委託して、本当にこれだけ予算使って、充実しているのかどうか。これは実行委員会を開くときにもっと検討していただきたい。村民がいかに足を運ぶかを検討してみて、そういう祭りにしないと、どうしようもならないんじゃないかな。ただの、もう村民はあまり関心がなくなって、祭りの参加者がだんだん少なくなると。そういった祭りではいけないんじゃないかなと思っています。800万も使って、どのぐらいの村民が集まるのか、関心を持たれるのか、それをぜひ考えていただきたい。

それと観光協会に委託したふるさと納税企業版です。これ本村の担当課では難しかったのかどうなのか。観光協会でない、またそのふるさと納税の執務をできないのかどうか。今、観光協会の取組があまり見えないんですけどね。会長として本村の村長もいますので、ぜひもっと、村長の逆にトップセールス、先ほどのサッカーキャンプはトップセールスなしでも継続でやって減になりましたけど、逆として、別の面でまたトップセールスでふるさと納税の企業版ですね。そこは取り組んでもいいんじゃないかなと思うんですけどもね。わざわざ観光協会に投げてやるものなのかどうか。もう一つだけできたら誰か答弁できますか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

まず、今年度の経緯を御説明申し上げますけ

れども、昨年、1企業から高額の企業版ふるさと納税を頂きました。それもある事業者があっせんというか一緒に話し合っ、中城のこの城跡でイベントするために企業版ふるさと納税をしてくれないかというのが令和5年にあったそうです。それがあって、1億何千万の寄附を頂いて、今のリミサの事業が展開できております。企画課としまして、企業版ふるさと納税の担当課であるところから、6年度におきましても同企業にメールにてお願いをしたところでございます。それも給食費の無償化に向けて県が2分の1を持つので、ぜひ2分の1を充てたいという具体的な内容も含めた御提案を差し上げました。しかしながら、同企業からは、今回は協力できないというお言葉をいただきました。村長が新村長になられて、この出張の際に村長自らトップセールスをしたいということで、その企業に足を運びました。しかしながら、村長も出向いたところでも、やっぱりできないという回答をいただきました。ということで、担当課、村長はそれなりの継続努力はしたんですが、駄目でした。

今年はないのかなと思っていたんですけども、今、担当課から御説明あったように、この事業の進展を見ながら来年も継続したいということで、寄附先の企業とあっせん側の企業が来年もやっていこうということで、決算で黒字が見込めるので、ぜひその分は同じように寄附しようという経緯をたどっております。もともともう今年はないのかなと思ったところに4,000万の寄附がございましたので、それを4月、5月の継続イベントに割り当てると、村も今までは、トンネル、言葉は悪いですけども、もらったら、そのままそのイベントに使っていましたが、村としても幾ばくか使わせてもらえないですかというところで調整をさせてもらって、今回は一部を村事業としても展開できるように努力して、結果としては一部は村が使え

るところで、今回の寄附に対する事業展開としております。

○議長 伊佐則勝 12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 その経緯は説明で分かりました。しかし、担当課が先ほどから言っているように、トップが行ってもできなかったと、いい回答はもらえなかったと。しかしながら、これから取り組むべきなのは、トップがまた動くというのは別の事業ですね、大きい業務、そこもやりたいと。

それともう一つだけ伺いますが、このサッカーキャンプ、いつまでやるのかな。もう中城でサッカーキャンプ、1週間、2週間だけ取り組んで、それだけの出費で本村にどういいういことがあったのかどうか分からないですけれども、サッカーキャンプの取組もぜひもうちょっと考えていただきたいと。どうですかね、いつ頃まで取り組みますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 今の段階では継続していきたいというふうに考えてはおりますが、目に見えない部分がある。いろいろ今回もサッカーの教室とか、いろいろ子供たちにサッカーを教えたりしておりますので、その辺は子供たちの育成のためにも、このプロの姿を見せていければ、子供たちに夢を与えられるんじゃないかなということで、今のところは継続していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。  
休憩します。

休憩 (14時33分)

~~~~~

再開 (14時46分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

質疑に入る前に、先ほどの答弁で、答弁漏れ

と答弁の補足、修正説明ですか、を先にしてもらいます。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 大城議員の質問のマンゴーハウスに関しての答弁漏れがありましたので、改めて答弁いたします。

まず、1人目の設置場所なのですが、津覇です。あと、農地の面積が2,605平米、施設面積が1,800平米になります。2人目については和宇慶、設置面積が、農地の面積が862平米、施設の面積が576平米、3人目が、設置場所が屋宜、農地の面積が1,242平米、施設の面積が810平米となります。以上です。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 先ほどの答弁修正をいたします。

高額の寄附を頂いた企業への訪問というところで、村長が東京出張の際にトップセールスを複数社お願いしました。高額寄附のあった企業につきましても日程調整を企画課で行ったんですけれども、日程が合わないというところで、その出張では、別企業にはトップセールスはしているんですが、当該企業への訪問はなかったということで訂正させていただきます。

○議長 伊佐則勝 歳出8款に対する質疑はありませんか。

12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、8款について質問します。

107ページです。8款の14節、これ各工事が入っていますが、そこの工事は繰越しもありましたけど、完了は7年度に終わるかどうか。

それと、一番最後の舗装構成改良事業工事請負費、これ場所、何か所なのか教えてください。

それと109ページ、委託料、公園長寿命化2,500万円入っていますが、その内訳とか

場所ですね。また、どういう遊具に変えるのかどうか。

それと12節、同じ4項4目の委託料です。その商業誘致事業者公募支援事業の説明と、鑑定業務委託、その説明も、ちょっとコンサル入れるのかどうなのか、委託はどのようにまた、この公募者を集めるのか。

この商業施設は一般質問でもよくやっていますけど、いろいろと発想が変わった商業施設じゃないと、また今後の継続につながってこないと思いますので、その公募をどのような感じで持っていくのか、ぜひ、質問します。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、金城 章議員の質問にお答えいたします。

1点目の14節の工事請負費の令和7年度に繰越事業も含めて終わるかということですが、もちろん当初としては令和7年度に完了を目指して進めてまいります。

次の舗装構成改良事業につきましては、令和7年度は南信線の舗装改良工事6路線を継続して実施してまいります。そのほか村道三田線の工事を予定しております。

続きまして、4項の3目公園費の12節の委託料、公園長寿命化計画策定業務委託料なんですけど、こちらは公園長寿命化計画というものを令和7年度策定してまいります。この策定を行えば、県から補助金が、この遊具の補修とか修繕とか、取替えとかの補助金が下りるために、この計画を策定してまいります。

続きまして、4目の12節委託料、商業施設誘致、不動産鑑定につきましては、今計画しております商業施設誘致の土地に関して、借地として現在見込んでおります。この借地料算定のための不動産鑑定の委託料でございます。

その下の商業施設誘致事業者公募支援業務につきましては、この公募条件の整理、事業スキーム、発注形態などの方針整理、想定事業周知

の試算及び支援策の検討、また、事業者ヒアリング、事前準備、結果分析、公募資料への反映としまして予定しております。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 109ページです。109ページのまちづくり推進費の中で今、課長のほうから説明はあったんですけども、これは資料のほうを見てもいろいろな計画で、今回の394万円の計上が出されているということで、その中で、これ事業スケジュールが資料のほうにあるんですけども、これが2024年、令和6年からスタートということで、最終的には2030年、令和12年の予定があるんですけども、これは担当課としては一定程度の実効性を持ったスケジュールになっているのか、そのあたり伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、大城常良議員の質問にお答えします。

今配られている事業スケジュールなんですけど、できれば公募自体は早めに行きたいとは思っております。この中では12年に供用開始となっておりますが、この公募をして事業者を早めに決めてしまうと、社会の情勢とかが変わっていく、この経済状況とかも変わっていく中で、まだ設計も入らない段階でやるというのは少しまた、決定した事業者が撤退してしまうとか、そういうものも考えながら、一応このスケジュールは考えております。市場調査の中でも設計の準備期間に関しては2年から3年程度で十分だということは、建設も含めてですね、十分だということは市場調査で確認しておりますので、来年度は取りあえずこの公募に関してもうちょっと詰めながら準備、この公募の条件等をですね。令和8年の公募を目指して進めていく予定でございます。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 課長、これは大変、私はすばらしい概要ではあるんですけども、商業施設の暫定スケジュールということで、我々これ一見すれば、大体この年はどういうことができるんだと、どういう事業が入ってくるんだと。最終的には令和10年が完成目標だろうということで、私は今回これは担当課として非常によくできているということで評価したいと思っているので、今回ぜひこの事業スケジュールに沿った形で進めていければなと思っているので、これをしっかり頑張っていってもらいたいというふうに思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。  
歳出9款に対する質疑はありますか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。  
歳出10款に対する質疑はありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、10款について質疑をいたします。

まず115ページ、これは備品購入費になるんですけども、17節ですね。これが6,910万2,000円ということで大分高額になっているんですけども、資料を見たらG I G A端末タブレット購入ということでなっているんです、1,047台ですね、中城南小学校のほうで使用するという事なんですけれども。この台数の内訳、児童生徒、あるいはまた予備とかそういうのも含めて、どういう形でこの台数になったのか、それが1点目。

2点目が117ページ、これは14節の工事請負費になるんですけども、トイレ改修工事請負費が99万円、これは小学校費で出てきているんですけども、今、小学校が2校建築中ということになっているんですけども、どういう状

況で、これ3基のトイレ改修の費用が出てきたのか、その辺を伺います。

あと3点目に118ページ、これは学校建設費になるんですけども、これが本年度、前年度比隠して43億963万9,000円の増になっているんですけども、これは副村長の説明にも少しあったんですけども、これの公有財産購入費、当初、我々はP F I事業というのは建築予算を平準化して一定程度の額に抑えられるということで理解してP F I事業を始めたということをおっしゃっているんですが、一括で令和7年度に43億円ということで、これが一時金ということで、個別に中小、次年度の3月に津覇小学校完成するから、そのときの一時金という説明を受けているんですけども、その流れです。あるいはまた、国・県支出費が28億9,200万ほどあるんですけども、これが中身はどういうものなのか。その地方債が12億9,500万、その他が1億2,800万ということで、その内訳の予算の状況をもうちょっと知りたいなということで、説明を求めたいと思います。以上3点、お願いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。  
○教育総務課長 我謝慎太郎 それでは、順を追って説明いたします。

10款1項2目17備品購入費の6,910万2,000円の予算につきましては、南小学校のタブレットの更新に係る費用となっております。今回、予算面としましては1,047台分を計上しております。内訳としましては、児童の分867人分で15%は予備として補助を該当できますので、プラス130名と、50台は教員等の更新の分を含めて1,047台の備品の購入費として計上しております。こちらのほうにつきましては、国庫補助が3分の2、補助該当分が入りますので、これも財源の内訳のほうに記載されております。

続きまして、117ページの10款2項1目14節の工事請負費の99万円につきましては、こちら

は南小学校のトイレ改修の工事を予定しております。昨年度はこちらの予算につきましては計上しておりません。中城小学校、津覇小学校につきましては、改築を伴いますので、和式トイレから洋式トイレの改修は取りやめておりました。南小学校につきましては、改修目標の80%をたしか超えていましたので、改修をその部分、和式も使うだろうということで、昨年度は工事をしておりません。ですが、近年の状況を見ると、和式のトイレを使用する児童が減ってきているというところと、南小学校については生徒が大分増えていますので、洋式のほうを再度実施していこうということで、たしか現在、和式が8基から9基残っておりますので、3基分をまず令和7年度においては改修していこうということで、その分を予算計上しております。

続きまして、118ページの10款2項3目の学校建設に係る事業費の内訳と執行の仕方、状況について説明いたします。

御質問では16節の財産購入費ということだったんですが、こちらのほうにつきましては、12節の委託料を含めて一緒に事業費としては支出していきますので、こちらの委託料624万2,000円と16節の公有財産購入費43億1,642万7,000円につきましては含めた、合算した形で一応説明いたします。

御質問のあったとおり、PFI事業を導入するきっかけになった理由としまして、早期に学校建設ができる点、あと、支払いに関する資金が平準化できる。なおかつ、あと、民間企業の創意ある工夫のアイデアを導入するというので、今回PFI事業で実施しております。令和7年度においては、中城小学校及び津覇小学校が完成しますので、その支払いをしていくため、その予算を計上となっております。実際の支払額としましては43億程度ということでかなり高額となっておりますが、こちらのほうにつきましては、財源、国庫補助金であり、起債であり、

基金を財源として充当いたしますので、実質的な村の持ち出しとしましては640万程度となっております。ですので、事業費としては高額となっているんですが、実際の村からの支出としてはかなりの金額を抑えた予算措置となっております。

今回この支払いにつきましては、年4回を支払いしていきます。まず最初に、令和7年9月、中城小学校が建設完成に伴い、事業者には一時金として、建設費の支払いを行います。その額が23億7,600万円です。これに対し、国からの補助金15億1,748万4,000円で、起債で8億7,770万、公共施設整備基金、そちらのほうから5億の資金を充当しますので、実質的な村の負担額は81万6,000円を想定しております。

続きまして、2回目の支払いが11月に、中城小学校の建設費に係る割賦分、あと維持管理費などの割賦として1,800万5,000円の支払いがあります。こちらについては基金を1,550万を充当いたしますので、一般財源としましては250万5,000円となっております。

続いて、3回目が令和8年2月に中城小学校の11月のように、2月に割賦金の支払いがあります。こちらのほうにつきましては、支払いが2,016万4,000円となっており、基金を1,750万充当しまして、一般財源としましては266万4,000円となっております。

最後に4回目です。令和8年3月に津覇小の完成に伴い、一時金の支払いが発生します。その支払いが19億850万で、国庫補助金が13億7,508万4,000円となっております。起債が4億8,800万円、基金が4,500万円で、一般財源41万6,000円となっており、村の持ち出しの負担額としましてはかなり事業費として抑えられた形となっております。以上です。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、1点目から、これは対策的に内訳があったんですけれども、

これについて、これについて、例えば867名分の児童に充てる分ということで。これ全部買い替え、更新ということは買い替えになるのか。その買い替え、多分全てを村負担になるわけですね。例えば個人的にもう、1回は全て国からの予算で賄った。今回は全て村の予算が入っていく、あるいはまた国の予算が全てあるのか。この予算割合というのをちょっとお聞きします。

2点目も、私が文教にいたときで、80%もあれば十分だということで、資金も残しておくべきだろうということでやったんですけども。今回もこれもやっぱり変えなきゃいけないという状況になっていると思うんですけども。トイレ自体の、例えば和式から水洗にというところで、3基、今回変えるんだけれども、トイレ自体は十分足りているのかどうか。例えば子供たちがどんどん人数が多くなってきている中で、1年生から6年生までのトイレは現状のまままで十分なのか。それを1点伺います。

あと、学校建設費です。今、頭が非常にもやっとしているもんですから、いろいろな補助金から起債から基金から、一般財源からということで、一般財源のほうは640万、令和7年度は見込んでいます。要するに私が聞きたいのは、国庫補助金です。両校合わせて28億9,200万ぐらいがあるということなんです。これでもうこの2校分は補助金、あるいは交付金はもう終了なのか。さらに何か補助金が別に出てくるのか。そのあたりもう一回伺いたいと思います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、再質問にお答えいたします。

まず1点目のタブレットに係る導入費用の割合につきましては、今回1,047台整備いたしますが、児童の867人分と、その15%の予備分130名含めて997名分は国から補助金を頂きまして、それが財源が3分の2となっております。3分の1は市町村の持ち出しとなりますので、その

分は村の負担ということになります。

来年、再来年度におきましては、各学校、また整備していきますので、3年間で一応整備していくというふうに、同じように導入していくことになっております。

前、令和2年度のとときに一斉にタブレットの導入につきましては2つの補助金を交付、つけて100%の充当率に持っていきました。ですので、残りの3分の1についても、今後も何か財源が適用できないかは検討していきたいというふうに考えています。現在は国庫補助で3分の2を補助できるということなので、それを充当していきます。

2点目の南小学校のトイレの台数が足りているかというのにつきましては、余力はないというふうには見えています。ただ、現在、学校改修もできない状況に来ていますので、トイレについては、先ほど和式を使わないのであれば、洋式化して、なるべく児童が使いやすいように変えていきたいと思っています。ただし、中には洋式が座れないという子も話を聞いています。なので、その割合がどのぐらいなのか、今後調査もしながら、この和式からの洋式化のほうにつきましては、今後調査して台数を決めていきたいというふうに考えています。全てを変えるのがベターなのか、その辺もいろいろありますので、今回はまず3基から直していく。故障器につきましては、そのまま故障のほうで対応していきますので、今回は和式から洋式化のほうで3基ということで計画しております。

3点目の国庫の補助金につきましては、学校建設、建物に係る補助金につきましては、今回で全て完成となりますので、現在この国庫補助につきましては補助金の中でも幾つか種類がありまして、どこまで補助金が頂けるのかというのも県と調整しています。実質的なこの補助金につきましては、単価に幾らかを掛けるのではなく、教室数に対しての補助率があり、なおか

つ予算の配分によっては減ったり増えたりする場合がありますので、若干この金額についてはまだ決定ではありません。ですが、なるべく多く補助金がもらえるように、補助できる施設、教室等につきましては、そのような形で当初で整備していますので、なるべく村の財政を圧迫しないように、国庫補助金については今後、県ともさらに調整してやっていきたいというふうに考えています。基本的には建物に係る補助金につきましては今年度で全部決定し、起債もその分の補助分に対する、あと残額の継ぎ足しに係る分を起債していきますので、ここで全て、今年度で完了する形になります。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、3回目ですのでね、学校建設費だけちょっともう一回、話をするというよりは、思った事をまあ一番私が思ったのはね、43億円が一遍に出るのが当初びっくりしたということなんで、これが今回、来年からは割賦払いということで、恐らく中小と津覇小が重なってくるだろうと。それは毎年、また増額になろうかと思うんですけども。そのあたりもしっかりまた担当課として、抑えられるものはもうないと思うんですけど、そういうところも含めてしっかり我々には説明してもらって、しっかり対応して、財政的にも負担が大きくなるような取扱方をしてもらいたいというふうに思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 2点ほど質問いたします。

125ページの文化財保護費の文化財保護審議委員報酬4万円ですが、説明資料の中では新規村指定文化財調査検討等というふうに記載されておりますが、その際、既にもう議題に上がって、指定に向けて議題として議論していくのか。それと、ほかにまた調査費を計上して文化財の

指定に向けて調査を始めるのかをお伺いいたします。1点目です。

そして、次が126ページの吉の浦会館費の中で、吉の浦会館の駐車場が破損箇所が多数見受けられます。長年、議会からも指摘をされてきましたが、一向に手がつけられていない状況で、利用者の不便を来しているのがお分かりいただいていると思いますので、その辺の費用が計上されていないように見受けられるんですけども、その辺はどのように認識されているのか、この2点伺います。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 新垣博正議員の御質問にお答えいたします。

まず、文化財審議委員に関しましては、今、5名の有識者で編成しておりまして、今11件ほど村指定文化財を指定してございます。それ以外も今後指定していくべきものとしてリストを作っておりまして、それらを今後、大体2件ずつ今までしておりまして、それが2年ぐらいかかるんですが、教育委員会からそこに指定すべきかどうか、そういう価値があるかどうかということで諮問しまして、そこで調査、現地へ行ったり、あとはその理由づけです、指定する理由に関しては審議、検討しまして、それでまた教育委員会に答申して、指定に持っていくという段取りになっておりまして、新たに調査するというよりは、今上げているリストの中から調査していきながら、指定に向けて準備を進めていくというふうになっております。

2点目、吉の浦会館の駐車場に関しましては、おっしゃるとおり私どもも非常に不便を感じております。社協のほうからも、そういったやっぱり見えないということで、照枝議員からもお話を聞いたんですが、線が見えないということで止めづらい、あとは表面もぼろぼろになっておりまして、ちょっと滑りやすいとか、そういうのがあるということももう重々感じております。

駐車場に關しましては、今のところちょっと、今すぐできる、改修を考えていくということはちょっと考えておりません、実はその改修をする前に、まず野球場の照明であったりの改修をしたり、あと大人広場、そちらのほうもできるだけ、この2つは早めに着手していきたいと考えております。これらが、どうしても工事用車両がその駐車場を通るので、ちょっともうしばらくは、これらの工事を終えてから駐車場の改修を考えていきたいとは考えています。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 文化財保護審議委員の中では、このリストを上げているということでしたけれども、リストの中には有形、無形の両方の文化財指定に向けて議論がされているのかどうなのかというのを伺いたします。

そして、吉の浦会館については、やはり駐車場が、水たまりまで発生していて止めにくいというような意見もあります。早めにこれは解消できるように、庁内で議論していただいて、予算をつけてもらうように要望いたします。

1点目だけは答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

まず、文化財の今後指定していくべきリストの中に有形、無形があるかということについてですが、今のところ有形ばかりでして、無形が今のところございません。前も仲松議員の質問、12月にありましたけれども、その中で、各自治会に無形文化財の調査をいたしたいと思っています。まず、継承されているのが今どういうものがあるのか。それ以外にも、今後復活させていきたいのがあるのかどうかというのを調査して、今後検討に入れていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

5番 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 それじゃ予算書の130ページです。そこに吉の浦の総合型地域スポーツクラブ助成金が410万4,000円。去年も同じように410万4,000円組まれて、計上されて、それでちょっとどこのクラブに予算を組んでいるのか。それから、もう2か年もたっていますので、役員体制ですね、どういった役員体制なのか。それで、今度、令和7年度の事業内容、どういった事業の内容をやるのか。

4点目に、これはt o t oのスポーツ振興くじ助成事業、11月までにやると思います。誰がt o t oに、理事長あてに、例えば教育長、村長か、そういった誰がそこに申請を出すか、それをちょっと説明をお願いします。

次、132ページです。

工事費が組まれています。吉の浦公園ごさまる陸上競技場の管理棟です、3億7,122万4,000円です、計上されています。これのちょっと内訳、管理棟の中ね、どういった事業名を、内訳の説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 まず、この地域総合型スポーツクラブに対する助成金についての、どこに……

○5番 新垣貞則議員 どこのクラブにこの補助金を……、それから役員です。どういった役員の体制、例えば会長は誰なのか。もう2か年も過ぎていきますのでね、会長名、役員名。それから、この令和7年度の事業です。どういった事業をやるのか。

それから4点目に、11月にt o t oの理事長宛てに申請を出すと思います。教育長が申請を出すのか、村長が申請出すか、その4点を説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 失礼しました。答弁いたします。

まず、クラブ名に關しまして、中城コミュニ

ティースポーツクラブになっています。南上の団体になっております。役員に関してですが、現在は6名、まず会長が牟田口という方になっておりまして、ほかに役員は5名の体制になっております。そのうち中城にお住まいの方が4名となっております。

続きまして、事業内容に関してですが、令和7年度の同クラブの事業の予定としましては8教室です。主にヨガとかクラシックバレエや古武道で琉舞などとなっております。

続きまして、4点目、11月の日本スポーツセンターに対する申請に当たっては、中城村長名で申請をしていくことになります。

それと、10款6項3目の陸上競技場の工事に関しましては、陸上競技場管理棟の新設、建て替えと、あとグラウンド内の照明柱4か所の設置となっております。

○議長 伊佐則勝 5番 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 前もちょっと質問したけれども、生涯学習担当職員と、このクラブ、中城コミュニティークラブですか、そこの方とこういう調整、この事業内容の調整とか、そういったヒアリングは教育委員会とやっていますかね。これをちょっとお聞きします。

それから、ごさまる陸上競技場ですけれども、管理棟の合計のいろいろ、予算の内訳と、その合計金額です、令和6年度、令和7年度と合計があると思います。大体合計金額幾らになっていきますか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えします。

まず、中城コミュニティースポーツクラブとの調整に関しましては、担当のほうで申請書のやり取りしながらいろんな聞き取りなどを行って、不備があるところは指摘しながらの修正してもらっております。

陸上競技場の工事費に関しましては、大きなものとしましてはまず工事費なんです、令和

6年度、これは繰越しになるんですが、1億9,900万で、令和7年度の工事費は3億7,100万余りとなりまして、大体合計、管理棟と照明も含めてですが、5億7,000万となっております。

○議長 伊佐則勝 5番 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 最後ですので、この日本スポーツ振興センターに助成金は村長名義で出すとありますよね。これは間違いないですよ。村長は、この総合スポーツクラブの内容とか、大体そういった説明とか把握していますか、そういった事業をやっているとかね、そういったのを把握している、これをちょっと伺います。それでも把握しているんだったら、そういう把握しているということで説明してください。

次、2点目、このごさまる陸上競技場の事業、工事をやっていますよね。それで議員に説明とはやりましたかね、こういった事業内容とか。そういったのをやっていますか。もしやっていたら、今後、議員に説明やる必要があると思いますけれども、そういう考えはあるのか、それを伺います。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 では、お答えいたします。

ただいまの質問なんですけれども、この方々のメニューですか、スポーツなどをやっているメニューは聞いたこともあります、把握したこともあります、金額とかそういった細かいことまでは把握しておりません。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えします。

議員の皆さんに対しての細かい説明というのはまだやってはおりません。ただ、こちらに関しましては、それに関しては申し訳ないと思っておりますが、今後適宜、その都度説明はさせていただきますと思っております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 そうしたら、10款の115ページ、18節負担金補助金です。この千葉県旭市児童交流、これ6名という説明で書かれていますけれども、継続事業で何年生が行っているのか。また、同じ児童が交流会に行くことがあるのか。それと、看護師1名も派遣に入っているんですけれども、そういう何かあって看護師さん配置を決めているのかどうか。

それと、126ページです。新規事業の旭市の南上原組踊保存の600万円です。このメンバーは福智町も行って、中城村のPRがてら、この公演を行ったと思うんですけれども、メンバーはもう替わっていると思いますけど、派遣事業ですね、前、福智町で同じ団体が同じメンバーがほとんど出席した経緯があるんですけど、今後どのようにメンバーを替えていくのかどうか。子供たちが芸能を学ぶことはいいことであるんですけれども、より多くのメンバーが派遣できるように、またこの事業を考えないといけないと思っております。それをどう考えるのか。600万円が、人数がちょっと、人数もお願いします。

それと、先ほど貞則議員からありました132ページの工事請負費です。吉の浦ごさまる陸上競技場管理棟の建て替え工事ですけれども、今、管理棟建て替えの工事だけで3億7,000万ですけれども、これで止まりますかね。今ちょっと建設費が高騰して、この予算でどうなるか。入札したときに不備が出るのか。

それと、そこでこの工事は前村長は村内業者に入札は考えるということでしたけれども、村長替わってどうなのか。その辺、村内企業育成でまたそういうふうに、村内企業で取り組むのかどうか、ぜひそこも。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

10款1項2目の18節負担金補助金に係る千葉県旭市児童交流派遣事業補助金の事業内容といえますか、派遣児童については、各3小学校から5年生を代表として参加していただいています。5年生の6名ですね、各学校。ですので、トータル18名と教員3名です。各学校1人ずつです。

質問のありました看護師につきましては、子供の体調のほうの管理というか、チェックをしていただいております。私たちの引率のほうで、事務局も行きますが、基本的には事業のほうをちょっと中心に見ますので、移動中の児童の様子を見ていただいたりとか、そういった形でどうしても看護師は必要と考えていますので、この看護師を同乗させております。以上です。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 まず、南上原の組踊保存会の補助金600万に関してですが、人数としましては40名、福智町と同様なんですけど、地謡、指導者、あと出演する子たち合わせての40名となっております。メンバーに関しましては、もちろん毎年ある程度の入替えができますので、全員が全員同じ人が行くとは限らないと思います。ただ、それはちょっと南上原の保存会のほうで決めることですので、今のところ私のほうでどれぐらい入れ替えるというのをお答えできません。

続きまして、ごさまる陸上競技場の工事費に関してですが、先ほど新垣貞則議員のときにもお答えしました建物の工事費としましては今年度1億9,900万の予算、これは繰越しになります。令和7年度の3億7,100万と合わせて、今、建築確認申請中でして、3月中に下りるように調整しておりますが、4月の中旬、前半には、これらを合わせて5億7,000万円になりますが、予算上はですんで、発注をかけていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

4番 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 1件だけ、ちょっと確認したいことがあります。

126ページ、14節でハンタ道整備工事、その前の125ページ、下、12節委託料の中のハンタ道整備設計委託料、この件の場所だけ教えてください。これ同じところですよ。この場所を教えてください。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 桃原議員の御質問にお答えいたします。

まず、ハンタ道の整備設計委託とハンタ道の整備工事に関しましてはもちろん同じ場所になるんですが、令和4年度だったか、から教育委員会のほうで進めております県営公園内のホテルの廃墟撤去後の区間を年次的に進めておりまして、その一部になります。場所的には、城跡の裏手です、南側になります。

○議長 伊佐則勝 4番 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 この件、この場所をちょっと勘違いかどうか分かりませんが、鉄塔が立っています。あそこは全然違うところになるんでしょうかね。登又のほうから入って行ったときに、あそこのことなのかどうかというのを伺います。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 私どもが今計画している場所には、鉄塔は近くにはございません。もしかしたら逆の登又側のお話をなさっているのかなと思うんですが、私たちのところにはそういうものはございません。

○議長 伊佐則勝 4番 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 今ちょっと勘違いなんですかね。あの公園の敷地内になるんでしょうかね。私はそれを入れていくところ、以前、都市建設課担当しているところ、村道からの延長で、ちょっと開通が難しいという場所があったもんですから、そこに関わっている場所なのか

とって今質問をしていますが、公園の敷地内になるんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 桃原議員がおっしゃっている場所とは違います。どちらかというところとホテルがあったところで、県営公園内の敷地内になっております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

15番 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 1点だけ、118ページの教育振興費の委託料に小学校水泳施設業務委託料がありますけれども、昨年と比べて安く上げていますけれども、その内訳をお願いします。

あと、小学校は水泳を委託しているんですけど、中学校にはないんですけど、どうでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、お答えいたします。

10款2項2目の12節委託料の小学校水泳指導等業務委託料929万9,000円についてお答えいたします。

こちらにつきましては、令和6年度より新規事業として実施しました中城小学校、津覇小学校については、お隣の北中城村のルネサンスへ実際にあちらに移動してプール事業を行う事業を令和7年度も継続して行います。南小学校につきましては児童数が多いですので、ちょっと移動が厳しいということで、逆にルネサンスから指導員を派遣して、学校内でプール指導を行っていきます。その事業プラス生涯学習事業として、放課後であったり、夏休み期間に児童生徒、一般向けのプール教室、水泳教室を開催していく、この4つの事業の分としての総事業費として、今年度も実施していくことで進めております。

御質問のありました中学校についてのプール

授業につきましては、やはり生徒数の数が多いというところと、中学校においては授業時数の確保の絡みがあり、中小、津覇小と同じようにルネサンスの場所まで移動して行うことが実質的にできない現状があります。こちらとしてもなるべく近くにそのようなプールが開設できていただけたらというのも検討しております、今後、中学校につきましては、プール授業をどういった方向で進めていくのかを検討していきたいというふうに考えています。現在のところ、いまだその部分については実施の方向がまだ決まっております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。  
歳出11款から14款の災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費については一括して質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。  
お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号は、総務常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第22号は総務常任委員会に付託することに決定しました。  
休憩します。  
休憩(15時45分)  
~~~~~  
再開(15時55分)

○議長 伊佐則勝 再開します。  
終了の時間ではございますけれども、そのまま終了まで延会したいと思います。よろしくお願ひします。  
日程第2 議案第23号 令和7年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について、3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。  
お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第23号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第3 議案第24号 令和7年度中城村後期高齢者医療別会計予算を議題とします。  
本案について、3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。  
お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第24号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第4 議案第25号 令和7年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。  
本案について、3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
9番 大城常良議員。  
休憩します。

休憩(16時01分)  
~~~~~  
再開(16時01分)

○議長 伊佐則勝 再開します。  
質疑ありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号は、建設常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第25号は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第26号 令和7年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

本案について、3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号は、建設常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第26号は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第27号 令和7年度中城村水道事業会計予算を議題とします。

本案について、3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号は、建設常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第27号は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第28号 令和7年度中城村下水道事業会計予算を議題とします。

本案について、3月3日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第28号について質疑いたします。

これは21ページの中の9節に委託料ということがありまして、これが内水浸水想定区域図作成ということで4,300万ほど計上されているんですけども、これちょっと説明を求めたいと思えます。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 下地良和。

○上下水道課長 下地良和 大城常良議員の内水浸水想定区域図について御説明いたします。

令和3年度水防法改正により、近年の気候変動により全国的に浸水被害が増加しております。そのため想定の大規模降雨時の浸水想定区域図の作成が求められているというところで、令和6年度から、村内の雨水区域の測量、あと現地調査のほうを行っております。続いて令和7年度に、今回はシミュレーションを行って、どの程度の浸水がどの程度の時間継続して起こるのか、そういったものを作成して、最終的には公表していくという流れになります。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これ浸水想定ということですので、あるいは海地区とか山地区とか、そういう区切りがあるところがあるのか、あるいは村全体的な浸水というふうに我々は考えていいのか。どうですか。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 下地良和。

○上下水道課長 下地良和 先ほども雨水の計画区域ということで説明させていただきましたが、雨水の計画区域が下地区がほぼ入っていて、あと上地区ですと南上原地区が雨水の計画区域に入っています。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これでは質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第28号は建設常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 (16時07分)

## 令和7年第2回中城村議会定例会（第15日目）

招 集 年 月 日	令和7年3月3日（月）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和7年3月17日（午前10時00分）		
	散 会	令和7年3月17日（午後3時31分）		
応 招 議 員  （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	10 番	欠 員
	2 番	玉那覇 登	11 番	仲 松 正 敏
	3 番	欠 員	12 番	金 城 章
	4 番	桃 原 清	13 番	新 垣 博 正
	5 番	新 垣 貞 則	14 番	新 垣 善 功
	6 番	安 里 清 市	15 番	石 原 昌 雄
	8 番	屋 良 照 枝	16 番	伊 佐 則 勝
	9 番	大 城 常 良		
欠 席 議 員	7 番	新 垣 修		
会 議 録 署 名 議 員	2 番	玉那覇 登	4 番	桃 原 清
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比 嘉 保	議 事 係 長	辰 さおり
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	比 嘉 麻 乃	こども課長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	新 垣 正	企 画 課 長	金 城 勉
	教 育 長	比 嘉 良 治	都 市 建 設 課 長	呉 屋 克 行
	総 務 課 長	大 湾 朝 也	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 村 武 宏
	住 民 生 活 課 長	新 垣 忍	上 下 水 道 課 長	下 地 良 和
	会 計 管 理 者	照 屋 郁 子	教 育 総 務 課 長	我 謝 慎 太 郎
	税 務 課 長	比 嘉 聡	生 涯 学 習 課 長	渡 久 地 真
	福 祉 課 長	照 屋 淳	教 育 総 務 課 主 幹	森 本 雅 人
	健 康 保 険 課 長	島 袋 かおり		

議 事 日 程 第 4 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。

それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、9番、大城常良議員の一般質問を許します。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 おはようございます。

9番、大城常良でございます。

議長の許可が出ましたので、これより通告書に従い一般質問を始めます。

その前に、今朝の新聞を見てみましたら、中城ヂゴレの在来種のトウガラシということで、大きく新聞に載っておりました。新しいヂゴレを使ったラーメンということで、今から大分また村内のヂゴレも一般的にも普及して、大きく育つんだらうなということを願っていますので、ぜひひとつ農業の活性化に向けて、担当課それと村長を筆頭に頑張っていただきたいというふうに思っております。

それでは、通告書に従いまして一般質問を始めます。

大枠1番、待機児童・待機学童ゼロへの取り組みをとということで、①令和6年度の待機児童は21名でしたが、新年度に向けて行政・保育園・こども園が連携して待機児童をなくすため取り組んでいると思いますが、新年度の保育士採用状況及び待機児童ゼロへの取組を伺います。

②中小区域への認可学童クラブ増を要望し、公募中との答弁でしたが、その後の進捗はどうか。また、学童クラブへの入所申請状況を伺います。

大枠2番、小・中学校の不登校対策は。

①不登校人数が令和4年44名、令和5年57名、令和6年10月までに46名でしたが、その中で中

城南小、中城中が大半を占めているが、原因は把握していらっしゃるのか。また、対策は取られているのか伺います。

②フリースクールへ通っている児童・生徒の人数及びスクールとの連携は密に行われているか伺います。

③いじめ件数については南小学校が多くを占めているが、いじめの内容及び改善に向けての取組を伺います。

大枠3番、水道水・地下水・農業用水のPFAS汚染の現状は。

この件は、去った議会報告会の中でも、水道水はこうして数値が出ているんですけども、地下水とかこういった水はどうだったのかという質問がありまして、我々もちょっと把握していないものですから、今後どうなるのかなということで質問いたします。

①水道水(PFAS)の直近の数値を伺います。

②農業者にとって水は必要不可欠である。その上で農業用水及び地下水のPFAS数値を行政としても把握しておく必要があると思うが、村長の見解を伺います。

大枠4番、施政方針より、防災体制整備事業について。

①事業概要及び実施スケジュール等の作成は怎么样了のか伺います。

大枠5番、(仮称)「ごさまるしえ」設置は。

①で、「ごさまるしえ」の進捗状況を伺います。

以上、答弁を求めます。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、おはようございます。

大城常良議員の御質問にお答えいたします。

大枠1につきましてはこども課、大枠2につきましては教育委員会、大枠3につきましては上下水道課、産業振興課、大枠4につきましては

は総務課、大枠5につきましては産業振興課のほうでお答えいたします。

私のほうからは、お尋ねの大枠3のPFASについてでございますが、やはり水は生きていく上で欠かせないもので、この私たちの体内の様々な働きを支えております。もちろん作物を食する限り、農業用水も安全でなければならぬというふうに思っておりますので、行政としても把握していく必要はあると思っております。

以上、詳細につきましては担当課のほうでお答えいたします。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆さん、おはようございます。

大枠2の不登校についてですけれども、全国、沖縄県と同じように本村でも課題となっております。本村の不登校の発生率としては、県の半数程度で良好な状態ではないかなと思っております。県教育委員会から不登校に対する支援の手引が発行されていますが、それに基づいて対応をしているところですよ。

まず、不登校にならないように未然防止に徹すること、初期対応をしっかり行うこと、そして自立に向けての対策を行っています。教育委員会も村費で相談員を配置したり、学校でもいろいろな取組を行っているところですよけれども、苦慮しているのが現状です。

詳細については、教育総務課主幹が答えます。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 おはようございます。

大城議員の大枠1についてお答えいたします。

①令和7年度の保育士採用状況については、まだ十分ではないところもありますが、幾つかの園で前年度に比べ多くの保育士を採用できていると聞いております。

新年度の取組については、例年行っている就職説明会や補助事業に加え、新たにバスツアーや休憩保育士等の人件費への一部に対する補助

事業を行っていく予定です。

次、②についてです。

学童の公募の進捗についてですが、今年の1月に選考委員会を開催し、事業者を決定いたしました。その後、決定した事業者には説明を行い、4月から滞りなく事業実施できるよう準備していただいております。

学童の入所申請状況については、3月1日時点で定員662名に対し713名の児童が入所決定しており、うち51名は弾力的に受入れをしていただいております。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 大枠2の①から③についてお答えします。

まず、不登校の状況としまして中城村の不登校発生率は、村が2.4%、沖縄県が4.7%となっており、県の発生を下回っています。

中城南小学校、中城中学校の不登校の原因、対策についてです。不登校の原因としては、無気力や不安、生活の乱れなどが理由として学校から報告を受けています。両校の不登校の特徴として、病気による欠席が続いた後や連休明けに体調不良という理由で、引き続き休みがちになる傾向があります。本来、腹痛や頭痛といった病気欠席についても、心理的な身体症状として捉え、不登校者数と扱っています。そのため不登校者数が増えています。

不登校対策には、学校や教育機関が一丸となった組織的な対応を行っております。具体的には、担任や養護教諭による日々の声かけや見守りを通して、児童・生徒の変化を早期に察知し、適切な支援を行います。また、教育委員会が配置する心理士や教育相談員が専門的な視点から児童・生徒や保護者へのサポートを行っております。

さらに、県派遣のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門家と連携を行っております。このように複数の専門家

や関係者が連携し、適切な対応を取っております。その効果により、登校復帰者が中城南小学校が9名、中城中学校が3名となっています。

続きまして、②フリースクールには不登校の子供に対し学習活動を行う民間施設と特定の思想・理念を基に授業を行う学校があります。2月末時点、フリースクールに通う児童・生徒は35名となっています。フリースクールに通う児童・生徒の中には、在籍校の運動会等への参加や長期休業日に在籍する学校へ登校するなど、児童・生徒間の交流を行っています。

また、フリースクールの学校の連携としましては、教科書の受渡しや出席状況や学習評価について定期的に情報交換を行っています。

教育委員会も村内の「ニューライフアカデミー」と「ワールドミッションクリスチャンスクール」、宜野湾市の「NPO法人ほのぼのすぺ〜す」の3か所について、施設見学や教育方針、学習内容の聞き取りを行いました。

③です。2月末時点、村のいじめの認知率は、中城村が1.1%、沖縄県は6.3%となっており、県の認知率を下回っています。中城南小学校のいじめの内容については、からかいや悪口などが挙げられています。いじめ件数が多いことにつきましては、いじめの兆候を見逃さない、いじめの早期発見・早期対応の方針の下、からかいや悪口を安易によくある子供同士の些細なトラブルと捉えずにいじめと認知し、問題の解決に向け適切に対応していると捉えています。

いじめ改善への取組については、児童・生徒、職員ともに、いじめは、人として絶対に許されないという風土を学校全体で醸成することが必要です。そのため、児童・生徒には命の大切さや他者への思いやりを育む取組を行い、いじめを未然に防ぎます。教職員には、いじめの早期発見や対応方法を学ぶ研修や人権意識の向上に取り組んでいます。以上です。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 下地良和。

○上下水道課長 下地良和 大城常良議員の大梓3の①についてお答えいたします。

水道水のPFAS調査につきましては、令和6年6月に村内4か所で行った調査の結果が最新となります。調査結果としましては、PFOS、PFOAの合計値で最小値が0.9ng/L、最大値が2.5ng/L、平均値で1.7ng/Lとなっております。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 おはようございます。

それでは、大城議員の大梓3の②及び大梓5の①についてお答えします。

地下水、農業用水のPFAS汚染状況ですが、県が実施した西原浄水場付近のPFASの水質検査を令和3年12月10日に中城村の農地、和宇慶土地改良区7か所の井戸水について調査を行ったところ、1か所からPFASの暫定指針値を超過していたことが判明しております。そのことを踏まえ、沖縄県は暫定指針値を超過した地点の農業用水の追跡調査を現在実施しております。県は、今後も引き続き中城村と西原町と連携し、地下水を飲料水として利用しないよう周知するほか、原因究明に向けたモニタリング調査を継続していくとこのことで進めております。

続きまして、大梓5の①についてお答えいたします。

昨年実施した中城村商工会会員向けの公募状況は、結果として運営事業者の申出はありませんでした。現在は、沖縄県内に事業所を設けている事業者向けへ公募条件を拡充し、引き続き運営事業者を募ることとし、今後のスケジュールとしまして、令和7年3月21日から1か月間、募集要領の配布をホームページや産業振興課窓口、村商工会にて配布し、4月下旬頃をめどに参加者申込みいただいた事業者へ説明会及び現地見学会を行い、5月中旬頃、事業者を最終決

定しまして、事業者との契約に向けた締結を6月議会の案件として提出する予定で進めております。以上です。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、大枠4、①についてお答えをいたします。

防災体制整備事業につきましては、今年度、事業を実施しております防災行政無線機器更新工事を継続事業として、設置から8年から10年以上経過する屋外子局を5年間かけて更新を行う予定でございます。耐用年数の超過分と難聴地域を優先的に機器の更新を考えております。令和7年度につきましては、11局を高性能スピーカー、受信機等の更新を行います。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、順を追って再質問をしていきます。

まず、大枠1番の待機児童について、今、課長のほうから令和7年は採用増になっているということで、いろいろなバスツアーとか、これは例年どおりの事業だと思うんですけども、やられているということなんで、その採用増になった保育園の保育士の数ですね、何名ぐらいが増えたのか、去年12月定例会では4名足りれば21名の待機児童がなくなるというような答弁をしていらっしゃるんですけども、その中で何名が来て、現在何名が待機児童の、申請に対して待機児童が発生する可能性があるのか、そのあたりを伺います。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 3月11日時点の待機児童は8名となっております。こちら年齢の内訳は、3歳児1名、2歳児1名、1歳児6名のお子さんの待機となっておりますが、仮に保育士が3名確保できれば、待機児童は解消されるという計算になります。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今の1歳児6名、2歳

児、3歳児が1名ずつの計8名と。去年末より大分減っていて、そこは評価するところではあります。しかし、あと8名もまだまだいるということで、3名の保育士が必要不可欠、足りないという現状ではあるものですから、その中で、これも今聞いたんですけども、保育士確保対策強化事業補助金ということで予算があるんですけども、補助金がですね、これを最大限活用して働きやすい環境をつくっていかないと、保育士のですね。その中でその補助金の内容は、例えば保育園あるいはこども園と連携して、今どういうふうに使いますか。使い方は決まっているんですけども、それに向けての取組というのは始まっているのかどうか。産休で休んだ、あるいはどういう事情かで休んでしまった場合の、その代わりに補助員として予算がありますよという取組がもう行われているのか、そのあたりいかがですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 先ほども議員からのお話のありました保育士確保対策強化事業補助金ですが、こちら今回、新年度予算で2,016万円の計上をしております。こちらにつきましては、年休代替でありますとか休憩とか、産休代替の保育士を確保した場合の人件費の一部に充てることができる補助金となっております。今回、これから村内の認可保育施設に公募を行いまして、この補助金の説明をしまして、活用していただけるようにということで周知していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 毎回言うんですけども、やはり待機児童を持っている保護者にしては、保育園に預けられないと、あるいはこども園に預けられないというような状況になってしまった場合、やっぱり仕事をしないで1年間見るのか、あるいは仕事をしながら誰かに預けてやっていくのかという、選択肢が相当狭まって

しまいますので、そこら辺も十分保護者の身になって対応を十分考えていただきたいと。中城村は、子育てしやすい村ということで四、五年ぐらい前からは子供育て事業に相当力を入れてやられているということで、これは県内でも有数の先進地だと私は思っているんですけども、やはり二、三年ぐらい前からこうした待機児童が10名、20名というふうに重なってしまった場合は、何だそうじゃないじゃないのというような話も聞かれて、宜野湾に行ったりということで前回もお話ししたんですけども、そういう場面が出てきてしまったら、せっかく今まで蓄積した実績が全てなくなってしまい、中城はやっぱり駄目だなというようなことになりかねないものですから、ぜひひとつ十分そこら辺も行政として考えていただいて、待機児童、待機学童が発生していないということが、これから、たとえば中城に引っ越して来る方々も、中城、待機児童どうなの、待機学童どうなのというのが先立って調べてくるはずですので、そのあたり十分頭に入れて、担当課、一生懸命頑張っているのは私も担当課へ行っても十分分かりますけれども、大変強力的にやられている。いろいろなところの保育園、それからこども園も行って話を聞いていると思いますけれども、さらに実績を積んで、ぜひ次年度からはもう待機児童がないような体制をぜひつくっていただきたい。村長もそれに先んじて、いろいろと事業者とは話はしていると思いますけれども、さらに強力にバックアップして、待機児童ゼロをぜひ目指していただきたいというふうに思っております。

あと、各保育施設ですね、さっき言った保育園とかこども園とか、そういうところで独自に採用計画というのは、例えば村が求めているのか、施設から今度入れますとか、そういう段階なのか、バックアップしてどんどん採用しなさいよというのが村の切り口もやっているのかど

うか、そのあたりはいかがですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 保育士確保は、各施設でそれぞれで努力していただいているところでございます。これまでもいろいろな補助事業ですね、県が保育士誘致事業でありますとか、正規雇用化促進事業でありますとか、様々な補助メニューを実施して、園長会を通して、保育士確保の私たちもいろいろなメニューをつくるので協力していただきたいということで、園のほうにはお伝えてしているところでございます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 先ほど言ったように、ぜひその対策を十分こなして次年度はなくすことが、やっぱり子育てにはいいところだというような話が聞かれるように頑張っていたきたい。

その点について、村長、バックアップしていくということでひとつ何か話があれば伺いたい。待機児童ゼロにするための対策、あるいはそれに向けての必要限度の事業を立ち上げていくこともあり得るのかなと思うんですけども、そのあたりいかがですか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 では、大城常良議員の再質問にお答えいたします。

先ほどから聞いておりましたら、本当に中城が気に入って引っ越ししてきたにもかかわらず、子供が預けられない、仕事に復帰できないという方がいらっしゃるというのは本当に残念に思っております。前村長からも施設などは多く造ってもらったんですけども、なかなか保育士が見つからないということで、私も潜在保育士がどこにいらっしゃるかということを知合いに聞いて、どうにか中城で働いてくれないかというお話もしたこともあります。

大城議員につきましては、これまで本当に子供たちそして保護者の皆さんのことを考えて、

もうずっと待機児童ゼロということでこれまで上げていただいておりますので、今後とも私としても園と連携をしながら、またこども課も一緒に、この待機児童がゼロで、そして安心して子供が育てられるような環境づくり、それにはやはり処遇改善のこと、働きやすい環境づくりがやはり行政としては必要だと思いますので、今後も大城常良議員と共にいい環境をつくっていききたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 村長の力強い言葉をいただきましたので、恐らく次年度からは待機児童はもうほぼゼロになるんだなと思っているので、ひとつ気を引き締めて頑張っていたきたいと思っております。

次に、②のほうです。待機学童の件で4月より実施ということで決定した旨を伺っていますけれども、これについては決定したところはどこか発表できますか、どこを事業者として認定したというところは。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 かねてより泊地区で認可外学童を運営しておりましたにこにこ学童クラブさんに決定しております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今回も、先ほど課長の答弁で51名の弾力受入れをやられているということで、やはり学童は多いんですけども、箱がないというのが感じられるんですけども、こうした今回認可に至ったことは、やはり保護者の生活的なものですね、経済的負担も軽減しますし、あるいはまた事業所の支援員を入れたりして、さらに安心・安全な保育事業ができるというふうに思いますので、この点については私は高く評価するところであります。本当に担当課としてよく頑張りましたというところで思っております。

待機学童も少しはいるかと思っておりますけれども、そこら辺もぜひ次年度に向けては、待機学童もゼロを目標に頑張っていたきたいというふうに思っているんで、その点も、課長、頑張ってください。

それでは、大枠2番のほうに移りたいと思います。不登校対策です。これも教育長の発生率が県の半分ぐらいということで、村が2.4%で県が4.7%で半分ぐらいという話なんですけれども、これはパーセントの問題ではなくて、やはり現に存在している、これだけ村のほうで4年、5年、6年ということで約50名ぐらいの子供たちが不登校に至ってしまっているという状況ですので、そのあたり、いろいろと主幹のほうからも原因や対策いろいろ伺ったんですけども、それについてやはりこの3年間続いて約50名ぐらいの児童がいるんですけども、それは同じ児童が年を越してずっと休んでいるのか、あるいはまた、違った児童が新たに発生しているのか、先ほど9名の児童が復帰してきたと、小学校ですね、中学校は3名ということなんですけれども、そのあたりの継続的な不登校というのが続いていらっしゃるのか、そのあたりいかがですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

不登校につきましては、教育長からありましたとおり、非常に深刻な問題、課題として捉えています。今、御質問にありました不登校児童・生徒について、継続して学年が変わっても継続している、不登校が続いているという児童・生徒もおりますし、新たな新規の不登校児童・生徒もいるのが現状であります。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 原因の中で無気力とか不安とか抗鬱とか、いろいろ生活リズムの変調とかあるんですけども、今の答弁の中でそういった継続している児童もいる、あるいは新た

な児童もいると。この継続している児童の原因ですね、先ほどの主幹が言った原因と同じ原因でずっと休んでいるのか。例えばその児童の数、ずっと休んでいる児童の数ですね、そのあたりは何名ぐらいいらっしゃるのか伺います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 不登校のカウントの仕方は、継続という場合と累計して30日というものも含まれます。実際4月から全く登校できていないという児童・生徒も小学校、中学校ともにいます。人数のほうは把握していますが、数は控えさせていただきます。この児童につきましては、家庭と学校と、また関係機関と連携を取って、学校が家庭訪問に行き本人の確認、保護者との話し合い、またスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携して現在の状況を見守っているという状況であります。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これも学校だけの問題ではなくて、やはり家庭あるいは周囲の環境ともありますし、学校で全部対策して改善しなさいというのは全く無理な話でありまして、その辺は私も承知をしているんですけれども、やはり継続してずっと休んでいる子供がいるのであれば、やはり今言った、主幹が言った家庭訪問あるいは家族の問題なのか、そういうところもカウンセラーも通してしっかり対応して、ぜひ、私としては、2.2%なんですけれども、それはちょっと多過ぎるのかなと、40名、50名といったですね。そのあたりがちょっと気になります。今、南上原に集中していると、南小学校ですね、中学校もそうなんですけれども、津覇小と中小との、その南小学校との人数の違い、そのあたりは何か把握されているのかどうか、その点いかがですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

それぞれの学校の不登校率、また不登校者数は、毎月報告を受けて確認をしています。中城小学校、津覇小学校の両校にしましての不登校率は、中城南小学校に比べると少ないという状況になります。この少ない理由にしましては、これまで村の取り組んでいた少人数学級の取組の成果が出てきているのではないかと思います。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 やっぱり生徒数も相当南小学校とは違うものですから、下のほうはですね。その辺もちょっと関係しているのかなということもあるんですけれども、やっぱりもう今、主幹を中心に学校長ともタイアップして頑張っていると思いますので、そのあたりはぜひ次年度に向けても、減少に向けて家庭それから行政、地域も含めてしっかり対応を取って、1人、2人多く復帰できるような体制を整えていただきたいというふうに思っているのです、ぜひ頑張ってください。

次、フリースクールです。フリースクールは今3か所あって、その学習状況等もやられているということなんですけれども、フリースクールにカウンセラーというのは、例えばフリースクールのカウンセラーがいるのか、あるいは学校のカウンセラーがそこの対応をやられているのか。先ほどいろいろ対応は取っているということなんですけれども、そのあたりは家族との関係も含めてどういう状況ですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

フリースクールの中でも不登校を対象にしましたフリースクール、民間施設に通う子供たちに関しては、県派遣のスクールカウンセラー、また担任、そして教育相談員等と連携をしております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 2月末で35名ですか、

フリースクールに通っている児童・生徒がいると、これは小学生と中学生、分けて人数というのは把握していらっしゃるでしょうか。そのあたりどういう状況ですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

フリースクールで、不登校を対象とした民間施設、それから特定の教育活動、信条等の学習を行うフリースクール、合わせて小学校のほうで24名、中学校のほうで11名となっています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 ちょっと思ったより小学生が多いみたいなんですけれども、やっぱり小学校から不登校になってしまったら、学校に行きづらくなるのが、年々、年を重ねていってもさらに厳しい状況になると思いますので、そこは十分、分かっていると思うんですけれども、そこも改善できるようぜひ進めてください。

③のほうで、いじめについてなんですけれども、これもいろいろとからかいや悪口とかでいじめがあるということで、早期発見とか早期対応をやっていくということであるんですけれども、それについても何かしらのいじめと不登校の関係というのが関連してくるのか、あるいはやっぱりいじめと不登校は全く別物ですよというようなことで考えていらっしゃるのか、その点いかがですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

不登校といじめの関係については、何かしら関係があるとは思いますが。ただ、現在、中城村の不登校でいじめによる長期欠席者についてはおりません。いじめに関しては、即、発見次第すぐ学校のほうで対応しておりますので、長期欠席に結ぶような事例は発生しておりません。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 ちょっと話が変わりますが、今、教職員の方々の病気休暇とか、

そういうのもどんどん増えてきている状況ですけれども、村内にも4学校あるんですけれども、そういった長期休暇の方々が何名かいらっしゃいますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

現在、病気でお休みされている先生もいます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 やっぱり担任を持っている教員が長期休暇した場合、児童もやっぱり心理的にも信頼していた担任が長期欠席の場合、代わりが入ってくると思いますけれども、そういう状況でもちょっと心の安心感がなくなってしまうような状況もあるかと思えますけれども、そのあたりも含めて、ぜひ今、私が言いたいじめや不登校も関連して、やっぱりしっかりと教職員の方々の処遇改善も含めて学校を中心とした対策を、これは子供だけではなくて教職員も含めてですよ、しっかり対応していただいて、より安心・安全な学校をつくるためにも、こういったところを重視していただきたいなと思えますけれども、いかがですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

本教育委員会は、教育長からも常日頃から安心・安全、これは児童・生徒、職員も含めての学校づくりということを方針とっておりますので、今、大城議員が言われましたように、教職員ともに児童・生徒、安心・安全な学校づくりができるように進めていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 ぜひひとつ教育長を中心に、不登校含めいじめもない中城村の学校を目指して頑張っていただきたいと思えます。しっかり頑張ってくださいね。

これ15日の新聞報道だったかな、森本主幹の名前が出ておまして、教育委員会から中城小学校の校長に赴任すると、昇任するという新聞

がありましたので、私ちょっと見てうれしいというのかな、やっぱり2年間もここで頑張った主幹が校長になられるということで、ぜひ中城のことも大分知っているし、しっかりとこれからやっていただけるんだらうなということもありますので、そこら辺も十分踏まえて中城のさらなる子供たちの成長、発展、そこに向けて頑張ってください。

中城小学校の体育館を使った待機学童の件もありますので、その辺もぜひこども課と一緒に十分協議していただいて、許可もすると思うんですけども、そのあたりも十分、村長を含め協議して、多くの子供たちが待機学童にならないように一緒に頑張ってください。よろしくお願いします。

それでは、大梓3番の水道水のほうに移りたいと思います。

答弁の中で南浜の地下水の値が、7か所検査した結果、1か所が数値を超えているということでもありますけれども、担当課として、今、南浜周辺、近辺、これ西原浄水場の近くということなんですけれども、さらにこれ議会報告会の中では、私の受け取った感覚としては、中城全域を指しているのではないのかなということを感じましたので、今の浄水場近くの7か所ではなくて、例えば川が流れているところですね、河川があるところの、その数値も何か所かは計測していただきたいなというふうに思っているんですけども、担当課としては県に掛け合って、ちょっとそこら辺も調べて、数値だけは出してくれというような、なぜかという、その数値を確かめれば村民の方々が農業をしているところで、ここは安全なんだと、安心して農業ができるというような気持ちが私は芽生えてくると思いますので、それも分からないままに水もかけて農作物を作って売っているという段階では、やはり心配なところがあるのかなと思いますので、そのあたりは担当課としてもう

少し枠を広げてやる予定があるのかどうか、いかがですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

現在、暫定指針値を超過した箇所以外に、南浜では排水路の調査とあと土壌調査と、屋宜地区の1か所におきまして土壌調査を行っております。モニタリングのものでいろいろ県と幾つか箇所を選定することは、また西原町と中城村、住民生活課と協議して、県のほうとまたその枠を広げられるか調整していきたいと思います。村としては、今独自の調査のことは考えてはおりません。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 強力に県のほうに申請し、あるいは出向いて、しっかり農業を我々は重視する観点から数値の計測をお願いできないですかというふうに、ぜひ課長自ら行って、商売みたいにぜひやってくれということをお願いしていってください。それができなければ、今、課長が言った、村ではやらないということなんですけれども、それができなければ、村でも私はやらないといけないというふうに思っているんで、ぜひそのあたりも含めて村の単費を出さないのであれば、しっかり対応してきて、それを達成してください。それはぜひお願いしたいと思います。

さっきも言ったとおり、農業者にとっては水は命の水でありますので、その数値が分からないということになった場合には危ないし、どうなっているんだということになりますので、課長お願いします。

それと、今、村内で農業用水のため池がある箇所というのは何か所あって、その数値は調べられているのか、いかがですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会

事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

村のため池については4か所あります。この4か所のPFASの調査は行ってはいませんが、先ほど申し上げましたとおり、その辺もまた県のほうで調査ができるのか、その辺も踏まえて村の関係課と一緒に調整していきたいと思えます。以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 一度検査すれば、それが一、二年で変わるようなことはないと思えますので、一度は実行して検査して、村民に例えばA地点、B地点、C地点ということで、村内の農業地域はほぼ大丈夫ですよというような安心感が必要ですので、そこはしっかりと県にも十分説明して、農業を基軸とした村の農業振興も含めてやらないといけないというふうに思っているのです、そのあたり、課長ぜひ頑張って必ず取り組んでください。そこはお願いしたいと思えます。

あるいは、さっき地下水と言ったんですけれども、例えば井戸水の検査とかも今まで一切やられていないというふうに思っているんですけれども、そこも含めて井戸水ですね、そこも検査する必要があると思えますけれども、1回、2回ぐらいはですね、1回でいいのかな、何か所も含めてですね、そのあたりも何かやる予定を組んでいただけるのか、県と調整して何か所かをそこもやってくれというふうな対応ができるのか、いかがですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

そこも踏まえて、住民生活課と一緒にやって県のほうに要望していきたいと思えます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 先ほども言った、紙を出しての要望ではなくて、紙を持って自分で行ってしっかり説明して要望するということはぜひ心がけてやっていってください。紙だけ持って行っても引き出しに入れるだけだと思いますので、そのあたりは十分分かっていると思うんですけれども、対応していただきたいと思えます。

村長、今のPFASの件で県に対応してもらおうというふうに今考えているんですけれども、それでも県が、いや、大丈夫、できないですよと言われた場合、村でも何か所かは対応可能なのか、そのあたりは村長のお考えを伺いたいと思えます。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 先ほど冒頭のほうでも申し上げましたけれども、やはり食する私たちにとっては農業用水も安心でなければいけないというふうに思っております。まずは県のほうに、議員がおっしゃるこの箇所ですね、それを調査する要望をまず数値が高いところを見つけるのではなくて、おっしゃるように安心して農業ができるように、出荷ができるように、この場所は安全だよというふうなことがまず第一だと思っておりますので、まずは県のほうに強く要望をして、その後、また村のほうでできるかできないかというのは検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 PFASの件では、宜野湾のほうが非常にちゅら水会とかいろいろなものが国連まで行って対応を求めている状況ですので、水は西側に流れるかもしれないですけれども、少しこっちに来るかもしれないし、そういうところも踏まえてぜひ一度は検査、数値を出してもらって、村民、農業者の方々の不安を払拭していただきたいと思っております。課長、ぜひ今年中にやってください。お願いします。

それでは、大枠4番です。

施政方針より、これは防災体制整備事業ということで、先ほど課長のほうからいろいろ説明を受けました。この件については、本会議でも質問して大体どういう状況かなということはあるんですけども、私がちょっと気がかりなのは、やっぱり難聴地域においてスピーカーを替えるということも聞いてはいるんですけども、そのスピーカーを替えたところで難聴が改善でき得る事業なのかどうかですね、そのあたりはどうですか。やっぱりあの329沿いの方々がほとんど聞こえないというような状況が今あるものですから、そういう地区のスピーカーも替えるとかいろいろ言っただけはいるんですけども、そのあたり全村的に、あるいは下地区国道沿いの方々の難聴が改善できるような状況になり得るのか、そのあたりを伺います。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、大城常良議員の質問にお答えをいたします。

去った3月9日、屋宜地区の防災訓練がありました。そのときに国道沿いと屋宜被留線と吉の浦線の交差点のほうで、どれぐらいの音が出るのかをスマートフォンで録音してあります。その部分で、国道沿いについては最初の1回目については聞き取りができました。2回目については、やはり車の往来で聞き取りにくい部分がありましたので、その部分については今回機器の更新、スピーカーの更新がございまして、屋宜地区につきましては、その部分、高性能のスピーカー、令和6年度の事業で津覇地域の1台をトランペット型から箱型の4連のものに替えていますので、対応ができるのではないかなということで考えております。

あと、難聴地域ということでいろいろとこれまで議員の皆様からお話ございましたけれども、そこについてもその高性能のスピーカー、プラス防災のアプリを活用しながら、その解決

に向かって対応ができるのではないかなというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 やっぱり課長の発想としては、アプリは私は非常にいいと思います。恐らく80%ぐらいの方々が携帯を持っていて、それから調べることができますし、しかし、残りの20%ですね、やっぱり高齢者の方々がどうしても防災無線とか、そういうものを聞いてしか動きが始まらないという状況がありますので、そういうところはやはりしっかりと対応していただいて、難聴地域が大きく改善されるような対策をぜひ取っていただきたいと。11の子局を替えるということですけども、それについては補助金を対応したことになるんですけども、その後、替えた後にもやっぱり聞こえないなというような状況になってしまった場合の対策は何かやり方があるのか、そのあたりはどうですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

補助金を活用して機器の更新作業を行いますので、その辺につきましては、業者さんとこのエリアの聞こえる範囲とかも検討して設置をいたしますので、その後について、後で聞こえづらい、それが防災に関する放送なのか、コミュニティ放送なのか、その辺によってまた変わってきますので、それについては調整をしていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今、課長が言ったコミュニティ放送というのが、やはり村が広報するのに大分音が違うものですから、そのあたりはどういうふうになっているのかなと思ってますけれども、そのあたりもよく調べて、村のものは聞こえても、コミュニティのものが聞こえないという状況が発生しないような対策も

含めて、改善を求めていきたいというふうに思っています。

次、5番です。ごさまるしえの進捗状況ということで、これは10事業所から5になって、5もできなくなったと、いなかったということで、今回、枠を広げて県全域に事業者を募るということなんです、可能性はあるように感じますか、担当課としていかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 可能性はあるとは思いますが、4か所ぐらい問合せがありまして、説明会を行っていくんですが、そこでお互いのものでマッチングできるのかということで、かみ合えば可能性はあると思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 この件は、当初5月、530ということで5月30日を予定日というふうに思いますが、なかなか事業所が見当たらないということですので、ぜひ積極的に事業者を募っていただいて、達成できることを願って、今回はこれで質問を終わりますけれども、最後に、新年度予算が今回151億円余りということで、やはり話を聞けば9億円近くの歳入不足が発生していたということなんですけれども、その中でもやっぱり財政調整基金のほうから3億5,000万円ほど出して、残りがあと6億円ぐらいしかないもんですから、そのあたりも十分職員並びに村長以下、十分心に留め置いて最大限の補助金の活用を目指してやることと、少ない予算で大きな成果を成し遂げるように、ぜひこれから新年度に向けて頑張ってくださいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上で終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で大城常良議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時02分）

~~~~~

再開（11時15分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、新垣善功議員の一般質問を許します。

○14番 新垣善功議員 それでは、議長の許しを得ましたので、これから一般質問を行います。

それでは、学校給食費無償化について。

県では、令和7年度から中学校の給食費の半額補助事業を実施することになっているが、当初は、条件として残りの半額については村負担しなければ補助金交付は受けられないとのことであったが、その後、条件は撤廃されましたが、本村としては残りの半額負担は当然負担するものと考えていたと思いますが、村独自の半額補助を小学校に回して、半額補助を小学校まで拡大する考えはないか説明を求めます。

2点目、村内業者育成について。

以前は、村の発注する工事については、指名競争入札を基本に受注業者を決めていたが、その際の業者は10社程度で、村内7、村外3の割合であった。最近は十五、六社指名し、しかも村内村外の割合は五分五分の状況で、村内業者が受注することは厳しく、村内業者の割合を増やしてほしいとの声が以前からあります。また、村商工会からも毎年、地元優先要請があったが、改善されていない状況で、今後、村としてどのように考えているか、育成方策について説明を求めます。

3点目、带状疱疹ワクチン定期化の対応について。

国は、令和7年4月から带状疱疹ワクチン定期化を始めるとしているが、実施主体は各自治体とのことで、ワクチンの接種費用が高額のため、県内の何か所かの自治体では独自の助成制度を設けるとの表明をされているが、本村とし

てどのように考えているか説明を求めます。

以上3点について。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、新垣善功議員の御質問にお答えいたします。

大枠1につきましては教育委員会、大枠2につきましては総務課、大枠3につきましてはこども課がお答えいたします。

私のほうからは、お尋ねの学校給食費無償化についてでございますけれども、おっしゃるとおり、令和7年度から中学生の給食費約半額を県が補助する予定でございます。それに伴いまして、本村もその半分を負担いたしまして、今回は部活ですとか学習塾、そしてバス賃、教育費の負担が大きくなる中学校から支援をしていきたいというふうに思っております。

小学校におきましては、値上げ分の負担をするといことで、議員、御理解のほどよろしくお願いいたします。私としても、引き続き県・国に要請をしていきます。

もう一つ、2点目に、村内業者育成についてでございますけれども、令和7年度も地元企業優先で行ってきたいというふうに思っております。しかし、発注内容によっては地元業者になかったりですとか、あと対応が難しい業務もあるということですが、村外になる場合もありますけれども、私も地元企業を応援しておりますので、引き続き村内業者優先ということで行って取り組んでいきたいというふうに思っております。

詳細につきましては、各担当のほうからお答えいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1の学校給食費についてですけれども、教育委員会会議でもこの件についてはいろいろ議論をしました。予算措置がなされれば、小学校まで半額補助をしたいと思いましたが、小学校は給食費の値上げ

分を補助することとしました。

詳細については、教育総務課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠1についてお答えいたします。

令和7年度においては、村としては、まず先に教育費の負担が大きい中学生のいる世帯に対して学校給食費を無償化または一部補助することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減いたします。半額補助を小学生に実施するためには多くの財源を必要とすることから、小学生のいる世帯に対しては、家庭においても現在物価高騰による影響を受けているさなかであることから、値上げ分を補助することにより、急激な負担とならないように軽減措置を行うこととして計画しております。小学生の半額補助に実施については、実施可能な財源の確保が必要と考えております。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、新垣善功議員の大枠2、村内業者育成についてお答えをいたします。

発注する工事につきましては、指名競争入札を基本としております。地元業者からの要望がありました指名業者を8社以内、村内業者の割合を増やしてほしい等の要望についても検討して対応をしているところでございます。工事価格の低い発注につきましては、8社以内の指名で可能と考えますが、数千万円から数億円規模の費用が発生する土木建築工事につきましては、十数社程度の指名数になりますので、指名業者選定につきましては、中城村建設工事等入札参加資格審査及び業者選定に関する規程に基づき、本村で定めた等級格付にて村内業者等級Aで土木工事で数社のみとなっておりますので、事業予算金額に応じた業者数を指名するためには、村外業者も含めた対応になっているのが現状でございます。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 新垣善功議員の大枠3についてお答えいたします。

帯状疱疹は、過去に水ぼうそうにかかったときに体の中に潜伏したウイルスが再活性化することにより、神経に沿って痛みを伴う水泡が現れる皮膚の病気でございます。合併症の一つに、皮膚の症状が治った後にも痛みが残ることがあり、日常生活に支障を来すこともあります。一般的に加齢や免疫機能の低下により発症するとされ、80歳までに日本人の3人に1人が発症すると言われております。

今回、予防接種法の改正により、帯状疱疹を予防接種法上のB類疾病に位置づけ、令和7年4月からワクチンの定期接種が実施されることとなりました。定期接種の対象者は、令和7年度に65歳になる方に加え、経過措置として5年間は70、75、80、85、90、95、100歳になる方も対象となるほか、令和7年度に限り100歳以上の方は全員が対象となります。また、60から64歳で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方も対象となります。

帯状疱疹ワクチンは、生ワクチンと不活化組換えワクチンの2種類があり、どちらも定期接種の対象となります。国が示した標準的な接種費用は、生ワクチンが8,860円、不活化ワクチンが2万2,060円であり、不活化ワクチンは2か月以上の間隔を置いて2回接種が必要となります。どちらも高額なワクチンであり、特に不活化ワクチンは2回の接種が必要となることから、村が接種費用の半額以上を助成し、生ワクチンは自己負担4,000円、不活化ワクチンは1回当たり自己負担1万1,000円、合計2万2,000円で接種できるよう準備を進めております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 それでは、1点目、学校給食費の無償化から再質問を行っていきま

す。

教育長、これは教育委員会でどういう議論がなされましたか。例えば中学校は半額補助するということになったときに、小学校の件については委員会の中で議論はありましたか、小学校はどうするかということは。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたしません。

定例教育委員会議の中で、当初、値上げを行う際に、経過措置のものについて補助を確保していくということで話合いを持ちました。その段階で、県のほうとしても当初半額の補助を実施する方針ありましたので、そちらについて、残り分をどうしていくかという協議は行っており、財源があれば中学生を無償化、もしくは小学校も補助できたらいいというふうに委員会の中では考えておりました。最終的には、物価高騰対策臨時交付金のほうが活用できることとなりましたので、小学校につきましては補助額がかなり高額になることから、負担の多い中学生の世帯を先にということで決定をいたしております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 課長からの資料からすると、中学校を半額にして、半額は県から補助をもらいますよね。その半額は村が負担と。その負担については、これは村の自主財源からは1円も出ていないということの話だったんですけども、じゃ、その半額については皆さん方は物価高騰対応重点支援等地方創生臨時交付金で充当するというので、小学校には何の恩典もないのか。ただ、小学校については値上げ分については、それを利用して助成するというのですけれども、これを中学校も半額、完全無償化じゃなくて、これ中学校は完全無償化しようとしているんでしょう、今は、現在は。それを中学校も半額、小学校も半額ではできない

のかどうか、そういう発想はなかったのかどうか、教育長にこれは答弁願います。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 教育委員会の会議の中でも、小学校を半額補助したほうがいいという意見もございました。最終的には、やはり中学校の教育費が負担が大きいのということで、今回は小学校は値上げ分を補助していこうという結論ということですよ。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 私の考えとしては、県の補助半額は中学校に。そして、物価高騰対応重点支援とか地方創生臨時交付金は、小学校に回して、小学校も半額にできるはずですよ。小学校を半額補助した場合の一般財源からどのぐらいの支出が必要なのか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

今回この小学生の半額補助を実施するに当たり、この値上げ分の補填も含めてということであれば、4,200万円程度の財源が、新たに財源が必要となります。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 私が課長からもらった資料では4,113万3,400円ですよ。もし小学校を半額したら。そのお金を財源使いますけど、それを中学校は全て物価高騰対応重点支援とか、地方創生臨時交付金で賄うということで1円も自主財源は出ないわけですよ。それを小学校にもし回した場合は、1,100万円を一般財源から充当すればできることなんですよ。その1,100万円余りを充当することはできないですか。これは村長が判断してほしいんですよ、こういうのは。1,000万円、たったの1,000万円ですよ。なぜできないんですか。

そして、中学校は半額にして、小学校はそのままという、ただ、値上げ分だけを補助すると

というのは、私は中学校の生徒を持つ保護者と小学校の児童・生徒の保護者の、この不公平さを感じないかなと思って、これは皆さん方も新聞紙上で分かるように、那覇市については、自主財源で半額補助をしようと言っていますし、半額補助を表明している自治体は21市町村ありますよ、去年、2024年の時点で。なぜ中城村はできないか、一応財源から1,000万円ぐらい出せばできることなんですよ。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

今回無償化に、ごめんなさい、この物価高騰の対策臨時交付金を活用していく上では、まず中学校の給食費ということで1,000万円決定してきたんです。これは様々な財源の今後の状況も含めて検討したところでもあります。小学校につきましては、今後、国のほうも動いていく動向もありますし、あとの、この1,000万円の増額というのは、今現在この7年度予算についてはかなり財政的に圧迫している状況であるということは教育委員会としても認知しております。まずどちらを優先かということで検討した結果が、今回の中学生の世帯をまず最初ということで決定してきていますので、こちらのほうで進めていくことで考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 これ、不平不満、小学校の父兄からは、不公平さを感じると思うんですよ。村長、1,000万円ぐらいは出せないんですか、財政。皆さんが財政厳しい厳しい言うんだけど、今、財政調整基金は幾らありますか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 7年度当初の残としまして6億4,702万円でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 財調が6億円もあり

ながら1,000万円も出さないというのは、それはどういう判断ですか。確かに今、中城村は小学校の建設、中学校の建設で財政は将来厳しくなると思うんですけれども、しかし、今、財調6億円あるんですよ。せめて限定でもいいですから、小学校も半額補助を私はすべきだと思います。

財調もそうですけれども、令和5年度の決算を見ますと3億9,000万円の剰余金があるんですよ。そして、その半分は結局は財調に積立てしなければならないんですけど、じゃ、令和6年度の決算で剰余金は大体どのぐらいですか。分かりますか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（11時38分）

~~~~~

再 開（11時41分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 大変申し訳ございません。補正のときの額になるんですが、予算上で、2億円から3億円の間だったと思います。2億円から3億円以内です。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 令和6年も約2億円から3億円、令和5年も3億9,000万円、約4億円の剰余金が出ていますよね。そういう財政なのに、なぜ1,000万円も出せないのか。皆さん方はあまりにも、学校建設や役場の庁舎もそうですけれども、これから借金払いに使うと思うんですけれども、それにもまた公共施設調整基金も10億円あるんでしょう。どうしようとしているんですか、皆さん。財政はもうちょっと積極的な財政支出を考えていただきたい。財調が6億円もあるんだから、1,000万円の負担もできないというのは、私はいかがなものかと思うんです。そうであれば、皆さん方は将来の支出を考えて心配をしているかもしれんけれども、

だったら財政改革をすべきでは、村全体の予算の財政を見て、是正すべきところは是正して行って改革していくべきじゃないかと思うんです。行財政改革をして、予算をつくと。ためる一方じゃ、困りますよ。もうちょっと出してくださいよ、お金は。村民から出た税収でしょう。村民に還元するというは考えていないんですか。それは、皆さん方は、最初からこれはもう一般財源は使わないというありきで、この学校給食の議論は進めてきたんじゃないですか。教育長、どうですか。最初から一般財源は使わないと。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

教育委員会としても、この財源の確保がかなり厳しいということを認識しておりましたので、値上げの分については、当初から一般財源を活用させていただきたいということで財政と調整してきておりました。年が明けて臨時交付金が補助として配分がありましたので、教育委員会としては配分を中学生に充当しました。この充当するに当たっても、この臨時交付金につきましては7年度はそういうふうにも今確定しておりますけれども、8年度以降、この物価高騰が続く間は交付金措置はされるものかなとは考えておりますが、実際これ決定事項ではないので、8年度以降の財源をもし確保していくことについては、この無償化だったり半額補助を一旦始めてしまうと厳しい状況、要するに交付金がないときにどうするかということが懸念材料でありましたので、仮に中学生のほうの補助につきましても、3,000万円程度の金額が一般財源として必要になりますし、今後、その部分について、もしなかった場合についてはどうしていくのかということも考えていかなければいけないというふうにも考えています。ですので、今、今回この行政報告におきましても、7年度については

ということで、現在まだ8年度以降については継続ができるかも含めて検討している段階の最終となっております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 学校給食については、給食無償化については、来年、再来年からは県も国も恐らく補助金助成を出すんじゃないかと、その見込みを皆さん方は読んでいないんですか。どうですか、情報収集して、県もようやく今度半額出した。来年は、中学校は全額出すかもしれない。完全無償化になるかもしれない。そういう情報というのは、県からは得られないですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 これまでも県と調整、説明会において三度ほどでしたか、調整会議のほうがありました。最終的にも現段階で6年度は半額ということで、次年度以降、補助を上げていくとかというのは明確にされておられません。ただし、来年度からは、令和8年度からは上限を設ける可能性もあるということで説明を受けています。

ですので、もしかすると場合によっては半額にならない、無償化にならない可能性もありますので、その辺の財源も含めて、今後、市町村としては考えていかないといけない状況になっているのかなと思っています。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 1つ、この学校給食無償化については、今回は村の財政から1円も出していない。全て県やあるいは臨時交付金の地方創生臨時交付金で賄っていると、これではどうかなと思うんですよ。少しぐらいは村は、県も出すんだったら、じゃ、県が出さない分は村が補うという考えでやらんと。どうですか、私はそう思いますけれども、そして皆さん方は、もう最初から一般財源を使わないという、こういう考えでこの給食の費用のことは考えていた

んじゃないかと思うんです。もうちょっと財政を、積極的に出す財政をしてほしいです。将来も心配ですよ。そういう学校建設で大きな借金もしますよ。分かっています、それは。しかし、皆さん方、今10億円とか6億円という基金を持っているわけでしょう。これから1,000万円ぐらいは出せると思うんですよ。ひとつその点を今からでも遅くないから、村長、1,000万円ぐらいは出してくださいよ。そうしたら、小学校まで、そして中学校完全無償化じゃなくて半額でいいんじゃないですか。小学校も半額、そうやればみんな学校の義務教育の子供や生徒や児童を抱えている父兄からは非常に称賛されるだろうと、喜ばれると思いますよ。私は、ぜひ1,000万円ぐらいは出して、中学校、小学校両方とも半額、中学校完全無償化じゃなくて、中学校も半額、小学校も半額にすることを強く希望いたします。

それでは、2点目に移ります。

村内業者の育成ですが、これまでは10社ぐらいで7、3ぐらいだったんです。でも、7、3では少ないということで、村内業者は8社まで持っていけといういろいろ要請を受けました。しかし、行政はそれはやってこなかったんです。しかし、さらに、前村長の時代にはいろいろ問題がありました。業者にも問題ありますよ。いろいろ問題がありましたから、十五、六社入れても半々ということでもあります。これをぜひ村内業者優先ということで、10社程度にして、そして村内8社以上にしていきたいと思いません。

これが、今、5,000万円以上とかいろいろ工事金額でありますけれども、今ランク付はやっていますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、新垣善功議員の質問にお答えをいたします。

村内の業者につきましては、各項目によるラ

ンク付については行っております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 このランク付も結局は県のランク付に準じていないか。村独自にやっているのか。前は、県のランクに準じてやりながら、少し緩和してやっていたんですが。そういう意味でも、ぜひ県のランクを参考にしながら、少しは緩和して5,000万円以上とか、そして村内業者のランク、どうですか、どのぐらいのランクですが、Bランクは何社ぐらいありますか、県の。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

村内の土木工事でお話し申し上げますと、Aにつきましても3社ほど、Bにつきましても12社になります。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 Bは12社というのは、もともと中城村にあった会社ですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 中城に事務所を構えている業者でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 事務所を構えているだけじゃなくて、私が今問うているのは、経営者がもともと中城村の出身の方なのか、あるいは関係ある方なのか、その辺は分かりませんか。前は、特Aも1社ありました、もともと村内出身の方が経営して。この12社というのは、ほとんどが、この10年以内に村外から入ってきた業者じゃないですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

9割の会社が村内の方々になっております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 私の言いたいことは、

皆さん方分かっていると思いますよね。ぜひ村内業者を育成して、県のランクが上がっていくと、県の工事を取れるし、国の工事を取れる。私は、どうしても最低Bランク、県のBランクまでは全社引き上げていくべきだという持論です。しかし、それは幾ら行政が努力しても、その会社自体が努力せんといけない、一番問題は、業者の問題なんですよ、経営者の問題、考え方。そういうことで、ぜひ村内業者を育成すれば、村の活性化にもつながっていくと思いますので、ぜひ育成していただきたい。

今、指名選定委員会の構成は、副村長が恐らく委員長だと思いますけれども、委員はどこの課長の方々ですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えします。

委員長は副村長が務めております。総務課長と都市建設課長、産業振興課長に上下水道課長と、あと企画課長と、教育委員会からは教育総務課長が委員会へ参加しております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 ひとつ指名選定委員会の中でもそういう議論をして、村内業者の。これ、指名する過程について伺いたいですけど、これ素案をつくるのは誰ですか。今度のこのAの工事について、業者何社か指名しますよね。案が出て、その案を指名委員会に上げますでしょう。指名委員会で決定しますよね。そういう流れというのはどうなっていますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

まず、事業担当者から選定依頼が総務課のほうにきます。その後、これまでの、その事業の内容、業種についてこれまでの実績に基づいて選定をしております。これは総務課の内部で選定をしております。あと、手持ち工事等を、こ

れまでの実績を見ながら、総務課のほうで判断をして、村長で最終の確認をしてもらって指名審査委員会へ提出をしているところでございます。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 皆さん方は村内業者育成を頭に入れて、これからは発注をしていただきたいと思います。

それでは、3点目に移ります。

带状疱疹ワクチンの定期化の対応についてですけど、これ、今、課長が答弁したら5割程度は補助するというので理解していいですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 ほぼ半額程度の補助となっております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 ひとつこれは一般財源から出さないといかんとおもいますが、その前に、どのぐらいの予算がかかるか分かりませんが、この带状疱疹の発症した人数はわかりますか。去年、令和6年度中。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 患者数などは把握しておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 じゃ、これは予算を組むのにも計算が難しいですね。大体どの程度を予想していますか。想定しますか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 今回、この国の予防接種法の改正が当初予算を組んだ後に決まりましたので、今回、予算は組んでおりません。しかしながら、先ほど申しました対象者、65歳になる方に加えて、5歳刻みの方と100歳以上の方全てですが、対象となる通知する予定は1,200名弱となっております。

この中で、何名の方が自己負担がある程度出ますので、どれぐらいの方が希望するのかとい

うのは、全く予想ができないもんですから、今は予算を全く当初では組んでいませんので、これから4月に通知して、どれぐらいの方が接種をしていくかというのを注視しながら、必要であれば補正予算を組みたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 ひとつ調査してやってください。恩納村では自己負担をゼロということで、竹富、南大東や座喜味村などでは、ほぼ半額ほどですので、半額補助を基本にしてもらえばいいんじゃないかなと思います。このワクチンについても、ひとつ自主財源から助成を出すように強く要望しまして質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で新垣善功議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩(12時00分)

~~~~~

再開(13時30分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、5番 新垣貞則議員の一般質問を許します。

新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 それでは、議長の許可を得ましたので、5番 新垣貞則の一般質問を行います。

大枠1番、久場区の環境整備。

①久場賀武道線道路、電力変電所周辺の道路は沈下やガードレールが壊れて地滑りが発生しているが、対策は。

②です。久場真尻原・宇地真原は地滑りが発生して、2月に工事を終了する予定が、3月31日まで延長しているが、理由は。今後の地滑り計画は。

③久場前浜線周辺は、産業廃棄物や重機ヤード業者などが増えて、ユンボの騒音や粉じんが発生しているが、対策は。

④中城村第5次総合計画で中城モール周辺の

海岸を活用して観光振興拠点とあるが、今後の観光振興の取組は。

大枠2番です。中城村の施設整備。

①登又の南伸道路は、登又区民の生活道路として利用しているが、舗装厚不足による道路の凹凸などがあり、今後の道路整備計画について伺います。

②民生委員児童委員が令和6年度の児童の遊び場危険箇所を調査したところ、危険箇所の遊具が多いが、遊具の修繕の取組は。

③コーポ久場崎下の海岸にオートバイ、ソファー等の不法投棄や屋敷から久場まで護岸に犬や猫のふんなどがあるが、対策は。

④泊浜原線、津覇前浜線はトラックなどの車が往来しているが、橋梁は老朽化しているが、対策について伺います。

大枠3番です。学校環境整備。

①長期化する食材・物価高騰など、子供世帯の生活が困窮しているが、小・中学校の学校給食の無料化をする取組は。

②吉の浦線は、生徒の徒歩通学が増えているが、中城中横の仲眞司法書士前の交差点の交通安全対策の取組について。

③中城中校門前で生徒たちや大人の朝の挨拶運動を通して活気あふれる学校にする取組について伺う。

以上、簡潔な答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、新垣貞則議員の御質問にお答えいたします。

大枠1につきましては都市建設課、住民生活課、産業振興課で、大枠2に関しましては都市建設課、住民生活課、大枠3につきましては教育委員会、住民生活課がお答えいたします。

私のほうからは、お尋ねの大枠3、学校環境整備の中から③の朝の挨拶運動について所見を述べさせていただきます。

貞則議員に関しましては、もうほぼ毎朝です

ね、生徒の安全のために交通安全指導をされていることに対しまして、村長そして一保護者として感謝申し上げます。ありがとうございます。また、この度は、県のほうからその交通安全に関しまして功労者賞を頂いたというふうに向っております。おめでとうございます。

挨拶運動は、中学生のみならず全ての児童・生徒、もちろん大人も挨拶を通じてコミュニケーションが生まれ、活気ある中城村になることを取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、今回のこの取組については、前向きに検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠3の学校環境整備、①の給食費についてですけれども、午前中、善功議員の質問にお答えしたとおり、予算措置がなされれば小学校まで半額補助をしたいと思いましたが、小学校は給食費の値上げ分を補助することとしました。

詳細については、教育総務課長が答えます。

③については、教育総務課主幹が答えます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、新垣貞則議員の大枠1番の①、②、大枠2番の①、②、④番についてお答えいたします。

大枠1番の①、久場賀武道線の箇所は中部土木事務所の東部地滑り地区で事業化されておりますので、中城村としては早期の工事着手に向けて要望してまいります。

②久場真尻原についてですが、中部土木事務所へ確認したところ、3月31日まで延長した理由として、地権者との調整や設計業者との調整があったことで延長したと伺っております。

今後の計画としては、令和7年度に久場区域で工事の予定はあるとのことですが、地権者との調整があり、調整を終え次第、工事へと移行するとのことでございます。

大枠2番、登又南伸線について、①12月定例会でも答弁いたしました。村道南伸線は、舗装構成改良事業を活用して道路整備を行っております。今年度、南伸1号の一部を施工完了しており、今後も詳細設計を行いながら舗装厚不足の箇所の工事を進めてまいります。

②公園の遊具の修繕について、各地域の公園について令和7年度、公園長寿命化推進計画を策定する予定でございます。その計画を策定することにより、補助メニューを活用することができ、対象となった遊具の更新を行う予定であります。

④番、泊浜原線・津覇前原線2橋ともに令和7年度、架け替え工事を行う予定であります。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 新垣貞則議員御質問の大枠1の③、大枠2の③、大枠3の②についてお答えいたします。

大枠1の③についてです。

対策としては、事業所へ周辺より騒音や粉じんについての相談がある旨伝えて、できるだけ住宅地より離れた作業や早朝・夜間の作業は行わない。また、定期的な散水や防じんシートなどで対策を行うよう協力をお願いしております。

大枠2の③についてです。

御指摘の不法投棄については、現場を確認し、対応を行っております。不法投棄については、今後もパトロールの実施や地域からの情報提供をいただきながら、早めの対応を行ってまいります。犬・猫のふん被害については、ふん被害の多い場所へ看板の増設を行ってまいります。

大枠3の②についてです。

現地を確認したところ、国道から吉の浦線へ出る際は、「注意」の路面標示、標識、注意喚起用の看板も設置されており、また時間帯により通行の規制も行われております。現状でできる対策として、走行車両や歩行者への注意喚起

の看板の増設、路面に貼り付ける路面ステッカーがありますので、その路面ステッカーでの対応を検討したいと思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 新垣貞則議員の大枠1の④についてお答えいたします。

中城モール周辺の海岸を活用しての現在大きな計画がなく、観光振興の取組が遅れている状況です。そのため、今後の中城村の土地利用と併せて、中城モール周辺海岸のアクションプランを地域住民と一体となって策定に向けた検討を行っていかねばならないと考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠3の①についてお答えいたします。

村立・私立・国立などに通学する中学生のいる世帯に対して、県からの半額補助及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、学校給食費を無償化または一部補助することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減いたします。小学生のいる世帯に対しては、家庭においても物価高騰による影響を受けているさなかであることから、値上げ分を補助することにより急激な負担とならないよう軽減措置を行うこととしており、小学生の給食費の無償化については、実施可能な財源の確保が課題と考えております。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 大枠3の③についてお答えします。

中城中学校では、生徒会を中心とした挨拶運動を企画運営しています。生徒会では、昨年度、挨拶を活発化するためという課題の下、学級対抗挨拶運動を行いました。このように、今年度も生徒会が主体となり、部活動の当番制によ

る挨拶運動が行われています。教職員も挨拶の模範となり、生徒に対して積極的に挨拶をすることで、挨拶の習慣化を根付かせています。

本年度、中城中学校は、中頭地区駅伝大会で男子優勝、女子3位、沖縄県駅伝大会で男子3位、女子4位、中学校総合文化祭演劇部門で金賞、そして全国大会派遣など、数々すばらしい成績を残し、活気にあふれています。これも挨拶の効果と考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 それでは、①の久場地区の地滑り対策について質問をします。

先ほど都市建設課の答弁がありました。中部事務所の担当ですけれども、まず関連してということについて一応質問しようと思うので、久場賀武道線は、変電所周辺道路は凹凸やガードレールなどが沈下して、地滑りが発生しているが、その下には人家が密集している。5月、6月、7月は台風や大雨が多く、早急に地滑り対策工事をやる必要がある。中部土木事務所は令和8年度に工事に着手する予定ですが、もし今後の中部土木事務所の対策工事の取組について聞いていたら、ちょっと教えてください。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、新垣貞則議員の質問にお答えします。

答弁箇所については、中部土木事務所にて地滑り箇所の地権者との調整を終え次第、工事に移行するというところで伺っております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 私は、中部事務所の担当の吉濱さんから地権者の同意を得て地滑り対策工事をやるという話を聞いていますので、もし今後の、僕が懸念しているのは、ここは非常に地滑りが起こっていますので、もし万が一、大雨降った場合に、下は民家ですので、そういった早めにそういった調整、村と県と調整をしながら、そして地滑り対策の工事をやってくだ

さい。

次に、②の久場真尻原・宇地真原の延長した理由、先ほど答弁ありましたよね。そういった凶面の不一致とか、その変更のあれとかあって、延長した理由であります。その対策工事とか、もし今後のその水抜きをやって、次は地滑り対策工事をやると思います。そういう、もし対策工事のどういう対策工事をやるか分かっているんだったら教えてください。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 今後の地滑り工事の追加とか工事については、まだはっきりとは伺っておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 地滑り対策工事はいろいろありまして、抑止工のくい打ちとか、それから吹きつけ、アンカー工とか、そういった対策工事があると思います。どの工事をやるか、そういった興味があったもんだから、もし分かっていたら教えてもらいたいということ。

それと、次に、久場真尻原・宇地真原の地滑り工事が3月31日に工事を終了します。それで山手の自己開発道路はトラックなどの工事車両が往来して、道路は凹凸している箇所があるが、対策はどのように取り組むか伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 当該道路については私道となっているため、中城村としては抜本的な道路整備の計画はございません。ただし、地滑り防止工事によって破損した道路などに関しては、県による補修などを要望するべきであると考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 今、都市建設課長が言ったように、自己開発道路だけど、トラックの往来で地滑り遭ってから、凹凸になった場所がありますので、これはもう業者が修繕してもらいたいなと思っています。今おっしゃったよう

に、県のほうでそういった業者のほうに修繕をやるようにということで、村からもそんな感じで伝えて、上のほうは農家の方々が作物とかやっていますので、凸凹になっている状況がありましたので、そこはまた業者が修繕をやってもらいたいなと思っています。それは、また村から要請を出してください。

次に③です。久場前浜線周辺は、産業廃棄物や重機ヤード業者が増えて、コンボの騒音、粉じんが発生している対策について質問します。

先ほど住民課長の答弁では、対策は周辺より騒音や粉じんについて対象事業者へできるだけ住宅地により離れた作業や早朝・夜間の作業の実施を行わない。また、定期的な散水や防じんシートなどで対策を行うよう協力をお願いすると答弁しています。今、確認した防じんシートや散水などがやられていない事業所などがあります。その機械でコンクリートを細かくしているので、粉じんや護岸にコンクリートの破片が散乱している。ウオーキングやっている区民から対策をしてほしいという要請がありますが、今後どのような対策をしますか、伺います。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 御質問にお答えします。

改めて現地を確認しながら、コンクリートの破片の散乱状況とかを確認しながら、散水、防じんシートを含めてどういった対策ができるのか、事業所のほうにも確認しながら協力を要請したいと思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 業者が今、産業廃棄物の業者が多くなっているもんですから、それでフェンスだけやられて、防じんシートとかやられていない業者があるもんですから、そこで粉じんが発生していますので、そういった現場を確認しながら、そういった対策をぜひやられてください。

それから、副村長にお伺いしますので、麻乃村長と正副村長のおかげで、久場前浜線道路が全面開通できるめどが立ちました。全線開通した後は、前浜周辺は産業廃棄物や重機ヤード業者が増えて騒音問題、悪臭問題、様々な環境問題が発生するおそれがあります。久場前浜線周辺は、地区計画を策定する必要があります。今後の地区計画の取組と久場前浜線の全面開通に向けての道路工事はいつ頃予定していますか、お伺いします。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 貞則議員の質問にお答えします。

工事は2月5日に発注済みです。今回新栄組が受注しています。3月31日までの55日間ということで、3月には終わる予定をしていますけれども、ただ、この事業も繰越し手続は取っていますけど、3月31日の工期をやっています。

それと、地区計画の話ですけど、もともとこの地区は平成22年度に特定保留地域に指定されて、条件として道路が全面開通すれば、地区計画を入れて用途を準工業に持っていこうと思っています。ただ、今、地区計画もまた県と今年には交換会をしながら県との下協議を経て、また国との協議も本協議もありますので、その辺で、今は調整区域でもうヤードしかできないというのがあって、地区計画で制限していこうと思っていますので、あと、7月頃から地域住民との意見交換会をしながら、地区計画を策定していきたいと思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 ただいま副村長からあったように、どうしてもまず開通しないと地区計画ができませんので、もしも開通する計画ですので、次の計画という地区計画を地域住民と、おっしゃったように、そういった話合いをしないといけないと思いますので、それで、今回、久場前浜原線道路が全面開通できるめどが立ち

ました。村道久場前浜原線は平成25年度から事業を電源立地地域対策交付金事業で開始しているが、前浜線は村の不手際で一部の箇所調査などの不備があり、地権者個人に不信感を与えたことで、10年余りの長期にわたり用地交渉が進展しなかったことが原因となっています。このたび、地権者個人と用地買収の合意形成を得ることができました。地権者は久場区の様々な課題解決を図って、久場区の発展に貢献されました。前浜線が全面開通できるのも、地権者の御協力のおかげだと感謝申し上げます。また、麻乃村長、正副村長も、地権者の下へ合意形成を得ることができました。全面開通できることは、区民の皆様も喜んでいただいています。大変ありがとうございます。御苦労さまでした。

それでは、次に④です。中城モール周辺の海岸を活用して観光振興を図る取組について質問します。

中城村第5次総合計画では、中城モール周辺の海岸の基盤整備を推進し、居住環境の保全と商工観光業振興の拠点の形成を図るエココースト事業などの海岸の整備を行う地区とあります。エココースト事業の内容と、それから今後このエココースト事業の取組について伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 それでは、お答えします。

エココースト事業の海岸整備等は、区域場所によって整備する県の担当部署が異なります。通常、村が施行する事業ではないため、沖縄県が主体となって整備していく事業になります。実施については当面の計画はなく、現段階では保全活用に力を入れている状況です。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 第5次総合計画の中でも、中城モール周辺の海岸をエココースト事業の整備を行う地域と定めていますので、そうい

った整備計画を県と調整しながら、そういった整備を進めるようにしてください。

それで、中城モール周辺の海岸は、最近、マリンスポーツやスカイスポーツが盛んに行われて、観光客が海洋スポーツを楽しんでいます。5月の連休などを活用して地域資源をイベント事業、行政、観光協会、企業と連絡して海洋スポーツの水上バイク大会、パラグライダー、遊覧飛行などを実施、また海洋ステージがありまして、そのステージの中で毎週日曜日にライブとかをやっています。そういった各地区のカラオケ大会とかいうような行事ができると思います。それで行政、企業、観光協会、各種団体などと実行委員会などの組織を立ち上げて、中城モール周辺の海岸を活用した観光振興拠点を図るために、こういった取組を考えているか伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 今後は、イベント等を活用した効果的な観光PRを行い、観光事業化につながるよう、中城村観光協会及び民間との連携も視野に入れて、観光振興に取り組んでいきたいと考えています。まずは、どのような取組が実施できるか、意見交換の場を設けることからスタートし、一つの取組から振興策として取り組んでいければというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 今の産業振興課長がおっしゃったよう、役所の行政だけでやったらなかなかうまくいかない場面があると思います。観光を振興するためには、行政それから企業、そういった地元とか、そういった形成をやることによって観光事業はうまくいくなと思っています。今ほどおっしゃったことを、そういった地域住民も巻き込みながらやったら、観光の発展につながると思いますので、そういった連携

を取りながら進めてください。

次に、大枠2番の①の登又の南伸道路の整備について質問します。

令和4年度から舗装構成改良事業、南伸1号から11路線は、南伸線の詳細設計4路線及び舗装改良事業6路線を継続しています。都市建設課の資料で道路整備計画があります。令和7年度の南伸1号、2号、3号線の国の舗装構成改良事業1億2,100万円で整備しますが、いつ頃から整備しますか伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

令和7年度の事業費として、今、村の要望額を予算として計上しているのですが、これを令和7年度交付決定額に応じて、交付決定後に、今、詳細設計が完了している南伸3号線から発注して整備する予定でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 今、都市建設課の道路整備の事業計画の中からいつも質問しています。この計画の中では、工事を令和7年度からやるということがあったもので、それでいつ頃やるのかなということです。それが疑問だったので、質問。登又区民の生活道路となっていますので、早く計画を立てて進めてください。

それでは、次です。遊具について質問します。

民生児童委員が令和6年度に児童の遊び場危険箇所を調査したところ、危険箇所の遊具が多い場所が分かりました。子供たちが健やかに生まれ育つことのできることは、家庭をはじめ地域社会全体で取り組むべき重要な課題です。令和7年度に、公園施設長寿命化計画策定業務が2,500万円で計画をされています。整備計画策定後は、令和6年度の民生児童委員から遊び場危険箇所調査した場所、そこを優先に整備できないでしょうか、伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 先ほどの答弁と重

複いたしますが、この長寿命化計画策定後に村内全ての更新が必要となったところの補助金要望などを行いながら更新する予定でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 なぜ民生児童委員協議会は、児童の福祉週間の事業の一環として、児童の安全確保に資することを目的に、村内の各字遊び場、危険箇所などの調査を実施しました。次世代を担う児童の健全育成を図るために、地域環境整備は重要不可欠であります。民生児童委員として地域の児童の遊び場や危険箇所の調査数を実施しての報告です。ぜひ優先をしてそういったのをやってもらいたい。これは令和6年度だけの、ずっと前から民生委員はそういった遊び場を危険ですよということで報告してあります。それをやっていないもんだから、こういったところを優先的に、民生委員が調査したところを優先的にやってもらいたいと思っています。

それでは、次に③です。久場地区の不法投棄について質問をします。

コーポ久保崎下の海岸にオートバイやソファなどの不法投棄については、区民からオートバイやソファなどが海岸に捨てられているので、撤去をしてほしいという要請がありました。住民生活課に撤去してほしいと相談したら、住民生活課の皆さんが撤去していました。ありがとうございます。

それで、久場から屋宜までの護岸、犬や猫のふん対策として立て看板を設置したら、犬や猫のふんも少なくなったと村民から言われました。しかし、泊のオヤテック会社下の護岸は、立て看板を設置しています。それでも護岸の猫のやつをやったり、犬のふんが散乱しています。地域の人たちは非常に困って、ウオーキングをやっている人たちがふんを踏んだりとか、そういう形跡がありますので、その環境整備をどのように取り組む考えですか、お伺いします。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 御質問にお答えします。

ふん被害が多いこのオヤテック付近について、看板も立て看板は一応設置はされているということではありますけれども、看板の増設をしたり、またはそういったマナーについて、ホームページ、広報紙を活用して周知等を図っていきたいと思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 このところ、久場のボランティアの方がふんとか全部掃除やっています。月に3回ぐらいやっていますので、掃除をやったら、またそこに猫とか犬がたまっています。そこは立て看板もやっていますけれども、それでもやるもんだから、久場のボランティアから言われている。何でやらないのとか、誰かやってくれないかと、月3回ぐらい、僕らはここのをやって、またふんがあつて、またやっつて、これの繰り返しです。そして、そういった対策をお願いします。

それで、次に④の泊、津覇の橋梁について質問します。

村道泊浜原線や村道津覇前浜線の橋梁は、令和4年度に実施した橋梁点検では判定区分3と判定され、全面で鉄筋露出、広範にわたって見られ、劣化が著しく進行していることから、道路の安全性を確保するために、令和6年に実施設計し、令和7年度に泊と津覇の橋梁5,190万円の工事を実施します。早急に工事をしないと鉄筋とか露出していますので、それでこの工事は令和7年度にやる予定ですけど、いつ頃から工事を実施しますか、お伺いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 当初予算において、この津覇と泊の2橋分の予算として5,190万円計上してはいるのですが、現在、沖縄県と協議している中でこの補助金の交付決定額がかなり

低くなるという情報はもう得ております。橋梁架け替えなので、分割発注を行うことが少し難しいので、これは交付決定額を見ながら、今後どういう工事の計画をしていくか検討していく予定であります。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 僕が懸念した泊浜原線は工業地帯なもので、非常にトラックの往来がひっきりなしにやっています。万が一この橋、鉄筋とか腐食していますので、トラックごと沈没した場合にけがしますので、そういった危険性を有しているもんだから、早めに調整をやっつて進めてください。

それでは、次に③の学校環境整備、学校給食無償化について。

ちょっと善功議員も言いましたけれども、ちょっと関連するかもしれません。村長に伺いますので、小・中学校の学校給食無料化する取組については、学校給食を15年ぶりに改定しました。小学校の学校給食は令和7年度に値上げを行う。保護者負担の経済負担を軽減し、子育てを支援しています。中学校においては令和7年度において物価高騰対応重点支援地方創生交付金を活用して無償化しています。

しかしながら、給食無償化を継続するには財源確保が非常に厳しいなどと思っています。村長の、小・中学校、学校の給食無償化するためにはどういった財源を確保する予定か、もしそういうのがあったらお願いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

先ほどの新垣善功議員の質問にもお答えいたしました。この給食無償化をするに至っては、財源の確保が最大のネックとなっております。今現在、令和7年度につきましては、臨時交付金が活用できることになっておりますが、ただし、小学校への拡充ができていない状況です。

今後は、この財源が物価高騰はまだ続くというように私たちも見ていますので、さらなる補助金の追加、もしくは令和7年度以降もこの財源の確保ができないかというのは、国にも県にも要望していきたいと思っていますし、逆にその財源が通常の補助として頂けるような措置にならなければ、村としても近隣市町村も厳しい状況でありますので、そこが課題となっていると思います。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 学校給食無償化すると、小学校で約5,700万円ですね、中学校で1,000万円、合計で約7,000万円の一般財源が出ます。それで、今、教育委員会としては小学校の学校建設、中学校の学校建設で約60億円ぐらいの予算がとられ非常に厳しい状況だと思っている。それで財源確保をどうしてやるかなということで、ちょっと疑問だったもんだから。こういったやっぱり補助事業、国の県の補助事業がないとなかなかできないなと思っていますので、国とか県に要望をやってください。

次に②について質問します。

仲眞司法書士交差点は、朝の通勤ラッシュで吉の浦線は生徒たちの車の送迎が多くなっています。交通安全対策として令和4年度に仲眞司法書士前の交差点、注意の路面標示と生徒たちの交通安全対策の歩道、左右の路面に止まれの表示をしたが、現在、確認したら止まれの表示が消えています。その止まれの表示をもう一遍やる考えがあるかですね。

それと、次に、その最近、小学生・中学生の徒歩通学が増えています。仲眞司法書士前の一方通行規制表示板の下の路面に、青のカラー舗装を設置したら交通安全の取組になると思いますので、そういった青のカラー舗装とか、そういう考えはないですか、お伺いします。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 御質問にお答えし

ます。

以前、貼り付けた路面ステッカーが、貞則議員おっしゃるように消えて見えなくなっていますので、新しい路面ステッカーの貼付けを行いたいと思います。また、青のカラー舗装については、今現時点では予定はございません。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 私がなぜ青のカラー舗装をやってくださいと言ったかといったら、ここは非常に危険地帯ですので、右側は校舎があって、左右の車とか非常に見えない状況になっています。最近、小学・中学生の徒歩通学が増えています。朝はいいですけど帰るときに、もしそういった対策をやらないと、生徒たちが、子供たちが交通事故に遭わないかなと私非常に心配している。だから、青の舗装をやったら、車とかそういう交通安全対策につながるので、ぜひ検討をやられてください。

それで、次に、中城中学校の校門前の挨拶について質問します。

役場を退職してから、校長先生や生徒指導の先生たちが、交通安全対策をしながら、おはようございますの挨拶運動を展開しています。生徒たちは、最初の頃は、おはようございますの挨拶ができませんでした。去年から中城中校門前で校長先生、生徒指導の先生、民生委員の皆様や部活動の生徒たちが、野球部、女子バレー部の生徒たちが挨拶運動を展開したら、挨拶ができる生徒が多くなっています。非常にいいことです。それで、私、前回も質問しましたが、部活動の生徒たちや部顧問の先生も一緒に校門前で月曜から金曜日、月曜日はバスケット部、火曜日はバレー部、水曜日は野球部、そういったローテーションを組むと、もっと挨拶ができる学校になると思うんです。それで、そういう校門前で部活動の生徒たちを中心に、先生も一緒に、この挨拶運動ができないものですか。学

校に要請とか、そういう考えがないですか、お伺いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

挨拶は人間関係を築く上で大切な行動であり、部活動ではチームワークや礼儀意識、それから活動の向上が見られると思います。今おっしゃられたように、部活動でのローテーション等の挨拶の取組につきましては、また校長、生徒会とイベントとかキャンペーンを企画してもらって実施できないか、お話ししていきたいと思えます。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 私も、具志堅校長先生が、生徒会自主的にいろいろな外国の挨拶運動をやっているというのはよく分かっています。ただ、もうちょい、もっともっと中城中学校をよくしたいもんだから、そういう話。

それで、教育長にこれを伺います。私は、中城中学校を沖縄一すごい中学校にするために、陸上を30年前に結成し、1、挨拶です。2、掃除、3、感謝、この3つを重点的に指導しました。練習が始まる前にオアシス運動ですね、「おはようございます、ありがとうございます、失礼します、すみませんでした。」この挨拶運動を取り入れたらチームがまとまり、競技力の向上につながり、中頭中体連陸上大会とか駅伝大会とかで優勝することができました。学校でオアシス運動を取り入れ、教育の日にポスター部門、それから作文部門を設けて、その教育の日に優秀賞、最優秀賞とか、そういったオアシス運動を普及するために、そういった教育の日にそういった表彰とかできないものですか。教育長のそのオアシス運動に対しての考え方をお聞かせください。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 教育の日に表彰している子供たちは、その挨拶も含めて見本として模範

的な行動をしている児童・生徒も表彰しています。挨拶も大事なんですけど、例えば男子のバスケットボール部は、裏門側、国道側の校庭の清掃活動をしたり朝の活動をやっている部もあります。全ての部がこの挨拶の取組をやっているわけじゃなくて、これも校長裁量ということで学校のほうに任せていますので、生徒会を中心に取り組み方を考えているかなと思っています。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 こういうものは連携が必要だと思っています。学校と地域、学校と行政とか、そういったばらばらにやったら、なかなかうまくいかないもんだから、学校と行政の連携を取りながら、子供たちを伸ばす。そういうことが、よりすぐ学校の活性化につながると思っています。ぜひ学校長と相談をしながら、そういった挨拶を通して学校の活気につながると思っていますので、私は絶対そう思っていますので、そういった部活動の生徒たちをやったらすぐできると思うんです。ほかの子供たちはなかなかできないから、子供たちはスポーツだけでなく、教育長おっしゃったように、文化面、挨拶、掃除、これが基本ですので、そういった子供たちをたくさんつくったほうがいいかなと思っています。これを学校と連携、教育委員会と連携を取りながら進めてください。

次に、これ村長にお伺いします。こういったオアシス運動の相まってということでやられています。挨拶運動は、学校、家庭、地域が協働して子供たちの能力、態度の育成が求められる。地域社会全体がその運動を展開したら、地域活性化が図られます。挨拶を通して子供たちの豊かな心と体を育成し、青少年健全育成を図る。村民一丸となって取り組む必要がある。オアシス運動のチラシを、こういったチラシを作ってから各家庭に配布とか、それから防災無線を通してオアシス運動をやる。ありがとう、そうい

ったものを通して、住みよい村、住み続けたい中城村が図られると思う。このオアシス運動について村長の考え方をお伺いします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、新垣貞則議員の再質問にお答えいたします。

オアシス運動、非常にいいと思います。残念なことに、今、就職して初めて教えることが挨拶というふうに聞いたこともあるんですけども、ふだんから小学校、中学校、先ほどから話を聞いていると、小学校からの校門の朝の挨拶運動は非常に大切だと思いますし、やはり気持ちもとてもよくなると思います。先ほど議員がおっしゃっていたように、最初は挨拶ができなくても、だんだんやっているうちに挨拶、声が出てくるということは、私も交通安全しながら、日に日に挨拶ができているこのうれしさが分かりますので、とても大切なことだと思います。学校だけの問題ではなくて、やはり家庭の問題、家庭から大切に挨拶をしていくというのは、もう必須だと思いますので、何らかの広報を用いて、議員提案の広報をしていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 最近、吉の浦線は、生徒たちの徒歩通学が増えています。中城中学校校門前では、学校の先生、父兄、民生委員の皆様が交通安全指導や挨拶運動を展開して、ゆいの村づくりが図られています。オアシス運動を通して、次世代を担う青少年が心身ともに健康でたくましく成長することは、村民全ての願いです。そのためには、家庭、学校、地域社会が連携を取りながら、それぞれの役割を自覚して、村民全体の広がりを深めつつ、村民一丸となって思いやり、優しさと潤いのある環境づくりを推進する、努めることが必要だと思っています。オアシスとは、精神的な潤いと安らぎを与える場所となっております。オアシス運動を普及す

ることは、地域活性化を図るために我した島ふるさと中城村のすばらしい未来を築くために役立つと思っています。オアシス運動を村民一丸となって、行政、議員、学校、企業、各種団体と連携して取り入れることは、地域活性化が図られると思っていますので、取り組んでください。これで私の一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で新垣貞則議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時24分）

~~~~~

再 開（14時40分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、6番 安里清市議員の一般質問を許します。

安里清市議員。

○6番 安里清市議員 皆さん、こんにちは。6番 安里清市でございます。

議長の許可を得て、これより一般質問をいたします。通告書に従いまして進めますので、よろしく願いいたします。

大枠の1番、令和7年度予算編成方針について。

①予算編成方針の根幹を伺います。

②新しい村長としての村づくりにかける思いは、十分予算編成に反映されたのか伺います。

大枠の2、事務委託者の処遇改善を求む。

①令和6年9月議会に中城村事務委託者会代表より出されていた要望書が採択をされました。その後の当局の取組を伺います。

②委託料の人口割算定において1,000人までの単位で自治会ごとに異なっていることの根拠を伺います。

③事務委託者の存在の重要性を伺います。

大枠の3です。ランドセルの購入補助で負担軽減。

①ランドセルの購入補助はできないか。

②ランドセル以外のバッグも使用できる旨の広報を強化し、新入学児童の父母の負担感を減らすことは可能か伺います。

③令和6年度において上記広報をされましたか。

④新入学児童、令和7年度は267名です。掛ける補助単価、諸物価の高騰の折であり、上限を設定し購入補助を行う時であります。

大枠の4、村道新垣中央線の整備計画について。

①進捗状況と今後の整備計画を伺います。

②事業に関して、村内事業者の優先活用について検討できますか。

③平成30年12月5日付受付の新垣とサンヒルズの両自治会長名での道路整備要望書の中で、サンヒルズタウンに係る側溝の整備についても実施要望をさせていただきます。附帯工事として取り組んでいただきたい。状況を伺います。

大枠5です。戦後80周年記念事業について。

沖縄から全国に平和の尊さを発信します。

①仮称「中城村平和の日」事業の構想・概要を伺います。

②村民の参加形態は、どう想定されますか。

③県外への発信も必要だと思いますが、姉妹都市・兄弟都市などとの連携はできませんか。

④村長の反戦平和にかける思いを伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、安里清市議員の御質問にお答えいたします。

大枠1につきましては企画課、大枠2は総務課、大枠3番は教育委員会、大枠4は都市建設課と総務課、大枠5は企画課のほうでお答えいたします。

私のほうからは、お尋ねの大枠1の②についてでございます。

村長として村づくりにかける思いは十分に盛り込まれたかということなんですけれども、限

られた今回予算の中ではありましたが、これまでの福祉ですとか、あと教育支援の継続はできたというふうに思っております。そのほか新規事業といたしましては、保育士の確保のための事業の実施ですとか、あと加齢性難聴者補聴器購入の助成、そして、まだこれ予算には入っていませんけれども、先ほど善功議員のほうからありました带状疱疹のワクチンの費用の半額の助成ですとか、あと、歯周病の無料検診のほうも、これまでは40代、50代、60代だったんですが、今回から令和7年度は20歳と30歳も拡充しております。まだほかにもありますけれども、一歩ずつ着実に村づくりは進んでいるというふうに感じておりますし、今後も様々な課題解決に向けまして、職員と一緒に一丸となって取り組んでまいります。

続きまして、大枠5の④村長の反戦平和にかける思いはということなんですけれども、私の前職がバスガイドということもありまして、約30年前から学徒隊ですとか生存者のお話を本当に多く聞く機会がありまして、もう二度とあのような悲惨な沖縄戦、戦争は起こすべきではないというふうに思っているが、修学旅行をはじめたくさんの方に説明をして、そしてまた亡くなられた方々の遺言だと思って、二度ともう戦争を起こしてはいけないというふうにずっと伝えてきております。

沖縄戦の実像について、今後も正しいことを教えていきたいというふうに思っております。やはり今もう生存者が年々減少している中、今度、私たちが次世代にこの平和、そして生存者の声と思いを伝えなければならないというふうに思っております。

以上、詳細につきましては、また担当課のほうからお答えさせていただきます。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠3のランドセルの購

入補助については、現段階では実施する考えはございません。

ランドセル以外のバッグの使用に関しては、現在も学校は認めていますので、それによって保護者の負担を軽減することは可能だと考えています。

詳細については、教育総務課長と主幹が答えます。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 大枠1の①についてお答えいたします。

昨今の社会・経済状況や社会的課題に加え、本村の直面している学校整備や新クリーンセンター建設の大型事業が続くことから、当村の財政状況は今後厳しさを増していくことが明確となっております。今後も持続可能で健全性を保てる予算編成を実現するためには歳入増は当たり前ですが、これまで以上の歳出削減を達成することが不可欠な状況でございます。そのような状況を鑑みながらも、中城村第5次総合計画に掲げた将来像の実現を目指す村づくりを進めるためには、全庁一丸となってコスト意識を向上させ、予算編成に取り組むこととしております。

続きまして、大枠5の①から③についてお答えいたします。

新たに制定いたします「中城村平和の日」に、戦後80周年記念事業として検討してまいります。担当課案としまして、終戦後、国内外からの引揚者が本村久場崎の海岸から上陸を始めたとされている8月17日を平和の日の候補日として、世界の恒久平和などを掲げ、多くの村民に身近に平和を考える場の創出として、記念式典などの開催を検討してまいります。記念式典などには、村議会議員や村遺族会などの関係各位はもとより、住民の皆様にも周知し、参加いただけるよう検討してまいります。

県外への発信につきましては、本村のホーム

ページ並びに広報紙への掲載を検討してまいります。兄弟・姉妹都市の御都合にもよると思いますが、広報紙等への掲載が可能か確認してまいります。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、安里清市議員の大枠2、①から③についてお答えをいたします。

まず、①についてでございます。事務委託者会の代表者から同内容についての要望を受け、これまでの委託料について課内にて検討を行いました。村長、副村長へ委託料の現状を説明、令和7年度当初予算編成にて、委託料試算における均等割分の増額改定要求を行う協議を財政係と行いました。それに基づき、当初予算へ計上しているところでございます。

②でございます。委託料の人口割算定において計算方法が異なる点につきましては、数十年前からの規定となっております。認識しているところでは、村役場までの距離に加え、その対象地域の住宅が点在していたことから、単価を分けていたものと考えております。

③でございます。事務委託者は、各自治会の推薦を得て事務委託要綱に定める村の各種配布依頼をはじめ、各種調査等、様々な事務を委託するものとして非常に重要であると考えております。ほとんどの事務委託者を自治会長が務めており、行政と住民のパイプ役として事務委託者の業務は重要であると考えております。

次に、大枠4、②についてお答えをいたします。

指名業者選定につきましては、中城村建設工事等入札参加資格審査及び業者選定に関する規程に基づき執行をしております。村内事業者の優先活用につきましても、村内企業育成において重要であり、検討できるものとして考えております。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大卒3の①、④についてお答えいたします。関連しますので一括で答弁いたします。

現在、準要保護世帯においては、新入学用品費として4万6000円を支援しており、その支援の対象としてランドセルも含まれています。また、補助においては、現物給付や一部補助などが考えられますが、仮に質問にありますとおり、267名の新入学児童予定者へ補助する場合には、試算しますと現在のランドセルの平均購入額は6万円となっていますので、1,600万円程度の費用がかかることとなりますので、教育委員会としては、現時点で補助を行うことは検討しておりません。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 大卒3の②、③についてお答えします。

ランドセル以外のバッグの使用については、年度当初に校長会を通じて、保護者に早めに周知、広報することを依頼しています。また、広報につきましては、入学オリエンテーションにおいても、ランドセル以外でも同様の機能が果たせるバッグであれば使用可能であることを周知しています。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 安里清市議員の大卒4番の①、③についてお答えいたします。

①令和6年度、現在行われている新垣中央線における詳細設計業務について、既設の墓や側溝などの位置や排水の勾配など構造物への影響、さらに既設構造物の流用の可否を考慮しながらの計画であることや、斜面地のため想定以上に擁壁が必要になったことから設計業務に時間を要しております。令和7年度も継続して設計業務を進めてまいります。設計業務完了後に、幅員が4メートルに満たない場所について測量・分筆業務を行い、用地取得後、工事に移っていく計画となっております。

③番。令和5年9月定例会でもお答えいたしました。舗装構成改良事業は、舗装構成の基準を満たしていない道路の改良工事を行うものであります。この事業で新垣中央線の区域外であるサンヒルズタウン集落内の排水路整備を行うことはできないため、破損している箇所など機能に支障がある箇所については今後の検討事項として考えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 御答弁ありがとうございます。項目に従いまして再質問をいたします。

大卒の1番ですけれども、令和7年度予算編成方針について伺いをいたしました。予算編成の過程において、約9億円の削減をされたとの御説明がこれまで本会議それから委員会等でありました。大変御苦労されたものだと思います。これまで本会議での質疑や委員会での質疑を重ねていますので、ここでは1点だけ確認をさせていただきたいと思っております。

自治会活動応援補助金の縮減56万3,000円、金額的には非常に少ない金額ではありますが、この予算は歴史の道を散策する方々のトイレの利用や休憩、歴史の道案内パンフレットの配布などの利便性を確保するため、区民館の開放を含め特に新垣自治会に向け設けられました。補助金の交付を受けまして、沖縄県の最低賃金の額を満たすよう新垣自治会からも支出を行い、公募を行いました。結果として配置された方には、本来の歴史の道の散策の方々の利便性を図るという業務と併せ、区民館の開放により区民への情報発信や各種教室の開催など、憩いの場の提供も空き時間を利用して行っていただきました。これらの活動は、中城村全自治会における公民館書記の配置を視野に入れた試み的な意味合いを持つものであったと理解をしております。

そこで、改めて伺いますが、今回の予算の縮減自体、この自治会における公民館書記の配置

について、村長として否定的な態度を反映されたものではないと思っております。そこで、この補助金の削減に村長はどのような関わりをされたのか、それから今後の公民館書記の配置を実施するに当たって、改めて村長の考えをお伺いいたします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、安里清市議員の質問にお答えをいたします。

予算審議の場面でもお話がございまして答弁をしているところでございますけれども、補助金という名目につきましては、いろいろな目的がございまして。補助金の目的に資するものであれば、補助金の活用については大いに予算を計上し、補助金を交付するべきだというふうに私どもは考えておりますけれども、今回、自治会活動応援補助金の交付に至っては、令和5年度、6年度の実績等を鑑みまして、令和7年度、新年度予算については見送りをしているところでございます。自治会活動をストップさせるようなことではございません。いま一度考えて、その目的に資するものに値するものを計画してみようかということで、今回お話をしているところでございます。

今後も要綱につきましてはまだまだありますので、それに値するような補助金の内容、メニューがそろそろものであるならば、村としても対応していきたいと考えております。

また、公民館書記につきましては、この補助金とはまた別のお話になると思っておりますので、その分についてはお答えを控えたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 そうですね、区民館・公民館書記の配置については、この事項とは直接は関係はないだろうとは思いますが。ただ、先ほど申し上げましたように、全村一気に例えば60万円の22字というようなことになると約一千何百万円かというようなこととなります。その

ようなことを勘案して、試み的に公民館書記ではないけれども、そういった名目でまず置いておいて、そういう歴史の道のそういった利便性を図りながらやっていただくというふうなことで、前村長との間でそういう流れを持ちながら、特にもう一回新垣を試行的にというふうなことでやられた経緯があります。

そこら辺について、先ほど再質問の最初に申し上げましたのは、村長としてそういった、この活性化補助金のことと鑑みますけれども、区民館・公民館書記についてどういったふうにお考えなのかということで、再質問をよろしくお願いたします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 公民館というか地域の活性化というのは、本当に大切だというふうに思っております。今、議員がおっしゃっていることは、書記を今後配置することは考えているのかという質問だと思うんですけども、やっぱり1自治会に約60万円の書記の交付をするというのは、大変今のところは難しいのではないかなというふうに思っておりますので、今のところは考えておりません。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 先ほど来、新年度予算が非常に厳しいお話もされておりました。現在すぐ7年度予算からというふうなお話ではなくて、やはり公民館にそういった地域コミュニティーをまとめるような人材を配置して、地域の力を高めていくというふうなことは非常に重要なことで、中城村の発展を担うという意味でも公民館書記の配置については、今後ともぜひとも前向きに取り組んでいただいて、確かにお金はかかりますが、そのお金に見合う何倍もの利益が村民、区民に行き渡ると思っておりますので、今回はそういうふうなことでありましたけれども、決して村長の施政が後退しているというふうには思いませんので、今後ともぜひ頑張っていた

だきたいと思います。

次、大枠の2についてです。

事務委託者の処遇改善についてお話をいたしました。早速の対応をされているというふう  
に伺って、非常に評価をしたいと思います。今回のことは発端としては事務委託者会の代表、  
皆さんからの要望を受けてのことではありまし  
たけれども、諸物価の高騰などを踏まえると、  
非常に大切な時期にそういうことがなされて、  
今回取り組んでいただくということになったも  
ので、非常によかったのかなと思います。

事務委託者の存在の重要性も先ほど伺いまし  
た。村行政の末端を担う大切な存在であり、地  
域にあっては自治会長として拌み事やその他諸  
行事を推進していただいている存在であります。  
村にとりまして非常に重要な任務を担ってい  
るものと認識をしております。一方で、地域に  
よっては、地域コミュニティの希薄化やその  
他の理由などにより、事務委託者の成り手が見  
つからない現状が出てまいりました。今回の処  
遇改善が一方での成り手不足の解消につながる  
ことを期待したいと思っております。

大枠の3、ランドセルの購入補助について伺  
いました。小学校が、今、7年度入学が267名  
と聞いております。仮に7年度で高齢者難聴補  
聴器の補助の件がありますが、その件で上限を  
2.5万円、2万5,000円と定めてございます。そ  
れで計算をして約667万5,000円となりますが、  
ある程度の上限を決めて、先ほど御答弁では全  
額6万円から7万円の補助をというふうなこと  
で、大変な金額を出していただきましたが、こ  
れぐらい、これぐらいと言うと大変失礼です  
が、上限を定めて補助をするというふうなこ  
とについても検討されるべきだと思いますが、  
いかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたしま  
す。

ランドセルの購入補助について安里議員の質  
問、意見についても賛同できる部分はあります。  
ただし、先ほどの給食の補助についても一緒な  
んですけれども、財源の確保のめどがありません  
ので、全て一般財源で補填していくと、事業  
についてはかなり厳しい状況になるというふう  
に考えています。安易にこの金額ならできると  
いうのは、私のほうから申し上げられませんと  
いうのが1つあります。

というのと、あと、ランドセルにつきましては、  
貧困世帯については就学援助でも全額では  
ないんですが、4万600円という範囲の中で体  
育着であったりランドセルの購入費用に充てて  
いただく部分もあります。それとの関連もあり  
ますので、事業を実施するに当たっては、その  
金額の補助の単価については検討を要するも  
のだというふうに考えていますので、現在、その  
補助の実施については、教育委員会としては考  
えていないところであります。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 この件は、令和6年3  
月の議会で大城議員のほうから大城常良議員か  
らの質問に対して、ランドセルの取扱いにつ  
いては教育委員会として規定がないこと、さら  
に次年度、令和6年度ですね、令和6年度のこ  
とですが、そのときに入学する子供たちに対  
してかばんでも十分対応できますとの発信も  
検討していきたいというふうな御答弁があり  
ます。これは、先ほどオリエンテーション、  
その他保護者説明会の中で御説明をされた  
というふうなことでありますが、広報なかぐ  
すくとかあるいはホームページ等でこうい  
うことを掲載したり発信されましたでし  
ょうか。もし発信していないというふうな  
ことであれば、発信されなかった理由はど  
ういうことでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 ランドセルの  
使用に係る村のホームページや広報紙の掲  
載は、

これまではありません。学校教育においては、ランドセルは義務でもないということで、文科省のガイドラインにも掲載されております。このランドセルにつきましては、私としては6年間、ほぼ毎日、長い時間使うものであります。丈夫さや機能面等はランドセルに替わるものがなかなかないだろうというふうに考えています。ですので、この規定がない中で、教育委員会としてランドセルを使用しなくていいですよというのは、あまり大きく言いたくないところがあります。代替することは可能ではあるんですけども、ランドセルの機能というのは軽くて丈夫であるというのも推奨すべき、これに替わる、安易に安い機能面を持っていないランドセルを使用、ランドセルというか、かばん等を使用することは、子供にとっても悪影響を及ぼす場合もあります。なので、これについては親の判断も必要となってきますので、安易に使用しなくていいというのは、ちょっと強く言いたくないなというところがあります。この部分につきましては、学校のほうから使用しなくてもいいということを報告していただいております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 どのようなかばんを子供たちに持たせるかということについては、保護者そして子供、児童も含めてですが、選択の自由ではありますが、現在のような高価な選択、6万円、私は西原町のある店舗でちょっとチェックをしましたけれども、6万7,000円とか7万3,000円とかですね、非常に高価な額になっております。このような高価な選択を迫られるということについては、もう自由選択の範囲ではなくなっているのではないかというふうに思います。保護者などの精神的な負担の払拭や横並び意識の改善、防止など、課題は山積していると思います。さきに述べましたけれども、広報の充実と併せて購入費補助について御検討いただくということで、中城村がどういふふうな

取組をして、中城村の先進性を示すというふうなことにもなるかと思えます。そういうようなことで、ぜひ御検討をお願いしたいと思えますが、答弁を。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 安里議員のおっしゃるとおり、ホームページ等において掲載をしていきたいというふうに考えています。掲載の仕方においては教育委員会で判断をして、文言を選びながら掲載していこうと考えています。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 現在のような高価なものを競い合ってお子さんに、新入学児童に買い与えるということが本当に負担になっている御家庭が幾らでもあるかと思えます。要保護、準要保護等のお話も先ほど出ておりました。やっぱり就学援助という制度でそのような方々は救われるかもしれませんが、それ以外の方々がまたほかに大勢いらっしゃるわけでございますので、そこら辺について、村全体の取組として2万円とかそれぐらいの範囲で買えるような通学バッグ等がもし見つかるようなことであれば、行政としてもそういうことに取り組んで村民の負担感を減らしていくということ、取組が必要なのかなと思えます。これからまた、ホームページあるいは広報等でランドセル以外の選択肢についても広報いただくというふうなことがありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

村道新垣中央線の整備計画について伺いました。

この件につきましては、長年の懸案事項ではございましたが、令和5年、6年そして7年というふうなことで詳細設計を進めていただくというふうなことが課長の御答弁でありました。大変ありがたい、評価したいと思います。あわせて、サンヒルズタウンの側溝の件は前の議会のときにも取り上げていただきましたけれども、村道が片側側溝というふうな形になっておりま

す。その部分の整備をしていただくというふうなことで、サンヒルズタウンにお住いの皆さんの衛生上の環境が非常によくなるのではないかと思います。現在の状況は、建物側は整備されているんですが、道路側そして山側から流れ込んでくる水が、その整備されていない側溝を通して下流のほうに流れていくという状況でありますので、そこら辺について現場の御確認をされているかと思いますが、いま一度御検討をいただくというふうなことでよろしく願います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 先ほども答弁いたしました。現在のこの舗装構成改良事業のやっぱり根幹となっているものは、舗装厚不足なところの舗装構成を改良していくという事業がメインとなっております。その中で4メートルに満たないところの用地取得をしたりとか、側溝をつけるということもできます。ただし、今新垣中央線でこの事業採択を行っている中で、サンヒルズの整備というものが少し難しい状況となっておりますので、その辺はまたこの修繕しないといけないところとか、また、このサンヒルズからの維持管理の要望書に組み込んでいただいて、財源の許す限り修繕をして行っていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 了解しました。舗装構成改良工事という項目の中では難しいという御返答だと受け止めます。新たに、また修繕に係る要望書を作っていただいたほうがいいのかなと思いましたが、そのようにまた進めてまいりたいと思います。

大卒の5番のほうに移らせていただきます。

戦後80周年記念事業についてお伺いをいたしました。施政方針の中でも、中城村平和の日として制定に取り組んでまいりますとの文言がございます。日程としては8月17日を候補に挙げ

ております。村長御自身の中で、その思いはお変わらないでしょうか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 前々から、やはり8月17日というのを平和の日として制定したいなというふうには思っておりました。それは、久場のほうにあります戦後引揚者上陸の日もございまして、そのときには約10万人余りの皆さんが県外、国外から帰還したということで、やはり沖縄の平和を訴えていくには、そして沖縄のこの復興の一步になったのがこの場所だとも思っておりますし、ぜひこの日に制定したいなという気持ちは変わりはございません。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 8月17日を軸にというふうなことでございます。もう既に3月も後半になります。準備に向けてそろそろ取り組まないといかんのかなと思います。

村民の皆様に対する参加形態をどうされるのかを伺いましたけれども、広く平和を希求する日として中城村から世界に向けて、村民の皆様も参加できるような形で模索をしていただきたいと思っております。

今回この記念日の制定に関して条例の整備が必要ではないかというふうな見解も伺いましたけれども、これは村長が平和の日宣言をその日にするとかいうような、そういった程度のことではなくて、条例で中城村平和の日というふうなことで制定をする。それがあれば、予算的な対外的な支出とか、そういうものが平和の日の運営に係る費用とかの予算的な支出もできるというふうには伺っておりますが、そこら辺についてどのようでしょうか、条例の制定まで考えていらっしゃるのか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えします。

議員のおっしゃるとおり、条例制定で考えております。予定としては6月の定例議会で上程

できればと思っております、今、村長本人から御説明がございましたけれども、村長の思い入れの深い8月17日を基本として、今まだ担当課レベルで素案の調整中でございます、今月いっぱい庁内で関係する課との調整を行いまして、役場案としてある程度素案をまとめた上で、教育委員会、村遺族会、議会、自治会長会、その前に沖縄戦や戦後史の詳しい識者へ素案をお持ちして御意見を伺うというようなことしながら、条例制定の準備を進めた上で素案を各関係機関に御説明した上で、6月に条例制定できればと思っております。

式典では平和の日を制定した経緯の御説明を行い、村長からの平和宣言など式典も行いながら、まだ関係課との調整中ではございますけれども、平和企画展や村内戦跡巡、講演などをしていただいております、シンポジウムまでできればと考えています。足りない予算は補正もさせていただきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 平和の日、ぜひ実現をさせていただきたいものと思っております。

条例の制定が必要であるというようなことであれば、しっかりと制定をして全国に平和の日の発信ができるように頑張りたいと思います。

それから、姉妹都市や兄弟都市との連携はできないのかというようなことも考えております。旭市、福智町ですね、そこらあたりに御来村いただいて、共に平和の意思を全国への発信の強化を図ることも可能なのか、そこら辺に御案内をすとかいうふうなことも併せて御検討できませんか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

兄弟・姉妹両市との事業交流としまして、児童の交流事業を展開しておりますが、平和事業につきましては、現在交流事業としては行って

おりませんが、できる範囲での協力をお願いするという事は可能と思います。たとえば、児童交流で来たときに、久場崎の記念碑を案内したり、交流児童に向けた平和教育、平和学習的なところでの展開は、可能かとは思いますが、また、広報紙も先ほど申し上げましたけれども、向こうの御都合もございまして、向こうの事業との兼ね合いもあると思いますので、呼びかけたりとか招待したりとかというの、これも可能かというのは、今のところ考えていないんですけれども、調整しながら可能であれば、議員おっしゃるような展開をできればと考えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 児童の交流を通しながら、また、大人同士のそういった中城村平和の日として共に恒久平和を誓っておくというようなことで、非常にいいのかなと思っておりますので、この質問をいたしました。

先ほどは村長の反戦平和にかける思いを伺いました。私のほうにも、戦争中に南方テニアン島で戦死をし、遺骨も帰らず、平和の礎に名前を残すだけとなったおじがおります。写真もありません。私に限らず、多くの村民の皆様にも同様の親戚の方がいらっしゃると思います。戦争を憎み、戦争を起させないため、反戦の心と沖縄の名言であります「命どう宝」の黄金言葉を大切に、今年の戦後80年の夏を迎えたいと思っております。

新年度を迎えますが、職員の皆様には新しい村長の下、また職務に精励され、事業の進捗に頑張ってくださいよう期待を申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 伊佐則勝 以上で安里清市議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまで

した。

散 会（15時31分）

## 令和7年第2回中城村議会定例会（第16日目）

招 集 年 月 日	令和7年3月3日（月）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和7年3月18日（午前10時00分）		
	散 会	令和7年3月18日（午後3時30分）		
応 招 議 員  （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	9 番	大 城 常 良
	2 番	玉那覇 登	10 番	欠 員
	3 番	欠 員	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	桃 原 清	12 番	金 城 章
	5 番	新 垣 貞 則	13 番	新 垣 博 正
	6 番	安 里 清 市	14 番	新 垣 善 功
	7 番	新 垣 修	15 番	石 原 昌 雄
	8 番	屋 良 照 枝	16 番	伊 佐 則 勝
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	2 番	玉那覇 登	4 番	桃 原 清
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比 嘉 保	議 事 係 長	辰 さおり
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	比 嘉 麻 乃	こども課長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	新 垣 正	企 画 課 長	金 城 勉
	教 育 長	比 嘉 良 治	都 市 建 設 課 長	呉 屋 克 行
	総 務 課 長	大 湾 朝 也	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 村 武 宏
	住 民 生 活 課 長	新 垣 忍	上 下 水 道 課 長	下 地 良 和
	会 計 管 理 者	照 屋 郁 子	教 育 総 務 課 長	我 謝 慎 太 郎
	税 務 課 長	比 嘉 聡	生 涯 学 習 課 長	渡 久 地 真
	福 祉 課 長	照 屋 淳	教 育 総 務 課 主 幹	森 本 雅 人

議 事 日 程 第 5 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 伊佐則勝 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。

それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、議席番号1番、小橋川恵美議員の一般質問を許します。

○1番 小橋川恵美議員 おはようございます。

議席番号1番、小橋川恵美です。これから一般質問を行います。

一般質問の前に少し所見を述べさせていただきます。

今現在、吉の浦線の護佐丸バス停の、護佐丸バスが通る泊バス停の後ろの畑は、令和5年度に泊自治会が、村の自治会活動活性化事業費を使って耕作地を貸していただいて、区民で耕して整備し、ヒマワリとコスモスを植えました。令和6年度、今年度は、産業振興課の緑化事業費を活用し、コスモスの種をまいて、宜野湾署の交通安全の助成金を活用して、プランターにお花をたくさん植えてあります。そして、畑の後ろにもスペースがあるので、ジャガイモを植えてあり、もう近く収穫時期でありますので、泊区民の防災訓練の一環で炊き出し訓練を兼ねて、カレーパーティーを行いながら炊き出しの訓練を行っていこうという予定になっています。今現在、コスモスが満開で見頃になっておりますので、皆さんもお近くを通る際は、ぜひ満開のコスモスを楽しんでいただきたいと思います。

それでは、一般質問を始めていきたいと思えます。

大枠1、観光の取組について。

2025年7月に北部のやんばる地域に新しいテーマパーク「ジャングリア」がオープンするに当たり、沖縄県本島への観光客増加が期待され、本村も観光集客へはさらなる取組や長期的な計

画が必要かと思いますが、現状を伺う。

①本村の現在の課題は何か。

②今後、長期的な計画はあるか。

大枠2、護佐丸くんキャラクターの活用について。

今後、中城村のヒーロー護佐丸くんの着ぐるみを活用して、観光や地域振興を住民参加型のイベントなど、様々な方法でさらに活性化できると考えますが、活用する考えはあるか伺います。

大枠3、自治会加入率の現状と課題について。

現在の自治会加入率についてどのような状況にあるか、その現状を把握されているか。また、加入率が低下している理由として考えられる課題は何か、お伺いします。

大枠4、平和の日の制定について。

施政方針において、平和の日を制定することが明記されていますが、具体的にいつ頃、どのような施策を展開していく予定か伺います。

以上、よろしくお祈いします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、皆さん、改めましておはようございます。

それでは、小橋川恵美議員の御質問にお答えする前に、今、冒頭でありました、泊地区でのコスモスの植付けが、すごくきれいに咲いているということで、私のほうにも、実際に見てはおりませんけれども、村民から写真が送られてきて、もう写真だけでもとても癒されました。

そして、今、初めて知りましたが、その裏にジャガイモを植えて、防災のときの炊き出しに使用するというので、ほんとにすばらしい活動だと思っておりますし、コスモス畑、またヒマワリ畑、時にはこいのぼりもやっていたような気がしますけれども、もう中城の1つのスポットになっているのではないかなというふうにも思っておりますので、今後ともみんなに

癒されるように、村内外の皆様に花を見せていただきたいなと思います。本当に自治会の皆様には、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、質問にお答えいたします。

大枠1と大枠2に関しましては産業振興課、大枠3は総務課、大枠4は企画課のほうでお答えいたします。

私のほうからは、大枠2の護佐丸くんキャラクターの活用についてということで、様々な方法で活用する考えはないかということなんですけれども、活用する考え、非常にあります。

護佐丸くん、本当に村内では知られておまして、本当に保育園のイベントですとかいろんな、小学生が遠征に行くときに村長室に来るときにも、時間があれば護佐丸くんに来てもらいまして、すごく喜ばれております。

昨年の12月にも、那覇市の牧志公設市場のほうへ護佐丸くんを連れていきまして、島にんじんのPRをさせていただきましたら、なんと年末には、お正月には、護佐丸くんに年賀状まで何通か来まして、とても人気です。

そして、来月行われます沖縄国際文化映画祭のほうで、私そして副村長、護佐丸くん、一緒にレッドカーペットを歩く予定でございまして、そのときにもしっかりと中城のPRをして、できれば何か中城のPRをできるものを、チラシをお配りしながら、国際通りにたくさん本当に集まると思います。集まる皆さんの前で、中城をしっかりと、護佐丸くんをしっかりとPRしていきたいなというふうに思っておりますので、また今後とも何かいいアイデアがありましたら、議員、よろしく願いいたします。

詳細につきましては、各担当課のほうからお答えさせていただきます。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武

宏 おはようございます。

それでは、小橋川恵美議員の大枠1の①、②と大枠2についてお答えいたします。

中城城跡の観光客誘致として考えると、中城城跡付近にお土産店等の物販や飲食、宿泊施設等の環境が整っておらず、滞在時間が短い通過型観光となっていることが課題だと感じております。

観光振興として取り組むことは、地域資源間の連携が乏しい中、中城城跡だけの観光客誘致になっているのが現状です。

中城城跡は、世界遺産ではあるものの、首里城や今帰仁城跡等と比較すると知名度が低いのも、その一つです。なので、村内あるいは県内に存在する観光地や世界遺産等を活用して、広域的な観光ルートの確立や、通過型観光から滞在型観光への転換が必要だと考えております。

次に、②についてお答えいたします。

平成29年度に中城村観光振興計画を策定していますが、7年経過しているため、新たな観光振興計画を策定しなければならないと考えております。

次に、大枠2についてお答えいたします。

護佐丸くんについては、村内にて愛されるキャラクターとして活用しております。村内の保育園、小学校入学式等のイベントの参加、交通安全運動、赤い羽根募金出発式、プロサッカーキャンプ、沖縄マラソン等で主に活動しております。

地域のイベントや商品等のPRに極的に取り入れることで、地域経済の活性化に寄与することができると考えておりますので、今後も時間をかけて、地域全体で活用することを目指してまいります。以上です。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、小橋川恵美議員の大枠3についてお答えをいたします。

令和6年3月末時点において、村全体9,637

世帯のうち3,582世帯、加入率にしまして37.17%でございます。上位が中城団地の100%、下位が南上原の10.21%となっております。

加入率の低下の理由といたしましては、時代の変遷によるコミュニティ意識の低下に加えまして、コロナ禍によるコミュニティ活動の自粛を受け、地域のつながりが希薄になっていったことが要因と考えられております。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 大枠4についてお答えいたします。

「中城村平和の日」につきましては、8月17日を候補日として、記念式典などの開催を検討してまいります。

式典におきましては、平和の日を制定した経緯などの説明、村長による平和宣言などの後に、識者による基調講演など実施を検討してまいります。また、生涯学習課及び護佐丸歴史資料図書館と連携・協力し、平和企画展や村内戦跡巡り、沖縄戦のシンポジウムなども含めて検討してまいります。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 答弁ありがとうございます。

では、大枠1から再質問を行っていきたくと思います。ちょっと大枠1も2も、関連する事業、観光業ということの取組になるかと思しますので、続けて、含めて再質問を行いたいと思います。

今、先ほどもおっしゃっていたように、中城城跡にお土産を販売するところがないということが問題ということもあつたんですけれども、今後、このお土産店をつくったりですとか、あと、やっぱりこう見ていて、この目印というか看板とか、そういうのも少ないのではないかなと思うところもあるんですけど、せっかく今、いろいろ夜のイベントなどもやっておりますので、今後は、このお土産店とか看板の設置と

か、予算がかかるものではあると思うんですが、どのように取り組んでいく予定があるのか、計画があるのかということをお伺いしてもよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

今後は、中城村観光協会及び民間との連携も視野に入れて、観光に取り組んでいきたいと考えています。

それで、現在、沖縄総合事務局のスタートアップ事業の課題解決という事業を活用して、中城村の観光分野の課題を解決するというので、今何が課題なのかというのを考えていて、進めている状況でございます。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 そうですね、観光振興の計画ということで、中城村の観光振興計画という資料にちょっと目を通して見たんですけども、計画期間が2018年から2027年までということで、残りあと2年間ということでありまして、その間コロナなどもありましたので、計画がちょっと順調には進んでいないのかなというところも見えたんですけども、そのときに、村民からいろいろアンケートを取ったりですとか、中学生からアンケートを取ったりですとかということで、中城村の問題ですとか、あと魅力等は、ちょっといろいろ、村民が思う魅力等はつかめたのかなというところは感じたんですけど。

それから、やはり先ほども課長がおっしゃっていたように、ちょっとなかなか進んでいないというところではあるんですが、もう早急に、もうジャングリアも今年から、7月にはジャングリアもオープンして、北部のほうは交通渋滞とかということを懸念されてはいますけれども、せっかく来る観光客を、中城村は通り過ぎるの

ではなくても、城跡にぜひ来ていただくというところで、急いで取り組んでいただけないかなとは思ってはいるんですけども、その辺の計画を今後どのスケジュールというか、どう見直していくのかということが、計画があるようでしたらお伺いしたいです。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

先ほども、策定してから7年が経過しているということでありまして。それも10年計画という計画はありますが、どんどん情勢は変わっていくということがありますので、その辺はまた早急に、いろいろ中で、内部で調整しながら検討してまいりたいと思います。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ぜひ、もう産業振興課は、ちょっと課の人数の割には課題というか抱えている問題、担当課の負担も大きいのかなと、計画書を見ていて思ったりもしたんですけども、ぜひ、ちょっとこう計画にスピード感を持って取り組んでいただきたいなと思うところです。

あと、それと関連するんですけども、護佐丸くんの大枠2に移るんですが、私たちも、護佐丸くん、すごい中城村内で人気があるなと思っているんですけど、せっかくこういうところまでに、キャラクター的にもいい護佐丸くんではあるんですけど、なかなか、村内では知れているのかもしれないんですが、村外への発信が少ないなと思うところではあるんですが。

私たち、ちょっと議員のほうでも、中城村の観光を強化したいという目的で、1月に滋賀県の彦根市の、彦根城の公式キャラクターのひこにゃんの視察をしてきました。ひこにゃんは、熊本のくまモンと並ぶ、もう全国的に人気の御当地キャラクターなんですけど、彦根市にも多

く経済効果を生んでいます。

彦根城に定期的に、毎日、彦根城にひこにゃんが現れて、全国から来ている観光のお客さんと写真を撮ったり、写真を撮ったりというか、ちょっとイベント、催物をしたりとかということで、少ない時間ではあるんですが、もう彦根城のキャラクターということで、全国的にもファンもたくさんいる状況ですが、私的には、それを見て、護佐丸くんも活用の仕方によっては、そういう感じで全国的に発信できるんじゃないかなと思うんですけども、もし課長の護佐丸くんに対しての考えがありましたら、ちょっとお伺いしたいです。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 ありがとうございます。これまで同様、イベントを中心に参加型でのPR活動を行っていく方針ではございます。

小橋川議員がおっしゃるように、中城城跡でも、いきなり護佐丸くんが現れたり、皆さんを楽しませることができれば、あそこに行けば護佐丸くんに会えるよということを周知できれば、中城城跡そして護佐丸くんも広がっていくのではないかと思います。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 そうですね、ぜひお願いしたいのと、あと、中城村のホームページですとか、中城城跡のホームページを見ていると、中城城跡のホームページ、すごくドローンを使って空からの映像とかって、すごいカッコいいイメージではあるんですが、まだまだ村の護佐丸くん、彦根市のちょっとホームページと比べてお話をするんですけど、護佐丸くんの認知度が、私たちは知っているんですけど、もっとこうイラスト的に取り入れて、もっとこう中城イコール護佐丸くん、中城城跡みたいなことが、もっともっと発信できるのかなと思うんで

すけれども。

今、この1つの問題の中に、公式的に護佐丸くんを使っていいですよというイラストがありますよね。あると思うんですけれども、そのイラストの、使いたくても、ちょっと同じ、正面を向いている護佐丸くんのイラストだけであって、なかなかちょっと定番的になって活用がしづらいなと思うんですけれど、今後この護佐丸くんのイラストを、いろんな角度から、例えば後ろを向いている護佐丸くんですとか、横を向いている護佐丸くんですとか、何かポーズをとっている護佐丸くんとかということで、使えるイラストを増やしていくということはできますでしょうか。取り組んでいくことはできますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

イラストを使う方が、またそのものを変化させるということは、うろ覚えですけれども可能だと思いますが、直接村がそういうふうにつけてPRするということは、ちょっと考えさせていたいただきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 イラストを使われる方が、こう変換して使っても大丈夫なんですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 その辺は、村に許可をもらえば大丈夫だと思います。その辺、またちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ぜひ、護佐丸くん、すごく可能性を秘めていると思いますので。

あと、ちょっと私たちがいろいろ視察に行くときですとか、中城村をアピール、PRしたい場合に、中城村内のちょっとお土産、日持ちの

するお土産が少ないなというところをすごく感じていますが、今後、企業さんとのコラボとかにはなると思うんですけれど、護佐丸くんのイラストを使ってや、中城村独自のお菓子ですとか、日持ちのするお菓子等、お土産等、中城城跡で売れるお土産にもなると思うんですけれど、開発していくという予定、計画はありますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 確かに、中城城跡また護佐丸くんのお土産というのは少ないとは感じております。その辺に関しては、また村内にある事業者と連携し、よりいいものを作れるよう努力していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 そうですね、ぜひお土産ですとか、この護佐丸くんを使ったキャラクターグッズですとか、中城城跡で売るのも、数とか、出ていく数に原価コストですとかいろいろ問題もあると思うんですけれど、その辺は、今インターネットの時代ですので、そういう商品諸々をホームページで販売するオンラインストアですとかということも一緒に取り組んでいけば、相乗効果でもっとPRができるのかなと思うんですけれど。

早急にできることとして、今、後ろ側、北中の荻堂側から中城城跡へ入っていくと思うんですけれど、ちょっと看板の設置ですとか、そういうところも少ないなとは思って、多分いろいろほかの議員からもそういう要望は出ていると思うんですけれど、今後PRする看板などを設置する計画とか、一緒に建てることのできるのかどうか、お伺いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

看板設置するには、道路管理者とのまた協議が必要になるかと思えます。萩堂側のほうからに関しては、県道29号のほうは、確かに少ないと思っております。

高速入口のほうに大きな看板があります。その辺も、国道から県道と含めて、道路管理者のほうと設置が可能かどうか確認しながら、そういう看板を設置していければと思えます。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 じゃ、そこでいろいろ観光、今後、力を入れて取り組んでいきたいということではあるんですけど、村長にお伺いしてもよろしいですか。

今後、3校の学校建設で、村の財政は支出が多くなります。これまで以上に村の独自の収入を増やすことが、もう早急の課題になるかと思うんですけど、中城城跡を軸として、観光やふるさと納税への納税、力を入れて取り組む必要があると思えますが、ちょっとお考えをお伺いします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、小橋川恵美議員の再質問にお答えいたします。

中城城跡を核に護佐丸とタイアップして、観光PRをしながらふるさと納税ということは、私も同じような考えを今しております。いろんなところに護佐丸をPRして、先ほどから提案にありますように、護佐丸のお菓子ですとか、日持ちするお菓子とか、こういったのをどんどん広めて、確かに収入になるのは、やっぱりふるさと納税だと思っておりますので、護佐丸くんやまたお土産の力を借りながら、しっかりと観光協会そして商工会、担当課と協議をしながら、いいものを作っていきたいなというふうには思っております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。ぜひ、もう本当に観光増加が見込まれる中、

もう通り過ぎる中城村ではなくて、やはり絶対沖縄県に来たら、ジャングルもそうなんですけど、中城城跡にもぜひ行きたいというぐらい、全国に中城村、全国、世界に中城村を発信してもらいたいと思えますので、ぜひ取組、大変だと思うんですけど、取り組んでいただきたいと思えます。ありがとうございます。

では、大枠3、もう2はお話ししましたので、3の再質問に移りたいと思えます。

今、自治会加入率、私たちが表を前もらったんですけども、中城団地が100%で、南が10.21%として最下位ということではあります。やはり下地区でも、なかなか自治会に加入してくれるというのが、新築で家を建てたりとかアパートに入居したりということで中城村に移り住む方はいらっしゃるんですけども、加入率が、私たち泊地区でも、やはりなかなかちょっと伸びづらいなというところがあるんですけど、そこを行政として、自治会長なり、この地域にどのように促進していく取組、自治会加入率を上げていくように、どのようにサポートをしていかれるとか取組、新たな取組でもいいんですけども、加入率を上げるために自治会長とどのように協力体制を持ってやっていくとかということがあれば、お伺いしたいです。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、小橋川恵美議員の質問にお答えをいたします。

自治会加入率の件につきましては、これまでも議員の方々からいろいろと提案等ございまして、村としてもこれまで加入率の促進ということで、横断幕やのぼりを作成して自治会に提供しているところでございますが、なかなか加入率のアップが見られない状況でございます。

現在のライフスタイルの多様性と言うんですか、その部分で、加入率の低下や、若者世帯の自治会への加入の戸惑いというんですか、その辺についてどうあるべきかというのを、今後、

自治会と自治会長との調整は必要であろうということで考えております。

一番挙げられるものは、自治会への加入ではないんですが、問合せをしたいということで、すぐに連絡ができる自治会の連絡先がありませんので、公民館であったり、自治会長または自治会への連絡先をホームページに掲載しながら、身近に自治会に連絡ができる、相談ができるという体制を整えていこうかなということで、今後考えております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ぜひ体制を整えていただきたいと思うんですけど、この自治会加入率の低下というのは、今21自治会あると思うんですけど、これは自治会長さんたちも、この問題を意識というか、課題にしていらっしゃるというところはあるですか。具体的にそういうお話が出たとか、自治会長会議で話が上がるかということはあるのでしょうか。

特にないというところで、やはり皆さん、いろいろ自治会活動をしていく中で、私たち地域もそうなんですけど、高齢化、なかなか活動する役員も少なくなっていたりですとか、加入促進したくても、その人員がないというところもあると思うんですけど、今、月2回、自治会長さんの会議を行っているかと思うんですが、今回ちょっと提案したいなと思ったところが、先日、福祉課と社協が主催となりまして、ふれあい事業のボランティアさん向けの交流会を行っていたんです。そこには、各自治会から80名以上の各地のサポーターさん、ふれあい事業の対象者さんではなくて、サポートしていらっしゃる方々が、日頃困っていることですかということで意見をもち合って交流会ということが行われて、福祉課の方々から、なぜふれあい事業が必要なのかというお話ですとか、あと、照屋課長からも、これまでのふれあい事業の振り返りですとか、あと助成金の内容等いろいろ説

明をされて、また後半では、各地域の課題、このふれあい事業に対して困っていること、サポーターさんが困っていることなどの意見を出し合ったりですとか、いい意見を提案してもらって、またそこを取り入れるということで、すごく終始、笑いもあつたりとかリラックスした感じで、この意見交換会などができたかなと思うんですけども。

今後、自治会運営に関しても、自治会長さん中心に、この各地の役員がいますよね。なかなか役員は、参加する各地の自治会ではいろいろな意見を言い合っていると思うんですけども、ほかの地域の困っていることですか課題とかを村全体で出し合って、このふれあい事業で行われた交流会みたいな感じで、一旦どういう活動をしているということの問題の洗い出しですとか、簡単な交流会ができないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

ただいまありました、福祉課でのふれあい事業の交流会がございましたということですが、それも自治会活動の一つとして捉えてはおります。

そこで、自治会の部分で、いろいろ各自治会から、いろんな要望であったり悩み事であったり、加入率についていろいろと相談を受けているところでもあります。それを全体的に集めて会議というのは、これまで持ったことはないんですが、それぞれ個別に対応はしているところがございます。

あと、一概には申し上げられないんですが、地域によって内容がそれぞれ違ってきますので、その部分で集まって、いろんな課題であったり、今後の役場とのやり取りの方法であったり、いろいろな補助金もありますので、補助金の活用につきましても、皆さんと一緒に集まって話し

合うのはいいことではないかなと考えます。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 そうですね、今、課長からもありましたように、なかなかこの補助金、幾つか中城村もあるんですけども、各自治会長が知らなかったりですとか、どういうふうにするのかということの周知がなかなかうまくいっていないというお話を聞く場合も、使い方が難しいとか、書類を作成することが大変ということも聞かれますので、ぜひ、そんな形式ばってとかではなくて、座談会みたいな感じで開催できて、問題点が上がったりですとか、ほかの地区の意見を聞いて、こうすればいいんだということが分かればいいかなと。またもちもち帰って、自分たちの自治会も頑張ろうということで、そういう会がまた第一歩としてできたら、もっと活性化していくのではないかなと思いますので、ぜひ検討をお願いします。

では、大枠4なんですけど、昨日、清市議員からのお話、答弁もいろいろありましたので、今後、中城村が戦後80年を迎えることによって、麻乃村長の希望、公約でもあります、平和の日を制定していくということです。具体的に内容、これから担当課で協議されていくと思うんですけど、こちら、もちろん制定された令和7年度には、式典なども開催していくかと思いますが、その翌年、制定した次から、次の年からは、今回、中城村では11月上旬に慰霊祭も行ってはいるんですけど、その辺との位置づけ、事業というのは、この8月頃と11月頃に、別々にそういう平和事業みたいなことをやっていくのかとか、その辺まで細かいことまでもうスケジュールとか今後の内容が決まっているのであれば、お伺いします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

7年度におきまして、中城村平和の日の条例制定と、戦後80年の節目ということで、併せて

80周年記念式典の事業としての実施は検討しております。もちろん遺族会の協力、参加も考えておりますが、現在、遺族会主催で行っております村の慰霊祭との8年度以降のこの開催等についての検討も今まだしていない段階で、この後、各思いがございますので、今後どうしていくのかというのは、7年中の事業実施に当たり、8年度以降の検討も必要かと考えます。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 そうですね、慰霊祭は遺族会主催ということで別事業ということでありますが、またその辺、8月と11月に事業をするのかなど、今後また検討していただければと思います。

この平和の日、平和事業に関連してなんですけど、ちょっとお伺いしたいところがありまして、沖縄県は、毎年6月23日慰霊の日に、沖縄全県的に恒久平和を願う日として糸満市の摩文仁で行われる県民の慰霊祭は、全国からたくさんの方々が訪れます。少し前までは、中城村もバスを出して、村民の皆さんも慰霊祭に参加していたと伺いましたが、今後、また平和を伝えていくために、遺族会の皆様も高齢化になっていますし、中学生もそういう会に、テレビで見るとはあっても、なかなか家族で現地まで行くというのは難しいと思うので、中学生からも少し、生徒会ですとか代表してということで、村が主催というかバスを出して、村長も含めて慰霊祭へ参加していくということを再度再開するということは、考えていけるのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

県主催の慰霊祭につきましては、村長は公務として招待されて参加しております、本村におきましても、遺族会主催で今でも継続して遺族会の関係者として参加しております。並びに、福祉課の担当職員も同行して参列しております

し、企画課の平和事業担当としましても、中学生の平和教育ということで長崎派遣もしておりますが、事前学習ということで慰霊祭への参加もさせていただいております。

村民向けのバスを借りてということで、過去にやっていたか、記憶は定かではないんですけども、需要があつて必要性があれば今後検討していてもいいかなと、今、議員の御意見、御質問に対して、そういう考えになりました。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 そうですね、実際、すみません、私のほうも調べていなくて。実際、遺族会の方々とかは参加されているということではございましたが、少しでも、私も実際行ったことはないので、ぜひそこに参加して、そこで平和を祈ってみたいと思う部分はあるんですが、なかなか悲悼ということがあるので、実際参加はできずにテレビでいつも毎年見ているような状況ではあるんですが、今後、中城村でもそのような取組ができるのであれば、中学生とか子供たちの参加も促して、村民全体で、村長も含めて参加ができたらいいいのかなと思います。

以上になりますが、今回ホームページをいろいろ見ていると、麻乃村長の新年の挨拶で、市政運営の意気込みが、ホームページに新年の挨拶とともに記載されておりました。市政運営で最も大切にしたいことは、村民目線と村民との対話ということでございましたので、これからも村民の皆様の声に耳を傾けながら、行政サービス向上を、中城村のために、私たちも、議員も頑張りますが、一緒に頑張っていけたらなと思います。

これで、以上で私の一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で、小橋川恵美議員の一般質問を終わります。（拍手）

休憩します。

休 憩（10時45分）

~~~~~

再 開（11時00分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、12番、金城 章議員の一般質問を許します。

○12番 金城 章議員 皆さん、おはようございます。

それでは、金城 章、12番、質問を行いたいと思います。

通告書を読み上げながら、ちょっと文章を直すところもありますけども、読み上げて直しますので御了承ください。

大枠1番、新道路久場前浜原線開通と道路行政についてであります。

①宜野湾横断道路（東西道路）の進捗状況はどうか。これ、毎回の質問ですので、ぜひ。

②西原バイパス中城村区域の進捗はどうか。これも先週ですか、説明会がありましたけれども、その説明会を聞きに行きましたので、その中身について少し質問しますので、ぜひよろしくをお願いします。

③久場前浜原線開通に向けての進捗はどうか。先日も別の議員が質問したときに、2月5日に発注したということで、今月いっぱいの開通予定ということで副村長の答弁がありましたけれども、それもぜひ。

それと久場前浜原線より国道329号線の交差点の信号設置の計画はどうか。また、開通式を行う予定があるか。この開通式、10年もほったらかした道路ですので、ぜひ村民に知らしめるためにも、開通式の考えあるかどうかです。

④奥間南上線の進捗と工事完了予定はどうか。今年の施政方針にもいろいろ完了とか、7年度の予算にも、工事予算も計上してあります。どの程度仕上がるのか、ぜひよろしくをお願いします。

大枠2、施政方針についてであります。

①前村長より進めている中部広域都市計画へ

の移行を目指す」と記されていますが、令和7年度中はどのような取組をするのか。それと、中部広域への移行は、現実的に可能ですか。この件も、ぜひよろしくをお願いします。

この中部広域では、携わっている参与も、7年度からはいなくなると思いますけれども、どのように進めていくのか、よろしくをお願いします。

②北中城村と共同のまちづくり計画を基に、両村の土地利用計画及び立地適正化計画策定に取り組むとあるが、どのような取組なのか。これも、中部広域に係る取組も一緒だと思いますけれども、中城村の取組、どのようなことをまた詳細にやっていくのか。

③タウンセンター地区の位置づけと役場周辺の地区計画策定に取組とあるが、許可は何年に下りる予定なのか。今年度提出して下りるのかどうか。

④施政方針に観光施策が少ないと思います。本村の観光誘客増をどう考えているのか。村長は観光も結構御存じだと思います。先ほどの答弁にありましたけれども、誘客をどのように図るか、具体的な考えをお聞かせください。

大枠3、新小・中学校建設についてであります。

①両小学校建設について、進捗と変更等を伺います。

②新中学校建設の進捗状況はどうか。それに合わせ、周辺地域の整備整備計画は検討を行ったかどうか。

大枠4、商業施設誘致の取組についてであります。

①官民連携による商業施設誘致の進め方と、どのような施設誘致を考えているか。これも毎回のことですが、今度の、施政方針にありましたけれども、この内容等、公募要件はどのようにまた設定していくのか、ぜひ。

以上、よろしくをお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、金城 章議員の御質問にお答えいたします。

まず、大枠1につきましては都市建設課、大枠2も都市建設課と産業振興課、大枠3は教育委員会、大枠4を都市建設課のほうでお答えをいたします。

私のほうからは、お尋ねの、章議員の大枠2の④について、施政方針に観光施策が少ない、本村の観光誘客増をどう考えているのかということでございますけれども、まずは確実な誘客を目的に、まず修学旅行のほうから取り組んでいきたいなというふうには、前から思っていました。

昨年、誘客の出張ではなかったんで、目的の出張ではなかったんですけども、東京に出張がありまして、その空き時間に、実際に学校に出向きました。そのときに教頭先生と、あと旅行担当の教諭とお会いをいたしまして、中城城跡のパンフレットを持っていきまして、ぜひ中城城跡にコースを入れてほしいということで、私のほうからお願いに行きました。やはり百聞は一見に如かずということで、ぜひ一度、下見に来てくださいということでお願いをいたしました。

その学校のほうから、旅行社、いつも使っている旅行社を紹介していただきまして、その後すぐに旅行社に行きまして、ぜひ沖縄に来る修学旅行で、中城城跡を入れてくださいということで。なかなか修学旅行で、私もそうだったんですけども、中城城跡はコースに入っていないというのが多かったので、修学旅行は一度計画をしたら、結構2年、3年と同じようなコースで来てくださるので、まずは修学旅行からだなということで、東京に行った際にPRをさせていただきました。

今後は、またさらに、修学旅行だけではなくて、一般のツアーですとか、あるいは個人客、

レンタカーのお客様に、城跡に限らず別のコースなども含めていければいいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠3の小学校の学校建設については、大きな遅れはなく、おおむね計画どおりに進んでおります。

中学校に関しては、生徒が充実した学校生活を送れるように、設計の段階で、できるだけ学校現場の教員の意見も取り入れるように、学校と協議をしているところです。

詳細については、教育総務課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、金城章議員の大枠1番、大枠2の①から③番、大枠4番についてお答えいたします。

大枠1の①宜野湾横断道路（中城地区）については、中部土木事務所にて道路予備修正設計及び橋梁予備設計に着手しており、地滑りに関する有識者の意見を踏まえ、各種調査検討を行っているところとうかがっております。

中城村としては、引き続き、関係機関と連携を取りつつ、サンライズ推進協議会に加盟する3町村とともに、県へ早期事業化を要望してまいる所存でございます。

②西原バイパスについて、今年度、南部国道事務所において詳細設計を終え、去った3月10日、吉の浦会館にて、地権者へ「用地幅杭設置（変更）に係る設計説明会」を実施しております。

令和7年度は、この設計を基に、用地幅杭の設置及び用地測量を行う予定となっております。

③番、村道久場前浜原線は、2月に工事契約を行っており、現在着手しております。

国道329号線交差点の信号設置は、過去に警察と交差点協議を行った際に、既存の信号機との距離が近いことから、設置が認められませんでした。そのため、現地には反射鏡を設置して

おります。

開通式については、特に現在のところ計画はしておりません。

④番、奥間南上原線について、令和6年度は、用地3名、物件補償2件の契約を行いました。令和7年度は、引き続き、残っている土地の用地交渉を進めるとともに、用地取得が完了した箇所について歩道拡幅工事を行う予定であります。

大枠2番、施政方針について、①中部広域についてでございます。

令和元年度から行われている沖縄県の区域区分検討協議会で示された、中城村・北中城村の共同まちづくり計画の策定、無秩序な市街化防止や計画的な市街化誘導の方向性、立地適正化計画の策定について、これまで両村で取り組んでまいりました。

令和5年度に中城村・北中城村共同まちづくり計画を策定し、令和6年度中に土地利用計画案及び立地適正化計画案を策定予定であり、沖縄県から求められている計画などの資料は作成しており、両村の土地利用立地適正化計画検討委員会でも示されていると考えております。

令和9年度の沖縄県マスタープランの改定に向けての中部広域都市計画区域移行については、現在の計画案を本格的に運用するための用途指定や住民の合意形成などに対してスケジュール的に厳しいため、沖縄県で移行の可否について早期に方向性を示してもらう必要があります。令和7年度以降も引き続き協議を行ってまいります。

②中城村・北中城村共同まちづくり計画で示された土地利用の保全と活用の方針を基に、土地利用計画案及び立地適正化計画案策定業務を進めています。

中部広域都市計画区域へ移行し、区域区分を廃止した場合の無秩序な市街化防止や計画的な市街化の誘導について、令和6年度に3回の委員会を開催し、有識者からの意見を伺っており

ます。いただいた意見を踏まえ、3月中に計画案を取りまとめる予定であります。

③タウンセンター地区は今年度での運用開始は厳しい状況でございます。ただし、計画策定で重要となる県との下協議については、今年度中で完了する見込みとなっており、その後、都市計画法に基づく手続などを経て、令和7年度の8月までには運用開始を行う予定であります。

大枠4番、①中城中学校の移転後の跡地及び旧役場跡地を活用した商業施設の誘致につきましては、単に商業施設を誘致するだけにとどまらず、本村の抱える課題の解消や、本村の魅力を十分に生かした施設誘致を目指しております。

そのため、今年度におきましては、住民ニーズ調査や市場調査などを踏まえ、誘致の方向性や誘致実現に向けたロードマップを示した誘致戦略を策定し、その後、その誘致戦略に基づいて誘致を進めていく予定となっております。

施設形態につきましては、予定地周辺の買物環境の改善に資する機能を主たる機能とし、併設機能として、上地区や広域からの集客につながるような機能や住民の日常利用と親和性のある機能、防災などの地域貢献機能を事業者に求めていきたいと考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠3の①、②についてお答えいたします。

①について、中城小学校及び津覇小学校の工事の進捗状況につきましては、少し遅れがありますが、おおむね予定どおりに進んでいます。

また、中城小学校の事業費につきましては、契約時の物価指数と建設工事着工の指数において1.5%以上の差が生じたため、建設工事の工事管理業務のサービスの対価の改定を行います。

②について、昨年12月14日に事業者選定を行い、決定しました株式会社なかぐすく未来と、本議会において上程しました追加議案の可決後

において本契約を締結し、令和7年度より中学校校舎の設計を進めていきます。

周辺整備につきましては、関係課と協議を行いながら進めていきます。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 それでは、金城 章議員の大枠2の④についてお答えいたします。

中城城跡付近に物販、飲食、宿泊施設等の環境整が整っておらず、滞在時間が短い通過型観光となっていることが課題で、観光客誘致はとても難しいことだと考えています。いかに観光客の目を中城村に向けるか、どのような施策を行っていかねばならないか、簡単ではないことは分かっております。

しかし、歴史的建造物として2000年に世界遺産として登録された中城城跡をはじめ、中城村にはまだまだ観光客を呼べる可能性はあると考えております。

今後も、中城城跡を核とした中城村への観光客を誘致できるよう、村観光協会や商工会、中城城跡管理協議会と一緒に企画していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、再質問を行います。

東西道路は少し進んでいるような気がします。これも早めに、課長、ぜひ、中城の有利な道路状況ができるように、早めに進めてください。

②です。再質問したいのは、②西原バイパスの件です。

先日、説明会がありまして、僕も参加しました。西原バイパスは、以前から道路をかさ上げて、盛土をやって、この間の説明では、擁壁じゃなくてのり面施工になるということで説明がありましたが、多くが。そののり面施工のときに境界が、どういう側溝を造り、そこにまた

接しないところは機能回復道路を設定するとか、また将来このバイパスを使用する地主さんに、権利者に対しては、乗り入れ口を、今使用できるスロープとか乗り入れ口を開けるということを説明いただきました。

しかし、今、契約時に、これを地主さんに、その都建課からぜひ説明していただきたいなと思って。

この西原バイパスの歩道を、この歩道、自転車道、植樹帯を合わせたら4.5メートルあります。もし、将来的にこの道路が通って、この地主さんがこの道路を道路として使用するためには、土地に対する乗り入れ口を開けないと利用度がないです。現行は農地でありますけど、将来的には、多分また宅地等とか用途変更ができれば、そういう利用度を増すことがありますので、そこでこの都建課としては、この南部国道事務所に、接するところは何か所か、ぜひ乗り入れ口を開けてほしいということで望めばできるのかどうか。

それと、今この地域は土地改良区で、結構大きな土地があります。もし300とか400坪残っていれば、相続とかを子供にした場合、これ何筆かに分けて、要するに土地を、道路に接する箇所が何か所かあります。その接する箇所、この土地は1筆だけど、その接するのを将来的には分筆するという箇所に乗り入れ口を開けることは可能なのかどうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それではお答えします。

現在、南部国道事務所にうかがっているのは、土地利用をどうするかは、この地主に任せるということをうかがっております。その際、乗り入れ口を開けることは、もちろん道路施工承認などで可能ではあるとうかがっております。

ただし、高低差について、今、土地改良区においては、ほぼ高低差があつて畑となつており

ますので、この畑に関しては、やはり下から、機能回復道路などを使いながら、下からの利用になると村としては考えております。

現在、先日の説明会において、乗り入れ口をスロープにするというところは、和宇慶の村道検地線の周辺、その部分に関しては住宅がある部分がございますので、そちらに関しては、乗り入れ口を元のおり使えるように、開けるということをおうかがっております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今回の課長の説明はよく分かります。僕が懸念しているのは、将来的なこの土地利用の件で懸念しているわけ。先ほど、一般的な乗り入れ口、この歩道、先ほど言いました歩道、自転車道それと植樹帯、合わせて4.5メートル。4.5メートルで普通、住宅地で乗り入れを開けるときに、乗り入れ口を個人で開けるとして、どのぐらい予算がかかると思えますか、課長。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 従来の道路施工承認で乗り入れを開ける場合は個人負担になるのですが、現在住宅地として土地利用している箇所については、南部国道事務所がそのまま開けることとなります。

ただし、今、村としては、土地改良区については、この沿道を用途指定するとか農振除外するとか、そういうことは考えておりませんので、また、今の道路の形状については、残地的に残るものがいびつな形になるので、村としてこちらを沿道活用するというので、今、用途指定とかをするつもりはございません。

中城村は、中部広域に移行する前提ではあります。前提として申し上げることとしましては、この農振地域に特定用途制限地域というものをおかぶせることができますので、この土地利用したい方がどういった形で土地利用するか、それを決めていただいて、その土地活用を考えてい

ってもら、その方においては、やはり道路施工承認などでこの乗り入れの開ける部分も、その土地活用については、場所も今確定しているものではないと思いますので、やはり個人で開けてもらう形になると思います。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今、課長がおっしゃるとおりですね、課長。

道路ができれば、大きい道路ですので、機能回復道路ですか、もう接するほとんどの土地が、この今、土地改良のところだから、土地は道路に接していますよね。それによって、この契約自体も、設計で乗り入れ口を開けてほしいということですね。この地主さんがあんまり分からないんじゃないかなと思って、僕、この質問をしています。

国道の、今、あの奥間の交差点、今度、工事完成しました。そこでも契約時に乗り入れを開けてくれると約束だったんですけど、そこがまた、開けていないですね。それ、この地主さんから教えてくださいということでありまして、これ、ダンパーに入れたら、もう工事終わってからできないということを言われました。

この西原バイパスに対して、まだ設計の段階ですので、ぜひこの地主さんには、これを都建課から、地主さんはあんまり分からないですね、要するに。また、これだけの幅、幅員が4メートル50あって、乗り入れ口、4メートルを開けるとしても、最低でも600万近くかかるんじゃないかなと僕は思うんですけども、それにまた、のり面がありますよね。そういうこと考えたら、今までその設定位置は、地主さんには考えていただいて、そこには設計を入れて、乗り入れを開けていただくような方向で進めていかないと、これ、用途変更は今考えていないと課長おっしゃいますけれども、道路が設定されたら、この大きい道路を利用するのは、通常当たり前のことじゃないかなと思っております。

副村長にちょっと伺います。副村長、今の件で。将来的な利用、今、用途変更は考えていません。しかし、大きい道路が通ったときに、この道路を利用するのは現状で当たり前だと、僕は先ほども言いました。どうですか。こういった道路で乗り入れ口、この将来的に使用できる場所は乗り入れ口を開けさせることは、どうですか。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 お答えします。

今回このバイパスについては、完成もあと10年後という話を聞いていますので、その間に今の中部広域の話も、令和7年以降という話も、今、課長のほうからもやっていますので、今の段階では特定制限区域に入れるという話になっていますので、今の段階で乗り入れの設計とかいうのを、各畑のほうにやるというのは、南部国道事務所も厳しいんじゃないかなと思っています。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 この間の説明では、土地活用するところはまっすぐで平坦で、こののり面の施工は止めるという説明でした。その説明があれば、将来的には、この道路を利用するというのを地主が訴えれば、この乗り入れを開けることができますよね。結構土地が、残地が使えるような土地は、これを地主さんに、本村の都建課からでもいいし、副村長でもいいですし、説明しないと、一般の地主さんは分からないですね。また、こんな乗り入れ、個人予算で開けるということは、これだけの予算がかかるもんだから、本村の土地を使って、快適な道路を開ける。地主さんが協力してもらった分は、その望むものはやっていただけないといけない。

先ほど話した奥間交差点でも、契約時に開けるって約束なのに、実際に空いてないと。図面に入っていないから空いていないんですよ。ぜひ図面に入れさせることを、地主さんには進め

ていただきたいと思います。これ、どうですか、都建課長、どうですか。説明できますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 先ほども申しましたが、南部国道事務所としては、この土地利用が確定しているもの、こうやって使いたい、国道から使いたいというものに関しては開けるということはおっしゃっております。

ただし、今、村としてここを土地利用してくださいという、そういう形で進めることはできませんので、この土地利用に関しては、個人でちゃんと計画して、こう利用したいと。特に畑に関して、都市建設課のほうから、ここは畑じゃなく国道が来るから土地利用はほかのもので利用してくださいということは、私どもは言えません。これは、やはり土地利用する方が決めて、その開通までに、こうやって使用したいという場合は、南部国道事務所としては、それには対応するという事は申しております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 課長が言うのも、ごもっともです。

しかし、やっぱり分からない地権者とか、その人には、やっぱりそういう将来的な利用度というのは教えていかないといけないと思っています。これまた別の方法で、また、そしたら知らしめるように僕も努力しましょうね。

ぜひ、先ほど言ったように、この西原バイパス周辺は、僕らが10年後になろうかと思いますが、その後は、もう中部広域移行も終わって、用途変更も終わって、将来的に利用価値が出る道路周辺だと思っています。それで僕は質問していますね。そのことで、また村民にあまり不利益を与えないように、乗り入れ、開ける、開けられるところは開けさせてほしいということですね。ぜひ取り組んでください。

次に、久場前浜原線の回答について質問します。

ホームページをちょっと見たら、この前浜線全線開通についてということが7年度の1月30日から載っていますけれども、これちょっと読み上げましょうね。

平成25年から事業（電源立地地域対策交付金事業）を開始している村道久場前浜原線について、村の不手際で一部の箇所調査等の不備があり、地権者（個人）に不快感を与えたことで、10年余の長期にわたり用地交渉が進展しなかったことが原因となり、地権者（個人）に不愉快な思いをさせてしまったことに対し、村として大変申し訳なく思っております。

このたび、地権者（個人）と真摯に向き合って用地買収の合意形成を得ることができ、久場前浜原線の全線開通ができる方向に進みましたと報告します。

地権者の皆様の御理解と御協力で、村道久場前浜原線の道路整備事業を完成できることに感謝しますということ。

これ、今、私これ読んで、謝罪文、これまで、ここはもう副村長が手がけた開通道路、前浜原線ですけれども、この当時は。取組がなされなかった、トップも行かなかった、やっと開通ができる。

地主さんにも、二、三度僕もお会いしましたが、その以前から、相談があればできるという話でありましたので、ぜひ、こういう謝罪文まで出している村ですので、村道が開通するということは、久場前浜原線開通するということは、開通式も予算はかからないです。ぜひ行ったほうがいいと思うんですけども、このこと、村長か副村長、答弁できませんか、もう一度。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 お答えします。

開通式の話ですけれども、今まで私も37年間道路建設業に携わって、道路の開通式をしたことは一度もなく、もう本当にこの道が大きな

幹線とかバイパスであれば、開通式もやってもいいのかなと思っていますけども、今回は開通式については考えておりません。以上です。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 副村長、これ今読み上げた謝罪文も一緒に、村の不手際だよね。一般財源から予算を出しますよね。このことを見たら、まだ開通していないってこと。この個人本人に当てた謝罪文だと僕は見えています。しかし、久場地域の方はどう思っているかが問題ですね。そこもやって、ぜひ考えていただきたい。

もう一つだけ。この久場前浜原線、僕がこだわるのは、自分の地域じゃなくて村の一部ではあるんですけど、この前浜原線、早めに開通してほしいというのは、私は議員当初から、この久場前浜原線が開通したら、そこから下水道の本管も移動できるんじゃないかと。それで、この久場前浜原、私はこだわっているんです。

以前の、最初の下水道計画は、国道からありましたから。全然予算が、予算の度合いが違うと僕は思います。それで、この久場前浜原線にこだわっておりますので、下水道課長、これ久場前浜原線に、本管、下水道の設置の移動は考えていますか。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 下地良和。

○上下水道課長 下地良和 久場前浜原線の開通について、議員のおっしゃるように、この久場前浜原線に下水道の本管を移設する計画を変更することによって、施工性や経済性の向上が期待できます。また、あと沿道の土地利用計画、この活性化にも寄与するものと考えておりますので、今後検討してまいります。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひ、国道からの本管をこれに変更してもらって、格安に上がることを願っております。早めの検討をお願いいたします。

この下水道を引っ張ることによって、今、用途変更も考えていますよね、ここ。その件も、早めに設定したときには、また用途変更の件も、土地利用価値ももっと上がるんじゃないかと思っていますけど。

施政方針には、泊、久場の用途変更の記入がありましたけど、これ用途変更は、もう今年で、7年度でやる予定ですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

こちらの箇所につきましては、もともと平成22年から特定保留として、市街化編入の条件さえそろえば市街化編入に向けて動けるということで、現在進めております。

久場前浜原線も開通いたしましたので、令和7年度に、準工業地域と工業地域として、この泊、久場の特定保留地域を市街化編入する予定で、令和7年度は進めてまいります。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 これは前から準工業地帯で設定は一応計画していると思うんですけども、この用途は、別の用途で制限が課せる用途地域にも変更可能なんですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 もともと、今この泊、久場の特定保留にかかっている地域に関しては、市街化編入の要件として、準工業と工業地域ということで調整しているので、今の指定しようとしているところに関しては、やはり準工業地域と工業地域ということで進めてまいります。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今、沖縄電力がありますよね、NLGの沖縄電力。その絡みで、ぜひ、この火気を使用しない用途制限のある、準工業地帯はいろんなものをつくれますね。それも地域と話し合って、この用途は少し考えていただかないと、久場地域でまたいろんな問題が

出てくるのかなと懸念しています。その件について少しだけ、副村長、何か。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 お答えします。

先ほど章議員が言ったとおり、準工業地域であれば何でもできます。そこで、昨日も貞則議員にも説明したとおり、今年、地区計画を入れて、あらゆる地区計画に建築物のルールを決めてやっていこうと思っていますので、令和7年9月から県関係部局と協議をして、準備説明会を行って、令和8年1月からは国との事前協議を終えて、3月に国との協議、あとは3月に都市計画を決定して告示していきます。

地区計画、これは南上原でも地区計画を入れてやっていますが、準工業でもパチンコ屋とかもできるんですけど、それは排除しようということで地域説明会をしていきたいと思っています。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今、副村長がおっしゃったように、この久場区民からも、副村長がおっしゃったこの施設、このいろんな施設ができることを懸念している声を聞いたものですから今の質問をしましたが、ぜひ用途は考えて。それと、火気の発生しないNLGがありますので、電力に、またそこでいろんな事故が起きた場合は最悪の事態になりかねませんので、そういうことをぜひ考えて、用途設定をお願い、検討してください。

中部広域、もう一度、そしたら伺います。

この広域質問では検討するという。村長、この中部広域は、村長の今の気持ちではやっていくということで施政方針がありました。現実的に、どう考えますか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 これまで中部広域移行ということで取り組んでまいりました。副村長をはじめ、担当課そして下地参与のほうからもアド

バイスをいただきながら今進んでおりますので、最後まで諦めずに移行に向かって進めてまいります。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 同じ質問を副村長はこの都市計画に詳しいですから、副村長にお伺いします。

先ほど都建課長からも答弁があったみたいに、現実的にどうなのかという。まだ私も可能なかどうかなのか、もう答弁を聞いただけではなかなか判断しづらいですけど、どうですかね、副村長。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 お答えします。

先ほど来、都市建設課からも答弁ありましたが、今回、令和6年度に3回の委員会を経て、今これをまとめていますので、あと県の判断になるかと思っています。

村としては、中部広域移行というのを前年度からずっと、令和元年から掲げていますので、これに向かって努力していきたいと思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 村長も望んでいますので、ぜひ頑張って取り組んで、中部広域へ移行して、この西原バイパス周辺もまた用途変更ができますことを願っています。

③です、タウンセンター地区の計画と、この新中学校計画の件で少し、2つ合わせて。

今、先週、先々週ですか、今議会で中学校の図面等を見せていただいて説明があったんですけど、この件に緑化があまり少ないと、中学校は思いました。質問でも言いましたが。それと併せ、タウンセンター地区には緑化の計画をなさいたいということがうたわれてます。それと、公共施設は緑化が少ない割に、周辺にはまた緑化をなさいたいことをうたってます。その辺、中学校はもう少し計画的な緑化政策ができ

ないかどうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

現在、議員様に前回お示ししました図面については、あくまでも予定となっております。配置などの計画も、これから設計に入っていきますので、可能な限り、緑化のほうには努めていきたいというふうに考えています。

ただし、学校施設も、ある程度、場所によっては逆に使いにくい場所等もいろいろありますので、そこはこちらの事務局側でも検討した上で、緑化のほうを推進していきたいというふうに考えています。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 あの周辺にほとんど緑化がなくなりましたので、ぜひ中学校だけでも、少し緑が多い施設を検討していただきたいと思います。

観光誘客について伺います。

先ほど、観光、本村城跡に観光設備が整っていないという答弁がありました。また、それと、村長は、修学旅行生を呼び、見て、そこで観光誘客を図るという話でしたけれども、本村のこの城跡、世界遺産ですばらしい石積みとかがありますけど、それだけでは修学旅行も来ないんじゃないかなと一瞬思っておりますけど、そこで、リピーターが増えるようなものを持っていかないと。

前回、丸亀城に行ったんですけれども、全く同じ、向こうも観光客が少なくて、しかし観光協会がそこに取り組んで、いろいろそこに引っ張ってくるように観光協会が取り組んでいました。

どうして僕、観光協会の話を出すかというと、観光協会は、同じ取組でも商品開発とかそういう取組で、今もナイトウォークもやっているかと思っておりますけど、もっと昼間の城跡を見るか、

何かもっとイベント的なものをまたそこに持ってくるか。

管理協も観光協会ですこでやって、城跡の売上げも、観光協会の今年の補助金に対しては、城跡の5年度の今度の売上げですか、それに対してもマイナスになるんですね。この観光協会がこの城跡の売上げに対して、そこで運営資金を生み出す計画をさせれば、予算減にもなると思っているんですけれども。

そこを、運営は管理協運営じゃなくて観光協会運営に変更可能かどうかだけ、どなたか答弁できますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

観光協会、管理協議会、運営に関してですが、管理協議会は、たぶん北中城村とまたいろいろ絡みますので、その辺はまたきちとした話し合いをしていかなければいけないと思っております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 北中の観光協会も、以前も話しましたがけれども、現会長じゃありませんけれども、以前の会長が、中城と合同に観光協会をやりたいなということがありますので、ぜひそのことも、村長、北中と話し合っ、観光協会長とも話して、村長、観光協会長ですので、ぜひ取り組んでいただきたいと。

この協会長として、村長、取組は。今、観光協会とどのような取組を行っていますか。村長兼任ですけれども、会長を別の方で、改めて会長をお願いするということは考えていませんか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 観光協会の会長を別の方ということなんですけれども、今のところ、令和7年度に関しましては、私のほうで頑張りたいというふうに思っております。以上で

ございます。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 先日も、この観光協会の観光誘客の件でも質問がいっぱいありましたけれども、ぜひいろんなメニューを組んで、観光協会が、城跡は管理協では難しいんじゃないかなと一瞬思うんですね。協会が村民体育館に移すんじゃなくて、管理協をちゃんと向こう、城跡に設定して、もうそこで運営させて、そしてその売上げを観光協会が、要するに売上げを増であつたらそこで使用すると。

先ほど恵美議員からの商品開発も一緒ですね。向こうで、観光協会の目指すところで売上げにしないと、どうしても売上げは上がらない。産業課で商品開発をしましたけど、この販路がほとんど広がっていない現状。それをもっと売上げを上げるためには、やっぱり他市町さんから来る観光客に売らないと、また周知しないと、全然商品開発しても何もならないんじゃないかなと思っていますので、ぜひ、まだ時間が少ないので全部は再質問できませんでしたが、また次にやりますので。

商業施設も、先ほど都建課長から答弁がありましたけれども、本当に中城村に必要なもの。

せんだって、別の県の施設を見に行ったんですけど、そこでもやっぱり周辺地域からいっぱい集客がありました。そういう施設を目指して造っていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で、金城 章議員の一般質問を終わります。（拍手）

休憩します。

休 憩（11時57分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、7番、新垣 修議員の一般質問を許します。

○7番 新垣 修議員 議長にお許しの許可をいただきたいと思います。喉がまだ順調に回復していませんので、水の持込みをお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長 伊佐則勝 はい、どうぞ。

○7番 新垣 修議員 ありがとうございます。

それでは、議席番号7番、通告書に従って読み上げて質問いたします。多少、文字の訂正と付け加えがありますので、読み上げながら訂正お願いいたします。

大枠1番、世界遺産中城城跡・護佐丸くんの活用強化。

中城村観光協会設立より7年目を迎え、中城村観光振興計画においては、2027年、令和9年度における観光客来訪者目標数を17万4,000人、中城城跡入場者目標数値15万人へ目指す計画を掲げております。

この表は、過去11年間の入場者数と収入総額を示しております。観光協会設立後、コロナ期間もありますが、入場者数は10万人にも程遠い状況にあります。観光産業の観点から見ると、設立以前の城跡を積極的に活用した取組が経済的効果の波及につながっていたのではと捉えます。

そこで、城跡入場者関連・観光費関連に関して、①平成28年と令和5年の中城城跡に関わる施設使用料、管理協負担金、観光協会補助金、職員給等概算での収支を伺います。

②観覧料は、管理する両村にとって、増やすことは財源収益につながることから、連携して取り組まなければならない課題だと思います。観光協会も含めて、入場者数を増やす取組等の協議を行っているのか伺います。あるいは、既に取り組んでいる事例等があれば、その内容詳細を伺います。

③施政方針にありますよう、観光客受入れ体制の強化について、多角的な方向からの受入れ強化体制が必要だと思いますが、城跡の今後の

観光受入れの対応策について、どのような策を考えているのか伺います。

④情報発信の充実についても触れておりますが、どのような情報媒体を強化、連携させていくのか、その策についても伺います。

大枠2、商工会と観光PR。

①中城村創業支援事業計画が国に認定されておりますが、具体的にどのような内容なのか、詳細を伺います。

②中城村をPRするパッケージや紙袋等（護佐丸くんキャラクター、城跡及び中城村の全景写真等）を題材にして、土産用に商工会を通して作成できればPR活用につながるのではと考えるが、検討の余地を伺う。

③本村のPR用リーフレット等に関して、担当課としてどのように捉えているか伺います。

以上、回答をお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、新垣 修議員の御質問にお答えいたします。

今回の質問は、大枠1、大枠2に産業振興課のほうからお答えをいたします。

私のほうからは、まず大枠1の③、施政方針の中に観光客受入れ体制の強化というふうにあったということでお尋ねでございますが、近いところでは、1月に沖縄コンベンションビューローのホームページの中のほうにあります修学旅行ナビというのがありまして、それに中城城跡を掲載していただきました。それは、修学旅行を担当する教諭ですとか学校ですとか、あと旅行社の専門のサイトとなっております、これを見ると、今、修学旅行というのはSDGsが目目されておりますので、そのSDGsにどれだけ取り組んでいるのか、この修学旅行でどれだけ取り組むことができるのかということを示されたものでございます。それに、1月から掲載をしております。

今後は、城跡だけではなくて、中城の美しい

自然ですとか、あるいは平和、そしてものづくり、そういったものを提案できればいいなというふうに思っております。

城跡だけの見学だと、やはり40分から1時間ぐらいで終わってしまうので、そうではなくて、もっともっと長い時間、中城村でどれだけいれるのか、どれだけPRできるのかというのを、今後、私からも、観光協会、そして城跡管理協会と一緒に取り組んでいきたいなというふうに思っております。

それと、大枠2の②のほうなんですけれども、中城村をPRするパッケージや、ものがないかということなんです、これも私も出張行くたびにいろんなお土産を見て、こういうのが中城にあったらいいなというふうに見ておまして、最近、クッキーに写真をプリントして、花のカーニバルのときに来賓者に出しておりましたけれども、ツワブキですとか、あと城跡のものを出しておりました。

ただ、その行事は中城だけの行事ではないので、やはり北中城村のことも考えなきゃいけないので、護佐丸くんだけというのがちょっとできなかったんですけれども、ツワブキですとか、この2村に共通するものをクッキーの中に入れております。

あと、新しいものでは、有名なお菓子でハイチュウがありますね。そのハイチュウの100メイチュウというのが今ありまして、お城の写真載せて、今、海外でもこのハイチュウに人気が出ておまして、そのお城を入れた100メイチュウというのを今、予定をしております。それは日本全国、お城だけでしか買えないものがありますので、やっぱりお城好きな方々には、これを集めて来るのではないかなということで、やはり沖縄に来たらそれを欲しくて、パッケージをこう残したくて購入しに来てくださるという方を希望しまして、今100メイチュウというのを予定をしております。これ、全国でもまだ

10か所ぐらいしかやっていなくて、もちろん沖縄ではまだ行われておりませんので、それを今チャレンジというか予定をしておりますので、着々と観光のキャラクターですとか、城跡をPRということで、今、担当課を含め、観光協会と一緒にやっております。

あと、やはりキャラクターの包装紙でしょうか。それは欲しいと思っておりますので、商工会とまた一緒になって、いろんなことで取り組んでいきたいというふうに思っております。

詳細につきましては、また担当課のほうからお答えさせていただきます。以上でございます。

**○議長 伊佐則勝** 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

**○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏** それでは、修議員の大枠1の①から④、大枠2の①から③についてお答えいたします。

中城城跡観覧料実績といたしまして、平成28年度3,415万5,000円、令和5年度3,000万19万1,000円。中城城跡負担金として、平成28年度2,600万9,000円、うち職員給が1,045万7,000円。令和5年度2,701万5,000円、うち職員給が1,574万円。

中城村観光協会補助金としまして、平成28年度はまだ設立されておりましたのでゼロ円、令和5年度に関しましては1,389万1,000円、うち職員給が783万9,000円。

収支について、中城城跡観覧料及び中城城跡負担金で比較すると、平成28年度は814万6,000円、令和5年度につきましては317万6,000円の収入が上回っている状況でございます。

続きまして、②番についてお答えいたします。

両村の観光協会を交えた中城城跡の活用についての意見交換の場を、特段設けているわけはありません。中城城跡の保存、管理、活用に関する事務の一部を共同して行うことを目的として、中城城跡共同管理協議会を両村で設置しており、観覧料、使用料の徴収等の取扱いを協

議会の会議にて決定しております。

会長は中城村長、副会長は北中城村長。委員は、両村の副村長、教育長、企画課長、文化財担当課長、観光担当課長をもって運営しております。

令和7年度より、両村の副村長を除き、両村の観光協会事務局長が当協議会の委員として加わりますので、当協議会にて、中城跡のさらなる活用方法の意見交換を行っていきたいと考えております。

続きまして、③についてです。

中城城跡での観光客受入れ体制については、キャッシュレスの推進、史跡までのアクセスを可能とする交通システムの導入、来訪者が休憩するための日陰やベンチスペース、指定地内の案内サイン及び解説サインの拡充、中城城跡をモチーフとしたお土産品の制作などが必要だと考えております。

ハード面としまして、保存管理、活用、運用に関する機能を集約した複合型ガイダンス施設建設の検討、今後の整備を視野に入れた新たなゾーニングや動線計画の検討が必要だと考えております。

そのほかに、中城村県営公園整備の促進も受入れ体制の強化につながるものと考えており、沖縄県、北中城村との連携にも力を入れてまいります。

続きまして、④についてです。

ホームページでの情報発信をはじめ、SNS等を活用し、地域内外や若年層などターゲットごとの効果的な情報発信の実施、特に沖縄県を訪れる観光客に向けた情報発信に必要な情報を届ける必要があると考えております。

今年度の取組としまして、中城城跡ホームページリニューアルを実施、中城村と民間企業との間で地域活性化を目的とした、お城ファンが集うLINEアカウントだけでカンタン無料登録の交流サイト「デジタル城下町」プロジェク

トへの参加、お城ファンをターゲットとした各種イベントの情報発信などを行いました。

また、10か国語対応のデジタル版観光カードの無償版の作成なども行っております。

続きまして、大卒2の①についてお答えいたします。

産業競争力強化法に基づき、創業に関する支援相談窓口を中城村に設置し、創業支援事業の支援体制整備を整えます。

具体的には、令和7年から令和12年にかけて、創業希望者に対して、窓口相談、事業計画書作成支援やセミナー開催等による支援を、中城村商工会と連携し取り組みます。

また、学生と企業との交流事業を通じて、創業機運の醸成を図る取組を実施していきます。

②についてです。

中城村マスコットキャラクターは、個人から企業様へ申請いただきましたら、無償にて御利用をいただいている状況であります。

御提案いただいたパッケージ及び包装紙などについては、行政側にて作成すべきか今後検討していきたいと考えております。

続きまして、③についてです。

観光PRするためのパンフレットが不足していると感じております。

今後は、中城村の観光資源（文化財、自然資源、特産品、体験事業等）などの情報を、より効果的に広く情報発信するためのパンフレット等の作成を、デジタル化も含め検討してまいります。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、再質問させていただきます。

まず、この表からも読み取れると思いますけれども、平成27年、28年度が13万4,000人で観覧料が3,420万、令和5年度が9万7,000人で3,020万。この財源は、管理協の年間観覧料収益となり、それが両村に比率配分されております。

す。配分で得られる収入額と負担金を比較しますと、平成28年、3,074万円の収入額に対し2,341万円の負担金、令和5年度が2,752万の収入額で負担金2,420万。課長の答弁にもあるように、収支が上回ってはおります。実質的収益になっており、平成28年度では740万から810万ほどの予算が、一般会計に繰り入れられたというふうに捉えております。

管理協単体で考えると、収支は確かに上回っておりますけれども、その実績等を鑑みて、観光振興計画の一端を託して観光協会を立ち上げたのではと理解しておりますが、観光協会補助金と管理者人件費も含めると、令和5年度の全体予算を観光協会の単体で考えますと2,200万円規模となり、収入益の320万を差し引いても、約1,900万円を一般会計より支出していることになるのではというふうに私は捉えております。

補助金単体でも今年1,300万ほど、令和4年から令和6年度では約1,360万円から1,390万円を補助していて、この予算というのは、慣例的に補助予算を充てているのではと捉え、収益が上がりなければ見直しも図るべきではと意見いたします。

そこで、現在行っているナイトコンテンツのイベント事業で、観光協会や本村への収支はどのようになっているのか、取扱い等を伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

ナイトコンテンツ事業での経費を差し引いた収益があれば、村のほうに還元されるようになっております。

流れにつきましては、村のほうは観光協会のほうへ補助いたしまして、観光協会がイベントを行うために実行委員会を立ち上げております。実行委員会で運営しまして、収益があった際は村に戻るような仕組みにはなっております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 今言うように、収益が上がれば還元されるというふうな回答ですので、観光協会としては、今いろいろと補助金とか、それから委託業務をこちらのほうから発注して行ってもらっているんですけども、単なる運営だけじゃなくて、経営的運営方針で収支をやっぱり考えて、利益の上がる経営等で取り組んでいただいて、それが今出している補助金にまた還元されるような取組を、これからも行ってもらいたいというふうにも付け加えて、意見いたします。

そのようなことから、令和7年度から管理協議会の管理の会議の場に観光協会事務局長も参加させ、城跡の活用方法の意見交換に取り組んでいくということで回答がありましたけれども、その点に対しては評価したいと思います。行政もしかり、両村の観光協会も、さらなる城跡活用を高めていく取組を共通事項として取り組んでいただき、観覧料の総収入増につなげていけば、慣例的補助予算額も減額傾向になり、観光協会の今後の自立運営にも期待ができるのではと捉えますので、そこで、令和7年度、観光協会で行う催し事業について、どのようなイベントを企画しているのか伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えいたします。

観光協会が行う中城城跡で行う事業については、令和7年度の予算要求ヒアリングにおいて聞き取りをしたんですが、護佐丸のイベント、ナイトコンテンツ事業と、謎解きのイベント等を計画して、その予算の仕組みを取っております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 今の答弁を聞いて、例年どおりのイベントなのかなというふうに捉え

ましたけれども、この観光協会に関しましては、産業振興課のほうで所管管理をしていると思うんですけども、やはり例年を上回るような仕組みを考えていただいて、参加者が増えて、さらにリピーターが続出するような催し物に持っていきけるように、担当課の担当のほうから観光協会への助言等も含めて行っていただいて、その催し物が、やはり大成するように期待をしたいと思います。

そのような、イベント等を観光協会が行っているんですけども、イベントを開催するに当たって、中城村独自の観光客のおもてなしとして、護佐丸くんを活用してはいかがかというふうに、これは提案をしたいと思います。

午前中、小橋川恵美議員が同じように、今回、滋賀県のほうに小橋川議員、それから大城常良議員、玉那覇 登議員、4名で視察に行きました。ほんとに愛らしい「ひこにゃん」を、もうこれはぜひともというふうな、4名も同じような意見を持ちました。

そこで、城跡のこういった護佐丸イベントとか、いろいろとやっているんですけども、その護佐丸くんのイベントの参加件数は、どのように、どの程度行っているのか。それと、その中で、中城城跡での活用件数というのを伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

中城城内でのイベントについては行ってはおりませんが、村内の保育園、小学校の入学式、交通安全事業や赤い羽根募金出発式、プロサッカーキャンプ、沖縄マラソンなどに参加しております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 村内の事業に関しましては、小橋川恵美議員への回答を聞いておりま

したので、把握はしておりました。

ここで、前回自分たちが、「ひこにゃん」推しではないんですけども、私も護佐丸くん推しなんですけれども、とりあえず参考になるんじゃないかというので、小橋川恵美議員からもいろいろと「ひこにゃん」の良いところを述べられておりましたけれども、まだ伝わっていない部分もありまして、少し御紹介したいと思います。

まず、彦根市長が、4年前に就任したときに、この「ひこにゃん」の存在は他市にはない強みと考えて、活用拡大を図るために組織改編を行い、ひこにゃんブランド推進室というのをつかって、さらには、その「ひこにゃん」をブランド化して推進事業に、その課に4人の「ひこにゃん」専属職員を配置して、スケジュール管理、年間150件ほどのイベント等を行って、彦根市のPR活動を行なっているというふうに聞いております。

まず、子供たちの、保育所施設訪問ということで、「ひこにゃん」を通じて彦根市に愛着を持っていただくことを目的に、市内の保育園施設を訪問すると。市内には42施設あり、それを2年間で一巡するというふうに、「ひこにゃん」がその地域のほうでこういうふうに活動していると。これは、そのエンターテインメント課のほうでそれを行っております。

もちろん、先ほど、護佐丸くんも保育園入学式イベントに参加している点は、今後もずっと続けていってもらって、さらなる高みを持ってやってほしいと思います。

さらに、この「ひこにゃん」の定時登場ということで、彦根城に登場して、観光客のおもてなしを行うと。これは、まず平日の1時半と3時に、大体30分か20分ぐらいでしたね、僕らが見たのは。それを、平日はそこで、彦根城の天守閣とか博物館前で、そこでセレモニーというか、みんなに愛想を振りまいて行う。そして、

土曜日・日曜日は四番町スクエア、これは町のほうに出ていって、そして約20分、30分ぐらいPRする。そして、同じように1時半から3時は彦根城に戻って、そこでまた一つのエンターテインメントをやっておる。さらには、平日の午前中は、彦根市に婚姻届、出生届、転入届のいずれかを提出した方々とのツーショット撮影会を、特別撮影会ということで行っていると。

その彦根城での、「ひこにゃん」に会いたいという観光客数が年間20万人。これ、「ひこにゃん」にだけです。彦根城には、年間大体50万人から60万人来るとは思いますが、その27%、約3分の1は「ひこにゃん」に会いに行きたいというふうな形で、それだけ彦根市は、観光イコール「ひこにゃん」に託すということで僕らは受け取りました。

そして、村長が言いましたが、何か年賀状が届いていると言っていましたね。これもすごいんですけども、「ひこにゃん」に年賀状が、年間1万5,000通来るらしいです。それをひこにゃんが、その1万5,000人に一つ一つお礼状を書いていると。それが、そのはがきがパスポートになっていて、3回入場券として使えるとの事でした。

そういうふうなことで、この「ひこにゃん」の強みというのが、まず彦根城にはある。要は、「ひこにゃん」のホームがある。これは護佐丸くんと一緒にですね。要するに、護佐丸くんは中城城跡の要は城主ですので、そこにやっぱりいるべきだと僕らもずっと思っていて、そこで何かできないか。それと、もう一つは、365日会えるという強みがあるということで、大きな観光客誘致に貢献していると、成果が出ていると。

その「ひこにゃん」の経済効果が5億円。これ実際は統計上の、パーセントで。5億円以上の経済効果があって、それを彦根市としては、行政として観光協会に手を入れているわけじゃ

なく、民間事業者の各々が、「ひこにゃん」のこの人形というんですか、を製作して、あるいはオリジナルのパッケージなんかを作って各々が販売する、自分たちで事業所を立ち上げる。ですから、経済効果もそこで産んでいるというふうに聞いております。

小橋川恵美議員から課長に質問があったときに、イラスト使用の承諾の件に関しては、業者に委ねて確認を行いたいというふうな、何かそれで許可したいというふうな回答で受け止めたんですけれども、そういうことじゃなくて、できれば、前回、ニンジンのデザインを作りました。ニンジンパッケージ、オキコパン、あれに「護佐丸くん」のキャラクターが、やっぱり愛着のあるキャラクターであってほしいがために、やはりちょっと違う方向で、業者に委ねて行かれて困るもんだから、それを中学生とか小学生にデザイン画を、教育委員会と協議しながら書いてもらって、そこから使えるようなデザインをもらって、それをシールとかそういったもので作るとか、あるいは一般公募して、その「護佐丸くん」のシールとかを作っていたら、さらに護佐丸くんが活躍できるんじゃないかなと思いますので、この辺、課長、再度御検討いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そこで、大枠1の世界遺産中中城城跡で、「護佐丸くん」の活用強化の本題になりますけれども、中城村独自の観光客おもてなしとして、護佐丸くんを核として、観光客とのスナップ撮影とか、それから時間を定めての対応演出とか、あるいはカートで、いろいろとあると思うんで、カートで乗車しながら、こういろいろと演出して写真を撮ったりとか、そういったできるところからまずチャレンジしていただきたいと提案いたします。

とにかく、中城村と言えば、中城城跡と護佐丸くん独自の活用拡大をしたほうが、観光収

入や、それから観光来訪者の増加に有利に僕は働くのではないかと考えております。

そこで担当課長と観光協会会長はどのように考えるか、意見を聞きたいと思います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

今、修議員から御提案のある活用方法につきましては、午前中、恵美議員からも質問がありましたように、彦根市等先進地の事例を参考に、できることから検討し取り組んでいきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 では、修議員の再質問にお答えいたします。

修議員のお話を聞いているだけでも、彦根城に行きたくなるような質問でございました。

毎日というわけにはいかないと思うんですけれども、保育園に出向くですとか、あと、例えば城跡にどこかの小学生が予約で入るよとか、まずそこからだと始められるのかなというふうに思っておりますので、できる限り、私も護佐丸くん推しでございますので、いろんなところでPRして、もっともっと愛される護佐丸くんになってほしいなというふうに思っておりますので、この提案としてはすばらしいというふうに思っております。こちらからも努力していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 確かに夏場、やっぱり環境も違うと思うし。担当課の係長とも話したんだけど、やはり大変ですよというのは、これも重々知っております。だから、できる、その10分でもいいし15分でもいいし、それから、今言うように来訪者が多い、それに合わせてやるとか、まず小さいところから「護佐丸くん」

を多投してチャレンジする。

課長、まずチャレンジしなければ、「護佐丸くん」自体の要は知名度が上がれば、やっぱり中城城跡、課長が今帰仁城跡よりはという話をちょっと控えめな回答でしたけれども、私は、中城城跡は、やっぱり沖縄県のちょうど中心で、おへその辺りにあるすばらしい場所でもあるし、そこに、ただ城壁だけを見ても、今以上になかなかその評価が上がらないのであれば、そこに城主を、「護佐丸くん」を多投して、チャレンジしていただきたいと思います。

そのチャレンジするに当たって、我々も、我々といっても全部じゃないけれども、できることがあれば協力していきたいと思いますので、ぜひとも観光協会会長のほうからも頑張ってもらいたいと思います。

それでは、大枠2番、商工会と観光PRです。

中城村創業支援事業計画の中で、課長の回答の中に、学生と企業との交流事業を何か行おうというような回答がありましたけれども、その内容というのは、学校関連と何か取組を行うことなのか、企業支援として受け取る助成金等の仕組みについて、ちょっと説明を伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

学生と企業との交流ですが、現在、中城中学校2年生を対象に、創業者の成功の事例等の講話とかを、総合学習の枠の中で活用して取り組んでいけたらということで、学校側と調整しているところで考えております。

また、企業支援の取組としては、条件をクリアした新規企業、創業者を対象に、上限200万円の補助金申請が可能となる仕組みになっております。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休憩（14時10分）

~~~~~

再開（14時10分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 助成金。補助金ですね。補助金として上限200万。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

休憩します。

休憩（14時11分）

~~~~~

再開（14時12分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

○7番 新垣 修議員 理解いたしました。

何か成功者、成功事例者との講話等を学校で行うというふうな内容と、しっかり200万円の補助金ということになるのであれば、やはり今後、中学生でそういった講話を行ったときに、大学を卒業したときに、その若者たちが成功事例者の話を聞いて、私も企業を起こしたりとかいうふうになったりするのかなと。

要は、若年世代の創業者が村内に多く増えていくことは、やはり経済的にも活性化されるし、地域も盛り上がるし、素晴らしい取組になるのかなというふうに期待をいたしますので、ぜひともその内容等を、令和7年から5年間でしたか、大々的にPRしていただいて、1人でも多くの創業あるいは起業、若者たちが増えるように努めてもらいたいというふうに期待いたします。

大枠2の②の中で、何か課長がパッケージ、包装紙は行政側で作成していかうか検討するという回答だったんですけども、私のこの質問の趣旨が、書き方が悪かったのか、商工会を通してといった趣旨は、まずは今、商工会に育成補助金を出しておりますよね。その補助金に使用要項をつけて、お土産用紙袋とか護佐丸くんステッカーとかを作ってもらいたいと。そうすると、印刷業者の育成にも一役買うことができ

るんじゃないのかなというふうに考えられます。

そして、課長が回答で、大枠の1の③での中城跡をモチーフにしたお土産開発ができれば、それらをその中城紙袋とか包装紙で包んで入れられるように活用できれば、まずお土産開発、それから業者育成、そのお土産を開発する業者育成、そして城内でそれを販売できる。だから、一石三鳥の効果が得られるのではないかなというふうに考えたんですけども、その辺、再度見解を伺います。

**○議長 伊佐則勝** 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

**○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏** お答えします。

補助の活用につきましては、観光の発展のための活用方法等を再度商工会と協議して、また検討していきたいと考えております。

**○議長 伊佐則勝** 新垣 修議員。

**○7番 新垣 修議員** 補助金の内容がその育成となっているので、その辺をちょっとついて質問させてもらいました。

これまで何ら変わらず、毎年毎年270万から300万規模の商工会育成補助金というのを出しているんですけども、育成というのにちょっと引かかって。育成するのであれば、そういうふうに、よく福祉課のほうで自治会50万の育成補助金なのかな、あれにはちゃんと指定要項があって物品と文化で分けているわけだから、じゃ、商工会の会員の育成のためにも、そういうふうに観光に特化するような何かこう指定ができれば、ちょっとまた一石二鳥になるのかなというふうに考えております。

村長の答弁にもありましたように、こういった今いろんな意味合いでパッケージが必要だというふうに聞いて、よく私たちも視察へ行くときに、裸状態で持っていくのもちょっと恥ずかしいという気持ちで、そこに中城村をPRできるような紙袋があれば、さらに成果が出るの

かなと思っています。

その辺、これ観光協会がやるのか、行政がやるのか、商工会やるのかはいろいろと協議していただいて、観光協会会長も一緒に考えていただきたいと思います。

3番目のPRリーフレットに関しても、観光用のPRというふうに解釈されたのかなと思うんですけども、それじゃなくて、その村勢要覧に関して質問したつもりだったんですよ。

観光振興課の範囲内で行えるPR、情報発信のデジタル化については、とてもいいことだと思うんですけども、できるなら、課長、ここ大事で、委託業者に依頼するのではなくて、担当課内で作成・発信できるように、デジタルも強みを持ってやってもらいたいと思います。

村長に質問いたします。その村勢要覧をどのように捉えるかを伺います。

**○議長 伊佐則勝** 村長 比嘉麻乃。

**○村長 比嘉麻乃** 村勢要覧、前回作ったのが平成28年の4月に発行だと思いますけれども、私も政務活動で行くときに、もっと新しいものがないかなというふうには思っておりました。

やはり中を見てみましたら、作り方は非常にいいと思うんですね。でも中身が、やはり今から8年前に比べますと全然もう変わってしまっていて。まず、役場が変わっていますよね。役場の写真も以前の役場の写真だと思いますし、あとは老人福祉センターもあったと思いますが、それももう解体されていて、人口も違っていたり、いろんな面で違っているのがあるのかなというふうに思っております。

その村勢要覧の中には、各保存会の会長の名前があったりとか、以前のものだったり、やっぱりこの歴史とともにやっぱり変わってきてはいるので、今後は、課長が言うておりましたように、ペーパーにするのか、あるいはデジタルにしていくのかというのは、これは検討していくべきではないかなというふうに思っております。

す。業者を使うのではなくて、課でできればなおさらいいなというふうに思っておりますので、すぐにはこれはまた時間がかかるものではないかと思うんですけれども、会議などをして、これは前向きに検討していきたいなというふうに、今お話を聞いて思いました。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 今日これまで何名かの議員が質問していますが、ほとんど財源がかかるような内容で、やっぱり多分困っているのかなと思うけれども、今言うように、村勢要覧、前回のやつは、もうすばらしい出来上がりで、そこまで僕も望んではいないです。これは以前、村長と一緒にいった福岡県筑上町の町勢要覧。あれは、本当に温かみのある作り方で、こういう感じで袋に入っていて、手軽さが受けられると思うので、この辺も加味して御検討ください。

今回の質問をまとめたいと思います。

観光受入強化あるいは観光立村を目指すということで、取り上げていますけれども、観光振興計画も小橋川議員もお気づきなのか、私もその10年計画にはまだまだ遠い道のりで、遅れているのではないのかなど。観光協会が観光収入によって得られる入場者数に対する観覧料の推移は比例して、入場者数が伸びれば伸びるほど収入財源が向上することは、一目瞭然の成果として挙げられると思います。

両村に観光協会がある中で、城跡の入場者数が伸び切れていない状況には、取組に何らかの欠点があるのか、あるいは城跡観光に魅力を感じ飽きたのか、様々な視点があると思うんですけれども、中城村独自の観光のおもてなしを真剣に確立しなければならない、僕は岐路に立っていると思っております。

ブランド戦略においても、中城城主の護佐丸くんと世界遺産中城城跡を分かりやすくセットにして活用することで、これからの戦略に展開

推進を図ることで、V字回復に向けられるのではないかと感じております。

観光協会会長はじめ、担当課での、これからの観光推進展開に期待をいたしまして、一般質問を終わります。以上です。ありがとうございました。

○議長 伊佐則勝 以上で新垣 修議員の一般質問を終わります。(拍手)

休憩します。

休 憩 (14時22分)

~~~~~

再 開 (14時40分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、4番、桃原 清議員の一般質問を許します。

○4番 桃原 清議員 議長の許可を得ましたので、これから一般質問を始めます。

皆さん、こんにちは。お疲れさまです。では、通告書を読み上げることで質問といたします。

議席番号4番、桃原 清、一般質問始めます。

大枠1番、中部広域移行。

①村長は、多くの村民が望んでいると思われる那覇広域都市計画区域から中部広域都市計画区域への移行について推し進めるとしているが、その推進状況について伺います。これ、進捗状況について伺います。

大枠2、南上原地区への交番設置。

①南上原の交番設置については、前村長時代に、前村長と麻乃現村長ともに宜野湾署に出向いて、そのときは少し進展しているような時期もあったが、その後は進展が見受けられない。現在の進捗状況について伺います。

大枠3、ごさまるしえ設置について。

①ごさまるしえの進捗状況について伺います。

大枠4、姉妹都市協定締結の件。

今般、政務調査にて香川県善通寺市と徳島県板野町を訪問したところ、徳島県板野町より、ぜひ姉妹都市協定を締結したいとの申出があり

ました。この件、前向きに検討していただけないか伺います。以上、答弁よろしくお願ひします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、桃原 清議員の御質問にお答えいたします。

大枠1につきましては都市建設課、大枠2は住民生活課、大枠3は産業振興課、大枠4は企画課のほうでお答えいたします。

私のほうからは、お尋ねの大枠2の南上原地区への交番設置についてお答え申し上げます。

議員おっしゃっていましたように、前村長は、当時、南上原自治会長もともに、当時はPTAの会長と、あと老人会、様々なところからの署名などもいただいて、一緒に要望には行きました。当時の村長と私と行きました。もちろん、その時にも進展の話も多数ありましたけれども、私のほうからも、就任後は交番設置要請ということで、交通安全出発式ですとか、あと先日は落成式などがありまして、そのときにちょっと早めに行って署長とお会いして、ぜひ南上原に交番をとということで、何度も今伝えております。

署長からも、できるだけ早急に設置できるよう取り組みますということで、ただいま前向きなお言葉をいただいているところでございます。

詳細につきましては、各担当課のほうからお答えをいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、桃原清議員の大枠1番、中部広域移行についてお答えいたします。

令和元年度から行われている沖縄県の区域区分検討協議会で示された中城村・北中城村の共同まちづくり計画の策定、無秩序な市街化防止や計画的な市街化誘導の方向性、立地適正化計画の策定について、これまで両村で取り組んでまいりました。

令和5年度に中城村・北中城村共同まちづく

り計画を策定し、令和6年度中に土地利用計画案及び立地適正化計画案を策定予定であり、沖縄県から求められている計画などの資料は既に策定しており、両村の土地利用・立地適正化計画検討委員会でも示されていると考えております。

令和9年度の沖縄県マスタープランの改定に向けての中部広域都市計画区域移行については、現在の計画案を本格的に運用するために、用途指定や住民の合意形成などに対して、スケジュール的にはかなり厳しいものと思っております。そのため、沖縄県で中部広域移行の可否について早期に方向性を示してもらう必要があります。令和7年度以降も、引き続き協議を行ってまいります。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 桃原議員の御質問、大枠2についてお答えいたします。

交番設置の進捗についてですが、沖縄県警本部や宜野湾警察署より交番設置についての正式な決定の連絡はまだありませんが、宜野湾警察署の担当部署とは連絡を取り合っており、コミュニケーションを取っております。

また、先ほど村長からも答弁ありましたが、村長御自身も、交通安全の出発式あるいは宜野湾警察署の落成式、いろんな機会に署長のほうに直接お話ししたり、2月27日にも宜野湾警察署、署長のほうを直接尋ねて、設置についての要請を行っております。以上です。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 それでは、桃原議員の大枠3の①についてお答えいたします。

昨日、大城議員の答弁と重複しますが、昨年実施しました中城村商工会会員向けの公募状況は、結果として運営事業者の申出はありませんでした。

現在は、沖縄県内に事業所を設けている事業者向けへ公募条件を拡充し、引き続き運営事業者へ募ることとし、今後のスケジュールとしまして、令和7年3月21日から1か月間、募集要領の配布を、ホームページ、産業振興課窓口、村商工会にて配布し、4月下旬頃をめどに参加申し込みいただいた事業者へ説明会及び現地見学会を行い、5月中旬頃、事業者を最終決定し、事業者との契約に向けた締結を6月議会の案件として提出する予定で進めております。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 大枠4についてお答えいたします。

一般質問で初めて耳にした次第でございます。経緯などはお聞きしたいと考えますが、現時点におきまして、新規に姉妹都市等を締結する考えはございません。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 では、これから再質問を始めていきます。

まず、大枠1、中部広域移行、この中部広域都市計画区域への移行については、前村長のときに推し進められ、そのときの地域懇談会の中で前村長が、何かどこでも家が建てられるようなことを発言し、まさか村民がそのまま額面どおり信じたわけではないんですが、その後、この中部広域移行については、相当期待している村民もいるのかと思われまます。以前の話をもそのまま信じるわけではないんですがね、何とかこれまで何十年も、土地に関して中城村内はいろいろ問題があったんで、期待してる人は多いと思います。

この件は、もともと国も県も全然予定をしていない、中城・北中城を中部広域への移行をする予定というのはなかった中で、中城・北中城両村から提案した案件ではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 この中部広域都市計画区域への移行というものは、令和元年に中城村・北中城村両村長にて、沖縄県知事に中部広域都市計画区域移行ということで要望した、この内容としては、やはり両村が抱えている、中城村では92%の市街化調整区域、北中城村では85%の市街化調整区域という、昭和49年に定められた市街化調整区域というもので、両村が進めたい、目指している土地利用というものが、その市街化調整区域というものが妨げているという考えから、両村で要望したものでございます。

この中部広域移行に向けては、市街化調整区域というものがなくなった場合の無秩序な市街化防止など、そういうものをやはりどうしていくのかというものがネックになっているので、現在、土地利用に関しての無秩序な市街化防止の抑制とか計画的な市街地の誘導とか、そういうものも含めながら計画案を策定している状況でございます。

それで、県の区域区分検討協議会で示された、県から示された条件は、共同まちづくり計画とか、この立地適正化計画の策定とかで、今この課題はクリアしていると両村は考えております。それで、令和9年の都市計画区域、沖縄県の都市計画区域に関するマスタープランの改定に中部広域移行というものを載せるために、今現在、沖縄県にこのボールは投げられているものと、両村は認識しております。これで沖縄県がどういう、この移行に関してはどういうマスタープランの改定を行って、実際中部広域に移行する計画を策定するのか、その方向性を今示してもらうために協議を進めているところでございます。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 では、今の件を踏まえて、次、共同のまちづくりについて伺います。

この件は、令和になってから四、五年、なか

なか進捗しないような状況だったと思います。令和元年から四、五年、一般質問で出るたびに、中城・北中城、あとしまたてと3者で協議を進めますという話もありましたけれども、答弁の中で。しまたては、国土傘下の何かコンサルであり、そういった一緒に進めるような団体ではないのかなと思うんですが、二、三回ほどそのしまたての名前は以前出てきました。個人的には、それが四、五年止まった状態だったのが、下地参与が参加して、ちょうどその頃、一步進んだのかなと。そのような感じはありました。共同のまちづくりで、初めて北中城・中城がテーブルに着いて、一步だけ進んだのかなという感じはありました、そのときに。

今後は、参与は退職なんで、参与が行っていたことは副村長が行っていくことなんで、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

この中部広域移行の件とともに、最近では地区計画を入れるという話がよく聞かれます。中部広域移行は村長の公約でもあるんですが、並行して地区計画も入れるつもりだと思んですが、この地区計画が、実際、久場はそういうような予定ですよ。久場みたいな形で地区計画を入れる予定がある、もしくはまだこの可能性があるというの、今何箇所あるのか伺います。村内で。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 今、久場・泊地区に関しては、この地区計画というものは、那覇広域の中での市街化編入に伴う地区計画でございます。これに関しては、以前から、久場前浜原線が開通に伴い、この条件が整えば市街化編入、5年おきの沖縄県のマスタープランの改定にとらわれず、いつでも条件が整えば市街化編入が可能であるという、そういう特定保留という位置づけをされていますので、これはそのまま那覇広域の中で進めているものでございます。

そのほかに、タウンセンター地区として、こ

れは市街化調整区域の中で行える地区計画というものを現在行って、策定を行っております。これに関しても、那覇広域の中でできる、これに関しては商業施設誘致をいち早く進めるために、那覇広域の中でもできるものやっというということで、地区計画の策定を進めているところでございます。

今現在は、この久場・泊地区の地区計画と、このタウンセンター地区の地区計画というものはちょっと違う位置づけのものでございまして、久場・泊地区に関しては市街化編入、このタウンセンター地区に関しては調整地区内の地区計画、市街化調整区域でも行える地区計画ということで進めているものでございます。

それ以外には、現在のところ、今、地区計画というものは予定しているところはございません。

ただし、中部広域移行が実現すれば、この市街化調整区域がなくなった場合に、いろいろ用途指定とかを行いながら、またその用途に応じた地区計画とか、そういうものも策定していかないといけないものではございます。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 次の質問で、この地区計画が全て共同のまちづくりの一部と見ていいのかどうかというのを質問しようと思ったんですが、別ということですよ。

それでは、地区計画ではなくて、このタウンセンター、ここら辺になるんですか、タウンセンターの場合は、土地は、農地は用途変更だけして、例えば地区計画であると全て市街化区域になって、タウンセンターの場合は土地一筆一筆を、これ用途変更をするということになるんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 この今行っているタウンセンター地区については、農振農用地は含めておりません。この調整地区の地区計画で

は農振農用地を含めることができません。

今、タウンセンター地区というのは、中城の中心地として、今、沿道地区とか、中のほうは住宅地区であるとかで、公共用地が公共公益地区であるとか、そういう形で、その用途、その場所に依じて、それに適した用途、今まで市街化調整区域の中では緩和区域というものもございましたけれども、その中では事務所が建てられない、商業施設が建てられないとか、共同住宅が建てられないとか、そういう要件がありましたので、この調整地区の地区計画というものをいれて、ある程度のこの用途を定めれば、そういうものが建てられるようになるということで今進めております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 では、次の質問をいたします。

先ほどちょっと出ました県の都市計画マスタープラン、これについてなんです、今その件をちょっと調べたところ、県が進めている都市計画区域マスタープランについて、公述申出についてどこもなかったということがあるんですが、この公述申出というのは、こういうふうに変えていきたいという申出を県にするということなんでしょうかね。お願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 すみません。その公述申出について、少し今、私のほうでちょっと把握していないんですが、このマスタープランの改定は、5年に一度見直しというものがございます。その中で、例えば那覇広域の中だと、その市街化調整区域の部分を市街化編入するとか、その要望を出すものなのかもしれません。今、その公述申出というのが把握してないので、申し訳ございません。また調べて回答いたします。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 多分、この公述申出と

いうのが、もう出ていなくて、現在は締め切った状態で、県の都市計画マスタープランが進んでいるということなんですが、今回この県のマスタープラン、答えが出るのは、終わるのは何年、令和9年ですか。ちょっとお願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 現在のところは、令和9年に第7回だったかな、すみません、6回か7回の、5回だったかな、7回ですね、第7回の見直しが行われる予定であります。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 ここで、一番最初に確認した国・県が全然予定をしていない状況の中で、最初に中部広域移行というその案が出て、それ、動いてるわけですよ。先ほど課長は、ボールは県に投げられているというふうにおっしゃっていましたが、実際何もない状態で中部広域に移行したほうが、中城・北中城はよくなると。そのために、この計画が出てきたと思うんですよ。

ですから、今マスタープランのこの申出を締め切って、県が進めていると思うんですが、今は何もない、ただ県から答えが出るのを待つだけではなくて、もう中部広域へ移行するんだということで頑張ってる動いてほしいんですよ。何するかは、まだ分からないですよ。今、県が示したということは、すぐには県への働きかけは、やることはすぐにはないかもしれないんですが。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 すみません、先ほどの公述申出というものなんですが、住民側から、このマスタープランの改定とか、この都市計画区域に関してのものを県に対して申出をすることができるものだったというのを、今確認いたしました。それが、今もうなかったというこの回答だったと思われまして。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 それについては、先ほ

ど副村長が別の議員への答弁で、これからも頑張っていくということがありますので、その件については、ちょっと頑張してほしいという期待はしてはいます。

ただ、この今回の県の進めている都市計画マスタープラン、これの結果が出た後の件について相当気になるんですが、まず本村では、長年、村民は、中城村は経済発展の面で遅れていると感じてきたんじゃないかと思います。そのために、前村長は画期的な案として、国も県も全く予定していない中部広域への移行計画を打ち出したのではないかと、私は思います。

今回の県の都市計画マスタープランの中で取り上げられていなくても、進めていくべきだと思いますが、副村長が先ほどの答弁の中で頑張っていくとおっしゃったとおり、今回の、令和9年度に終わるんですか、令和9年度に中城村にとってあまりよくない答えが出たりしても、それでも、もう50年、60年と村民は期待してきたわけですから、それについてはまた副村長に頑張っていたきたいんですが、それをちょっと意思を確認したいと思うんですが、副村長、どうですか。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 再質問にお答えします。

先ほど都市建設課長から、ボールは県のほうに投げられたという話がありましたけど、令和9年に、今のスケジュールでは、県のほうは令和7年からマスタープランを進めていきます。ただ、その代わりに、北中城も中城も独自のマスタープランを作成しないといけないと。今は中部広域のマスタープランをつくるのか広域でつくるのか、これ迷っているところです。全然前に進まないんです。県のほうでまだはっきりしないもんですから、まず県に、来週あたりにまた県のほうの統括官に会いに行きますけども、もうとにかく、中城村は中部広域に移行すんだというのを進めて、今度令和9年にできなけれ

ば、またあと5年後の14年度になってきます。その間、相当な予算を使っています。その辺で、今回、県のほうがどういう回答を出すか、僕らもちょっと分かんないんですけども、まず村としては中部広域移行、令和元年から頑張ってきてますので、これを今やめるわけいきませんので、引き続きやっていきたいと思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 今の件はですね、課長も県にボールは投げられたという表現じゃなくて、もう常にボールを投げ続けると、村から県に対して。それぐらいの気持ちで頑張っていたきたいです。お願いします。

続きまして、時間の都合上、まず、先ほど姉妹都市の提携の予定はないと企画課長からありましたけど、まず大枠2、3は後回しで、大枠4の再質問をしていきます。

今回、政務調査ということで、徳島県板野町と香川県善通寺市を訪問しましたけれども、最初、徳島県板野町は、訪問の1か月以上前に政務調査での訪問を申し出たときに、訪問先が板野町に決定するまでに何回か電話でやり取りをするんですが、2回目、3回目と電話で話をするたびに、対応がだんだん柔らかくなってきました、相手の。

沖縄から県外政務調査に行く場合は、航空運賃、宿泊費等予算がかさみますので、なるべく、あと県民性の違いなどもあるんで、なるべく2県にまたがっていつも訪問するような形を、計画をなるべくしています。今回も徳島県板野町に対し、香川県のほうでなかなか日程が決まらないという話をしましたら、予定している週でも、その次の週でもいい。先に訪問してもいい、後に訪問してもいい、全部受けますというような形で板野町が来たもんですから、大変計画がしやすかったと。

逆に香川県の善通寺のほうで、なかなか議会

の関係上、なかなか前後が決まらなかったもの  
ですから、それでも板野町はずっと待っている  
状態で、後で考えたら、この時点から、もう何  
か姉妹都市の考えがあったんじゃないかなと。  
ちょっと優しすぎるような感じもありましたの  
で、後になってそういうふうな感じはありまし  
た。

板野町というのは人口が1万3,000人。ちょ  
っといい話をすると、ここは四国ではあります  
けれども、交通の便が大変いい、神戸国際空港  
から車で1時間半、橋を渡ったら。大変交通の  
便がいいというのと、あと板野町はあんまり大  
きくはないんですが、日本の徳島高速と高松高  
速でしたかね、二本の高速道路に挟まれて、両  
方のインターチェンジがあると。それを利用し  
て、ETCであれば、この板野町のETCで高  
速から出て2時間以内、買物して2時間以内に  
ETCで戻れば高速から出なかったことになる  
と。そのまま継続で高速料金は計算されるとい  
うことで、2時間以内であれば自由にETCで  
出て買物してETCで帰るとい、こういう状  
況も今あるらしいです。

それと、中城は島にんじんをたくさん作っ  
ていますけれども、この板野町は、春にんじんの  
生産量は日本一と。農業は潤っていますと言っ  
てました。若い農業者は、昼間は農業機械で、  
夜は高級車を乗り回していると、そんな感じで  
言っておりました。実際見ても、山じゃなくて  
平野にあるんで、畑が砂地、土と砂地で、とて  
もいい感じの土なんです、ここは。だから、も  
う、エンジンがたくさん広がっていました。春  
にんじんです。そういうところでしたね。

それと、これまであちこち私行ったんですけ  
れども、仕事で、個人的な見解ながら、これま  
で付き合いしてきた人たちの中で、四国の人って  
大変穏やかな感じがするんですよ。九州の人っ  
て、なかなか沖縄に対してはちょっと勝負する  
ようなところが少し出たりするんですけど、酒

でも自分たちの地元の酒を持ってくるんですよ。  
泡盛には負けないという感じで。四国の人とい  
うのは大変穏やかな感じがありますね、これま  
で付き合い。ですから、大変いい話ではある  
と思いますよ。

板野町のレクチャーが終わったときに、私、  
声かけて、みんなで集合写真を撮ったんですけ  
れども、こっちは4名で、向こう8名。写真を  
撮った後に議長と副町長がくっついてきまして、  
左手が触れるぐらいまで議長が来まして、顔が  
これ30センチぐらい、ちょっと口臭が気になる  
ぐらいまで顔を持ってきて、目を見ているん  
ですよ。2人でうなずき合って、副町長が姉妹都  
市の提携をしたいという話をしていました。も  
う本当に、議長、手が触れるぐらいのところ  
話をしていましたので。姉妹都市の締結をし  
たい。あと、どこともやっていないと。沖縄では  
ちょっと分からないんですが、内地のほうで小  
さい町村というのは周りも同じような状況が多  
いんで、なかなか姉妹都市の提携というのはな  
いんじゃないかと思うんですよ。全部競争相手  
ですから。沖縄の場合は、お願いすれば、すぐ  
相手は見つかりますけど。

そういうことで、どこともやっていないとい  
うことで、私たち4名に対して、ぜひ姉妹都市  
の締結をしたいという話をしていました。

これ、板野町が望んでいるんで、中城村のた  
め、あと児童生徒のためには、大変いいことじ  
ゃないかと思っはいます。

どうですか。まだ、村長、なかなか気持ちは、  
もうまだしないという気持ちですか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 桃原議員の熱意は非常に感  
じておりますけれども、すごく人がよくて、あ  
と、とてもよくしてもらったということもあり  
ます。

私もいろんな人と出会って、すごく人によく  
されたこともありますので、私自身、そこに行

ったことありませんけれども、いろいろと今後、見ながら考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 最後は、レクチャーの後に施設を回るときは、町長、議長、あと職員、課長以下職員8名でずっと一緒に、ずっと最初から最後までいたんですけど、施設を回るとき、道の駅の中で施設を見ながらレクチャーやって、また施設を回る。あと、同じ敷地内、広いんですが、そこに防犯体制のヘリポートもある。備蓄の倉庫もあるとか、いろんな施設があったんですよ。そこを回るときは、防犯担当の9名で全部相手をしてもらいまして、ずっとくっついて話をしながら、そういうふうにやっていました。

最後、施設の見学も終わって、道の駅の中でお土産を買おうとしたら、議長、副町長はずっとくっついていたんで、もうお土産を買って帰りますと言って離れてもらいまして、それから我々、お土産を買って帰ってきました。

人がいいんでしょうね。普通、政務調査に行ったら、どこに行っても施設の中にレストランがありますと。食事はなるべく町内で、市内でお願いしますというのが普通なんですけど、この板野町は、神戸は、大阪はいつも混むから、1時間半とはいえ空港まで時間がかかるから、分からないから、レストランで気を遣って食事はしなくていいですよ。淡路島のほうで、途中で食事して、安心して帰ったほうがいいですよということで、じゃ、ありがとうございますと言って、食事もしないで出てはきましたけれども、大変人柄がいいんですよ。ですから、何とか締結については、前向きに考えて進めていただけないかと思います。少しでも、じゃ、ちょっと板野町を調べてみたいということであれば、私、帰るときに必ず連絡はしますということで約束してあるんで、やるやらない別にして、少

しでも興味が湧いたんであれば紹介してもいいですので、企画課長と村長で、何とかいい方向で考えてください。

最後、どうですか。この板野町については。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 すごくいい人たちだなというふうに思っております、逆に、私たち中城村も、そういう人たちようになればいいなと。また別のところから、中城は非常にいい人たちばかりだよというような言い方をしていただけのように、この村も頑張りながら、これに関しましては検討させていただきます。以上です。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 大枠4については、以上で終わりにします。また、あんまりしつこく言うと大変なんで、いい方向でお願いします。

次、戻りまして、大枠2、南上原への交番設置について。

これ、ちょっときついこと言いますけど、なかなか南上原の交番設置が進んでいないように思うんですよ。あれ、宜野湾署に行ってから、もう4年ぐらいになりませんか。4年ぐらいはなりますね。なかなか進展しないということがあるものですから、前回の12月定例会の中で私言いましたけど、奥間案はどうかと。これ、なかなか村長の立場として厳しいかもしれませんけれども。

ただ、気になるのが、ちょっとこれ、課長に聞きたいんですけども、交番の定義と派出所の定義、これ定義で違いなど分かりますか。交番と派出所。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えいたします。

すみません、細かい定義というわけではないんですけども、交番と派出所は、もともと同じものであるというふうに理解していただいて、交番は24時間365日ずっと開いている、常駐常に関

いているような状況で、あと、駐在は、私たちと一緒に、朝何時から夕方は何時までという勤務の仕方では駐在はいると思います。今、すみません、それぐらいの区別という理解しかしておりません。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 津覇にあったのは駐在でした。派出所というのは、多分、所轄の何とか署、宜野湾署、沖縄署とか何とか署、所轄の、そこからお巡りさんが派遣されてやっているところが派出所。その中の一部が交番だと思っんですよ。交番はあれじゃなくて、2名掛ける3、8時間勤務で2人ずつの3組、これが交番だったんじゃないかと思うんですが、ただ、気になるのは、この南上原に交番設置の話が進まないというときに、万が一、間違えて、派出所ということで設置しますよみたいなこと言われて、これ勘違いしたら大変なことにならないかなど。津覇は駐在所ですよ。あそこは1人が、そこにずっと生活しているというんです。ただ、今回、駐在所の建物が使えないんで、この間、答弁で、野嵩交番から朝向こうに出勤して、津覇に来て、今は奥間ですか、この駐在の仕事はこなしていますという話がありましたね。これが駐在で、実際今、奥間から伊集までは行ったり来たりして、お巡りさんも大変で、まともな駐在所の機能かどうかというのはちょっと難しいんですけど、ただ、派出所というのは所轄から派遣されたというだけで、幅が広い状態のこと言っているみたいで。南上原に派出所を設置しますと言われて、ちょっと喜んでしまったら、また大変なことにならないかなという危惧があるもんですから、まず、中城村に作るのは絶対交番で、今、愛知交番から上地区に来ていますね。北上南上原は、愛知交番から。だから、南上原につくるんだったらいいけれども、北上原につくるんだったら意味がない。別に愛知から回ってくれるからいいんじゃないかというこ

とになるんですよ。

ただ、南上原は奥間と近いんで、奥間と南上原というのは、時間的に測ると距離があってないようなもので、何分ですよ。とても早いですね。近いですよ。だから、南上原が、あまりにも条件がちょっと、あれ、土地の面とかで条件が悪いんじゃないかと思うんですが、そうであれば、奥間につくれば、南上原はとっても近い。駐在所はなくても、奥間から伊集まではとっても近い、新垣も近いということなんで、もう中城村のために、相当中城村のためになるんじゃないかと。奥間であればですよ、奥間であれば話は進むと。

村長の公約の南上原に交番をとというのがありましたけど、南上原に派出所をつくられるよりは、奥間に交番のほうが、条件が土地の用地の問題で南上原につくれなかった、難しいというだけであって、奥間につくっても公約達成にはなると思いますよ。

どうですかね、奥間で。それをちょっと研究していただけないですかね、村長、どうですか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 ずっと要望してきたのは、南上原地区に交番をとという設置の要望をしてきましたので、奥間での交番ということは今まで、もちろん要望はしてきておりません。

今、さっき課長からもありましたように、2月27日に、署長、副署長に出向きまして、南上原に交番をよろしく願いますということで言いましたら、これもう前向きにしっかりと検討していきますということで、南上原の土地のほうでも構わないというふうに私は思っておりますので、そこから話を進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 じゃあ、またしばらくは今の状態で頑張ってください、南上原でそのまま最初の考えどおり進めてください。

ただ、あまり時間がかかるようでしたら、今言った奥間も、そんな悪い案ではないんじゃないかなと思いますので、少し検討していただきたいと思います。

大枠2は以上です。

次、ごさまるしえなんですが、ごさまるしえは昨日も一般質問で出ていましたので。ただ、あれは6年で打切りということになるんですか。あの場所は。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 (仮称) ごさまるしえの運営について、今のところ5年をめどに考えています。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 ごさマルシェについては、前からまだ、今回は10社で結果が出なかったということで、今のところ、もう再質問はないですから。以上で私の一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で、桃原 清議員の一般質問を終わります。(拍手)

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 (15時30分)

## 令和7年第2回中城村議会定例会（第17日目）

|                                |                 |                     |                                    |           |
|--------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和7年3月3日（月）     |                     |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和7年3月19日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                | 散 会             | 令和7年3月19日（午後3時11分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                | 1 番             | 小橋川 恵 美             | 9 番                                | 大 城 常 良   |
|                                | 2 番             | 玉那覇 登               | 10 番                               | 欠 員       |
|                                | 3 番             | 欠 員                 | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                | 4 番             | 桃 原 清               | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                | 5 番             | 新 垣 貞 則             | 13 番                               | 新 垣 博 正   |
|                                | 6 番             | 安 里 清 市             | 14 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                | 7 番             | 新 垣 修               | 15 番                               | 石 原 昌 雄   |
| 8 番                            | 屋 良 照 枝         | 16 番                | 伊 佐 則 勝                            |           |
| 欠 席 議 員                        |                 |                     |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 2 番             | 玉那覇 登               | 4 番                                | 桃 原 清     |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 比 嘉 保               | 議 事 係 長                            | 辰 さおり     |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 比 嘉 麻 乃             | こども課長                              | 比 嘉 昌 子   |
|                                | 副 村 長           | 新 垣 正               | 企 画 課 長                            | 金 城 勉     |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 都 市 建 設 課 長                        | 呉 屋 克 行   |
|                                | 総 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 仲 村 武 宏   |
|                                | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 忍               | 上 下 水 道 課 長                        | 下 地 良 和   |
|                                | 会 計 管 理 者       | 照 屋 郁 子             | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                | 税 務 課 長         | 比 嘉 聡               | 生 涯 学 習 課 長                        | 渡 久 地 真   |
|                                | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 森 本 雅 人   |
|                                | 健 康 保 険 課 長     | 島 袋 かおり             |                                    |           |

議事日程第6号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。

それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、15番 石原昌雄議員の一般質問を許します。

○15番 石原昌雄議員 皆さん、おはようございます。議席番号15番 石原昌雄、一般質問をいたしますので、よろしくお願いします。

始まる前に、今日から、また沖縄の選手団が行く甲子園大会で、沖縄も盛り上がると思います。私たち中城村も負けずに盛り上がっていきたいなど思っています。よろしくお願いします。

それでは、通告書に沿って質問します。よろしくお願いします。

大枠1番、地域交通計画の進捗についてです。

中城村における地域交通計画の策定が進められているが、その進捗と村内における課題について伺います。

①護佐丸バスは全字を通過しての利用は実現できるか。早朝のルートの見直しはできるか。

②各字でのバス停の増設はできるか。

③潮垣線の津覇から安里間の護佐丸バスの運行は可能か。

④スクールバスも一般住民が利用できるようにするにはどのような申請があるか、お願いします。

⑤交通弱者や利用者の立場にもっと寄り添った交通計画にするには何が必要か。

⑥タウンセンター周辺の交通計画も考慮されるか。

⑦観光客の一助となる城跡ルートは導入できるか。

大枠2番、地域懇談会要望事項の実現についてです。

昨年の7月に実施した地域懇談会での各字からの要望事項はどのように整理されているか、伺います。

①令和7年度の事業化や予算化はできたか。

②各字に公平に事業の計画はできるか。

大枠3番、南上原地区への交番設置についてです。

以前より、安心・安全なまちづくりに向けて南上原地区に交番の設置要望があるが、その進捗を伺います。

①設置の時期は分かりますか。

②設置場所はどこですか。

よろしくお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、皆さん、改めまして、おはようございます。傍聴の皆さんもおはようございます。

それでは、石原昌雄議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番につきましては企画課、教育委員会、そして大枠2番につきましては企画課、大枠3番につきましては住民生活課のほうで答えをいたします。

私のほうからは、まず大枠2番の地域懇談会での要望事項の実現はということで御質問をいただきました。その中の①です。

令和7年度の事業化や予算化はできたかという質問でございますけれども、懇談会の中からは、中城小学校区域の学童クラブ、そして福祉課のほうで行う予定の加齢性難聴者購入費用助成、これも懇談会の中からの声がありました。そして、今取り組んでおります旧役場跡地の(仮称)ごさまるしえ、その設置をしてほしいという声も多くありましたので、今それに向けて頑張っているところでございます。

続きまして、大枠3番の南上原地区への交番設置ということで、昨日も答弁いたしましたけれども、以前、前村長の際に、前村長、私、そ

して当時の議長、当時の自治会長、一緒に宜野湾署に交番設置の件で要望に行きました。私が村長就任いたしましたしても、交通安全出発式、そして宜野湾署落成式、先月の2月27日にも宜野湾警察署を訪ねまして、そこでしっかりと要望をさせていただきました。

本当にこれまで南上原地区に交番設置の要望は多いのですが、これまで時間がかかっていることに対しまして本当に申し訳なく思っておりますが、今、宜野湾署と一緒に早期の設置に向けて前向きに頑張っておりますので、引き続き要請をしていきたいというふうに思っております。

私のほうからは以上で、それ以外はまた各課のほうから答弁いたします。よろしく願いいたします。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆様、おはようございます。

大枠1の地域交通計画の④についてですが、スクールバスは現在、児童生徒の通学だけではなく、水泳指導の送迎や社会見学、遠足等の学校行事の送迎にも使っています。

住民の交通手段を確保することは大事なことだと思いますが、一般住民がスクールバスを利用することは、現段階では難しいと考えています。

詳細については、教育総務課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 大枠1の①から③と⑤から⑦についてお答えいたします。

①令和7年度の計画策定となりますが、やみくもに全字を通過させるものではなく、需要と合理性からの検討だと考えます。

また、現状の朝ルートは、当初からの目的達成のため、物理的、時間的にも最大限に考えられたルートだと考えますが、議員のおっしゃる見直し案に需要と合理性があれば検討も必要と

考えます。

②現在の1便当たりの運行時間からも、南上原以外は原則として1字に1か所としており、増設は厳しいと考えております。

③村道潮垣線の浜地区から津覇集落間までの道路有効幅員が狭い箇所です。4メートル未満というところから、現状のバスのポンチョの車幅が2メートル50センチありまして、対向車とのすれ違いが困難であり、運行は厳しいと考えます。

⑤理想的な考えで申し上げますと、議員がおっしゃる寄り添うべき方々の声を聞き、その声を反映することだと考えますが、実現可能でかつ持続可能な交通計画を前提とする場合、端的な要素で申し上げますと、潤沢な予算と運転手確保が必要だと考えます。

⑥現在、村では、タウンセンター地区内に位置づけられている旧役場跡地及び中学校敷地に、商業施設の誘致に向けて取り組んでおります。

商業施設の建設が決定すれば、当然バス停設置を検討し、商業施設事業者との調整も進めていく必要があると考えております。

⑦令和6年3月定例議会におきましても、石原議員より同様な質問がございましたが、県営中城公園の駐車場及び沿道整備が完了し、公園管理者である沖縄県より、公園内の護佐丸バスの運行許可をもらえる可能性があれば、中城城跡へのアクセスとして路線に組み込むことを検討していく考えであります。

大枠2についてお答えいたします。

行政懇談会要録として、各字毎に地域からの意見・要望、行政懇談会の際の回答、後日の対応方針、担当部署として取りまとめてございます。各自治会長へも資料をお渡ししてございます。また、村のホームページにも掲載しております。

①、②につきましては、各字からの合計で三百数十件の意見・要望としてまとめておりますが、各担当課において、管理、対応をしております。

できるものから取りかかっております。予算が伴うものについては、優先順位をつけながらの計画、対応としてまいります。

また、各字の公平性からも、各担当課におきまして優先順位をつけながらの対応としております。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠1の④についてお答えいたします。

スクールバスとしての運行形態を変更することは実質的に厳しいため、教育委員会としては、先ほど教育長が答弁したように、スクールバスとしての運行を最優先すべきであるというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 石原議員御質問の大枠3についてお答えいたします。

①の設置の時期についてですが、現在、警察内部で協議が行われており、設置についての正式な回答がないため、設置の時期についてはまだ把握しておりません。

②の設置場所についてですが、糸蒲公園内で協議を進めています。以上です。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 答弁ありがとうございます。

それでは、順を追って再質問させていただきます。

まず、大枠1の①からですが、護佐丸バスのスタートについて、もう既に10年にもなるわけです、運行して。その間に特に字浜については、同じように高齢者を中心として交通弱者がいるにもかかわらず、利用できない状況が10年も続いているわけです。ですから、ここら辺について、はっきり言ったら不平等の取扱いがあると。

こういう見直しする時期に見直ししなければ、いつやりますかというふうになっていきます。

ですから、今回の交通計画の見直しについては、これまでの考え方をさらに拡大してやってもらいたい。

確かに護佐丸バス設置のときは、設置するための理由が云々云々で、短い条件をやっていたかもしれません。でも、あれから10年たって、中城村の交通状態は、特に329では東陽バスが1台通るだけです。今までは2ルートもありました。それがさらに本数もなくなっていくという状態になると、329沿いの、そしてそれより下の潮垣線沿いの生活者は、何のためにバスが走っているのか、自分たちのためにはなっていないんじゃないかとそういう不満がどうしても出てきます。ですから、今までの考え方も当たっています。でも、さらに前に進めるような考え方を持って、今回の交通計画に反映させてほしいと思います。

字浜について、先日も試行をやったと思うんですけども、今後の見通し、もう一度お願いします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

まず、公共交通の役割として、交通弱者の足になるというところで、議員もおっしゃっていることも十分分かるんですけども、通してほしいとかバス停があったらありがたい、便利というようなバス停があることがステータスではなくて、真の利用者がいて困っている、それを助けるのが公共交通だとの認識でございまして、この弱者という取扱いなんですけど、真の利用者イコール弱者というところで考えていただきたいというのが公共交通としての考えでございまして、浜地区におきましては、以前より要望がございまして、今年、実証運行も行っております。

その辺の実績も兼ねて、私個人としてもできるだけ通したいという思いがございまして、従来申し上げているように、1回にかかる運行時

間が非常に長いというところからの利用者からの不満というお声もございますので、その辺も踏まえて7年度にきちんと整理をして、できるだけ組み込むところで考えていきたいと思っております。以上です。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 検討の余地はあるということだとは思いますが、やはりニーズというのは1でもあってもニーズなんです。10とか100とかがニーズの基本じゃないです。困っているところにどうしていくか、これが中城村という行政が地域に住んでいる人達のために何ができるかです。

公共交通という表現は、全国レベルの話ではないと思うんです。名前は公共交通で全国レベルですけれども、いざ実際に生活しているのは中城村内にいる困っている地域。1か所でも困っていたら、中城村は元気がない村になるわけです。たった1か所の字のためにも。そういうことを考えれば、便利なところが優先じゃないです。不便なところにもっと目を向けて、私たちはやっていきたい。

そのためには金がかかると言いますが、金かかるの当たり前です。この中城村の行事が金かけて黒字でないことはないです。村の行事は全部赤字です。その中からでも、やっぱりここは計画的にいつまでにはやっていこうとか、こういうのやっていこうなどという視点にぜひ立ってほしい。そうしない限り、今の浜の路線は恐らく開かないと思います。大きく視点を変えてほしい。

そこら辺は村長、副村長も含めてもっと、担当課任せじゃなくて。担当課はできるだけ金がかからんようにという方針でやっていきます。そうじゃない、金かけてでもいいから、もっと考えてくれという指示をぜひやってほしい。

そして、護佐丸バス、早朝のルートがあるんですけれども、さきの議会でも新垣 修議員か

らもありましたように、中学生が朝の登校に利用できない。スクールバス自体は上地区だけです。スクールバスは上地区だけのためのスクールバスです。下地区にルートないです、スクールバスは。

じゃ、どうするか、下地区の特に北浜、南浜、伊集、和宇慶の子供たちも、護佐丸バスの朝一のルートがせめて下を通って吉の浦会館辺りで1回合流してもらえれば、その間で降りて利用もできると思います。そういうところも含めて、今回の交通計画の中にはぜひそこも反映させてほしい。

大胆な発想を持って、子供たちのためになるのだったら、どのほうがいいのかということもぜひやってほしい。ただ単にルートを変えたら時間が長くなる、経費がかかる、そういう発想じゃ駄目です。どっちみち金はかかりますから。

時間についても、利用者からすると、私もよく利用しています。南上原から役場来るまで30分かかります、護佐丸バスは。車で行けば10分程度です。だけど、車を運転できない人たちは30分かかってても便利なんです、行けるんだから100円、200円で。そこら辺のことも考えて、今回の導入をやってほしいと思います。

そして、津覇から安里の間の潮垣線について、道幅が狭いとかという形であるんですけれども、これは何か所も狭いところがあるんですか。そこだけお願いします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 潮垣線通行につきましては、1か所非常に狭い箇所がございます、先ほど申し上げた4メートル未満で、すれ違いが物理的にできない箇所があると申し上げましたが、確認しているのは1か所で相当狭い場所があるというふうに答弁いたしました。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 そうであれば、これは企画課の問題ではなくて、逆に都市建設課の

ほうもそこら辺の部分をしっかり上と対応して、ちゃんとした護佐丸バスが対向で通れる道ぐらゐにできる箇所をやっぱり確保してほしいんです。せっかくある道が、潮垣線というだけで何でここだけ通れないのはおかしいです、実際。そこら辺ちゃんと調査してやってほしい。

副村長の専門だから、ここら辺、十分道の部分をチェック入れて、道幅のぎりぎりまでちゃんと整備すれば草がちよっと生えているから通りにくいんだとか、だから狭いんだとかじゃなくて、そこだけでもちゃんときれいに4.5メートル、あるいは5メートルぐらいまで確保できるようにやって。

今でも大型は通るわけです、実際。だけれども、何で護佐丸バス通れんのと、おかしいです。そういうところも含めて、ぜひ道の整備と確保。護佐丸バスが通れる道にしてほしい、そう思うんですけれども、副村長、アイデアありますか。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 再質問にお答えします。

今の潮垣線のところですけど、2か所狭いところあります。1か所は北浜から潮垣線に入っていく箇所、ここもこちら整備するときに地主が土地を売らないということで、その箇所は本当に1台止まって、それから誘導しないと通れないというところがありまして、そういう話になったと思います。

あと1か所は、津覇グムイのカーブのところ、そこも危険なところがあって、ここも拡幅しないといけないというのは重々分かりますので、この辺は担当課とどういう交通体系になるか分かりませんが、やっていきたいと思えます。以上です。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 ありましたように、私も通りながらこことここだなという点は分かるんですけれども、通るにしてもそういう箇所があれば、現行の状況だったらお互い譲り合っ

て待っておけば通れるわけです。ですから、そこも含めて通さないという発想じゃなくて、通すという考え方に基づいてやれば、ここの最短のルートが使えるわけです。そのルートを切っているものだから、南側から、南浜からのルートが津覇から安里まで途切れちゃうわけです。

普通のトラックでも通るわけですから、ぜひ通れるようなことをやってほしい、そこはぜひお願いします。

あと、スクールバスについてもちょっと言いましたけれども、確かに今、教育委員会で使っているスクールバスは、スクールバスとして申請したら、そのような扱いだと思います。

だけれども、今、本土のほうでもスクールバスはある、コミュニティーバスはある、マイクロバスはある、いろんなこういうバスがあるんだけど、それぞれの担当部署で管理しているものだから、昼間は使えるのになと思うけれども、使えないとかそういう状況があるということで、それに取り組んでいるという事例も私たちもいろんなデータから見ます。

その場合は手続上の問題で、そのようにスクールバス以外の項目の部分の申請書も併せてやっていけば、スクールバスの時間はスクールバスを、そうでない時間はそうでない時間で運行できるということが本土のほうでも実際あるわけです。ですから、自分たちのところだけを守るんじゃなくて、それぞれが連携していけるようなことをやって、せっかくあるスクールバス、コミュニティーバスが村民に利用できていないというのはもったいないと思えます。

というのは、とにかく公共の交通バスが中城村、少ないわけですから、村全体として考えていきましょう。よろしくお願いします。

あと、交通弱者であるのは、特に運転免許を返上した方々はどうしようもないんです。うちのグスクの会のメンバーも、運転していたけれども、高齢だから返上したのだから、グスク

の会の案内に行けないからバスが通ったらいいのになとかいうことです。タクシーに乗って行くわけにもいかないし、誰か送ってもらうわけにもいかない。ですから、本当に免許返上のお勧めは賛成ですけれども、その人たちにとってはやっぱり護佐丸バスの利用は絶対に必要なところなんです。

今、高齢者は100円ということであるんですけども、特に免許返上者にとってはさらに負担ですので、できたら減免をさらに拡大してほしい。ほかの市町村でも何か所かは実際にやっています。ですから、そういうことも含めて、交通弱者に対してもっと目を向けてほしいと思います。

村長は当初から村民目線で頑張っていきますと。本当にそうです。村民目線で、聞くところはちゃんと聞いてほしいと思います。確かにできないところもありますし、すぐはできないところも。だけれども、今、僕らが何かやっていると、行政目線で物差しが走っているのかなど。行政は本当に村民目線まで、今からですけども、ぜひ職員全体としても村民目線になるように、村長からもうちょっと細かく聞いてくれよとかをやしてほしいと思います。ぜひそこら辺、お願いします。

また、この周辺がタウンセンターということであるんですけども、タウンセンターが来ると交通の量が非常に多くなっていきます。そこからすると、当間地区、屋宜、安里の地区はもっと交通面が増えていって、危険度が増えてくると思うんです。

そういうところも地域が迷惑にならないようなシステムも、活発になってくるということは人が多く来ることを指していますけれども、その分、交通混雑とか迷惑駐車とかいرونなのが出てきます、迷惑運行も。そういうのも含めて、交通計画にぜひ反映させてほしいというふうに思います。

そこで、中城村地域公共交通協議会のほうをちょっと質問をさせていただきます。

まず、中城村公共交通協議会が設置されたのが平成25年5月というふうに例規集に載っています。これは護佐丸バスが運行されたときだと思んですけども、その要綱にのっとってしなと護佐丸バスの運行に多分つながらなかったと思うんですけども、今回の部分もこの公共交通協議会に今回の計画が委ねられているということだと思います。

予算の中でも令和6年度で360万余り、令和7年度新年度予算で1,000万の協議会への負担金が出ています。この協議会のメンバーについて、分かるんでしたらお伺いします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

手元に協議会のメンバーの資料を持っておりませんが、国・県、県内のバス、タクシーの公共交通機関の代表、あと住民。副村長が委員長で、あとは学識者ということで公共交通の専門の大学の教授というようなメンバーで、公共交通で公の関係する機関はほとんど入っており、全体で十数名の委員となっております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 私もちょうと確認したら19名ぐらいメンバー載っていて、よろしいかと思えます。

ただ、この協議会の委員の方々は実際にこの人たちが案を作成するわけじゃなくて、この人たちは出来上がってきた案をそれでいいと、いわゆる承認をする組織にしなければならないと思うんです。

実際に案はどこがつくるかとなると事務局、庶務担当しているところです。もちろんそれは担当課だから企画課だと思んですけども、もちろん役場が案をつくって協議会に諮ってやるわけです。承認を得てスタートということですから、でも、役場の組織、案をつくる組

織自体でそういうふうな先の先を考えてくれるようなメンバーでやってほしいと思うんですけども、この作業部会みたいなどころはありますか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

作業部会はございません。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 今回の協議会に1,000万の予算がつけられていますけど、この1,000万の予算はどのような形で使われていますか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時35分）

~~~~~

再 開（10時35分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 令和6年、7年、2年をかけて、中城村地域公共交通計画の見直しをしております。6年度におきましては、移動ニーズの把握ということで各種アンケート等を取りまとめて、地域課題の整理等行ってまいりました。

今年度におきましては、このアンケート、地域課題等を基に基本方針の検討、計画目標の検討で、施策展開の方向性の検討などをまとめた上で地域公共交通協議会に諮りながら村の地域公共交通計画というところで、専門業者に委託をしないと自力では整理することができませんので、その委託の内容となっております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 担当職員もほかの業務もしながらだから、職員だけではできないというのは重々承知しながらですけども、委託するにしても、やっぱり村の考え方がどれくらい反映されるかというのが大きいわけです。

今、私がこれだけの質問していく項目につ

いても、その協議会の中に反映させていってほしいわけです。特に今回は、なぜこれだけの質問を私やっているかという、今度の計画の中でやらない限り、あと10年後まで今の考え方が通らんとということです。1回やると、10年は据置きみたいなものです。ですから、令和7年度で立てる交通計画に対して、村民が困っていることを全部拾い上げてそこに出してほしいんです。

専門の業者といったところで、中城村民の声を全部聞き取ってくれないと、ほかの市町村の事例だけが参考になっちゃうと、やっぱりいかなものかなと思います。特に中城村、本当に交通弱者が多いんです、実際。今後、もっと高齢化していくと、もっと多くなります。そういう面では、公共交通の協議会には村の意見を、村長も含めてぜひ声を吸い上げてもらうように、本当に村民目線で計画を進めてほしいということをお願いしておきます。よろしくお願います。

大枠2番ですけども、先ほど村長からもありましたけれども、ぜひ地域懇談会の声を毎回毎回、分析してほしいと思います。今、各課に投げているけど、1年越しに声の部分でどれだけ達成したかとかを含めてぜひチェック入れてほしいと思うんです。そうしない限り、あいやたさやではもったいないです。せっかく地域の声を聞きに行っている、それが実にならないというのは。

ですから、それはぜひ地域の声だということで、村長も手元において300項目ぐらいあるというんですけど、そのうちの幾つかずつは、これは今年やろうね、来年やろうねという形で村長、副村長で気にかけてほしいと思います。地域の声、ぜひ大切にしてください。

そしてまた、さっきのときにもありましたけれども、地域の声を主に持っているのは地域の自治会長です。ですから、自治会長との懇談会

も毎年やってほしい。そして、地域の声をそこから持って受け取ってほしい。そういうことで地域がよくなると思います。地域がよくなると、中城村よくなります、自然に。これも併せてよろしくをお願いします。

あと、大枠3番の交番の設置ですけれども、先ほどから課長も含めて答弁あったんですけれども、場所が糸蒲公園内を予定しているということで、南上原ということで安心しているところであります。

ぜひさらに作業を進めるに当たって、警察署とも協力を惜しまずに、早めに完成するようによろしくをお願いします。

以上で一般質問を終わります。

**○議長 伊佐則勝** 以上で石原昌雄議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（10時42分）

~~~~~

再 開（10時55分）

**○議長 伊佐則勝** 再開します。

続きまして、13番 新垣博正議員の一般質問を許します。

**○13番 新垣博正議員** 皆さん、こんにちは。御苦労さまです。

質問の前に、今回の質問通告書は複数回にわたり質問で取り上げてまいりました。できれば検討という答弁はなさらなくて、明確に答弁されることを望みますので、御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、通告書の順番に従って一般質問を行います。議席番号13番 新垣博正です。

大枠の1番、農福連携の進捗状況は。

農業と福祉の連携を検討する旨を表明されました。2月にトウモロコシ農家と障害者が収穫時に働く場を提供することが主な内容でした。その進捗状況についての報告を求めます。

大枠の2番、官民連携による商業施設の誘致

についてであります。

(1) 誘致されるまでの5年間は旧役場跡にあるプレハブ建屋を活用して直売所の開設を目指し、1月中に事業者を決定する旨を表明されましたが、進捗状況の報告を求めます。

(2) 近年の社会情勢を鑑みると小規模小売業の経営は極めて困難な状況にあり、代替案の検討も考慮する必要があるのではないかと思います。

そこで提案ですが、創業者支援事業計画が国に認定されたことが施政方針にも書かれており、同計画を積極的に推進する意味からも、インキュベートオフィスとして同施設を無償で提供し、商工会等と連携をし、起業家を育成していく考えはないか、お伺ひいたします。

(3) 2つ目の提案として、中城中学校の体育館はまだ十分に使用できる状態であり、有効利用する上からも商業施設に多世代交流、多機能な複合施設として活用することが可能と考え、通年使えるプールに一部改装して継続使用できないか、検討する余地はあると思います。所見をお伺ひいたします。

大枠の3番、「中城村平和の日」制定について。

(1) 日付がまだ示されておりましたが、それはなぜですか。

月曜日の一般質問では、初めて答弁の中で8月17日ということをお伺ひしておりますが、施政方針の中には示されておられません。

(2) 戦後80年の節目の年であり、特別な平和事業をされると考えておりましたが、施政方針にも示されておませんが、それはなぜですか、お伺ひいたします。

大枠の4番、ウォーリー与那嶺の功績を讃えて。

世界の中城人の代表格である与那嶺 要氏は、「ウォーリー与那嶺」の名前で知られる日本プロ野球の選手である。明治時代に父は中城間切

から10代で単身ハワイに移民、7人兄弟の次男として1925年、マウイ島に生まれた2世である。

野球とアメリカンフットボールの選手として活躍。フットボールではハワイ高校リーグでチームは優勝、与那嶺選手はMVPに選ばれ、卒業後は日系人初のアメフトメジャーリーグ、サンフランシスコ・フォーティナイナーズの選手として活躍した。1951年に読売巨人軍に入団、「野球を変えた男」として、今でも日本の野球に革命をもたらした人としてたたえられています。1994年には、日本の野球殿堂入りを果たしている唯一の県系人です。

役場庁舎内に常設展示ブースを設置する考えはないか、所見をお伺いいたします。

以上、簡潔明瞭な答弁を求めます。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、新垣博正議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番に関しましては産業振興課、大枠2番は産業振興課と都市建設課、大枠3番が企画課、大枠4番が教育委員会のほうでお答えいたします。

私のほうからは、以前から博正議員のほうから質問のあります農福連携についてでございますけれども、本年度は聞いた話によりましたら、担当課のほうで講習会に参加したりですとか、あるいはG Iのシールを貼らせたりとか、そういったお願いはしてきているようでございます。

来年度は、さらに関係者と協議をしながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

続きまして、大枠2番のほうなんですけれども、直売所（仮称）ごさまるしえなんですけれども、代替案の検討を考慮する必要があるのではないかということなんです、今、計画をしている直売所は、売店は目的の一つにはコミュニティという目的を持っております。

去る昨年11月に北部のほうで豪雨がありまして、そのときには共同売店がすごく活躍をした

ということで、住民同士のつながりがやはり災害時のときの助け合いにつながっているということで、大宜味村のほうでは、今回、売店を防災拠点として変えていくというふうに新聞のほうにも載っております。

やはり支援に必要な方を一番多く把握しているのは、何よりも売店の方が把握しているということでございますので、その売店の目的の一つにコミュニティ、そしてもちろん買物弱者というふうにもうたっておりますので、今のところ、代替案の検討ということは考えておりません。

ほかの詳細につきましては、また各担当のほうからお答えいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠4の与那嶺氏についてですが、父親が中城の出身で、日本の野球を変えた男としてたたえられて野球殿堂入りを果たしている人だということで、中城の誇りだと思っています。

選手としてだけではなく、中日の監督としても巨人の10連覇を阻止した監督で、指導者としても活躍した人物で、教育委員会としては、可能であれば図書館にでも展示ができればというふうに考えています。

詳細については、生涯学習課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 新垣博正議員の大枠1と大枠2の（1）、（2）についてお答えいたします。

御質問のあります農家様は、昨年も職業訓練を行っている事業所と連携し、障害者の方々へ野菜の苗の植付けや収穫作業を指導し、農福の連携として取組を行っております。今後も、同様の取組を継続していきたいと伺っております。

そのほかに2業者の取組も同様にありました。また、新垣にある事業者への支援として、島

にんじんがG I登録されたことによって、島に  
にんじんフィルムにG Iマークがなかったため、  
G Iマークのシールを委託しております。

今後も引き続き、支援ができることの取組を  
行っていきたいと考えております。

次に、大枠2の(1)について、さきの大城  
議員と桃原議員の答弁と重複しますが、昨年実  
施しました中城村商工会会員向けの公募状況は、  
結果として運営事業者の申出はありませんで  
した。

現在は、沖縄県に事業所を設けている事業者  
向けへ、公募条件を拡充し引き続き運営事業者  
を募ることとし、今後のスケジュールとしまし  
て、令和7年3月21日から1か月間、募集要領  
の配布をホームページ、産業振興課窓口、村商  
工会にて、4月下旬頃をめどに参加申込みをい  
ただいた事業者へ説明会及び現地見学会を行い、  
5月中旬頃、事業者を最終決定し、事業者と契  
約に向けた締結を6月議会に案件として提出す  
る予定で進めております。以上です。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 新垣博正議員の大  
枠2番、(3)についてお答えいたします。

商業施設誘致につきましては、誘致の方向性  
や誘致実現に向けたロードマップなどを示した  
誘致戦略を策定するため、今年度において、市  
場調査などを実施しております。

市場調査におきましては、商業施設運営を行  
う小売業者や建設・不動産業者などに対し、ア  
ンケート調査及びヒアリング調査の2段階調査  
において意見の聞き取りを行いました。その際  
に既存の建物である体育館の利活用についても  
意見をお聞きしたところ、体育館については敷  
地の中央に位置することから、土地の一体利用  
を妨げる可能性があるなどの理由で、解体を希  
望する事業者の意見が多くございました。

そのため、民設民営を基本として考える商業  
施設誘致については、現時点で既存建物の利活

用を公募条件に組み込むことは厳しいのではな  
いかと考えております。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 大枠3についてお答え  
いたします。

平和の日につきましては調整中ではございま  
すが、8月17日を候補日として調整を進めてま  
います。

施政方針の中に戦後80周年記念事業との直接  
の表現はございませんが、中城村平和の日の制  
定に向けた取組の中で記念式典等の開催を検討  
しております。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 新垣博正議員の  
大枠4についてお答えいたします。

以前、私のほうで、ウォーリー与那嶺こと、  
与那嶺 要氏について関係ある野球殿堂博物館、  
読売ジャイアンツ、中日ドラゴンズの球団事務  
所などに、与那嶺氏に関するユニフォームや写  
真などが残っていないかという問合せを行った  
ことがあります。その際に、いずれも与那嶺氏  
に関する資料は残っていないということで回答  
がありました。

このような状況ですので、展示できるような  
ものがあるかどうかということが分からない状  
況ですので、展示に関しては今のところはでき  
るかどうかというのは明言できないところです。

現段階でできるものとしましては、護佐丸歴  
史資料図書館におきまして、ウォーリー与那嶺  
氏の著書と関連書籍などを購入いたしまして、  
書籍の展示コーナーを設けるということは可能  
です。以上です。

(「休憩で確認したいんですけども、よろし  
いですか」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩 (11時12分)

~~~~~

再 開 (11時12分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 去年はやったというふうには聞いていますが、今年度はまだ情報は持ってはおりません。

(「すみません、あなたが2月に……」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休憩 (11時13分)

~~~~~

再開 (11時13分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

2月の段階では、まだというふうな報告はありません。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 2月にトウモロコシ農家と連携して働く場を提供するというので、私が言ったのではなくて、課長自らがそのような前回答弁されたので、その状況はどうだったのかということをお伺いしたまでなんです、残念ながらあまり把握していないと、誠に本当に残念です。そういう態度はよくないと思います。しっかりと計画に沿って、施政方針にも示されておりますので、そのとおりに働いてほしいです。

そこで、本村の農家と障害者が連携するというのは、非常に限られているのではないかなと私はずっと前から見ているんです。マッチングできれば、それに越したことはないと思いますが、いかにせん、それだけ提供する仕事内容があるのかなというところでも少なくとも、通年を通して働く場を提供するのは困難じゃないかなというふうに思っております。

そこで、もっとウイングを広げて、ほかの産業と連携するというところまで視野に入れたほうが、働く場の提供というのは容易に得られるのではないかなと思いますが、必ずしも農福という言葉にこだわらず、産業界全体と連携していくという方針に変えていく、ウイングを少し広げていくという考え方はいかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

まず、今の段階では農に特化したものの考えしか持っていなかったものですから、今後、商業、工業とか中城の事業者、働きを受け入れる会社などがあれば、その辺もまた商工会と一応連携しながら進めていきたいと考えています。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 私はそのほうがベターじゃないかなと思います。なぜかと申しますと、なかなか農業の中で仕事を探すというふう限定してしまうと、動きづらい部分が出てくるんじゃないかなというのと、目的の中に農業経営の発展とまでうたっています。障害者を活用して、農業経営の発展に幾ら寄与するかなというのは、かなりハードルが高いような気がします。

そして、障害者のまた社会参画を実現するとまでこれも書かれていますが、そこもやはりある意味では、農業だけに限定するとハードルは高くなっていくのではないかなというふうに思います。

そういう意味では、産業界全体の中で関われる部分、社会参画を促していくというところからすると、そのほうが実現の可能性というのは高くなるのではないかなと思っていますので、ぜひそういった視点にも置き換えて取り組んでいただくように御努力を希望いたします。

続きまして、2番目の直売所の件ですけれど

も、あくまでも実現していきたいという方向で答弁されましたので、それでは確認を込めて質問をしていきたいと思います。

前は小規模農家で作った野菜を売るところ、1点目です。そして、2点目が食材や日用品を買える場所、そして3点目にスムージーの販売というふうに言っていましたけれども、4点目にコミュニティー機能、買物困難な方の解消であるとか、地域交流の拠点というふうに述べておりましたので、この4つを目的として挙げられておりましたが、この場所、私も直接中のほうも見学させていただきましたけれども、建屋の坪数が40坪です。3分の1ぐらいに仕切られていて、旧選挙管理委員会が使っていた事務所跡がありますが、そういうふうに非常に手狭な面積、そこにどういった機能を有してこれらの直売所が可能なのか、お聞きしたいと思います。

ここには冷蔵庫、冷凍庫の設備や商品棚等も搬入して行って、これを実現される可能性があるのかどうなのか。多分それやらないと店にはならないと思いますので、その辺の見通しはいかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

商工会会員向けの事業所を募ったときは、やはり5年間という縛りの中で設備投資がちょっと難しいという意見もありました。

また、枠を広げて一般公募にしまして、村がまたそちらに設備を入れていくという今、考えは持ってはいないんですが、一般公募の中で、自分たちで独自でそこで営業したいという事業所があれば、その事業所と契約して進めていきたいというふうな考えを持っております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 かなり厳しいハードルが待っているのではないかなという、私の印

象です。

大切な点はこれが何の目的でやるかということなんですけれども、買物弱者、買物が困難な方々に対しての少しでも解消になればという思い、そして地域交流の拠点ということも先ほど村長も答弁しましたけれども、果たしてこの目的も理にかなえられるだろうかというのを少し考えてみたんですけれども、現在はスーパーマーケットは大型化しているのが実情です。近くにあったJAのAコープも倍の80坪の売場面積があったけれども、閉められた。そして、ほかの商店も壊滅的な状況で閉まっております。コンビニと久場にあるかねひでスーパーぐらいしかないんじゃないかなと思います。

そういう中で、後でこのような直売所が果たして可能なのかなと考えた場合には、応募するところも非常にハードルが高くて困難を極めているのではないかなと思います。

そこで、5月の中旬までに業者選定したいということでしたけれども、それ以上先には送らないということで約束できますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

今、応募段階でありまして、5月の中旬までには事業者を最終決定したいというふうには考えていますが、今の段階では来ないということには考えず、来るということを考えて進めていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 これは考え方ですけれども、両論成り立ちます。来るという想定もできますし、今まで来ていないので、来ない可能性もありますよね、応募がない可能性。

だから応募がない可能性があったときに、今後の計画としては、やはり考え方変えていかないと、この場所をいつまでも引きずって来て

るまで待つというのであれば、また今度は全国に枠を広げるといふようなことまでやる可能性があるのかなというふうに考えたりするんですが、県内で応募がなければ、全国からでも募集するという考えに切り替えるということでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

今、県外までのことは想定はしていないんですが、今後の応募の状況を見ながらいろいろ博正議員も以前に移動販売等ができないか、切替できないかというふうな質問もありましたが、その辺もいろいろな角度からどのようなものが展開できるか、考えていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 これ前回の質問でも取り上げましたけれども、お隣の北中城村では、漁港の近くに同様な直売所を設置しました。向こうは総額で1億円ほどを村が投資したけども、もたなかった、閉まったという報告を受けております。そういうふうに金をかけても、やっぱり小規模では小売業は今日とても厳しいというのは、明確に答えは私は出ているのではないかなと思います。

そういう意味においては、やはり考え方を切り替えることを提案します。考えていないという答弁もありましたけれども、一方的に私の提案ではありますが、聞いていただければと思います。持ち時間の範囲内で。

施政方針の中でも、創業者支援事業、要するに起業家を育成していく。特に若手の起業家、言ってみれば、IT産業とか近年注目を浴びているような産業家を育成する、起業家を育成するということを本村も心がけてもいいのではないかなと思います。そういった国の施策に乗って、この建物は私が見た感じ、3つぐらいにブ

ースを区切ったら3社が最大企業化できるのではないかなと思います。これは県の産業振興公社もやっておりますし、浦添市もあります。ほかの市町村にも、恐らく幾つかあると思います。

そういったところをならって、無償で数年間貸して、設備も貸してあげる。そして、起業しやすいように、会社を起ししやすいような環境をつくってあげて、将来中城の力になってもらうような実業家を育成していくという夢を持って、育てていける環境がここにはあるのではないかなと思います。ちょうどあと残り4年、5年というふうにこの土地は遊ぶわけですから、しっかりとそういったところに切り替えていくという考え方が必要ではないかなと思います。

ちなみに、インキュベートというのは、造語だと思いますが、鶏がふ化するふ化器とか、未熟児の保育が入る保育器からイメージして、起業家の卵を育てていくという意味から、インキュベートオフィスというふうに命名されているようですので、そういったところにもひとつ目を向けていただければというふうに考えております。

それでは、(3)のほうです。

都市建設課長は、プールとして残してほしいという私の希望に対しては、体育館は取り壊すというふうな方針のほうが強いという回答でありましたが、実にもったいないです。あの体育館、私が議員になってから造ったと思いますので、まだ20年程度だと思っております。非常に頑丈な建物です。それを壊すよりは、設計の中でしっかりと組み入れていながら、複合施設として活用できるのではないかなと思います。

今、プールには小学校の水泳指導事業委託料として929万9,000円、北中城村にありますルネサンスに委託料を今年度払って、子供たちの水泳指導をされるということですので、あくまでも一部の小学校ですので、たくさん児童生徒が活用したり、あるいは一般客もこのプールを。

プールだけじゃなくて、いろんな運動設備も整えていって、ルネサンスに匹敵するような設備がある程度整えられれば、商業施設としても非常にありがたいのではないかなと思います。

私たち、友好都市の千葉県旭市のイオンタウン、見学に行っていました。昨年10月です。向こうも売場は1階はやっぱりスーパーマーケットが入っていたり、ドラッグストアがあったり、いろんな病院というか、医院があったりしていましたが、2階の一部は市の投資によって貸オフィスであったり、ダンススタジオであったり、図書であったり、あるいは一時保育を預かる箇所とかキッチンスタジオ、あるいはまた最近は何ていいますか、ユーチューブでアップするようなスタジオ、そういったのが区切られて有効に使えるようになっておりました。年間で18万人ぐらいがこの施設を利用されるということで、報告を受けております。

ぜひスーパーマーケットにやはりプラスアルファ、住民が日頃のカルチャースクール等で生かせるような施設としてつくるのが望ましいんじゃないかなと思います。

こういうふうには知恵を絞ってやっていくということは、私はとても重要な視点ではないかなというふうに勝手に言っていますけれども、ぜひこの案が採用されるように望んでいきたいなと思っております。

それでは、3点目、中城平和の日の制定についてです。

今年が戦後80年ということの節目の年であります。そういった意味合いから、私は平和の日の制定というふうに意識しておったんですけども、課長の答弁とは少し違っているようなところもあったんですけども、この80年の節目と平和の日の制定というのは、全然別物で位置づけられる考えなんではないでしょうか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

平和の日の制定につきましては、村長が議員時代からの要望等もございましたし、村としても検討すべき事項と答弁していたと思います。

村長が就任されて、やっぱり思い入れが非常にございますので、ぜひ村として平和の日の制定をすべきというところから、条例化に向けた検討をしております。

それとは別に戦後80年を迎えるということで、村として事業展開はできないかというところで、同じ意味合いではなくて、別々の意味合いとして条例制定と事業を実施していこうと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 分かりました。80年だからという節目がたまたまあったから、平和の日を制定したいというのとは違うという考え方ですよ。

それで、確認したいんですけども、戦後80年とはちょっと違うということで理解をしました。久場崎に引揚者が帰還したのが1946年、昭和21年8月17日となっております。計算すると、ちょうど79年前というふうになるんです。来年80周年になります。そういった意味であれば、やはり来年あたりがちょうどよかったんじゃないかなとも思ったりするんですけども、その辺はやはり歴史にはうそ偽りがあるわけじゃないので、正確に書き記す必要があると思います。

そういった意味では、今年、もし久場崎の碑の前で何か式典をやるにしても、戦後は79年であるということは明確に書き記していく必要があると思いますが、いかがですか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 まず、村として平和の日を制定するのかというところで、現村長の思い入れがあって、なるべく早く村として条例制定はすべきというところから考えを進めてまいりました。

ござまるの日や島にんじんの日のように語呂合わせではないのが基本にございまして、性質上、日付の根拠とか意義も重要であると。決定までのプロセスも大事で、慎重に進めておりました。

施政方針の依頼を年末の12月にするんです。その頃にはあまり固まっていなかったもので、議員の御質問のように具体的な内容は盛り込んでいませんけれども、先ほど来答弁しているように、戦後80年の事業もすべきだというところを考えておまして、日付の根拠については、やっぱり担当課としても、中城の地に関わることだったりとか、村民に関わることというところで戦中戦後の村の史実等を調べていった上で、やっぱり皆さんの御理解の深い戦後引揚げの第一陣が到着した場所の久場というのが本村にありますので、その日に到着した引揚者、生還された方が平和と復興の思いがあるだろうというところでも、中城の一番関わっている日であるというところから、その日を平和の日として考えております。79年、80年周年ということではなくて、制定は早めにすべきというところから、その日の根拠として一番なじむというか、深い関わりというか、その辺で8月17日と考えておりますので、御理解いただきたいと思ます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それはそれでしっかりと専門家とも協議をして決めていただければと思いますが、私の私的な意見としては、4月21日がよかったんじゃないかなと思います。4月21日というのは、中城の沖縄戦が終結した日というふうに私は歴史上考えております。伊集の北から米軍が攻めてきて、中城の沖縄戦が抜けたのが4月21日頃というふうに言われていますし、なぜかといいますと、与那原町も同じように平和の日というのがあるんです。与那原町はたしか5月20日か21日だったと思うんですけ

れども、それも与那原町のちょうど終戦というふうに土地で終戦というのがあります。

沖縄県の6月23日も、組織的な戦闘が終えられた日ということで位置づけられている。そういったことからすると、そういうような根拠を持った日の位置づけが、私は望ましいんじゃないかなというふうにずっと考えていたんですけれども、その辺はちょっと違いがあったなというふうに考えております。

そこで、教育委員会にも2つほど質問をしたいと思ます。

昭和20年の人口調査を実施計画するということでしたけれども、タイムスケジュールについてお答えいただけますでしょうか。1点目です。

そして、もう一点目が戦争遺跡の文化財指定に向けて、前の教育長、安里直子教育長が津覇のトーチカを調査の対象として指定に向けて取り組むという答弁をされました。その後、その調査の結果とか、戦争遺跡の文化財としての指定の方向性というのはどのような形になっているかをお伺いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

まず、終戦時の人口に関しまして、まだ具体的なタイムスケジュールは考えておりません。

4月に入りまして考えていきたいと思うんですが、まずは公文書館であったり、地域史をやっている市町村なども含めて情報を得ながらタイムスケジュールは考えていきたいと思っております。

2点目の、津覇のトーチカに関しましては、実は今までに文化財審議委員会の中で取り上げております。沖縄戦に関する遺跡指定に向けての取り上げはしております。

ですが、その委員会の中で、まず指定するに当たって、これがいつ、何のために誰が造ったんだということを明確にしないといけないとい

うことでありましたので、私のほうでもいろいろ調査しました。防衛研究所などの資料も調べたりとかいろいろしましたが、地域の方、長老の方に聞き取りなどもしていこうかということで、現場のほうに来ていただきまして聞き取り調査したんですが、どうもそういった明確な情報が得られなかったということで審議委員会の中でも報告させていただいたところ、そういった事実が確認できるような資料が出てくるまでは指定は待っておこうということで、今後しないというわけではなくて、それは考えていきたいと思います。

ただ、今、津覇の寺が村指定で敷地内にあるということで、一応保護はされているという捉え方で、とりあえず保護はされているので、今後そういった新事実が出てきたら指定に向けて検討していきたいと考えております。

**○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。**

**○13番 新垣博正議員** そういったもの、ある意味では時間との闘いというようなところもあります。なぜかといいますと、戦争体験者の皆さんは残り少なくなっているというのが現実でありますので、ぜひ聞き取りもできるこの時代を逃すとチャンスは少なくなると思います。そういった意味では、急ぎ早にタイムスケジュールを立てて取り組んでいただくことを希望します。

特に人口調査については、これも先ほど言いました与那原町も同じような経験をされております。与那原町ももともと大里村の一部だったので、人口がどれぐらいあったのだろうかというのが明確には分からなかった。それをつぶさに調査することによって、明らかにしていったという経緯があります。ぜひならって、人口調査の在り方というのを指導を受けることも、私は提案したいなと思っております。

もう一つの戦争遺跡については、史実がないからやらないというのも、これもおかしな話で

あって、史実は後々に見つかるケースもあるので、まずはしっかりとその状況を保護していく。そして、軍隊が造ったというのは間違いないわけですから、そういったところで形として残っている戦争遺跡というのは数少なくなっておりますので、何らかの形で指定できるようなチャンスをぜひ得ていただきたいというふうに考えます。向けて鋭意取り組むことを希望します。

それでは、最後の4番目のほうに移りたいと思います。

これも今回で3回目のチャレンジといいますか、質問で取り上げてきました。一方的に私が話しているところもあるんですけども、教育長も答弁されたように、1951年に読売巨人軍に入団して10年間活躍されました。そして、中日ドラゴンズでは2年間。読売巨人軍では、何と打率が3割1分6厘というのは、川上とか王とか長嶋とか、あの有名な選手よりも上回っているという記録なんです。

試合数が1,219試合に出場されて、4,298打数1,337安打、本塁打が82本、打点が482、盗塁が163、打率が終身打率として3割1分1厘。首位打者を3回獲得しております。MVPにも1回です。

1つだけ突出している記録が、何と今でも日本記録として残っておるのがホームスチール11回というのはイチロー選手でも破っていない記録として、今でもさん然と輝いている日本記録であります。そして、1,000本安打の短期達成記録というのも当時つくって、30年以上破られなかったという記録であります。

これも教育長が先ほど答弁されましたが、選手を退いた後も、コーチや監督としてユニフォームを1回も脱がずに38年間、後進の指導に努められたというのがこれはギネス級であるとまで称賛されております。

そしてまた、もう一つは、息子さん、ポール・与那嶺さん、ミドルネームがポール・要・

与那嶺とお父さんの名前をミドルネームに入れている。それだけお父さんを尊敬しているんだろうなと私は思っています。中城村役場にもわざわざ訪ねていただきました。当時は日本IBMの社長さんでした。今はハワイに帰って、何か銀行の関係の仕事をしているということを聞いております。

そして、長女のエイミーさんも、世界のウチナーンチュ大会のときに、中城村の歓迎レセプションにも参加されておりました。1人でわざわざ来たそうです。当時、副村長の新垣 正さんも一緒に写真撮影もしましたけれども、本当に御子息も中城村に対する思いは、ふるさと愛というものが強いものがあるなというふうに、ルーツに対して大切にされているという思いが感じられました。

そういったことからしても、施政方針の中に入らうたわれております、本村にルーツを持つ中城チュ、沖縄の歴史に触れ、ウチナーンチュのアイデンティティーを形成し、そして中城と友好、交流のかけ橋となるというふうに、ちょっとかいつまんで私、読み上げましたけれども、こういった視点からすると、これはこの人を差し置いて中城村が何らかの形で傾聴していくのは当然のことだろうなと。これ施政方針の村長、ドンピシャはまっていると私は思っております。どのような扱いをするかというのに、今度はかかっていると思います。

そこまでの私に口酸っぱく言うかといいますが、実は先ほどの質問の中でも、今年は甲子園にも2校沖縄から出場するという話題もあります。非常に野球熱の盛んな県でもあって、沖縄の奥武山にはセルラースタジアムがあって、セルラースタジアムの中には野球資料館が設けられています。この野球史には、いろんな活躍した県の選手の名前が掲げられているそうですが、意外にも与那嶺 要の名前を確認することはないというふうにあります。沖縄でどこもな

い。

ハワイでは、空港の中に25番搭乗口の入口に展示されているそうです。空港も今はホノルル空港じゃなくて、ダニエル・イノウエ空港といっています。日系人の名前が記されている空港になっています。このようにして、いろんな人物を大切にするといい場所なんです。中城チュとして、やはり与那嶺さんの功績をぜひたたえる。

そして、資料も、私、娘さんにメールで送信したことがあります。ぜひそういった展示できるものがあつたら、お貸しいただけませんかということメールで送信したら、娘さんは話とか聞くはできますけれども、文字の読み書きがアメリカンスクールを出ているものでできないということで、御主人のほうからメールの返答がありまして、協力したいという前向きな返事もいただきました。

前村長も、超々やる気で私は答弁を聞いたんですけども、残念ながら実現することができなかった。この思いはぜひ教育委員会のみならず、役場全体で意識していただいて、展示できるような日を待ち望みたいと思いますが、それらの展示品と一緒に私も協力したいと思いますので、ぜひ渡久地課長、どのように考えるか、もう一度御答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えします。

先ほど自分なりにいろいろ調べたというのは10年ほど前のことなんです、今後そういった御子息であったり、長女の方であったりということで、そちらのほうに何か展示できるものがあるかという確認はできればしていきたいと思っています。

ただ、どのような内容のどれだけの数、量があるかとかいうのも含めて展示できるかどうかというのは分かりませんが、まずは調べるだけは調べさせていただきたいと思っています。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 一時貸し出していたくのもいいと思いますし、またレプリカでも作って展示することも十分可能だと思いますし、映像を流すというのも一つの手かなと思っていますので、いろんな工夫をしていただくことを願ひまして、質問を終わらせていただきます。

○議長 伊佐則勝 以上で新垣博正議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時47分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、8番 屋良照枝議員の一般質問を許します。

屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 こんにちは。議席番号8番 屋良照枝です。

それでは、通告に基づきまして一般質問を行います。

大枠1番、施政方針、ごみ減量化の推進より。

ごみの発生抑制や再利用、再資源化、適正なごみの出し方などに対する意識の高揚に努め、生ごみ堆肥化コンポストづくりの実施、生ごみ処理機などの購入に対する補助金の周知、草木などの植物ごみの資源化に向けた仕組みづくりに取り組み、循環型社会の形成に努めてまいりますという村長の施政方針を受けて伺います。

①公民館を活用し、講師を招いて生ごみを堆肥化するコンポスト講座を実施するとあるが、詳細を伺う。

②草木などの植物ごみの資源化に向けた仕組みづくりについて詳細を伺う。

大枠2、生きがいつくりについて。

ふれあい事業、いきいき体操は本村の地域づくりの、特に老人の活性化につながるものだと思います。去った3日に中城村社会福祉協議会主催による「中城村ふれあい事業ボランティア

交流会」が実施されました。そのことを受けて伺います。

①参加された地域ボランティアの方々からの情報交換は、またその目的は果たされましたか。

②ふれあい事業を運営する上での悩み、困っていることなどはありましたか、伺います。

それでは、答弁を求めます。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、屋良照枝議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番につきましては住民生活課、大枠2番は福祉課がお答えいたします。

私のほうからは、お尋ねの大枠2の生きがいつくりについてでございますが、現在、17自治会でふれあい事業、開催されていると思いますけれども、照枝議員もほぼ毎日でしょうか、ボランティアとして送迎をされているということは前々から存じ上げております。感謝申し上げます。

行政といたしましても、今後は高齢者の皆様がこの住み慣れた地域で生き生きと元気に過ごせるよう、情報交換などを行いながら取り組んでいけたらと思っております。

ほかの項目の詳細につきましては、各担当のほうからお答えいたします。

私のほうからは以上でございます。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 屋良議員の御質問の大枠1の①と②についてお答えいたします。

①のコンポスト講座についてですが、沖縄県から地球温暖化推進員として委嘱を受けている講師の方を招いて、各公民館で生ごみコンポストづくり講座を行うものでございます。講座の時間としては約2時間程度、最初の1時間ほどで座学を行い、その後、参加者の皆さんに実際にコンポストづくりを行ってもらう内容になります。

②の資源化に向けた仕組みづくりについてお

答えします。

家庭から出る草木類の資源化回収に向け、検討をしていきたいと考えております。収集の方法、草木の出し方、また受入れ先との調整などを行い、資源化に向けて検討してまいりたいと考えています。以上です。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 それでは、屋良照枝議員の大枠2、①、②についてお答えします。

3月3日当日は、ふれあい事業を実施する17自治会のボランティア82名が参加されました。交流会は社協が主催し、役場のほうでは福祉課、健康保険課が共催という形を取っております。ボランティアの方々の交流や親睦を図り、今後の活動に生かすことを目的に開催されております。

また、当日の内容としては2部構成となっております。第1部では、「みんなで考えようこれからの『ふれあい事業』」として、健康保険課及び福祉課の保健師、また私、福祉課長による講話、社協職員からのふれあい事業の課題や各地区の特徴を「お宝」として表現した講話がありました。

第2部では、社協の健康相談担当の看護師が各地区から聴取した課題等を具体的に挙げ、情報交換を行いました。情報交換では、各地区のボランティア確保の取組、運営上の課題や取組等の活発的な意見交換が交わされたことから、今回の交流会実施の目的は果たされたものと考えております。

②についてです。

社協において交流会前に実施した聞き取りにおいては、ボランティア組織の悩みとして大きく3つ挙げられております。

まず、1つ目、参加者が増えない、2つ目、ボランティアが増えない、3つ目、送迎者の対応が厳しいことが挙げられております。以上となります。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 では、順を追って再質問いたします。

まず、ごみの問題で、公民館を活用し、講師を招いて生ごみを堆肥化するという事で答弁がありましたけど、2時間程度というふうにありましたけど、これは実施されたところがあるんですか。それと、時間の割り振り、昼間とか夜とかそういった時間の制約とか、そういったものはありますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 令和6年度、今年度中に同じコンポスト講座、5か所実施、1か所はこれからなんですけれども、4か所実施しております。1か所は来週予定しております。

基本的に自治会長の皆さんと調整をして、参加者の御都合も確認しながら、午前中あるいは午後がいいという場合はその時間で調整しております。

時間的にも大体、内容的にも2時間ぐらいということで、特に2時間というふうに決めているわけではないんですけれども、適当な時間といえますか、内容的にはそのぐらいの時間になっております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 時間というか、実施する時間、大体何時から何時とか、あと対象の方が大人だけなのか、そういったところをお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えします。

時間については、これは相談して9時からでも10時からでも、あるいは午後の時間ですと3時からでも、講師にこられる先生の都合と地域の参加される皆さんの都合を調整して実施しております。

対象は大人だけかということなんですけれども、今は大人向けでということをやっております。

すが、どうしても日中やりますので、子供たちだと学校とかそういったのもありますので、今は大人向けで実施しております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 先ほど5か所とおっしゃいました。1か所はこれから、4か所は一応実施済みというか、やったことがあるというふうに考えてよろしいですか。

その4か所の中で子供の参加はなかったというより、土曜日とか子供たちが参加できる時間帯に実施はされていないとか、そういうことでしょうか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 週末土日とかではなくて、平日で実施しております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 大人だけ、対象は男性、女性それなりに人数的にどういった比率でしょうか。女性の方が多いとか、そういう感じでしょうか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 大体、男性、女性どちらも参加してまして、半々のところもありますし、女性のほうがやっぱりちょっと多い感じはしますけれども、男性の参加もあります。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 すみません、もう少し具体的に、処理する生ごみとかそういったものはどういう方法で集めますか、それとも持っていくんですか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 参加する方に持って来てもらうようお願いもしていますし、持ってこられなかった方もいらっしゃる場合も考えて、こちらでも少し準備はして持っていきます。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 確認いたします。ごみ

の抑制をとということと生ごみを堆肥化するという目的というか、そういった講座というふうに打ち出していますよね。家庭ごみ、そういうものを持ち出して対応しないと十分に対応できないんじゃないかなということで、今確認をしております。

それぞれの家庭から持ってきたごみ、こういうものがあるという対応もするし、また実際私が受けたとした場合には、いついつあるから例えば3日分なり、1週間分なり生ごみこれに使用しますから持ってきてくださいとか、そういう対応の仕方だというふうに、またそういうふうにししないと実際にこの地域でやる意味がないと思ったものですから、再度お尋ねいたします。

生ごみは家庭から持ってきたもの、何か目につくもので構いませんので、どういったものが出されていますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 家庭から持ってきてもらっている場合は、野菜の切れ端とかそういったものが多いです。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 要するに持ってきて、そんなに支障ではない持ってきてやすいものとか、そういうイメージを受けるんです。

実際に台所で扱うごみというのは、結構生ごみとか臭いとか、またぬれますし、集めるために結構大変だと思うんです。まずは、生ごみをどういったものをコンポストするのかというのがとても私は気になったので、あれですけど、自治会でやる場合に、実際に量的にどれぐらいのものが対応ができますか。

そして、講師の先生はどういった処理の勉強とか、どういうふうに生ごみを処理するとか、そういった実演までなされますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 大体300グラムぐ

らいを目安にしております、こちらでプランター、コンポストになるものを準備していますので、そちらに土を入れて、先生も一緒に教えながら実演する形で講座のほうをやっています。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 確認です。

中城の生ごみの処理機対応のを出していますよね。そういったもので対応していますか、それとも新たに講師の先生が何か持ってこられるのでしょうか、生ごみの処理機は。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 講師の先生が何か処理機を持ってきてとかというのは、自分で先生が実際やっているもの、そういったものは持ってきてこういうふうなものですよということで見せたりはしますけれども、何かを先生が処理機とか持ってきてというのはございません。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 課長、1点確認ですけど、生ごみのこれはごみを少なくする、減量する、それを目的でやっていますか。

それと、家庭から出るごみを実際に堆肥化にして扱う、そういうことまでやっていますか。どういった処理機というか、どういった生ごみのそういうものを使っているのかというのが気になるんですけども、それを知りたいんですけど。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 ごみを減らすことも当然ですし、せっかく出来上がったものは堆肥として使えますので、両方で減量化と堆肥の活用でというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 その場で作ったものを、ごみとして持ってきてそちらで処理して、またそれを堆肥として持ち帰るのでしょうか。

持ってきますよね。ごみをこちらで処理するんですよ。その日できなくても置いておい

て、また何かあったら持ち帰るとか、そういったちゃんとごみではなくて、また堆肥として持ち帰るなり、何か使うというか、そういう循環型になっていますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 すみません、ちょっと説明が不足しました。

当日参加された方は、役場のほうでプランター一型のコンポストを準備して、講座の実演まで実施してもらったものはそのまま各家庭に持ち帰ってもらって、継続してやってくださいということで持ち帰ってもらっていますので、御家庭で活用されていると思います。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 要するに一番大事なのは、家庭から出るごみ、それを堆肥化というか、再利用してちゃんと循環型にごみとしてではなく、堆肥として持ち帰ってということで、そこに持ってきたものがそのままごみではなくて、また持ち帰って利用されているというそこを確認したかったというのが私の意図です。

そして、その中に大人だけというのがとても懸念されます。というのは、以前、私が政務調査で受けました、去年報告はいたしましたけど、神奈川の座間市というところに行きまして、ごみ減量化のパック型のコンポストを使用して家庭から出るごみを堆肥化するというそれを見てまいりました。そのときにも少しお話はしましたが、生ごみを自治体が、家庭から出るごみを麻袋というかそういったちゃんとした布に出して、おうちで持ってきて1か月に1回もしくは2か月に1回の指定日に出して、それを集めてそれをまた農家さんの提供してくださる畑の広場に皆さんのまちのを集めて、それを二、三か月かけて堆肥化して、またもう一度畑に戻すというそういうものを見てまいりました。

対象はこれは予算的なものがあって300世帯、その300世帯のごみをそういうふうに堆肥化す

るということで畑の土地を、農家さんの土地を二、三か月それを置いてもらって堆肥化をするというその事業を見てきたんですけど、これは中城でできるなということで一度御提案というか、話もしたつもりなんですけれども、私は中城も今年度、施政方針を受けてごみ減量化・堆肥化に向けて取組を始めてくださるんだということで、大いに期待、とてもわくわくしているんです。

そして、自治会というか、ごみ減量化に向けてぜひ取組を、それからコンポスト助成金もありますし、そういったものを広く知らしめて活用していきたいということを願っております。

今ちょっと残念なのは、子供たちがそれを目にするのが少ないということです。以前、吉の浦の何かの講座のときに、すみません、私、終わってからしかお聞きしていないので、ごみ減量化の講座を持たれたと思うんです。子供たちも親子連れで何名か来ていましたよというお話は聞いたんですけども、私はその場には実際に行っていないので、後日聞いたものですけど、ただ、その中に子供たちがいたということ。

そして、小学生の高学年3年生から6年生とお聞きしましたけれども、数名いたということに逆にとてもうれしかったんです。お母さんとお父さんと来ていて、ごみがこういうふうには花壇の、肥料になるということを目の当たりにしたということで、学校の先生にも話したよということで、2人でしたけれども、体験して教頭先生にお話しして、堆肥にできるんだよという話をしたということを知ってすごくうれしかったものですから。

今、ごみ減量化、公民館ですけど、これから自治会を通して広めていく考えはありますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 今年度も、6年度でやっていない自治会は7年度で実施していきたいと思っていますので、広く広めていきたい

と思っています。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 ぜひ広く実証実験というかそういうことをなさって、そして生ごみのコンポスト、そちらの助成金、そういったものにも活用できるように、皆さんに助成金の件も含めて広めていただきたいと思います。

では、2番に移ります。

草木の植物ごみですけど、その草木のごみについては今後どのようにお考えですか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えします。

今、草木類については燃えるごみとして出されていますので、それを燃えるごみとしては出さなくて、資源化する事業者さんありますので、そちらに今年度から搬入できればなというふうに思っています。その取組を7年度、検討していきたいと考えています。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 これ中城というか、一番ごみ減量化に直につながるができるというふうに大いに期待します。というのは、草木ですので、これからです。今年度、取組はしていただけるんですよね。それをお伺いいたします。

この集め方ですけど、確認をいたします。今、支部ごとの秋とか春とかの清掃の草木の処理の仕方はどういうふうになっていますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えします。

12月の補正予算で予算を認めていただいて、今、公共施設の維持管理とかで出る草木、あるいは学校の草刈り作業で出た草木、あと対象はPTA作業、あと自治会のそういった春と秋でやる清掃作業から出る草木についても、同じように資源化ということで収集したいと考えています。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 今、資源化とおっしゃいました。草木は掃除したときにはその日で搬入していますよね。燃やしているというふうに認識しているんですけど、資源化ですか、資源化できていますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 一斉清掃については、すみません、7年度からの開始で、今、公共施設とかからについては一部事業者さんのほうにお願いして受け入れ始めています。7年度からそういった地域の清掃については、焼却ではなくて、事業者さんのほうにお願いして対応してもらおうと考えています。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 今、中城というか、草木そのまま業者としてチップとかそういった肥料、そういうものにできるという技術というか、草木がそういうものになるといって、そういう認識というか、情報はありますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 今お願いしている事業者さんは堆肥化をしているということで、確認しています。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 私たちが今利用しています青葉苑、そして浦添にごみ処理の件は移行になります。そうなった場合に、いかにごみを減らすかというのが大事だと思うんです。それだけ持っていけば予算もかさむし、ましてや距離も遠くなりますし、処理できるパッカー車の回数、そういったものも本当に今よりももっともっと限りなく処理する能力が落ちると思うんです。運ぶ回数とか、そういうのもできなくなってくると思います。

いかに中城の村民がちりを出さない、ごみを出さない、そして資源に活用できるものは資源に活用する、そういう考えでごみ対策、それから焼却量の件も考えていかないと、私たちの税

金もそうですけど、ごみ問題に関しての中城の意識、それは変えていかないといけないと思います。

今、自治会の取組としての生ごみの堆肥化、これはすばらしいです。ぜひ進めていただきたいし、私たちも協力して参加して、またいろんなどういった活用ができるのかというのを勉強して調査してまいりたいと思いますけど、草木については、今現在、本当に出たものに関しては全て堆肥化にできるんです。それを実際に北中、それから西原、それから業者、そういったものはやっておりますので、そういったところを見習って、草木、ぜひ中城、緑も多いですし、畑も多いです。そういったものを資源化に向けた努力です。

私は1つ考えているんですけど、ごみ、特に草木は地域で春と秋に出てきますけど、それをすぐに持っていくのではなくて、一度畑とか耕作放棄された土地をならして、そちらのほうに数か所か何か所かに集めて、それを2か月、3か月、それぐらいすれば本当に半分以下になります。

というのは、私たち浜のほうで、以前、台風のときに集められたごみを浜の漁港の広場に半年ですけど、処理する大変な量だったと思うんですけど、5か月から6か月そのまま置かれた状態でした。そんなに飛沫するということもなく、ネットもかぶせてありましたし、そんなに散らばることもなく、最後には本当に3分の1程度になって減って、それが処理されていくという光景を目の当たりに見ました。こんなふうにして処理していたら、本当にごみは減るんだなというのを目の当たりにしたんです。

それを見たときに、中城の荒れた耕作放棄された土地にそれをならしてそこのほうに集めて、これを2か月、3か月後に持っていったら、それを資源としてチップとして活用するというその方向で持っていった場合には、全然ごみの、

それから処理能力も青葉苑、そちらの負担も少なくなるんだろうなと思いましたので、ぜひそういう検討を取組を考えていただきたいと思います。どんなでしょうか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 近隣市町村の状況も勉強しながら、減量化に向けて取り組んでいきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 ぜひお願いします。

北中では草木のそれ持っていくのを取り組んでおりますので、すぐ隣に持っていけるように協力をするというか、ましてや青葉苑、中城、北中一緒にやっていますので、そちらのほうとも対応して検討していただけますようお願いいたします。

では、大卒2番にいきます。

ふれあい事業、いきいき体操、この間、ボランティアの方が参加されているいろいろと交流会、問題提起あったと思いますけど、こちらについてお伺いいたします。

まず、私は浜のふれあいといきいきしか重点的に分からないので、自分たちのところを提言いたしますけど、以前ありました、村長が令和3年に政務調査で出されましたいきいき百歳体操のCDというかビデオなんですけど、課長、これは私はすぐ頂きました。これを活用して浜は、毎回ではありませんけれども、体操をいたしております。

このCD、ほかのボランティア、支部の方でもらっている方いらっしゃいますか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

すみません、浜のほうは私のほうが作成してお上げたかなと思うんですけども、ほかのところは何か所もらったかというのはちょっと今覚えていないので、後で調べてお答えしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 先ほどボランティアの方々はどういった、要するに自分のところはこうやっているけど、他の地域は何をしているんだろうというそれが一番の興味だと思うんです。

それで、これは自分たちが議員として政務活動もして、他の地域のいきいき体操、そういったものを目の当たりにして、公民館でもそうですけど、おうちに帰って御自分ででもゆっくりできるということで、とてもいい体操なんです。

私、もらうときに課長に言ったつもりなんですけど、まず村長が行かれてとてもよかったから見てみてということで、すぐその足でもらいにきました。これはぜひ活用してくださいということで頂きました。浜の皆さんにも見ていただきました。

そして、私、言いました。いきいき体操、それからふれあいなさっているところに、もし欲しいというかPRしてぜひ配ってくださいとそういうお願いをしたつもりなんですけれども、今、浜だけ、私だけが持っているのか、各支部の誰かさんが持っているのか、その情報はこの間、ボランティアの交流会がありました。そのときにぜひ尋ねてみたいことだったんですけど、ちょっと自分が参加できなくて確認もしていないんですけども、私、このCD、これをぜひボランティアの皆さんにこういうのがありますので、今からでも遅くないですので、逆に皆さんに渡してプレゼントできないものかと、配れないかというのを考えていただきたいんですけども、どうでしょうか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 もちろん希望されるところには配布したいと考えていますので、こういったツールがあるよということは再度御紹介した上で、希望されるところには作成して配布はしたいと考えます。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 希望ではなくて、今やっている皆さんは、役場から当局からこういう体操もありますよというそういう提言がほしいんだと思うんです。みんな同じ体操ではなくて、やっぱりこういうのもあるんだと。

この中に口腔内の口の体操パタカラ、そういうのも含まれています。令和3年ですけど、本当に最新の今現在やっているそのものが入っているんです。これは村長が行かれたときに、要するにすぐ全部広めていいですよ、差し上げていいですよという了解ももらって頂いてきているというふうに伺って、それで浜はすぐに欲しいですということで頂いた経過がありますので、逆に皆さんにお伝えというか、浜支部は使っています、ほかの支部、使っていない方はどうぞ使用してくださいということで、当局からまだのところはプレゼントするなり、上げるなりして広めていただきたいことを希望いたします。

それでは、あと一つ、先ほど困っていることで3つ課長は挙げられました。参加者が減っている、ボランティアがいない、そして送迎の問題。

私たち浜のほうも、行事をやるたびにけんけんがくがくなんです。浜はまずボランティアが一番下が68で、上が97。その中でボランティアだった人が80歳以上になって対象者になることで、ボランティアが少ないという現状もあります。

それから、送迎に関しては、浜は二通りの意見でいつも分かれます。送迎で迎えてまで参加させるべきか、歩いて来られる人だけでいいんじゃないかということで二転も三転もして、この5年ぐらいは迎えに行つてまで参加させるべきかということで、そこのほうは毎年、公民館でやる分ではなくて外に出ますよね、バスで。そういう花見ですとかピクニックですとかのときには、迎えに行つてまで連れていく必要があ

るかということ。

そのときではなくて、このふれあいに参加するたびにその家族の方とは常に連絡を取ります。お母さんが行きたいというので、参加させていいですかということで、御本人にも取りますけど、家族の方にも取ります。家族の方が心配だから迎えてまではいいですよというときには、無理強いはいたしません。

でも、幸いなことに浜の送迎をやる方が7名ほどおりますけど、その方々は私もこちらに来て45年になりますので、皆さんと家族ぐるみしています。大丈夫だよ、おうちにいても転ぶときには転ぶからとそういう言葉をいただいて、迎えて参加をしております。

それから、本人はよく分かっています。今日は雨降っているから行かないと休む、寒いから今日はちょっと控えるというふうに、本当に意思のはっきりしている方を送迎していますので、送迎については多少なりの知識は必要です。それをしっかり講座して、要するにサポートする。乗せるときにどういったタイミング、それから不自由なところにボランティアは立つとか、そういった簡単な知識があればそれほど難しいものではありません。

そういうことをしっかりレクチャーして教えていただいて、そういうふうを送迎に関しても少し不安を取り除いてあげるとするか、ボランティアの人の問題点を強く消してあげてを望みます。

最後に1つですけど、いきいき体操をなさっている講師の先生方の交流会とか、意見交換会は持たれたことがありますか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

いきいき体操というのは、とよむちよ筋事業のことでよろしいでしょうか。講師またお手伝いをお願いしている看護師の皆さんの交流会とかそういったのは、昨年度、令和6年度に

1回、年度当初にやっております。

令和7年度も年度当初にまたもう一回やって、お互いのやっていることの確認とか、役場との連携の仕方、連絡網のつくり方とかその辺の確認する会議という位置づけで、6年度からやっております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員、持ち時間でまとめてください。

○8番 屋良照枝議員 講師の先生のそういう交流会、意見交換会ぜひお願いします。というのは、あちらの先生は優しくてちょっと物足りない、こちらは厳しいとかそういう声が聞こえますので、そこだけ交流は必要だなと思います。

あと、体操のとき、以前、体内年齢、そちらを測るための体重計とかそういうことは検討ありましたでしょうか、そこだけお願いします。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

以前の議会で照枝議員のほうからありました体内年齢というか、タニタの体重計のもののお話がありました。そちらのものを各自治会に配布ができるかどうか、ほぼ18自治会ぐらいですか、全自治会とも、とよむちよ筋は関わっていただいているという現状もありますので、その数、予算をもう少し精査した上で、配布できる補助金が活用ができればやりたいとは考えております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 各自治会というか、血圧を測るときに体重そういったものができるようにしていただだけませんかということで、提案をしたつもりであります。

とにかく今、ふれあい事業、それからちよ筋体操、中城村らしいとてもいい活動ですので、ぜひ今後とも長く広めていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で屋良照枝議員の一般

質問を終わります。

休憩します。

休憩（14時17分）

~~~~~

再開（14時30分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、2番 玉那覇 登議員の一般質問を許します。

玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 皆さん、こんにちは。議席番号2番 玉那覇 登でございます。

これより一般質問を行いたいと思います。よろしくをお願いします。

大枠1、中城団地から国道329号線に下る階段について。

中城団地から329号線に下る階段は、現在、隣接する開発工事で土砂崩れを起こしているため、通行止めになっている状況である。階段が通行止めであることで、津覇小学校に通う小学生や中学生、社会人が奥間の砂販売交差点に迂回して倍以上の時間や体力を消費している。この状況へ、村としての対応をお伺いします。

大枠2、地震・津波に対する災害対策。

2011年、平成23年3月11日、午後2時46分頃、三陸沖を震源とするマグニチュード9、震度7という日本観測史上最大規模の地震発生から14年が経過しました。また、昨年4月3日には、午前8時58分頃に台湾付近で発生したマグニチュード7.7の地震により沖縄地方に津波警報が発令され、避難のため多くの課題が浮き彫りにされました。

今後30年以内に発生する確率が80%と言われる南海トラフ地震が発生した場合に、県内に予想震度4から5、津波到達が最短50分になると沖縄気象台が2月26日に予測を発表しています。

さきの発令時の課題も踏まえ、避難に対する対応をお伺いします。

大枠3、セグロウリミバエ緊急防除について。

セグロウリミバエが昨年3月に初めて名護市で確認されて以降、2月末時点で、12市町村で捕殺や寄生が確認されている。蔓延すると島外への出荷ができなくなることで生産者への打撃は大きく、また家庭菜園も控えざるを得ないことになる。

本村においても確認されていますが、今後の対応をお伺いします。

大枠4、農道の交通安全対策について。

先月、潮垣線津覇寺の十字路で車が大破する交通事故が発生しました。幸いにもけが人はなかったものの、危険な箇所である。

道路標識や表示などの対策を伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、玉那覇 登議員の一般質問にお答えいたします。

大枠1番につきましては都市建設課、大枠2番は総務課、大枠3番は産業振興課、大枠4番は住民生活課のほうでお答えいたします。

私のほうからは、大枠2番、地震・津波に対する災害対策ということでございますが、登議員がおっしゃいましたように、東日本大震災から14年がたちました。この教訓というのは忘れることなく、地震はいつか来るではなくて、地震は必ず来ると想定し、本村もいつ来るのか分からない地震等の被害に備えまして、日頃から防災意識を高めていくことが重要だと思っております。

今後も、そういった防災などの強化をしていきたいというふうに思っております。

詳細につきましては、各担当課のほうからお答えさせていただきます。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、玉那覇 登議員の大枠1番についてお答えいたします。

県営中城団地から国道329号線への階段の通行止めについては、沖縄県住宅課と沖縄県住宅

供給公社が現場の施工の改善などが見られないため、昨年12月より危険回避のため通行止めを行っております。

当該箇所は中城村と沖縄県中部土木事務所建築班及び沖縄県住宅課、沖縄県住宅供給公社にて、昨年7月から現場の状況確認と対策工事を早急に行うように指導を行っております。中城村独自でも施主や施工業者、設計業者と個別にヒアリングを行い、改善に向けて協議を行っておりますが、施工方法などに関して内部でもめているようでありました。

しかしながら、これから梅雨の雨期に入る状況を考えますと、今後も早急に対策工事などを行うように、県の関係課とも協力をして指導を行ってまいります。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、玉那覇 登議員、大枠2、地震・津波に対する災害対策についてお答えをいたします。

南海トラフ地震防災対策につきましては、国における防災対策推進地域として、沖縄県は16市町村が指定されております。本村につきましては防災対策推進地域として指定されておりましたが、伊集地域から久場地域まで東側海岸沿いに住宅地域が面していることから、地震・津波被害への備えは必要と考えております。

昨年の台湾東部地震における津波警報の発令による避難時の交通渋滞が課題となっていることから、徒歩による避難についてお知らせを行い、避難経路の確認、非常時の防災バッグの備えについてお知らせをしているところでございます。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 玉那覇議員の大枠3についてお答えいたします。

セグロウリミバエ緊急防除に関する今後の対

応につきましては、病虫害センター、那覇植物防疫事務所、県普及センター、JA営農センター、JA中城、村及び農業委員を動員しまして、本日3月19日に、和宇慶、北浜、南浜地区を対象に、ウリ科野菜と果樹の除去作業を実施しております。

また、ミバエトラップ設置に関しまして、常設している5か所以外に県が10か所を増設し、計15か所において定期的に調査を行っております。

セグロウリミバエの緊急防除に関しましては国と県が主導して行っておりますので、今後の対応については、国・県からの指示を受けながらセグロウリミバエの防除対策を実施していきたいと考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 玉那覇議員の御質問大枠4についてお答えいたします。

現場の確認を行いましたところ、国道から潮垣線に入る箇所については止まれの標識が設置されていますが、道路標示のほうが消えかけているために、宜野湾警察署へ修繕の要望を行いたいと考えています。

また、津覇、北浜両方向から走行する車両向けに、注意喚起の看板を早急に設置したいと思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 答弁いただきましたが、これより順を追って再質問したいと思います。

団地下の階段横の開発工事の土砂崩れについては、村も県のほうに要請をしているというふうなことでありますが、この工事に至る経緯といますか、例えば住宅を建設するのか、それとも何か工場を建設するのかというようなもので、許可を出すためには、斜面を削るわけですので、そういった工法、施工法とか、例えば斜面削って崩れないようにするような対策工事と

かそういったものも含めて申請された上で許可を出すのか、そういうふうな対策工事とかはやらなくても許可を出したのか。

それとまた、これは県が出したのか、村が出したのかというようなことでありますが、どういうふうになっていますか。よろしくお願ひします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、お答えします。

今現在、当該箇所については修理工場ということで、沖縄県中部土木の建築班のほうに開発申請と建築確認を提出しているそうでございます。その際に、この斜面地については、建物において土留めをするというそういう工法で申請されていると聞いております。出来上がったものに関して、県としては確認の許可を下ろしていると。

その建築を行うものに関しての施工方法については、県としては関与できないということを伺っております。こちらとしても、県として今の状況についてどうにか指導というか、強制的な現場の改善とかそういうものができないか伺ったんですけれども、やはり施工方法に関しては手を入れられないということで確認をしております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 ということは、村には申請は出されなくて、中部土木事務所のほうに申請をして許可が出たということで、言い方は悪いんですけど、村は関係ないよとまでは言わないにしても、村には申請を出されていなくて、県に出しているということでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 こちら市街化調整区域になっておりますので、基本的に住宅は建築できないのですが、開発はうちのほうにまず来ます。

それで、修理工場とかそういうものに関しては市街化調整区域でも建築に関してはできますので、それに関してはうちにも開発としては来ております。それで、それを基に最終的には県のほうで許可を下ろしますので、うちにももちろん来ております。

うちとしても、関係ないということでは考えておりませんので、どうにか解決できる方法を探ってはいるところではございますが、やはり少し業者間でトラブルがあるように今、見受けられております。どうにか強制的にできる方法とか、やはり危険を知っていて、起こってからでは遅いので、その辺に関してはうちもできるだけの協力もしたいとは思っておりますが、現在、何も動いていない状況でございます。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 先ほどの村は関係ないという表現は訂正したいと思います。

いきなり村には申請しなくて、県に申請しているというふうな話をちょっと聞いたものから、そういった村に申請しないで、村を飛び越えて県に申請してそういった工事ができるのかなと、私もその辺はちょっと知らなかったものですからお伺いしました。

昨年12月から通行止めをしているというふうなことで、最初の質問にもあったように、もう本当に子供たちが遠回り、倍どころか3倍ぐらいの距離を歩いているのかなと思いますけど、そういうふうに通る止めにして、これはやはり向こうに住んでいる方から目視で見ますと、通行止めするほどではないんじゃないかというふうなことを言われることもあるんです。

私も個人的に見て、大丈夫じゃないかなというふうなことを思いもしますが、やはりもし万が一あった場合はまた責任の問題がありますので、そういったことで12月から通行止めにして子供たちに不便をかけているというふうな状況ですけれども、やはりこういった通行止め

にするのにも、それなりに検査とかそういったのをして通行止めにするという判断に至ったのかなというふうに思いますけど、その辺はどんな状況ですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 今、この階段を管理しているのが、上の県営団地を管理している沖縄県の住宅供給公社になります。こちらがやはり現地を確認して、階段についてもひび割れとか常時確認作業を行っていて、修繕とかも行っているようです。

階段の状況と今の開発の場所、その状況を鑑みて通行止めに至ったものだと聞いております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 住宅供給公社の管理というふうなことで、階段等もひび割れ等を修繕して、できれば開発の場所とは関係なく早めに通行できるように、また村からも要請してほしいなと思っております。よろしくお願ひします。

これから梅雨時期も入るし、台風等も懸念されますので、この前のちょっと雨降った後もまた流れているような感じが見受けられますので、これからさらに梅雨とか台風でもっと崩れていくんじゃないかなと心配されますので、早めの対応を県のほうへも要請お願ひします。

次に、大枠2に移りたいと思います。

去った3月9日の防災講演会で、地震と津波ということで防災講演会がありましたけれども、その中で、沖縄周辺の南西諸島海溝では海溝沿いの地震活動が活発であり、昨年、2024年度には震度1以上が57回、震度3以上が5回、それを含む1万3,500回を観測しているというふうなことがありました。沖縄県は、全国でも28番目の地震の多さに数えられているというふうなこともありました。

このように沖縄周辺の地震もありますが、今後予想される南海トラフ地震は、静岡県の駿河

湾から宮崎県の日向灘までの長いプレートの境界を震源とする地震で、前回は1944年、戦後1年前です。その後2年後に、1946年度にまた発生していると。

あれから80年、戦後80年と言われるように80年たっていますので、今後予測の30年以内に発生するというふうなことを合計しますと、もう約110年になるわけです、経過すると。そういうことであると、さらに確率が上がるということとはもう目に見えて言えることであります。

そういったことでいろんな訓練は非常に重要だと思いますが、各地区、字、特に伊集から久場までの下地区の避難場所とかは指定されているのでしょうか。各字の避難場所です。よろしくをお願いします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、玉那覇 登議員の質問にお答えいたします。

避難場所につきましてはハザードマップにより示しておりますが、公共施設、学校であったり、公民館であったり、その部分を指定をしているところでございます。

あと、津波に関する避難所ではなく、一時避難ということが高いところに避難するということにつきましては、いろいろとアナウンスをしているところでございます。ほとんどが北浜地区から久場地区、伊集も含めてそこにつきましては、国道沿いが約8メートルから十四、五メートルまで海拔がございまして、そこに一時避難ということ避難するように説明をしているところでございます。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 各字は山のほうに高台に上がるというふうな場所は、一時避難場所というふうなことであるというふうなことで理解しています。

地震・津波はいつ起こるか分かりません。村長も起こるというふうなことで対策を立てない

といけないというふうなこともありましたが、昼起こるか夜起こるかというふうなことで、特に児童生徒が学校にいる時間帯に起こった場合に、特に下地区、津覇小学校、中城小学校、中城中学校とか下地区についての児童生徒たちの避難場所とかは指定されているのでしょうか。

それと、避難訓練の状況とかはどういうふうになっていますか。よろしくをお願いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

避難訓練は各学校において、毎年実施されております。

避難場所につきましては、中城小学校が添石の遍照寺うむい、津覇小学校は学校の裏山となっております。中城南小学校については海拔が130メートル近くありますので、その場所で待機、中城中学校に関しましてはゴルフ場となっております。

昨年、議員からありました4月3日の地震による津波警報の際、その日、子供の登校はなかったのですが、学童や部活動で学校にいた児童生徒もいましたので、確認をしましたところ、地震により津波の注意報が出た時点で各学校は自主的に避難を始めて、早いところで、5分程度で第一次避難場所に避難できたという報告を受けています。日頃の避難訓練の意識が十分発揮できたかと思います。

教育委員会としましては、教育長の方針で、最悪を想定して最善の方法を取るということを校長会でも徹底しております。以上です。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 今聞いて、中学校についてはゴルフ場というふうなことで、私自身、中学校はどこに避難するのかなと、生徒の数も多いし、郵便局の後ろ辺りに入らないはずだけなどというふうなことで思っていましたので、高台に中小、津覇小、中学校が避難場所があるというふうなことで安心します。

さきの3.11の地震のときに、そのときの教訓でよく言われますけれども、大川小学校の悲劇、釜石の奇跡というふうなことが3.11を前にそういったいろんな特集とかが組まれて、そういったのがありますが、大川小学校は海岸沿いから4キロぐらいのところに位置して、これまで過去、津波が来たことがないというふうなことで、先生方も安心して来ないだろうというふうなことで、実際津波が来て生徒108名のうち74名、職員が13名のうち10名、計84人が津波にのまれたというふうなことで、これが大川小学校の悲劇ということで、逆に釜石の奇跡は鶴住居小学校というところなんです、そこは津波警報が出たらすぐ裏山に逃げなさいというふうなことではだしでもどんどん逃げていって、近くの中学校の生徒も約250名ぐらい逃げて、99%がほとんど助かったと。

1校は助かって、1校は全滅というふうなことでよく東日本大震災のときに扱われますけれども、やはりそういった地震の場合は、3.11の沖縄県の学校も、そのときは恐らくすぐ生徒を帰したと思う、中城村においても。

すぐ帰したかどうかは、もう14年前のことだからどんなだったか分かりませんが、私の知合いで、その地震の後、津波警報が出ている中、琉大附属から、あの山手から下地区に帰されているんです。向こうに学校にいたほうが安全なのが帰されているというふうなことで、そういった3.11のときも帰した児童生徒が津波にのまれて亡くなったというふうなこともあって、その後、学校で一時保護をするというふうな動きが出ているようです。

中城、下地区については学校で一時保護したら、逆に余計危ないということも考えられますけど、そういったことの学校のほうで保護するというのが、これは津波だけじゃなくして、大雨の災害時とかそういったときも、やはりちょっと天気がよくなるまで学校のほうで保護を

しようということで、そういった保護者との取決めとか危機管理マニュアルができていないというふうなことは、共同通信社のアンケートで沖縄県はゼロというふうな記事がありました。

全国でも11件、そういった津波警報が出たら学校で保護をしておくとか、大雨のときには学校から生徒は帰さないというふうなことがありましたけれども、そういった危機管理マニュアルの整備もぜひ教育委員会、学校も見直したりとかそういった必要があるのかなというふうなことで3.11のことで感じましたので、その辺もよろしくをお願いします。

次にいきます。

セグロウリミバエの件ですけれども、本村のホームページによると、12月上旬にトラップに確認ということで県から連絡があると。12月11日に果実を調査して、中旬に寄生果実が確認されたということがあります。これは奥間のことなのかなと思いますが、27日から除去作業を村一斉にやったというふうなことであります。今日も南浜とかやられているというふうなことで、今後の緊急防除も4月から、来月からまた行うというふうなことで村のホームページにも載っていますが。

特によく聞かれるのが家庭菜園です。家庭菜園で楽しみながら菜園をして食べられる、特にゴーヤとかそれで家庭菜園もできなくなるなどというふうな心配な声もよく聞かれますけれども、何かホームセンターに行ったらゴーヤとかを売っているんです。県としては、できるだけ家庭菜園を控えるようにというふうな新聞記事にもありますけれども、ちょっと矛盾しているなど。

せっかくまた業者としてもたくさん苗を作って、これから販売しようという矢先にそういうふうなのがあると、やっぱり損害を被るというふうなこともあるのかなと思って、チラシもゴーヤを育てようとかいうふうなことでありますけれども。

もしこれからゴーヤを家庭菜園でやったときに、農業委員とかJAの職員とか現役の方々がおうちに来て、これは駄目ですよというふうに。前回、食べ頃のものを持っていかれたと、根っこも抜かれて持っていかれたというふうなことで、せっかくだくさんゴーヤもナーベラーもなっていたけど、そろそろ食べようかなと思っていたときに何名か来てビニール袋に持っていかれたというふうなことで、ちょっと協力ではあるんですけども、残念だったなというふうなことを言っていましたけれども。

これからホームセンターから買ってきて育てても、また4月頃からそういった駆除・防除作業で来て、持っていかれるというふうなことはないのでしょうか。育ててもいいのでしょうか、どんなでしょうか。

**○議長 伊佐則勝** 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

**○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏** 家庭菜園の場合の育て方で回答しますが、家庭菜園の中ではきちっとした管理を行えば、今の時点では御協力ということでの依頼はしております。

ただ、セグロウリミバエが全県にまた広がってしまうと、専業農家の方々に大打撃がありまして、今度は県外出荷ができなくなる。また、農家で出荷して生計を立てている方々がいますので、その辺は中城村のみではなくて、全県下でセグロウリミバエを根絶しなければならないというふうに考えていますので、できるだけ村民に関しましてはウリ科の植物を育てるのは控えてほしいということで、御協力をお願いしたいと思います。

**○議長 伊佐則勝** 玉那覇 登議員。

**○2番 玉那覇 登議員** 以前は北浜方面にもハウスを何棟か借りて、ゴーヤだけに特化したハウスがあったんですけど、ちょっと知合いではあったんですけども、最近、そういったハ

ウスでのゴーヤというのは、下地区、伊舎堂、泊まで見てもそんなにゴーヤの栽培農家というのはいないように見えますけど、大体何トンぐらい、出荷量というんですか、収穫量というのか、村でありますか。

**○議長 伊佐則勝** 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

**○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏** お答えします。

ウリ科の植物に関しましてはゴーヤ、ナーベラーいろいろな種類がありますが、資料を持っていませんので、何トン出荷されているか、把握はしておりません。

**○議長 伊佐則勝** 玉那覇 登議員。

**○2番 玉那覇 登議員** ゴーヤはそんなにないかなと私は思っていますが、いずれにしても、家庭菜園も控えるようにというふうなことで回答していいということですね。分かりました。

最後に、交通安全についてです。

先月、先ほどの津覇の寺の近くで事故があったというふうなことがあって、住民生活課長からも、やっぱり路面の標示が薄くなっているというふうなことがありましたが、ここは今年に入ってから大きな事故が2件あるようです。

津覇の駐在所の方からも聞いて、前回はけがもあったというふうなことがあって、駐在所の方からは、ぜひ道に引く北浜ではやりのハンブを2つぐらいでも、3つでもやったら止まるんじゃないかなというふうなことで、標識もあるんですけど、なかなか目につかないということもあって、ハンブを引いたらという駐在所からの提案がありましたが、向こうは畑、民家もないですので、特に問題はないのかなと思いますので、もし検討できましたらハンブはどんなですか。

津覇の交番の方が今度4月から転勤のようで、最後のお願いということでありましたので、よ

ろしくお願いします。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えします。

まず、看板については走行車両に見やすいように工夫して設置していきたいと思いますが、ハンプについては、関係する課にも相談しながら対応を検討させてください。以上です。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 よろしく申し上げます。向こうの交差点は視界も見えにくいというふうな。特にまた、津覇から北浜に行く潮垣線はちょっとスピード出しているんです。上から来るのが曲がろうとするときに、ちょっと視界も悪いものですから、ぜひまた今後、事故が起きないようによろしくお願いいたしますと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長 伊佐則勝 以上で玉那覇 登議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時11分）

## 令和7年第2回中城村議会定例会（第19日目）

|                                |                 |                     |                                    |           |
|--------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和7年3月3日（月）     |                     |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和7年3月21日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                | 閉 会             | 令和7年3月21日（午後12時23分） |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                | 1 番             | 小橋川 恵 美             | 9 番                                | 大 城 常 良   |
|                                | 2 番             | 玉那覇 登               | 10 番                               | 欠 員       |
|                                | 3 番             | 欠 員                 | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                | 4 番             | 桃 原 清               | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                | 5 番             | 新 垣 貞 則             | 13 番                               | 新 垣 博 正   |
|                                | 6 番             | 安 里 清 市             | 14 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                | 7 番             | 新 垣 修               | 15 番                               | 石 原 昌 雄   |
| 8 番                            | 屋 良 照 枝         | 16 番                | 伊 佐 則 勝                            |           |
| 欠 席 議 員                        |                 |                     |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 2 番             | 玉那覇 登               | 4 番                                | 桃 原 清     |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 比 嘉 保               | 議 事 係 長                            | 辰 さおり     |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 比 嘉 麻 乃             | こども課長                              | 比 嘉 昌 子   |
|                                | 副 村 長           | 新 垣 正               | 企 画 課 長                            | 金 城 勉     |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 都 市 建 設 課 長                        | 呉 屋 克 行   |
|                                | 総 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 仲 村 武 宏   |
|                                | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 忍               | 上 下 水 道 課 長                        | 下 地 良 和   |
|                                | 会 計 管 理 者       | 照 屋 郁 子             | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                | 税 務 課 長         | 比 嘉 聡               | 生 涯 学 習 課 長                        | 渡 久 地 真   |
|                                | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 森 本 雅 人   |
|                                | 健 康 保 険 課 長     | 島 袋 かおり             |                                    |           |

## 議 事 日 程 第 7 号

| 日 程  | 件 名                                                                          |
|------|------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1  | 議案第22号 令和7年度中城村一般会計予算                                                        |
| 第 2  | 議案第23号 令和7年度中城村国民健康保険特別会計予算                                                  |
| 第 3  | 議案第24号 令和7年度中城村後期高齢者医療特別会計予算                                                 |
| 第 4  | 議案第25号 令和7年度中城村土地区画整理事業特別会計予算                                                |
| 第 5  | 議案第26号 令和7年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算                                              |
| 第 6  | 議案第27号 令和7年度中城村水道事業会計予算                                                      |
| 第 7  | 議案第28号 令和7年度中城村下水道事業会計予算                                                     |
| 第 8  | 陳情第4号 国の財源による給食費の無償化制度設立を求める意見提出の陳情、ならび<br>に国による制度設立まで県と貴自治体が協力して無償化実現をめざす陳情 |
| 第 9  | 発議第1号 閉会中の所管事務調査について                                                         |
| 第 10 | 発議第2号 閉会中の議員派遣について                                                           |

## 議 事 日 程 第 7 号 の 追 加

| 日 程 | 件 名                               |
|-----|-----------------------------------|
| 第 1 | 議案第30号 中城村立小学校整備事業契約の変更契約について     |
| 第 2 | 議案第31号 中城村立中学校整備事業契約について          |
| 第 3 | 意見書第1号 日米地位協定の見直しに関する意見書          |
| 第 4 | 意見書第2号 沖縄の離島振興に関する意見書             |
| 第 5 | 意見書第3号 高額療養費制度の自己負担額引上げの撤回を求める意見書 |

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これから本日の会議を開催いたします。

(10時00分)

3月17日に中城村長から議案第30号 中城村立小学校整備事業契約の変更契約について並びに議案第31号 中城村立中学校整備事業契約について及び中城村議会議会運営委員長より意見書第1号 日米地位協定の見直しに関する意見書並びに意見書第2号 沖縄の離島振興に関する意見書、大城常良議員ほか2名から意見書第3号 高額療養費制度の自己負担額引上げの撤回を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議案第30号及び追加日程第2として議案第31号を、追加日程第3として意見書第1号並びに追加日程第4として意見書第2号、また、追加日程第5として意見書第3号を議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認め、追加

日程第1として議案第30号 中城村立小学校整備事業契約の変更契約について、追加日程第2として議案第31号 中城村立中学校整備事業契約について、追加日程第3として意見書第1号

日米地位協定の見直しに関する意見書について並びに追加日程第4として意見書第2号 沖縄の離島振興に関する意見書、追加日程第5として意見書第3号 高額療養費制度の自己負担額引上げの撤回を求める意見書を日程に追加し、議題とします。

追加日程第1 議案第30号 中城村立小学校整備事業契約の変更契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、改めましておはようございます。

それでは、議案第30号 中城村立小学校整備事業契約の変更契約について御提案申し上げます。

#### 議案第30号

##### 中城村立小学校整備事業契約の変更契約について

中城村立小学校整備事業について、次のように事業契約の変更契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- |                     |                                     |
|---------------------|-------------------------------------|
| 1. 契約の目的            | 中城村立小学校整備事業                         |
| 2. 変更契約金額           | 金 6,072,339,306円                    |
| 3. 変更による増額          | 金 113,051,440円                      |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | 金 540,799,472円                      |
| 4. 契約の相手方           | 沖縄県中頭郡中城村字久場1963番地<br>とよむパートナーズ株式会社 |

令和7年3月17日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

提案理由

中城村立小学校整備事業契約の変更契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

提案理由といたしまして、中城村立小学校整備事業契約の変更契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

○議長 伊佐則勝 これでは提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第30号について質疑をいたします。

これは1ページのほうになるんですけども、変更事業仮契約書ということで現在出ているんですけども、その後の中で、(1)の契約代金額の変更ということで、1.5%を超える差が出た場合には、これはもう物価変動等のことだと思うんですけども、その中で、今回1.5%で約1億1,300万の増額になる予定なんですけれども、これが中城小学校は9月に引渡しになると思うんですけども、さらに増額になるおそれがあるのかどうか。そのあたりを伺いたいと思います。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩 (10時08分)

~~~~~

再 開 (10時09分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

今回契約に至っては、本体工事について契約の変更を行っております。引渡し後、維持管理の部分の割賦の支払いは発生しますが、この部分についても今後見直しの時期が来たときには、その契約の変更は必要となる可能性があります。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 ということは、恐らく9月に中城小学校が引渡しされる。来年の3月だったかな、津覇小学校が引き渡される場合においても、そういう事例がまた追加議案として発生する可能性があるということは十分に考えられるということを考えてよろしいということで判断していいですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

津覇小学校におきましても現在着工しておりますので、現在の物価上昇率を見直しするのを恐らく夏頃に改定額が決まれば変更の契約を計上する予定となっております。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これは担当課のほうでどうする事もできない。いろんな関係性があってということでよいと思うんですけども、ぜひできるだけ抑えられるところは抑えていくと。業者のほうもできるだけ早期の建設というのは

無理かもしれないですけども、日程どおり進めていただいて、しっかりした学校を引き受けるように取り組んでいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
休憩します。

休 憩（10時12分）

~~~~~

再 開（10時14分）

○議長 伊佐則勝 再開します。  
ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。  
お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第30号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第30号 中城村立小学校整備事業契約の変更契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第30号 中城村立小学校整備事業契約の変更契約については原案のとおり可決されました。

追加日程第2 議案第31号 中城村立中学校整備事業契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第31号 中城村立中学校整備事業契約について御提案申し上げます。

#### 議案第31号

##### 中城村立中学校整備事業契約について

中城村立中学校整備事業について、次のように事業契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- |                         |                   |
|-------------------------|-------------------|
| 1. 契約の目的                | 中城村立中学校整備事業       |
| 2. 契約の方法                | 公募型プロポーザル方式       |
| 3. 契約金額                 | 金 6,335,600,611円  |
| うち取引に係る消費税<br>及び地方消費税の額 | 金 569,936,700円    |
| 4. 契約の相手方               | 沖縄県中頭郡中城村字添石69番地1 |

株式会社なかぐすく未来  
代表取締役 河野 慎也

令和7年3月17日 提出

中城村長 比嘉 麻乃

#### 提案理由

中城村立中学校整備事業契約の締結については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

提案理由といたしまして、中城村立中学校整備事業契約の締結については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

○議長 伊佐則勝 これでは提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、追加日程、議案第31号 中城村立中学校整備事について質疑いたします。

まず1点目、この契約書は誰が作成したのか。

もう一つは、この株式会社なかぐすく未来というところですか。ほかの事業も、中学校以外に事業もやっているのかどうか。

それと、契約書の内容、3ページの14条3項と4項の少し説明、勧告と設計変更等の説明、この条文の中からの説明をもう一つお願いします。以上、一応説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、お答えいたします。

契約書の作成については、ひな形を村のほう

で作成しております。基本的な様式等で準備しておりましたので、そこを確認してやっています。

○12番 金城 章議員 ところが、教育委員会。教育委員会がやった。

○教育総務課長 我謝慎太郎 こちらのほうから提示しています。

2点目のほかの事業をやっているのかとか、基本的に今回、なかぐすく未来につきましては、SPC、特別目的会社ということで法人をつくっております。例えば事業所である國場組さんは学校建設も行ってきていますし、その他の事業も行ってきている実績はあります。

今回このPFIで募集するに当たっては、類似するような学校、規模を建設したことがあることも条件に含まれていますので、そこを前提に公募しましたので、そこは可能という形になっています。

3点目の14条の3の説明につきまして、この条文につきましては、契約後4月からは中学校の校舎に係る設計を行っていきます。その際に、実際にこちらが要求水準書で提案した規模、あとその内容がちゃんと沿っているかというのをモニタリングしていきます。実際、提案のときにはそういう形で提出して決定はしてきていますが、今後、細かくその部分はチェックして

いくことで、モニタリングをすることとなっております。以上です。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休憩（10時22分）

~~~~~

再開（10時22分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、今の説明で分かりました。教育委員会が提案した物件をモニタリングして、そこでまた設計等で盛り入っていないときは提案して勧告、直すことですよ、今の14条3項はね。

それから、今、提案するという答弁がありましたけど、以前から、この説明時点、それから私、周辺整備とか、また緑化とか、いろんなことを質問しています。そのことが盛り入れられていないということと、もう一つ、この中学校建設に対して、図面は前回説明のときに少しは見せてもらいました。しかし、今度の契約書に、小学校は以前の図面が出ていましたけど、今回は図面もついていない。それと、先ほど言ったように提案事項の、私が望んでいる周辺環境整備、そのことも返答が返ってきていない。それと、この契約書、教育委員会が作成したということですけども、まず4ページの42条、1行目の最後のほうに、各校ごと維持管理、この各校というのが入っている、この各校の説明は何なのか。先ほどの環境整備、教育委員会は仮に提案すべきことは箇条書にして、返答が返ってきたのかどうか。この各校というのが十何か所あります、この4ページ後に、これは何なのか。こういった契約書でいいのかどうかね。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えします。

少し休憩を取っていいですか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休憩（10時24分）

~~~~~

再開（10時27分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

金城議員の質問ありました緑化と周辺整備につきましては、4月からこの事業者と設計を細かく入っていきます。その中で必要なものについては……、今回この提案はあくまでも事業所の提案なので、これから学校長とも確認しながら使いやすい、あと必要なものを再チェックして整備していきます。これを1年半かけて設計していきますので、今おっしゃっています周辺整備、あと緑化につきましても必要な場所には配置していきますし、維持管理がしやすい周辺整備、ごめんなさい、整備につきましては他課とも協議をしながら進めていきたいというふうに考えています。そのために、現在もそうなんです、各課とも調整しながら、ここは進めていきます。

すみません、今回、議員さんのほうにつけている議案書につきましては、私のほうで抜粋した形式で作っています。原本につきましては、この各校というのはいりません。申し訳ないです、これは私が小学校の事業契約を説明するときにつけた資料で、その文言が消して残っています。ここは私の記載ミスになります。大変申し訳ございませんでした。

○議長 伊佐則勝 12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今の説明で分かりはしますよ、課長。しかし、図面等でね、これ契約書を見た段階で、令和26年3月末までこの契約書の効果があると契約書にうたわれています。どうして急いでまたこういう契約書の内容で議案提出したのかもちょっと分からない。それと今、僕が求めているこの周辺整備は確実な返答がないとね、賛成し難いんです、私としては。

皆さん方、中学校用地として用地はもう買取りして、その中学校内に全部、この農道ももうなくなる、そういったこと、でも、私が求めているこの環境整備をぜひやっていただかないと、住民が困ることになる。いつもこの安里のムラガー、井戸ね、井戸に行く道もない状態でこうやって。課長説明ではいつも、中学校内から通って行けるようにすると。どういう施設でも、本当のこの施設内から通過していくって、一般常識的なことは絶対あり得ないと思っていますよね。

それと、僕は西側の維持管理道路と、このムラガーへ行く道路を設定してくださいというのは、上から来る河川も整備するはずなんですけど、この河川がもしものことがあったときには、中学校内からも通れない状態になる、工事車両も。中学校でも潰してまたやらないといけないう状況。そういうことを求めています。

それと、契約書も要するにこういう契約書で、本議会で、本当に出せるかどうかね。今、急いで課長がこの契約書を作ったからこういう状態になっているんですよ。1年も猶予あることだし、次の議会で提案して、ちゃんと中身を詰めた後で、それで14条を僕は質問したんですよ。モニタリングもして、次の議会で提案して、これ中学校建設には反対じゃないんですよ。皆さん方がちゃんと詰めていないことに僕は反対しているんですよ。

ぜひ本当にこの、ただ、今、課長がもうミスですということだけでこの契約書、これでいいのかどうか。これ2部制作して60万も印紙貼っていますので。2部制作して、相手方にもこの契約書渡っていますよね。このことですね、ぜひ今話したように、あと1年の、来年の3月までの契約期間がありますので、この仮契約で進めて、全部、教育委員会が、課も一緒に必要なことは全部取り入れて、それから提出してほしいんですよ。

村長、どう思いますか。この契約書で本当にいいと思いますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

すみません、契約書の原本につきましては間違っていないです。私が間違ったというのは、私が個人的に作った資料。今回、契約書のページが80ページほどありましたので、それを皆さんにつけるのが枚数がちょっと多いからということで、重要箇所を抜き出してということでやっています。ただ、抜き出した部分につきましては、最初のこのひな形を小学校のとき作ったのを直していますので、その部分が入っています。実際、原本につきましては、この間違いはありません。私が今回、説明用に作った形の抜粋形式のものが間違っていますので、その作成した資料が間違っていたことについては大変申し訳ございません。

あと1点、契約につきましては、仮契約のまま進めるといえるのはできませんので、これを本契約にしたいために今回、追加議案で提出しております。実際この部分につきましては、どうしても来年度からスタートしなければなりませんので、その部分の内容につきましては、先ほどの周辺整備等につきましては、今後それも力を入れてやっていきますので、この事業につきましては進めさせていただきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 これ仮契約内容抜粋となっていますけれども、先ほどは中小の資材単価1.5%の高騰によってという内容になっていますよね。先ほどの要するに材料単価とか価格が高騰したからその分追加と。これには、このような内容というのは載せていない、仮契約だから、それをうたっていないのか。本契約の中に、単価が上がった場合は、そのパーセントを

同様にあるのかというのを確認と、契約に至ったときに、これから中学校、あと2年なのかな、1年半なのかな。仮に今般の市場の為替の都合でドル安円高になった場合は、鉄鋼関係とかある意味で下がった場合、逆に今度は資材単価が下がった場合、その場合には、何ていうのかな、1.5%上がった場合、その分、契約で出しますよとなるけれども、下がった場合は、今度は減額ということにもなるのか。この2つほどちょっと確認いたします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

サービス対価の改定、要するに見直しにつきましては、小学校のものと全く同じものが本契約のものの原本のほうにはつけております。すみません、私のほうで小学校の説明をしたので、小学校のもので説明はしましたので、中学校のものの契約書の、抜粋のものには用紙はつけていませんが、原本には同じもので入っています。

2点目の1.5%以上の開きがあった場合の改定につきましては、今回は増になったための増の改定契約をしています。中学校におきましても学校建設時において、この契約時点から2年後ぐらいですね、その時点での差を見て低ければ、物価が下がっていれば減額改定を行います。これも同じ1.5以上あった場合について同様にやっていくことになっています。

○議長 伊佐則勝 7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 今般、労働単価はずっと下がらないと思うんだけど、もしかしたら現状がいろいろと、米国の問題等で為替が下がった場合、こういった鉄鋼とかアルミとか、もしかしたら下がる可能性もあるのかなと僕は期待をしているんだけど。そのときは労働単価と資材単価が逆転になればプラマイゼロにいただいで、できるだけ予算が本当になるような、を期待していますので、その辺は、

中学校は特に、津覇小もそうだけど、こういった材料単価、これはそういった資材単価等に反映されていると思うんですけど、その辺もちょっと示しながら努めてほしいなと希望していますので。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは、議案第31号 中城村立中城中学校整備事業契約について、契約書の写しが添付されておりますが、まず1点、1ページ目の第2条の(2)の事業場所、中城村字安里及び当間地内というふうに書かれていますが、番地が正確に記されていないのはなぜですかね。これ1点目です。

そして、先ほど金城議員からも質疑がありましたけども、各校ごとという文言が入っております。1校しか造らない中学校で各校に報告を求めることはあり得ないと思います。先ほど課長は答弁では、小学校の資料を単純にコピーしてここに上程しているというふうにおっしゃっていますが、ここは本会議場ですので、全協の説明資料でしたら、ミスプリントがあっても口頭でミス指摘して訂正するという程度は、話は通ると思うんですけども、しかもこれは重要な60億を超えるような契約書の関連の議案です。しっかりとやはり、本会議で審査するには正確な契約書に基づいた写しを添付するべきだというふうに私は思います。これは訂正する考えはないのかをお伺いいたします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

契約書のほうで安里及び当間地区内としたのは、こちらの地番が17か所ほどありまして、そこを全部記載しないために一応こういう明示になっています。学校建設後においては地番を1つに、番地を整えるといいますか、そういうもので切り替えていくということで、細かな番地

については記載しておりません。

2点目の契約書のほうにつきましては、大変、私のミスで申し訳ございません。後で原本を全部刷り直して提出したいと思います。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 まず1つ、この番地は、既に用地は買収されておまして、数が多かろうが少なかろうが、そこに建設すると決まれば、示すべきだと私は思います。ましてや契約書ですからね。20あろうが30あろうが、それはしっかりと何らかの形で、代表番号を書いて、別添でほか何番地という形で契約書の中には記すべきではないでしょうか。当間地区内とか安里地区内とアバウトに言われても、実際どこに造るのかというのが第三者が見てもしっかりと分かるような契約書にしないといけないだろうし。これだけ63億円余りの契約書の中で、こんなアバウトな契約でよく印鑑押したなというふうに思うぐらいですよ。これはやっぱりやり直す必要があると思いますし、到底、議会ではこれを認めることはできません。

そして、先ほど言ったこの各校という文言が入っている箇所も、早急に訂正をして、再度上程し直すことを求めたいと思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第31号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、中城中学

校建設整備事業について、中学校建設には反対ではありません。こういった不備で、先ほど博正議員からもあったように、この契約書で本当に本会議で認めるべきなのかどうか。先ほど僕の質問にはまた村長も答弁しませんでした。こういう議案提出で、本当に認めるべきじゃないなと思って。先ほどの質問のときにも言いましたけど、全部そろえてから議案を提出してほしいな。間違いがあったから、間違いを後で差し替えます、こういったことでは駄目だと思うんですね。ぜひこの議案は取り下げて、後日また再提案してほしい。それで反対します。

○議長 伊佐則勝 ほかに討論ありませんか。休憩します。

休憩(10時45分)

~~~~~

再開(11時30分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

引き続き討論を続けます。討論がありましたら、ほかにございませんか。

休憩します。

休憩(11時31分)

~~~~~

再開(11時31分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

賛成討論の発言を許します。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 採決に入ります。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長 伊佐則勝 着席ください。

起立少数です。したがって、議案第31号 中城村立中学校整備事業契約については否決されました。

続きまして、追加日程第3 意見書第1号 日米地位協定の見直しに関する意見書を議題と

します。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。  
中城村議会議会運営委員会委員長 大城常良

議員。

○議会運営委員長 大城常良 それでは、読み  
上げて御提案申し上げます。

意見書第1号

令和7年3月17日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

提 出 者

中城村議会 議会運営委員会  
委員長 大 城 常 良

日米地位協定の見直しに関する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

米軍基地から派生する様々な事件・事故等から国民の生命・財産と人権を守る立場から日米地位協定の抜本の見直しを求めるため。

日米地位協定の見直しに関する意見書

我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定によって、30の都道府県に130施設、約9万8千ヘクタールの米軍基地施設が所在している。

米軍基地を抱える全国の町村は、我が国の防衛、安全保障の一翼を担う一方、米軍基地の存在による住民生活への過重な負担を抱えている。

特に、全国の米軍専用施設の約70%を占める沖縄県においては、米軍基地から派生する事件・事故や航空機騒音、米軍人・軍属等による犯罪が、戦後80年を経過した今日においてもなお後を絶たず、女性の人権や尊厳をないがしろにする重大かつ悪質な性的暴行事件の多発は、極めて遺憾で激しい憤りを禁じ得ない。

また、環境や人体に影響を及ぼす可能性が強く指摘されている高濃度の有機フッ素化合物（PFAS）が米軍基地周辺の井戸や地下水から検出され、水源等の汚染が懸念されているが、基地内の立ち入り調査ができず原因が特定できないため汚染除去等適切な対応が困難な状況となっており、

地域住民の生活に多大な影響を及ぼしている。

日米地位協定は、日米を取り巻く安全保障体制や我が国の社会環境が大きく変化しているにもかかわらず、昭和35年に締結されて以来、64年以上もの間、1度も改正されていない。

これまで運用改善や環境補足協定の締結がなされてはいるものの一向に改善されない。米軍基地から派生する様々な事件・事故等から国民の生命・財産と人権を守るためにはまだまだ不十分で、根本的な解決のためには日米地位協定を抜本的に見直す必要がある。

よって、日米地位協定を抜本的に見直しされるよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月21日  
沖縄県中城村議会

宛先

|              |       |              |        |      |
|--------------|-------|--------------|--------|------|
| 衆議院議長        | 参議院議長 | 内閣総理大臣       | 外務大臣   | 防衛大臣 |
| 厚生労働大臣       | 環境大臣  | 沖縄基地負担軽減担当大臣 | 内閣官房長官 |      |
| 沖縄及び北方対策担当大臣 |       | 外務省沖縄特命全権大使  | 沖縄防衛局長 |      |

提案理由、米軍基地から派生する様々な事件・事故等から国民の生命・財産と人権を守る立場から日米地位協定の抜本的見直しを求めるため。以上です。

○議長 伊佐則勝 これにて提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第1号の趣旨説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続いて、ただいま議題となっております意見書第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第1号は委員会付託を省略します。

これから意見書第1号に対する討論を行います。

す。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第1号 日米地位協定の見直しに関する意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第1号 日米地位協定の見直しに関する意見書は原案のとおり可決されました。

続きまして、追加日程第4 意見書第2号 沖縄の離島振興に関する意見書を議題とします。本件について、提出者の趣旨説明を求めます。中城村議会議会運営委員会委員長 大城常良 議員。

○議会運営委員長 大城常良 それでは、読み上げて御提案申し上げます。

意見書第2号

令和7年3月17日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

提 出 者

中城村議会 議会運営委員会

委員長 大 城 常 良

### 沖縄の離島振興に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

沖縄県内離島の更なる振興発展を図るため。

### 沖縄の離島振興に関する意見書

沖縄の離島振興については、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、沖縄県内離島においては、これまで沖縄振興交付金をはじめとした沖縄振興予算や税制上の特例措置により、離島住民の交通・生活コストの低減や観光リゾート産業の振興が図られるなど、県内離島の産業の振興及び住民生活の安定向上に大きく寄与しております。

しかしながら、離島の多くは人口規模や経済規模が小さいほか、生活・産業活動の条件が厳しく、沖縄本島及び本土と比較して生活環境及び産業基盤の整備等が低位にある状況は残念ながら改善されておられません。

つきましては、沖縄県内離島の更なる振興発展を図るために、下記事項の実現方について、特段のご配慮を賜りますよう強く求めます。

### 記

- 1 離島医療・保健の充実強化について
- 2 離島航空路線の運賃の低減並びに離島空路整備法（仮称）の制定について
- 3 台風災害による支援策について

- 4 海岸漂着ゴミ処理対策及び廃棄物海上輸送への補助について
- 5 道路・港湾・空港の整備促進について
- 6 伊是名島・伊平屋島間架橋の整備促進について
- 7 日台漁業取り決めの抜本的見直し及び宮古・八重山圏域周辺海域の取り締まりの強化について
- 8 離島航路維持のための補助制度の創設について

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月21日  
沖縄県中城村議会

宛先

|        |              |       |         |        |
|--------|--------------|-------|---------|--------|
| 内閣総理大臣 | 内閣官房長官       | 財務大臣  | 総務大臣    | 国土交通大臣 |
| 経済産業大臣 | 沖縄及び北方対策担当大臣 | 沖縄県知事 | 沖縄県議会議長 |        |

提案理由、沖縄県内離島のさらなる振興発展を図るため。以上です。

○議長 伊佐則勝 これにて提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第2号の趣旨説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続いて、ただいま議題となっております意見書第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第2号は委員会付託を省略します。

これから意見書第2号に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第2号 沖縄の離島振興に関する意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、意見書第2号 沖縄の離島振興に関する意見書は原案のとおり可決されました。

追加日程第5 意見書第3号 高額療養費制度の自己負担額引上げの撤回を求める意見書を議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、読み上げて御提案申し上げます。

意見書第3号

令和7年3月17日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

提 出 者

中城村議会議員 大 城 常 良

賛 成 者

中城村議会議員 新 垣 善 功

中城村議会議員 小 橋 川 恵 美

### 高額療養費制度の自己負担額引上げの撤回を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

#### 提案理由

政府に対し、当事者の方々の命と暮らしを守るため、高額療養費の自己負担引上げを撤回することを強く求めるため提案します。

### 高額療養費制度の自己負担額引上げの撤回を求める意見書

高額療養費制度は、治療が長期にわたる患者の方々などにとって命綱であり、制度の拡充を目指すべきである。しかし、政府は高額療養費制度を見直し、当初2025年8月から3回に分けて、自己負担の上限額を引き上げることを決定した。その後、癌患者団体や医療機関から多くの撤回を求める意見が相次ぎ、13万筆を超える署名が提出された。

引上げは、低所得者はもとより、治療が長期にわたる患者やその家族に甚大な影響を及ぼす。がんや難病の患者など、制度を利用する当事者の方々から、生死に直結する治療の継続を断念しなければならなくなる、といった悲痛な声が数多く上がっている。

また、引上げは、命に関わる問題であるにもかかわらず、当事者の意見を聴かず、短期間で拙速に決定されたものであり、プロセスも全く不適切である。高額療養費制度を見直す際には、制度を利用している方々の生活実態の調査を実施し、当事者及び家族や患者団体等の意見を事前に聴取するという適正な手続きを経るべきで、国民の理解は全く得られていない。

現在、既に税と社会保険料を合わせた国民負担率が50%に近い水準まで上昇し可処分所得が減り、賃上げが物価上昇に及ばず、実質所得が3年連続マイナスとなるなかで、高額療養費の自己負担額を引き上げること自体が、生死に直結する治療を必要とする国民に、治療の中止・断念を強いるものであり、著しく不適切である。政府は参議院選挙後の秋には制度の見直しを行い、再提出を

予定しているが患者の負担増になることはあってはならないことである。

よって、政府に対し、当事者の方々の命と暮らしを守るため、高額療養費の自己負担額引上げを撤回することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年3月21日

沖縄県中城村議会

(提出先)

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣

提案理由、政府に対し、当事者の方々の命と暮らしを守るため、高額療養費の自己負担引上げを撤回することを強く求めるため提案いたします。

○議長 伊佐則勝 これでは提出者の趣旨説明を終わります。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第3号は委員会付託を省略します。

これから意見書第3号に対する討論を行います。討論ありませんか。

小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 意見書第3号 高額療養費制度の自己負担額引上げの撤回を求める意見書に賛成の立場から討論を行います。

高額医療費制度は、医療費の自己負担が一定

額を超えた際に、その超過分を公的に補助する仕組みであり、国民が安心して医療を受けられる重要な制度です。

しかし、自己負担額の引上げは、経済的な理由で受診を控えざるを得ない人を増やし、病状の悪化を招くおそれがあります。結果として入院や高額医療が必要となり、医療費全体の増加につながる可能性もあります。特に高齢者や低所得者、慢性疾患を抱える方々にとって負担増は深刻です。近年の物価高騰の続く中、さらなる医療費負担を強いることは適切ではありません。

よって、高額療養費制度の自己負担額引上げは撤回されるべきであり、本意見書に賛成いたします。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 これでは討論を終わります。

これから意見書第3号 高額療養費制度の自己負担額引上げの撤回を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、意見書第3号 高額療養費制度の自己負担額引上げの撤回を求める意見書は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第1 議案第22号 令和7

年度中城村一般会計予算を議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣博正議員。

○総務常任委員長 新垣博正

令和7年3月21日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

総務常任委員会  
委員長 新垣博正

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

| 事件の番号  | 件名              | 審査の結果 |
|--------|-----------------|-------|
| 議案第22号 | 令和7年度 中城村一般会計予算 | 原案可決  |

なお、委員会審査経過の中で、各常任委員会の委員長より下記のとおり意見がありましたので報告します。

#### 【福祉課】

- ・ふれあい事業については①対象者及びボランティアスタッフの高齢化、②送迎困難になっている点を考慮し事業の見直し、補助金の増額を検討すること。
- ・老人福祉センターに準ずる施設の建設計画を検討すること。

#### 【こども課】

- ・保育士確保対策強化事業補助金等の活用により、保育士の確保に努め待機児童の発生を防止する事。
- ・児童虐待・DV対策総合支援事業における社会福祉士等有資格者の児童相談員の早急な配置に努める事。

【都市建設課】

- ・財産取得にかかる用地交渉等においては、責任ある正規職員において職務にあたること。

【教育総務課】

- ・近年の物価高騰の影響により学校建設事業にかかる経費負担の増額が見込まれるため村民の理解を得るよう努めること。
- ・給食費無償化について、小学生家庭と中学生家庭との格差及び不平等感が生じないようにするために小学生も半額にするべきである。

【生涯学習課】

- ・吉の浦会館及び体育館の老朽化に伴い建て替え計画を検討する事。

令和7年3月21日。

中城村議会議長 伊佐則勝殿。

総務常任委員会委員長 新垣博正。

委員会審査報告。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、議案第22号。

件名、令和7年度中城村一般会計予算。

審査の結果、原案可決です。

なお、委員会審査経過の中で、各常任委員会の委員長より下記のとおり意見がありましたので、報告します。

福祉課、ふれあい事業については、①対象者及びボランティアスタッフの高齢化、②送迎困難になっている点を考慮し、事業の見直し、補助金の増額を検討すること。老人福祉センターに準ずる施設の建設計画を検討すること。

こども課、保育士確保対策強化事業補助金等の活用により保育士の確保に努め、待機児童の発生を防止すること。児童虐待・DV対策総合支援事業における社会福祉士等有資格者の児童相談員の早急な配置に努めること。

都市建設課、財産取得に係る用地交渉等においては、責任ある正規職員において職務に当たること。

教育総務課、近年の物価高騰の影響により学校建設事業に係る経費負担の増額が見込まれるため、村民の理解を得るよう努めること。給食無償化について、小学生家庭と中学生家庭との格差及び不平等感が生じないようにするために、小学生も半額にすべきである。

生涯学習課、吉の浦会館及び体育館の老朽化に伴い建て替え計画を検討すること。以上です。

○議長 伊佐則勝 これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、議案第22号 令和7年度中城村一般会計予算について質問します。

この申し送り事項に総務委員会の意見がないです。よって、本議会でもありましたけど、1款1項1目8節の旅費、そこで県外旅費が大分減になっているところの議論はどういう議論がありましたか。

○議長 伊佐則勝 委員長 新垣博正議員。

○総務常任委員長 新垣博正 お答えします。

議会費については総務常任委員会で審査をいたしました。令和7年度の当初予算において歳出に占める議会費の予算は全体の0.7%であります。以下にわたり、要求額をできれば満額、補正にて対応すべきとの意見もありました。特に理由としては、2名の今、欠員状態であり、それに係る議員報酬、そして共済費関連、政務活動費の交付金等も前年度より自動的に減額されております。よって、ただいま金城議員から指摘がありました所管事務調査においては、前年度予算措置され3年間で各常任委員会が県外派遣をし、鋭意調査する予算が前年度は認められましたので、今年度も当然認められるものだというふうに思っておりましたが、計上されておられません。

本会議でも計画が決まれば即補正対応したい旨の答弁もありましたので、あえて指摘事項に文面で掲載はしておりません。

そのほかにも議長、副議長の全国研修会の予算でありますとか、事務局長の出張費等にも削減が見られたので、そういったところも満額回答すべきであるのではないかというような意見はありました。以上です。

○議長 伊佐則勝 12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今の説明で分かりましたけど、やっぱり総務委員会としても、そこ

に付け加えてほしかったですね。先ほどの議案の件もありましたけど、議員がいろんなことを学ぶのは、この議会の発展もあります。それと村の発展もかかっていると思っておりますので、申し送り事項はぜひもうちょっと書き添えてほしかったと思っております。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号 令和7年度中城村一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第22号 令和7年度中城村一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第23号 令和7年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣博正議員。

○総務常任委員長 新垣博正

令和7年3月21日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

総務常任委員会  
委員長 新垣博正

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件名                       | 審査の結果 |
|--------|--------------------------|-------|
| 議案第23号 | 令和7年度<br>中城村国民健康保険特別会計予算 | 原案可決  |

令和7年3月21日。

中城村議会議長 伊佐則勝殿。

総務常任委員会委員長 新垣博正。

委員会審査報告。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件番号、議案第23号。

件名、令和7年度中城村国民健康保険特別会計予算。

審査の結果、原案可決です。

○議長 伊佐則勝 これでは委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第23号 令和7年度中城村国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第23号 令和7年度中城村国民健康保険特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第24号 令和7年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣博正議員。

○総務常任委員長 新垣博正

令和7年3月21日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

総務常任委員会

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件名                        | 審査の結果 |
|--------|---------------------------|-------|
| 議案第24号 | 令和7年度<br>中城村後期高齢者医療特別会計予算 | 原案可決  |

令和7年3月21日。

中城村議会議長 伊佐則勝殿。

総務委員会委員長 新垣博正。

委員会審査報告。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件番号、議案第24号。

件名、令和7年度中城村後期高齢者医療特別会計予算。

審査の結果、原案可決です。

○議長 伊佐則勝 これでは委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第24号 令和7年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第24号 令和7年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第25号 令和7年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長 新垣貞則議員。

○建設常任委員長 新垣貞則

令和7年3月21日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

建設常任委員会  
委員長 新垣 貞 則

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件 名                        | 審査の結果 |
|--------|----------------------------|-------|
| 議案第25号 | 令和7年度<br>中城村土地区画整理事業特別会計予算 | 原案可決  |

それでは、令和7年3月21日。

中城村議会議長 伊佐則勝殿。

建設常任委員会委員長 新垣貞則。

委員会審査報告。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件番号、議案第25号。

件名、令和7年度中城村土地区画整理事業特別会計予算。

審査の結果、原案可決です。

○議長 伊佐則勝 これでは委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第25号 令和7年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第25号 令和7年度中城村土地区画整理事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第26号 令和7年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長 新垣貞則議員。

○建設常任委員長 新垣貞則

令和7年3月21日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

建設常任委員会  
委員長 新 垣 貞 則

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件 名                          | 審査の結果 |
|--------|------------------------------|-------|
| 議案第26号 | 令和7年度<br>中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算 | 原案可決  |

それでは、令和7年3月21日。

中城村議会議長 伊佐則勝殿。

建設常任委員会委員長 新垣貞則。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、議案第26号。

件名、令和7年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算。

審査の結果、原案可決です。

○議長 伊佐則勝 これでは委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第26号 令和7年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第26号 令和7年度中城村汚

水処理施設管理事業特別会計予算は委員長報告  
のとおり可決されました。

日程第6 議案第27号 令和7年度中城村水  
道事業会計予算を議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長 新垣貞則議員。

○建設常任委員長 新垣貞則 ちょっと委員長

審査報告を行う、ちょっと下の2行目です。地  
方創生整備交付金とあります。これちょっと右  
側の上下水道に移行しています。すみません、  
ちょっとその右側のここに入っています。右  
側、下の2行です。地方創生整備推進交付金を  
下水道のほうに移行すみません。

令和7年3月21日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

建設常任委員会  
委員長 新垣 貞 則

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

| 事件の番号  | 件 名               | 審査の結果 |
|--------|-------------------|-------|
| 議案第27号 | 令和7年度 中城村水道事業会計予算 | 原案可決  |

なお、委員会審査経過の中で、各委員より下記のとおり意見がありましたので報告します。

老朽化した配水管は、耐震調査や漏水調査を行うとともに整備して村民の安心安全が図られるように求める。

それでは、委員長報告、令和7年3月21日。

中城村議会議長 伊佐則勝殿。

建設常任委員会委員長 新垣貞則。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、  
次のとおり決定したので、会議規則第77条の規  
定により報告します。

記。

事件の番号、議案第27号。

件名、令和7年度中城村水道事業会計予算。

審査の結果、原案可決です。

なお、委員会審査結果の中で、各委員より下記のとおり意見がありましたので、報告します。

老朽化した配水管は、耐震調査や漏水調査を行うとともに、整備して村民の安心・安全を図るように求めるという意見がありました。

○議長 伊佐則勝 これでは委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第27号 令和7年度中城村水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第27号 令和7年度中城村水道事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第28号 令和7年度中城村下水道事業会計予算を議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長 新垣貞則議員。

○建設常任委員長 新垣貞則

令和7年3月21日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

建設常任委員会  
委員長 新垣 貞 則

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

| 事件の番号  | 件 名                | 審査の結果 |
|--------|--------------------|-------|
| 議案第28号 | 令和7年度 中城村下水道事業会計予算 | 原案可決  |

なお、委員会審査経過の中で、各委員より下記のとおり意見がありましたので報告します。

地方創生整備推進交付金は令和8年度で終了するので、令和9年度以降の延長や補助事業等の財源の確保（補助金）に取り組むことの見解があった。

それでは、委員長報告、令和7年3月21日。

中城村議会議長 伊佐則勝殿。

建設常任委員会委員長 新垣貞則。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、議案第28号。

件名、令和7年度中城村下水道事業会計予算。

審査の結果、原案可決です。

次の意見がありました。

地方創生整備推進交付金は令和8年度に終了するので、令和9年度以降の延長や補助事業などの財源の確保、補助金に取り組むことの見解がありました。

○議長 伊佐則勝 これでは委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第28号 令和7年度中城村下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第28号 令和7年度中城村下水道事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 陳情第4号 国の財源による給食費の無償化制度設立を求める意見提出の陳情、ならびに国による制度設立まで県と貴自治体が協力して無償化実現をめざす陳情を議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 安里清市議員。

○文教社会常任委員長 安里清市

令和7年3月21日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

文教社会常任委員会  
委員長 安 里 清 市

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

| 番 号   | 付 託<br>年月日   | 件 名                                                                                | 審査の結果 |
|-------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 陳情第4号 | 令和7年<br>3月3日 | 国の財源による給食費の無償化制度<br>設立を求める意見提出の陳情、なら<br>びに国による制度設立まで県と貴自<br>治体が協力して無償化実現をめざす<br>陳情 | 採択    |

令和7年3月21日。

中城村議会議長 伊佐則勝殿。

文教社会常任委員会委員長 安里清市。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

番号、陳情第4号。

付託年月日、令和7年3月3日。

件名、国の財源による給食費の無償化制度設立を求める意見提出の陳情、ならびに国による制度設立まで県と貴自治体が協力して無償化実現をめざす陳情。

審査の結果、採択。以上です。

○議長 伊佐則勝 これですべての委員報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第4号 国の財源による給食費の無償化制度設立を求める意見提出の陳情、ならびに国による制度設立まで県と貴自治体が協力して無償化実現をめざす陳情を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第4号 国の財源による給食費の無償化制度設立を求める意見提出の陳情、ならびに国による制度設立まで県と貴自治体が協力して無償化実現をめざす陳情は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第9 発議第1号 閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

5番 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員

発議第1号

令和7年3月21日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

提 出 者

中城村議会議員 新 垣 貞 則

賛 成 者

中城村議会議員 安 里 清 市

中城村議会議員 新 垣 博 正

閉会中の所管事務調査について

本議会は別紙のとおり、会議規則第14条及び第75条の規定により提出します。

閉会中の所管事務調査について

本議会は閉会中に、下記の所管事務調査を実施することを発議する。

## 1. 調査の目的

### (1) 常任委員会

本村及び他市町村の実態を調査し、村政の伸展に寄与することを目的とする。

### (2) 議会運営委員会

議会運営の実態を調査し、議会の円満かつ積極的な運営を図ることを目的とする。

## 2. 調査事項

### 常任委員会

- (1) 行財政運営等に関する事項
- (2) 学校教育及び社会教育に関する事項
- (3) 監査及び選挙に関する事項
- (4) 福祉等に関する事項
- (5) 環境衛生等に関する事項
- (6) 健康保険等に関する事項

- (7) 商工観光の振興に関する事項
- (8) 農林水産業の振興及び農地等に関する事項
- (9) 土地開発等に関する事項
- (10) 住宅、道路及び河川等に関する事項
- (11) 都市計画等に関する事項
- (12) 上下水道整備等に関する事項
- (13) 安全・安心・防災に関する事項
- (14) その他上記以外の村政に関する事項

#### 議会運営委員会

- (1) 定例会及び臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項
- (2) 議会会議規則、委員会条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

### 3. 時期及び方法

令和7年度の閉会中に調査を行うこととし、その方法については各委員会において、それぞれ決定する。

### 4. 調査費用

議会費予算の定める費用弁償の範囲内とする。

令和7年3月21日  
沖縄県中城村議会

それでは、発議第1号。

令和7年3月21日。

中城村議会議長 伊佐則勝殿。

提出者、中城村議会議員 新垣貞則。

賛成者、中城村議会議員 安里清市。

賛成者、中城村議会議員 新垣博正。

閉会中の所管事務調査について。

本議会は別紙のとおり、会議規則第14条及び第75条の規定により提出します。

○議長 伊佐則勝 これにて提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑

を終わります。

ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号 閉会中の所管事務調査

についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、発議第1号 閉会中の所管事務調査については原案のとおり可決されました。

日程第10 発議第2号 閉会中の議員派遣についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。  
番号7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 読み上げて発議いたします。

発議第2号

令和7年3月21日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

提 出 者

中城村議会議員 新 垣 修

賛 成 者

中城村議会議員 玉那覇 登

中城村議会議員 屋 良 照 枝

閉会中の議員派遣について

本議会は、別紙のとおり地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により提出します。

閉会中の議員派遣について

本議会は、閉会中に下記の諸研修会へ全議員参加することを発議する。

記

1. 沖縄県町村議会議長会主催による議員研修会  
(令和7年度沖縄県町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会)
2. 中部地区町村議会議長会主催による議員研修会

(令和7年度中部地区町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会)

### 3. 本村議会主催による議員研修会

(令和7年度中に開催される諸研修会)

令和7年3月21日

沖縄県中城村議会

発議第2号。

中城村議会議長 伊佐則勝殿。

提出者、中城村議会議員 新垣 修。

賛成者、中城村議会議員 玉那覇 登、中城村議会議員 屋良照枝。

閉会中の議員派遣について。

本議会は、別紙のとおり地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により提出いたします。

閉会中の議員派遣について。

本議会は、閉会中に下記の諸研修会へ全議員参加することを発議する。

研修内容につきましては3記、記載してありますので、詳細、お目通しをお願いします。

○議長 伊佐則勝 これにて提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、発議第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから発議第2号 閉会中の議員派遣についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、発議第2号 閉会中の議員派遣については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで本定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会 (12時23分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 伊 佐 則 勝

中城村議会議員 玉那覇 登

中城村議会議員 桃 原 清

# 第3回 臨時会

# 令和7年第3回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 令和7年3月26日

会 期 1 日間

閉 会 令和7年3月26日

| 日 次   | 月 日   | 曜日 | 開議時刻    | 会 議 名 | 事 項                                             |
|-------|-------|----|---------|-------|-------------------------------------------------|
| 第 1 日 | 3月26日 | 水  | 午後1時30分 | 本 会 議 | 会議録署名議員の指名、会期の決定<br>議案第32号における説明、質疑、討論、採決<br>閉会 |

## 令和7年第3回中城村議会臨時会（第1日目）

|                                |                 |                    |         |         |
|--------------------------------|-----------------|--------------------|---------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和7年3月26日（水）    |                    |         |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                    |         |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 会             | 令和7年3月26日（午後1時30分） |         |         |
|                                | 閉 会             | 令和7年3月26日（午後1時39分） |         |         |
| 応 招 議 員<br><br>(出席議員)          | 議 席 番 号         | 氏 名                | 議 席 番 号 | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 小橋川 恵 美            | 7 番     | 新 垣 修   |
|                                | 2 番             | 玉那覇 登              | 9 番     | 大 城 常 良 |
|                                | 3 番             | 欠 員                | 10 番    | 欠 員     |
|                                | 4 番             | 桃 原 清              | 12 番    | 金 城 章   |
|                                | 5 番             | 新 垣 貞 則            | 13 番    | 新 垣 博 正 |
|                                | 6 番             | 安 里 清 市            | 16 番    | 伊 佐 則 勝 |
| 欠 席 議 員                        | 8 番             | 屋 良 照 枝            | 11 番    | 仲 松 正 敏 |
|                                | 14 番            | 新 垣 善 功            | 15 番    | 石 原 昌 雄 |
| 会議録署名議員                        | 5 番             | 新 垣 貞 則            | 6 番     | 安 里 清 市 |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 比 嘉 保              | 議 事 係 長 | 辰 さおり   |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 比 嘉 麻 乃            | こども課長   | 比 嘉 昌 子 |
|                                | 副 村 長           | 新 垣 正              | 企 画 課 長 | 金 城 勉   |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治            | 都市建設課長  | 呉 屋 克 行 |
|                                | 総 務 課 長         | 大 湾 朝 也            | 教育総務課長  | 我 謝 慎太郎 |
|                                | 住民生活課長          | 新 垣 忍              | 生涯学習課長  | 渡久地 真   |
|                                | 会 計 管 理 者       | 照 屋 郁 子            | 教育総務課主幹 | 森 本 雅 人 |
|                                | 税 務 課 長         | 比 嘉 聡              |         |         |
|                                | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳              |         |         |
| 健康保険課長                         | 島 袋 かおり         |                    |         |         |

## 議 事 日 程 第 1 号

| 日 程 | 件 名                      |
|-----|--------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名               |
| 第 2 | 会期の決定                    |
| 第 3 | 議案第32号 中城村立中学校整備事業契約について |

○議長 伊佐則勝 皆さん、こんにちは。ただいまより令和7年第3回中城村議会臨時会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(13時30分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番 新垣貞則議員及び6番 安里清市議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日3月26日のみにしたいと思います。御異議ありません

か。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日3月26日の1日のみに決定しました。

日程第3 議案第32号 中城村立中学校整備事業契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、皆さん、改めましてこんにちは。

それでは、議案第32号 中城村立中学校整備事業契約について御提案申し上げます。

## 議案第32号

### 中城村立中学校整備事業契約について

中城村立中学校整備事業について、次のように事業契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- |                         |                                                  |
|-------------------------|--------------------------------------------------|
| 1. 契約の目的                | 中城村立中学校整備事業                                      |
| 2. 契約の方法                | 公募型プロポーザル方式                                      |
| 3. 契約金額                 | 金 6,335,600,611円                                 |
| うち取引に係る消費税<br>及び地方消費税の額 | 金 569,936,700円                                   |
| 4. 契約の相手方               | 沖縄県中頭郡中城村字添石69番地1<br>株式会社 なかぐすく未来<br>代表取締役 河野 慎也 |

令和7年3月26日 提出

中城村長 比嘉麻乃

提案理由

中城村立中学校整備事業契約の締結については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

提案理由といたしまして、中城村立中学校整備事業契約の締結については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするものでございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、ただいまの中城中学校の整備契約について質問をいたします。

これは課長、この計画ですね、契約終わりました本契約になります。そして設計のモニタリング等々とかいろいろの村の要望とか入れるはずなんですけど、僕らがこの図面をもらえとか、検討することできるのかどうなのか。地元、安里、この郷友会も少し、この設計の話とか計画等を見たいんですけど、それができるかどうか、いつできるか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

契約後すぐ、4月1日からは設計の内容に、計画に携わっていきます。月1回以上、事業者とは設計内容を詰めていきます。どの段階でというのは、私のほうもある程度のもの、概略が決まった段階では、これまで小学校の建設事業においても議員に対して全員協議会を開いていただいて説明をしてきたところです。中学校においても同じようにやっていく方向は考えてお

りますので、例えば議員のほうよりどの部分について知りたいとか、ある程度のもをもし意見をいただきましたら、私のほうからその段階での公表できる分はどんどんしていきたいというふうに考えています。

○議長 伊佐則勝 12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ごめんなさい、もう一つだけ。地域の説明会も、安里地区にはできませんかね。ほとんどが安里地域なものですから、その説明とか。毎回、僕が訴えている、この農道がなくなる分の西側に農道を造ってほしいというのは地域の要望なものですから。そういうことの説明は可能ですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 今回、中城中学校については移転改築となりますので、両小学校においても実際、地域の住民等には説明を開いてきております。中学校においては今回、移転改築になりますので、ある程度、近隣住民については環境の変更が、要するに環境について周知はしていきたいというふうに考えていますので、時期を見て、その説明はしたいというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 これにて質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第32号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

**○議長 伊佐則勝** 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第32号 中城村立中学校整備事業契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

**○議長 伊佐則勝** 「異議なし」と認めます。したがって、議案第32号 中城村立中学校整備事業契約については原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

**○議長 伊佐則勝** 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会 (13時39分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 伊 佐 則 勝

中城村議会議員 新 垣 貞 則

中城村議会議員 安 里 清 市